

2022 年度 一橋大学大学院経済学研究科

博士学位申請論文

EBPM 推進としての各種政府統計及び
行政記録情報の特性を踏まえた整備に関する考察

一橋大学大学院経済学研究科博士課程

米田 泰隆

ED174004

目次

謝辞

序章 日本における EBPM 推進の経緯とその課題.....	1
i 研究の問題意識	1
ii 本論文の貢献.....	2
iii 本論文の構成と各章の概要.....	3
第1章 四半期別一般政府収支の推計手法の開発.....	7
1-1 はじめに.....	7
1-2 日本の国民経済計算における一般政府収支.....	8
1-3 諸外国における四半期別一般政府収支の公表状況.....	10
1-4 四半期別一般政府収支の推計方法の検討.....	12
1-4-1 推計の基本的な考え方	12
1-4-2 利用可能データの検討	12
1-4-3 一部データが利用できない場合の補外推計手法の検討	14
1-4-4 各表章項目における推計手法の検討と結果の検証.....	14
1-5 おわりに.....	22
1-6 第1章図表.....	23
第2章 2000年代の日本経済における住宅ローンの金利の分析.....	30
2-1 はじめに.....	30
2-2 データ概観.....	31
2-2-1 持家の借入残高（ストック）	31
2-2-2 住宅ローン利子（フロー）	31
2-3 分析手法.....	32
2-3-1 一国全体の持家の借入残高（ストック）	32
2-3-2 金融機関の種類別の住宅ローン利子（フロー）を計算するための金利.....	33
2-4 分析結果.....	34
2-5 おわりに.....	35
2-6 第2章図表.....	36
第2章補論 FISIM とは	41
第3章 1990年代以降の所得税収変動要因についての定量的分析.....	42
3-1 はじめに.....	42
3-2 国民生活基礎調査の概要.....	43
3-2-1 国民生活基礎調査とは	43
3-2-2 分析対象データおよびデータの規模.....	44

3-2-3	データセットの所得分布.....	44
3-3	所得税理論値の計算方法と分析対象.....	46
3-3-1	分析対象とする所得税収の範囲.....	46
3-3-2	所得税の理論税収値計算に用いる税制.....	46
3-4	所得税収変動要因についての分析結果.....	47
3-4	おわりに.....	48
3-5	第3章図表.....	49
	第3章補論 所得税計算モデルによる具体的な計算方法.....	54
第4章	日本の「家計調査」と「国民経済計算（SNA）」における家計貯蓄率の乖離.....	58
4-1	はじめに.....	58
4-2	「家計調査」と「国民経済計算（SNA）」の特徴と日本の家計貯蓄率.....	60
4-2-1	「家計調査」の特徴.....	60
4-2-2	「国民経済計算（SNA）」の特徴.....	61
4-2-3	家計貯蓄率に関する定義.....	61
4-3	先行研究に基づく家計貯蓄率の調整.....	62
4-3-1	家計貯蓄率を計算する対象データ（母集団）の調整.....	62
4-3-2	家計貯蓄率計算に使用する所得・消費の概念調整.....	63
4-3-3	統計に含まれる誤差の調整.....	66
4-4	最終的な調整結果.....	69
4-5	おわりに.....	69
4-6	第4章図表.....	71
第5章	高齢者貯蓄の実態.....	73
5-1	はじめに.....	73
5-2	政府統計と先行研究.....	75
5-3	『全国消費実態調査』の概要とデータセットの作成.....	77
5-3-1	『全国消費実態調査』の概要.....	77
5-3-2	データセットの作成.....	78
5-3-3	高齢者の資産保有の現状.....	78
5-4	高齢者世帯の貯蓄額の算出.....	81
5-4-1	貯蓄額の算出方法.....	81
5-4-2	分析対象.....	83
5-4-3	貯蓄額の算出.....	83
5-4-4	小括.....	85
5-5	どのような高齢者が貯蓄をしているのか.....	85
5-5-1	貯蓄割合の算出.....	85
5-5-2	所得、資産保有と貯蓄.....	86

5-5-3	年齢、期待余命と貯蓄	87
5-5-4	世帯類型と貯蓄	88
5-5-5	高齢者の個別事情による貯蓄行動の変化	88
5-5-6	公的年金以外の所得と貯蓄	89
5-5-7	小括.....	89
5-6	まとめ	90
5-7	第5章図表.....	92
	第5章補論 高齢者同居世帯の貯蓄額の算出手法.....	110
第6章	住民税「非納税義務者」と所得税「非納税者」の相違.....	112
6-1	はじめに.....	112
6-2	「非納税義務者」・「非納税者」及び「民間給与実態統計調査」の整理	112
6-2-1	住民税「非納税義務者」と所得税「非納税者」の特徴と相違点.....	112
6-2-2	「民間給与実態統計調査」とは.....	114
6-3	「税務データを用いた分配側GDPの試算」の再試算.....	115
6-3-1	「税務データを用いた分配側GDPの試算」の概要	115
6-3-2	「税務データを用いた分配側GDPの試算」の再試算	116
6-4	おわりに.....	118
6-5	第6章図表.....	120
第7章	中国における幸福感とは何か？	125
7-1	はじめに.....	125
7-2	先行研究から得た知見と本研究の特徴	128
7-2-1	先行研究のサーベイ	128
7-2-2	本研究の特徴.....	128
7-3	分析方法.....	129
7-3-1	分析手法	129
7-3-2	データセット	130
7-4	分析結果.....	131
7-4-1	説明変数と幸福度との関係についての分析.....	131
7-4-2	相対所得の計算方法	131
7-4-3	その他の説明変数.....	132
7-4-4	回帰式およびデータ総数との分析可能データ数	133
7-4-5	回帰結果	133
7-5	おわりに.....	134
7-6	第7章図表.....	136
終章	総括.....	147
	参考文献	148

謝辞

本博士論文の執筆に際し、多くの方々に丁寧なご指導、データ使用のご許可、多大なるご配慮及び温かいご声援をいただいたことに、まず心より感謝申し上げます。

北村行伸先生からは、私が修士課程に在籍していた2015年4月より、7年以上にわたり、指導教官として、研究の着想、先行研究の読み方及び分析における技術的手法等の研究上の指導はもちろん、折に触れ、人間としても大きな成長のきっかけをいただきました。特に、長きに渡り統計委員会の委員長をお務めになる等、まさに斯界の権威たる北村先生が、私のような若輩者にも真摯に向き合ってください、学術研究においては冷静に厳しく、しかし、指導前後の会話や懇親会では常に温かくご指導くださる姿勢は、まさに「人生の師」です。

宇南山卓先生には、2017年1月に修士論文の副査をご担当いただき、その後も共著論文の執筆等で継続的なご指導を賜りました。至らない点が多々ある中でも辛抱強く共同作業を続けてくださり、肌で感じた緻密かつ実践的な研究手法は今後の大きな糧となりました。

小塩隆士先生には、2017年4月に私が博士課程に進学した直後に設立した「博士論文指導委員会(コミッティー)」の委員を、北村先生・宇南山先生とともにお引き受けいただき、その後に「博士学位論文計画書(プロポーザル)」を提出した際にご審査をいただきました。

森川正之先生には、独立行政法人経済産業研究所(RIETI)の所長も兼務されている中、貴重なお時間を割いてくださり、私の博士論文について詳細なコメントをくださいました。

臼井恵美子先生には、初対面にも関わらず、博士論文の審査委員をお引受くださいました。以上、5名の博士論文審査委員の先生方には、特別な御礼を申し上げます。

第5章の共著者の中澤正彦先生は、公務員の小職が学術の世界に一步踏み出すきっかけとチャンスをお与えくださった方で、言葉で表せない感謝を抱き続けております。第7章の共著者の黎翰丹さんは、北村先生ゼミの修士課程での同級生として、年齢・性別・国籍を超えた友情を育むことができたのは、本当に幸運でした。

なお、第3章の「国民生活基礎調査」データ提供は厚生労働省、第5章の「全国消費実態調査」データ提供は総務省の関係各位、第7章の日本版 General Social Surveys (JGSS) データ提供は、東京大学社会科学研究所の協力を受けて実施している大阪商業大学 JGSS 研究センター(文部科学大臣認定日本版総合的社会調査共同研究拠点)の関係各位にご協力いただきました。ここに記して感謝申し上げます。

その他、合計7年間学ばせていただいた一橋大学の皆さま、講義を担当させていただいた跡見学園女子大学、昭和女子大学、東京成徳大学、東京農業大学、文京学院大学の皆さま、職場である財務省、内閣府、国税庁の皆さま、支えてくれた友人、そして家族。直接・間接問わず応援してくださった全ての方々に、心より感謝いたします。

2022年7月 米田 泰隆

序章 日本における EBPM 推進の経緯とその課題

i 研究の問題意識

EBPMは、経済政策の決定において中心的テーマの1つである。明確な契機となったのは、2016年秋にGDP等の経済統計の見直しを行う統計改革とセットでEBPMの検討を進めることと指摘される（三輪（2000）等）。2017年2月には、関係閣僚及び有識者から成る「統計改革推進会議」が設置され、同年5月に最終取りまとめとして「オープンデータ基本指針」が公表された。そこでは、各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則とし、個人情報が含まれる又は法人・個人の権利利益を害するおそれがある等の理由によりオープンデータとして公開することが適当でない情報であっても、支障のあるデータ項目を除いて公開することないしは限定的な関係者間での共有を図る「限定公開」といった手法を積極的に活用することが明記された。同8月には、官民データ活用推進基本計画実行委員会会長決定にて「EBPM推進委員会」が発足し、統計等データを用いた事実・課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善、その基盤である統計等データの整備・改善を進めることを目的として、21の省庁代表者を交え検討を行うこととなった。2021年9月にはデジタル庁が発足し、EBPMの動きを更に加速・強化している。

オープンデータ基本指針を踏まえ、各省庁では、限られた資源を有効に活用して、国民により信頼される行政を展開するためにEBPMを推進する、という機運が一層高まっている。例えば、国税庁では、2021年11月から行政記録情報を用いた税務大学校との共同研究の公募を開始し、個別の税務データ用いたパネル分析への扉が遂に開かれた。個別の税務データを学術研究に利用したいというニーズ自体は従前から強くあったものの²、センシティブな税務情報を扱うため、国税庁は、学術利用であっても非常に慎重な対応を長らく行ってきた。その経緯もあり、2021年の国税庁の判断は、多くの研究者に驚きをもって迎えられると同時に、他省庁の一層のデータ整備・学術利用促進の流れを加速させ、日本における行政記録データに基づく研究が当たり前になる新時代への重要な分岐点という意義がある³。

日本がEBPMの第1歩を踏み出したとはいえ、大きな課題もある。それは、各種政府統計や行政記録情報は、各省庁の行政目的を達成するために収集・整備しているものであり、個票データに触れることができたとしても、必ずしもそのまま学術利用できるとは限らない

¹ Evidence-based Policymaking の略で、エビデンス（根拠、証拠）に基づく政策立案のことをさす。

² 例えば八塩（2005）は、所得税の限界税率変化が課税所得に与える効果を、公表されている国税庁統計年報を用いて分析した際、文中で「diff-in-diffによる分析で本来用いられるべき課税所得のパネル・データは日本では入手できない」と述べている。

³ デジタル庁発足後に初めて開催された2021年11月4日のデータ戦略推進ワーキンググループ主査代理決定の第1回EBPM推進委員会でも国税庁の取り組みが報告され、大阪大学・大竹文雄委員や東京大学・川口大司委員より、国税庁の取り組みに対する賛辞と、この枠組みを応用し厚生労働省等他省庁も一層のデータ活用を期待する旨の発言があったことが議事要旨でも確認できる。

点である。各種政府統計及び行政記録情報を学術研究に利用する際は、それらの作成目的、作成方法、集計オペレーションで生じやすいミス、サンプリングバイアス等の特性を踏まえた調整を実施し、丁寧に整備する必要があることが重要と解される。

ii 本論文の貢献

本論文の貢献は、各章において、各種政府統計及び行政記録情報等の個別データを含む各データの特性を踏まえた調整を実施し、データ整備を行ったうえで分析した点にある。第1章では「地方公共団体消費状況等調査」(内閣府)、第3章では「国民生活基礎調査」(厚生労働省)、第5章では全国家計構造調査の前身にあたる「全国消費実態調査」(総務省統計局)といった政府統計の個票データを用いて分析している。第2章では、マクロ計数である「国民経済計算(SNA)」(内閣府)の住宅ローン支払利子に関して、「国家公務員共済事業統計年報」(財務省)、「金融経済統計月報」(日本銀行)、「農林年金 財務諸表」(農林漁業団体職員共済組合)等の個別データを用いて分析し、SNA上のFISIM調整前の支払利子のうち家計の持ち家分の金額を銀行、住宅金融支援機構、国家公務員共済組合等の貸出機関の種類別に推計する手法を提示している。第4章では「家計調査」(総務省統計局)とSNAにおける貯蓄の乖離について分析している。第6章では「民間給与実態統計調査」(国税庁)における非納税者の特性に関して分析している。第7章では、「中国総合社会調査(CGSS)」(中国社会调查网络(CSSN))・「日本版総合的社会調査(JGSS)」(大阪商業大学JGSS研究センター)の大規模マイクロデータを用いて分析している。

どんなに優れた理論モデルを用いて分析しても、データ特性を見誤ってしまうと、理論上想定される結論とは異なる分析結果となってしまうことがある。もちろん、例えばアメリカのデータで当てはまる理論が日本のデータでは当てはまらない場合、理論モデルに日本の特殊性が加味されていない、いわゆる欠落変数バイアス(OVB)の可能性もある。しかし、仮に日本のデータに「クセ」があるだけで、データに所定の調整を行うことで、理論モデル通りの結果が導かれることもあり得る。後者の場合、調整せずに分析した結果を元に「EBPM」と称して、誤った政策立案をすると、社会全体の厚生が改善するどころか、逆に悪化してしまうであろう。特性が異なる一つ一つのデータと丁寧に向き合い調整する重要性を、各章の様々な種類のデータを用いた分析を通じて改めて提示した点が、本論文の貢献といえる。

iii 本論文の構成と各章の概要

本論文の構成は、次のとおりである。

- 序 章 日本における EBPM 推進の経緯とその課題
- 第 1 章 四半期別一般政府収支の推計手法の開発—IMF「SDDS プラス」への対応に向けて—
- 第 2 章 2000 年代の日本経済における住宅ローンの金利の分析—FISIM の観点から—
- 第 3 章 1990 年代以降の所得税収変動要因についての定量的分析—国民生活基礎調査の個票データを用いたマイクロ・シミュレーション—
- 第 4 章 日本の「家計調査」と「国民経済計算 (SNA)」における家計貯蓄率の乖離—1994 年から 2015 年における日本の家計貯蓄率低下要因—
- 第 5 章 高齢者貯蓄の実態—『全国消費実態調査』の個票による分析—
- 第 6 章 住民税「非納税義務者」と所得税「非納税者」の相違—「税務データを用いた分配側 GDP の試算」の再試算—
- 第 7 章 中国における幸福感とは何か？—中国総合社会調査 (CGSS) および日本版総合的社会調査 (JGSS) のマイクロデータを用いた分析—
- 終 章 総括

序章は、本論文の問題意識、本論文の貢献及び本論文の構成と各章の概要を端的に整理した、本論文全体の要旨として執筆したものである。

第 1 章は、日本の様々な統計及び行政記録情報を組み合わせることで、IMF が定める国際基準「SDDS プラス」の要請に応え得る四半期別一般政府収支の推計手法を開発し、実際に試算を行うこと通じて推計手法の妥当性を検証することを目的としている。

四半期別 GDP 速報 (通称「QE」) は、公表時に常にトップニュースで扱われ、内外の学者やエコノミストも注目している、「経済成長」に関する重要な経済指標である。一方、「財政状況」に関する重要な経済指標である「プライマリーバランス (基礎的財政収支)」に関しては、日本では 2021 年 4 月まで年度単位でしか公表されていなかった。仮に「経済成長」が著しくても、「プライマリーバランス」が悪化している場合、つまり政府の財政出動により「経済成長が見せかけられている」場合は、その国の経済は危機的状況といえる。その点を重視した IMF が「SDDS プラス」という枠組みを公表し、「プライマリーバランス」も四半期別に公表することを要請している。本章では統計法上の一般統計調査である「地方公共団体消費状況等調査」の個票データ等を組み込んで分析し、2021 年 4 月から内閣府が公表している、速報性の高い四半期別財政収支の推計手法を確立した貢献がある。

第 2 章は、2001～2019 年度の金融機関の種類別の住宅ローン利子の金額を示し、そのう

えで、推計値を「国民経済計算（SNA）」上の実績値と比較し、推計精度を確認することを目的としている。2001～2019年の推計値とSNA実績値の乖離額の平均は1,918億円、SNA実績値に対する適合率は96%となっており、本章の手法により、相当程度の推計精度で、銀行、住宅金融支援機構、国家公務員共済組合等の貸出機関の種類別住宅ローン利子を計算することが可能といえる。

SNAにおいて、2010～2016年度国民経済計算年報においては、FISIM調整前の支払利子のうち家計の持ち家分の金額が公表されていないが、本章の手法を用いれば、相当程度の推計精度で、家計が実際に支払った住宅ローンの金額を把握することができる。また、SNAのマクロの支払利子うち家計の持ち家分の金額を、所定の調整を行えば、貸出機関の種類別に分解可能なことを示した点も、日本の家計に関する分析をするうえでの貢献といえる。

第3章は、1990年代以降の所得税収変動要因について、「国民生活基礎調査」の個票データを用いて、制度改正や税制改正による効果の大きさについて定量的な分析を行うことを目的としている。こうした分析手法を用いることの意義は、所得税の税収変動要因について、制度改正や税制改正に起因する金額について、経済状況や人口構造の変化等の社会的要因の影響を踏まえた事後的な数値として把握することができる点にある。

第4章は、「国民経済計算（SNA）」と「家計調査」における家計貯蓄率の乖離の発生要因を解明することを目的としている。両統計の1994～2015年の平均乖離幅は、21.3%にものぼる。結果として、①対象となる家計の範囲の違い、②所得・消費の概念の違い、③家計調査の非標本誤差、によって乖離のうち平均93.2%部分は説明できることを示した。

現在、マクロデータでもミクロ的基礎が重要視されているが、データによって概念や定義が相違することはしばしばある。本研究では、所定の調整を行えば、マクロの貯蓄をミクロ化することができることを示し、日本の貯蓄に関する分析をするうえで大きな貢献がある。

第5章は、2009年の「全国消費実態調査」の個票を用いて、資産の取り崩し額・貯蓄額についてのバイアスを考慮した分析を行うこと等により、高齢者の貯蓄の実態を明らかにすることを目的としている。本章の主な分析結果は、（1）高齢者世帯のうち夫婦世帯及び単身世帯（以下、高齢独立世帯）は、平均的には就業している場合は貯蓄し、非就業の場合は資産を取り崩すこと、（2）非就業の場合の資産取り崩し額は月1.44万円と、「全国消費実態調査」の公表資料で示されている月9.75万円より明らかに小さいこと、（3）高齢者とその子どもが同居している世帯（以下、高齢者同居世帯）の同居高齢者は、就業・非就業にかかわらず概ね貯蓄していること、（4）高齢独立世帯については、所得階層が高いほど、資産階層が高いほど、年齢階層が高いほど、概ね貯蓄をする世帯の割合が高くなること、（5）高齢独立世帯について子どもの有無で区分すると、子どもがいる場合に貯蓄する世帯の割合が高くなること、である。

第6章では、住民税「非納税義務者」と所得税「非納税者」の相違について明確にしたうえで、「民間給与実態統計調査」を用いて分析している藤原・小川（2016）における税務データを用いた分配側GDPの試算の再試算を行った。

本章の分析の結果、まず、①主に住宅ローン控除等で所得税「非納税者」となった場合は住民税「非納税義務者」にはならないこと、②2014年の「国民生活基礎調査」（厚生労働省）における日本の平均世帯人員は2.49人である中で住民税「非納税義務者」となる給与収入金額は3人世帯であっても約191.5万以下であること及び③「民間給与実態統計調査」から推計した一人当たり平均給与収入の金額を住民税「非納税義務者」に乗じて計算するうえで、一人当たり平均給与収入の金額の計算上、所得税「非納税者」のうち200万円超から1,000万円以下のサンプルは除外することが適切である旨を指摘した。そのうえで、藤原・小川（2016）における税務データを用いた分配側GDPを再試算した結果、藤原・小川（2016）では実績値に対する試算値は1994～2014年度の21年間平均で9.4兆円上振れている一方、実績値に対する本章の試算値では1994～2014年度の21年間平均で0.6兆円の上振れに留まった。また、試算値を実績値で除して求めた「乖離率」で見ると、藤原・小川（2016）では1994～2014年度の21年間平均は104.4%であったのに対し、本章の試算値では100.4%となった。

第7章は、「中国総合社会調査（CGSS）」と「日本版総合的社会調査（JGSS）」の利用可能な最新年分のマイクロデータを用いたプロビット分析を行い、中国と日本の文化的な違いの比較検証することを目的としている。両国とも、年齢・性別・地域等の「属性」に近い者の平均所得との乖離が正に大きいほど幸福になるという、Easterlin（1995）が提示する「相対所得仮説」が、本章でも確認できた。一方で、日本では大学ダミーが有意ではないこと、中国では離婚ダミーが有意ではないこと等が観察され、大学進学率が多い日本や、離婚の多い中国の文化的相違を、データに基づき指摘することができた。

終章は、本論文の結論について論じる。

序章参考 各章の元となっている論文の公表先等

章	公表先等
第1章 四半期別一般政府収支の推計手法の開発—IMF「SDDS プラス」への対応に向けて—	2019年7月刊行の内閣府経済社会総合研究所「季刊国民経済計算」第165号 pp. 15-33に掲載された米田（2019）を加筆・修正
第2章 2000年代の日本経済における住宅ローンの金利の分析—FISIMの観点から—	2021年7月刊行の跡見学園女子大学「マネジメント学部紀要」第32号 pp. 101-112に掲載された米田（2021）を加筆・修正
第3章 1990年代以降の所得税収変動要因についての定量的分析—国民生活基礎調査の個票データを用いたマイクロ・シミュレーション—	2013年7月刊行の財務省「ファイナンス」pp. 69-76に掲載された米田（2013）を加筆・修正
第4章 日本の「家計調査」と「国民経済計算(SNA)」における家計貯蓄率の乖離—1994年から2015年における日本の家計貯蓄率低下要因—	2018年7月刊行の財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」平成30年第2号（通巻134号）pp. 191-205に掲載された宇南山・米田（2018）を加筆・修正
第5章 高齢者貯蓄の実態—『全国消費実態調査』の個票による分析—	2018年7月刊行の財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」平成30年第2号（通巻134号）pp. 133-166に掲載された中澤・菊田・米田（2018）を加筆・修正
第6章 住民税「非納税義務者」と所得税「非納税者」の相違—「税務データを用いた分配側GDPの試算」の再試算—	本博士論文のために執筆したもの
第7章 中国における幸福感とは何か？—中国総合社会調査(CGSS)および日本版総合的社会調査(JGSS)のマイクロデータを用いた分析—	2017年12月刊行の中国経済経営学会「中国経済経営研究」第1巻第2号（通巻2号）pp. 18-37に掲載された米田・黎（2017）を加筆・修正

第1章 四半期別一般政府収支の推計手法の開発

—IMF「SDDS プラス」への対応に向けて—⁴

1-1 はじめに

現在、日本の国民経済計算（以下、本章では JSNA）においては、支出側から推計した四半期別 GDP 速報（以下、QE: Quarterly Estimates of GDP）は公表されているものの、四半期別一般政府収支については公表されていない⁵。一方、2012年2月の IMF 理事会で採択された「SDDS プラス⁶」においては、一般政府収支について、四半期ごとの計数を当該四半期終了後 12 か月以内に公表することが要請されている。我が国は、この「SDDS プラス」に 2016年4月の IMF・世界銀行会合において参加（adherence）を表明し、2016年4月18日をもって加入している。

「SDDS プラス」では、公表すべきデータとして、下位基準である「SDDS」で定められたカテゴリーに加え、更に9カテゴリー⁷の公表が求められている。「SDDS プラス」に参加するためには、参加する時点で「SDDS プラス」が新たに要請する9カテゴリーのうち少なくとも5カテゴリーのデータを整備していること及び残りのカテゴリーについて加入後5年以内に全て公表を開始することが要件となっている。すなわち、一般政府収支については、2021年4月17日までにデータ整備及び公表を行う必要がある。

本章は、「SDDS プラス」の要請に応え得る四半期別一般政府収支のうち正味資産に影響を与える取引、非金融資産に係る取引を経て財政収支に相当する純貸出／純借入に至る勘定の推計手法を開発し、実際に試算を行うこと通じて推計手法の妥当性を検証することを目的としている。試算は、2015年度第一次年次推計を元に、四半期ベースで2016年度の一般

⁴ 本論文の内容については、内閣府経済社会総合研究所長をはじめとした部内での審査を受けた。同プロセスの中で頂戴したコメントに感謝する。

⁵ 分配側から推計された四半期別 GDP については高田他（2014）及び鈴木（2018）、生産側から推計された四半期別 GDP については吉沢他（2014）において詳細な検討が行われている。また、四半期別財政統計については、上野・三谷（2013）において、米国・カナダの事例を紹介したうえで、日本における四半期別財政統計を推計する場合の課題について言及されている。

⁶ 「SDDS プラス」（Special Data Dissemination Standard Plus）とは、2007年に発生した世界金融危機の経験を踏まえ、IMF（国際通貨基金）が世界的な金融危機を未然に防ぐための取組の一つとして設定した、経済・金融データを適時的に公表するための基準である。従前のデータ公表基準である「SDDS」を発展させ、より広範囲なデータを公表することを義務付けた厳格な基準となっている。詳細については、IMF（2015）参照。

⁷ 金融健全性指標（FSI: Financial Soundness Indicators）、債務証券（Debt Securities）、証券投資残高共同調査（CPIS: Coordinated Portfolio Investment Survey）、直接投資残高共同調査（CDIS: Coordinated Direct Investment Survey）、外貨準備高の通貨構成（COFER: Currency composition of Official Foreign Exchange Reserves）、部門別バランスシート（Sectoral Balance sheets）、一般政府収支（GGO: General Government Operations）、一般政府債務（GGD: General Government total gross Debt）及びその他の金融法人調査（OFCS: Other Financial Corporations Survey）の9カテゴリー。なお、我が国は2018年11月末現在において、一般政府収支を除く8カテゴリーについて既にデータを整備し、公表を開始している。

政府収支の試算を行い、実際の 2016 年度第一次年次推計における収支の計数と比較を行う⁸。

推計手法の妥当性検証を行った結果、2016 年度第一次年次推計（実績値）との改定差は一般政府合計で約 0.9 兆億円の過大推計（うち中央政府 0.1 兆円の過大推計、地方政府 0.6 兆円の過大推計、社会保障基金 0.2 兆円の過大推計）となった。また、QE や分配側 QNA の手法による推計部分を除き本章で開発した推計のみに限れば、一般政府合計で約 0.0 兆円（約 0.003 兆円）の過大推計（うち中央政府は約 0.0 兆円（約 0.01 兆円）の過大推計、地方政府は約 0.0 兆円（約 0.001 兆円）の過大推計、社会保障基金は約 0.0 兆円（約 0.01 兆円）の過小推計）であり、本章における手法を用いることにより、一定程度の精度を有した推計が可能であることを示した。本章の分析は、2021 年 4 月から内閣府が公表している、速報性の高い四半期別財政収支の推計手法を確立した貢献がある。

本章の構成は以下のとおりである。まず、1-2 節で JSNA の年次推計で公表されている一般政府収支について確認する。続く 1-3 節では、諸外国における四半期別一般政府収支の公表状況について概観する。1-4 節は、四半期別一般政府収支の推計手法を検討し、試算を通じて推計手法の妥当性を検証する。1-5 節は、本章のまとめである。1-6 節には、本章の図表をまとめる。

1-2 日本の国民経済計算における一般政府収支

JSNA 上、一般政府収支は「制度部門別所得支出勘定」及び「制度部門別資本勘定・金融勘定」において計算される。「制度部門別所得支出勘定」では、税・社会負担・社会保障給付・財産所得・経常移転等から可処分所得を求め、政府最終消費支出を差し引くことで貯蓄（純）を計算している。「制度部門別資本勘定・金融勘定」では、貯蓄（純）に資本移転及び非金融資産の純取得⁹を加除することで「純貸出／純借入」を求めている。この「純貸出／純借入」は、経常的な収支と資本的な収支を合計した収支尻を示すものであり、一般政府の場合、いわゆる「財政収支」と呼ばれることもある。

⁸ 平成 23 年基準（2008SNA）に対応した第一次年次推計は 2015 年度第一次年次推計からであること及び本章を執筆した 2018 年 11 月末現在で公表されている最新の財政収支が 2016 年度第一次年次推計であることから、この年分のデータを用いて試算及び検証を行う。なお、2014 年度及び 2015 年度でも本章と同様の手法で推計し、遜色ない精度の結果が得られていることを付言する。また、「SDDS プラス」は四半期ごとの計数を当該四半期終了後 12 か月以内に公表することを要請している。よって、2016 年 4-6 月期は 2017 年 5 月末時点で利用可能なデータを用いて推計し同 6 月末に公表、2016 年 7-9 月期は 2017 年 8 月末時点で利用可能なデータを用いて推計し同 9 月末に公表、2016 年 10-12 月期及び 2017 年 1-3 月期は、2017 年 12 月公表の 2016 年度第一次年次推計の値を四半期分割したものであり、四半期別一般政府収支の試算値と 2016 年度第一次年次推計値の間の改定差は存在しないと仮定して推計を行う。

⁹ 非金融資産の純取得とは、公的固定資本形成、在庫変動及び土地の純購入から固定資本減耗を差し引いたもののことである。

一般政府の財政収支を中央政府・地方政府及び社会保障基金の3つの制度部門別に区分したものが、フロー編付表6(1)¹⁰である。この付表6(1)を、IMFがGFSM¹¹に定める表章に組み直したものがフロー編付表6(2)である。付表6(1)と付表6(2)は、「純貸出／純借入」をはじめ、多くの項目が同一計数となっている。しかし、例えば付表6(1)が政府最終消費支出を現物社会移転(個別消費支出)・現実最終消費(集合消費支出)に区分する一方、付表6(2)では政府最終消費支出の構成要素(雇用者報酬、財貨・サービスの販売等)に区分する等の表章項目の差異、また付表6(1)では政府最終消費支出及び財産所得のうち利子にはFISIMを加除する一方、付表6(2)では加除しない等の内容面での相違がある。この付表6(1)ないし付表6(2)の「純貸出／純借入」を時系列で示したものが、図1-1である。

図1-1では、近年、一般政府の「純貸出／純借入」の赤字が縮小傾向にあることが確認できるが、これは中央政府の財政収支赤字幅が縮小傾向となる中、地方政府の財政収支が概ね0近傍で推移していることなどが背景にある。

現在、「制度部門別所得支出勘定」は四半期値が公表されているものの、「制度部門別資本勘定・金融勘定」の四半期値は公表されていない。よって、年次推計においても、四半期別の一般政府財政収支は公表されていないこととなる。そこで、四半期値が公表されている「制度部門別所得支出勘定」の一般政府「貯蓄(純)」につき、2016年度第一年年次推計における1994年度から2016年度の計数を時系列で示したものが、図1-2¹²である。

図1-2の四半期パターンに着目すると、概ね1-3月期が1年のうちで最も財政赤字幅が大きく、4-6月期・7-9月期・10-12月期の中では総じてみると7-9月期の財政赤字幅がやや大きい、という季節性が読み取れる。この理由として、「所得・富等に課される経常税(受取)」及び「社会負担(受取)」に同様の季節性があり、その影響が大きいことが考えられる。

「所得・富等に課される経常税(受取)」が季節性を有する要因は、吉田・多田(2013)で指摘されているとおり、源泉所得税を発生主義転換した結果、一般的なボーナス支給月が含まれる4-6月期及び10-12月期に税収のピークが表れるためと解される¹³。「純社会負担

¹⁰ 付表6(1)では、「純貸出／純借入」にFISIM(Financial Intermediation Services Indirectly Measured、間接的に計測される金融仲介サービス)調整前の利子を加除することで「プライマリー・バランス(基礎的財政収支)」も参考値として計算している。

¹¹ IMFはGFS(Government Finance Statistics、政府財政統計)に関する基準としてGFSM(GFS Manual)を定めている。GFSMは、SNAの基準と相互参照する等、原則としてSNAと整合的となっている。現在、2008SNAに対応した「GFSM2014」が最新版である。なお、IMF(2015)にあるとおり、「SDDSプラス」の公表基準もGFSMに依っている。

¹² 本章において、Q1は1-3月期、Q2は4-6月期、Q3は7-9月期、Q4は10-12月期を示すものとする。

¹³ その他、給与支払人員が常時10人未満の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を半年分まとめて納めることができる「納期の特例制度(納特)」も一因として考えられる。納特を適用した場合、その年の1月から6月までの源泉徴収税額を7月10日までに、7月から12月までの源泉徴収税額を翌1月20日までに納税すれば良いため、結果的に1-3月期及び7-9月期の源泉徴収税額が過少になっていると解される。「民間給与実態統計調査」(国税庁)の長期時系列表2-3「事業所規模別給与所得者数・平均給与」において、給与所得者全体に占める従業員10人未満の事業所で働く給与所得者の割合を計算すると、平成6年度では20.9%、その後中小法人企業や個人事業者等の小規模事業者の通減が続いた平成29年度においても15.9%となっている。給与所得者の人数にその事業所規模における平均給与

（受取）」についても、雇用者の社会保険料負担額は給与に一定率を乗じて計算するため、やはりボーナス支給月が含まれる 4-6 月期及び 10-12 月期にピークが来るものと考えられる。

1-3 諸外国における四半期別一般政府収支の公表状況¹⁴

「SDDS プラス」には、現在、17 か国が参加している¹⁵。以下、公表項目、公表制度部門及び公表時期について、各国の状況を概観する。

IMF（2015）では、「SDDS プラス」の一般政府収支の正味資産に影響を与える取引、非金融資産に係る取引を経て純貸出／純借入に至る表章項目について表 1-1¹⁶のとおり定められている。表 1-1 に示されている項目は、GFSM が定める表章カテゴリーであり、JSNA 上は付表 6（2）が同一の表章カテゴリーを採用している。付表 6（2）では、より詳細な表章カテゴリーまで公表されている¹⁷が、「SDDS プラス」については、適時性のある四半期データということを鑑み、最小の要請としては表 1-1 の表章カテゴリーの公表に留まっている。各国の公表状況を確認すると、カナダについては詳細な表章カテゴリーまで公表しており、フランス、フィンランド、ブルガリア等も部分的に細かなカテゴリーまで公表¹⁸している一方、米国、ドイツ、オーストリア等の多くの国が表 1-1 の表章カテゴリーに基づいて公表している。また、米国・フランスが名目季節調整系列のみ、カナダが名目原系列・季節調整系列の両方を公表している一方、ドイツ、チェコ、オーストリア等の多くの国が名目原系列のみの公表となっている。金額の単位については、各国の四半期別 GDP 速報や年次推計と同一単位

を乗じて計算した金額ベースでも、平成 6 年度では 16.9%、平成 29 年度においても 13.5%が従業員 10 人未満の事業所で働く給与所得者となっており、この層の源泉所得税納付動向により一国全体のマクロの源泉所得税四半期パターンに一定の影響があるものと考えられる。

¹⁴ 各国統計局の WEB サイトにおいて、IMF が定めるデータ公表方法に則って「SDDS プラス」として公表されているデータを元に整理したものである。

¹⁵ 英語表記のアルファベット順に Austria（オーストリア）、Bulgaria（ブルガリア）、Canada（カナダ）、Czech Republic（チェコ）、Denmark（デンマーク）、Finland（フィンランド）、France（フランス）、Germany（ドイツ）、Italy（イタリア）、Japan（日本）、Latvia（ラトヴィア）、Lithuania（リトアニア）、Netherlands（オランダ）、Portugal（ポルトガル）、Spain（スペイン）、Sweden（スウェーデン）、United States（米国）の 17 か国。

¹⁶ IMF（2015）には、以下の記述がなされている。“3.4 Data with less detail than the minimum requirement will not meet the SDDS Plus requirements. In other words, quarterly data should be compiled and disseminated for at least the categories shown in Table 3.1.” よって、少なくとも表 1-1 に掲げる項目については推計データを公表する必要があると解される。

¹⁷ 例えば「11. 税（Taxes）」の内訳項目として「111. 所得・利益・資本利得に課される税（Taxes on income, profits, and capital gains）」、更にその内訳項目として「1111. 個人からのもの（Payable by individuals）」等も、JSNA 上の付表 6（2）において公表されている。

¹⁸ 例えばブルガリアでは、“Taxes”の内訳項目である“VAT, receivable（JSNA 付表 6（2）では 11411. 付加価値税）”や、“Other expenses”の内訳項目である“Other current transfers, payable（JSNA 付表 6（2）では 2821. 他に分類されない経常移転（受取））”等も「SDDS プラス」として公表している。

を用いることが一般的といえる。

公表する制度部門について、IMF（2015）では、推計においては各制度部門別のタイムリーデータの使用が望ましいとしつつも、公表制度部門は一般政府（General Government）としている¹⁹。各国の公表状況を確認すると、カナダについては各制度部門に細分化²⁰し公表しているが、米国、ドイツ、フランス等の他の諸国は一般政府のみの公表となっている。

公表時期については、IMF（2015）では、当該四半期終了後 12 か月以内に公表することを要請しており、宥恕規定はない。2018 年 11 月末現在においては、カナダが 2018 年 7-9 月期のデータまで公表している一方、他の多くの国は 2018 年 4-6 月期まで公表している。

過去のデータ公表状況については、各国の公表状況を確認すると、カナダは 1961 年 1-3 月期以降、フランスは 1980 年 1-3 月期以降と比較的長期間のデータを公表している一方、ブルガリアは 2014 年 1-3 月期以降のデータ公表に留まっており、各国の対応にはかなりのばらつきがみられる²¹。チェコ・フィンランドが 1999 年 1-3 月期以降、米国・オーストリアが 2001 年 1-3 月期以降等、2000 年前後から公表している国が比較的多いが、ドイツは 2009 年 1-3 月期以降のデータ公表に留まっており、各国の事情に合わせた公表が行われているものと推察される。

なお、過去公表した四半期データの遡及改定について、2018 年 11 月末現在では先に述べたとおり 2018 年 4-6 月期まで公表している国が多いが、2018 年 8 月に公表されていた 2018 年 1-3 月期と現在公表されている 2018 年 1-3 月期のデータを比較すると、多くの国で遡及改定がなされていることが確認された²²。

IMF（2015）及び諸外国における四半期別一般政府収支の公表状況を踏まえ、本章では、一般政府の名目原系列を表 1-1 の表章カテゴリーで 10 億円単位にて公表することを前提に、次節において試算を行う。なお、公表時期については、次節において、推計値の適時性・正確性の観点から改めて検討する。

¹⁹ IMF（2015）には、以下の記述がなされている。“3.5 The preferred method for compiling general government data is through the timely reporting of data by each government unit. If this is not fully achievable, such reports can be complemented with other administrative data or macroeconomic statistics that are available on a quarterly basis, and with estimation techniques (see Quarterly Government Finance Statistics Guide). If state or local government subsectors are composed of a significant number of small unit, the use of surveys and/or other statistical techniques to compile quarterly data is encouraged. To the extent possible, such surveys should use a stratified sample using an indicator - for example, population or the size of central government transfers - with the relative importance of those units in the subsector.”。すなわち、データ制約が想定される地方政府の推計では、人口、中央政府からの移転等、関連する指標を用いた推計という方法も提唱されている。

²⁰ 一般政府（General governments）の他に、Federal general government, Provincial and territorial general governments, Local general governments, Aboriginal general governments, Canada Pension Plan, Quebec Pension Plan が公表されている。

²¹ 「SDDS プラス」では、最新の公表年分から起算して過去 5 年分のデータを、一般的なデータ形式（.xls, .csv 等）及び SDMX（Statistical Data and Metadata eXchange）形式の両方で公表することが要請されている。

²² 遡及期間は、例えばドイツは 2014 年 1-3 月期から 2018 年 1-3 月期まで、チェコは 2017 年 1-3 月期から 2018 年 1-3 月期まで遡って計数変動があった。

1-4 四半期別一般政府収支の推計方法の検討

1-4-1 推計の基本的な考え方

「SDDS プラス」とは、2007年に発生した世界金融危機の経験を踏まえ、IMFが世界的な金融危機を未然に防ぐための取組の一つとして設定した、経済・金融データを適時的に公表するための基準である。その趣旨に鑑みれば、適時性・正確性の両方が重要となるが、両者は一般的にはトレードオフの関係にある。

適時性の考え方に立脚すれば、「国の予算」（財務省）及び「地方財政計画」（総務省）等の予算値の伸び率や、付表6（2）で公表している過去計数のトレンドを用いて推計することが考えられる。しかし、年次推計が実績値である決算データを用いていることから、正確性を重視し実績値データである「予算使用の状況」（財務省）及び「地方公共団体消費状況等調査」（内閣府）を主として使用した方が四半期別一般政府収支の公表値と年次推計との改定差は小さくなることが期待される。本章では、四半期別の推計値と年次推計値²³の乖離を縮小させることに主眼を置き²⁴、当該四半期終了後12か月後に公表²⁵することを前提に、主として実績値データを使用して試算を行う。

1-4-2 利用可能データの検討

四半期別一般政府収支の推計を行う上で、本章で主に使用するデータをまとめたものが、表1-2である。以下、それぞれのデータの特徴について説明する。

「予算使用の状況」（財務省）は、財政法第46条第2項の規定に基づく国会及び国民に対する報告として、一般会計の税目別の租税等の収納状況及び所管・組織・項別の支出状況並びに特別会計等の収支状況について、各省庁等からの毎月の報告により財務省において四半期毎に集計したものである。「予算使用の状況」は、収入済額及び支出済額を集計したものであるため、出納整理期間を含めた年度合計値は、原則的に「国の決算」の年度値と一致する。「SDDS プラス」の推計上、 n 年4-6月期の推計においては n 年4月から $n+1$ 年3月末までのデータが利用可能であり、必要に応じて $n+1$ 年4月及び5月の出納整理期間の計数を推計して使用する。 n 年7-9月期の推計においては、 n 年4月から $n+1$ 年5月末まで

²³ 現在、第一次年次推計、第二次年次推計及び第三次年次推計と、年次推計は3回改定される。但し、第三次年次推計は供給・使用表（SUT）の枠組みを活用して統計上の不突合を縮減させるための再推計、すなわち概念的には一致するはずである経済活動別に推計される「中間投入」と財貨・サービス別に推計される「中間消費」を統合する処理であるため、第二次年次推計と比しても財政収支に大きな差異は生じない。第二次年次推計についても、財政収支に関する第一次年次推計との改定差は、基準改定等の年度については目立つものの、それ以外の年度については、GDP比で0.05%程度の改定差に留まっている。よって、本章で四半期別推計値と比較する対象の年次推計は、第一次年次推計とする。

²⁴ 「公的統計の整備に関する基本的な計画 第III期基本計画」（2018年3月6日閣議決定）においても、QEと年次推計の改定幅の縮小に向けた様々な取組が議論されている。

²⁵ 具体的には、 n 年4-6月期は $n+1$ 年5月末時点で利用可能なデータを用いて推計し同6月末に公表、 n 年7-9月期は $n+1$ 年8月末時点で利用可能なデータを用いて推計し同9月末に公表、 n 年10-12月期及び $n+1$ 年1-3月期は n 年度第一次年次推計の値を使用し $n+1$ 年12月に公表する。

のデータが利用可能であり、年次推計で使用する「国の決算」と原則的に同一のデータが利用可能となる。「予算使用の状況」は、中央政府の推計だけでなく、社会保障基金格付けである年金特別会計及び労働保険特別会計の各勘定²⁶のデータも利用することができる。また、中央政府・地方政府間の経常・資本移転のデータも利用可能であるため、地方政府の推計にも活用することができる。

「地方公共団体消費状況等調査」（内閣府）は、地方公共団体の消費及び投資関連予算の各四半期時点現計予算額並びに一般会計（歳入歳出）に係る四半期別執行額について調査し、QE の推計及び四半期別財政統計の作成にかかる検討に必要な基礎資料を得ることを目的とした、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計調査である。「地方公共団体消費状況等調査」は、QE の推計基礎資料を得ることを目的として 1980 年に始まった統計調査であり、当初は「都道府県・政令指定都市における会計項目別経費」の現計予算額のみが調査項目であった。2014 年 4-6 月期より、「SDDS プラス」の推計基礎資料を得ることを目的として調査項目を拡張し、新たに「都道府県・政令指定都市における会計項目別収入・支出済額」の調査も実施している。「地方公共団体消費状況等調査」の年度合計値は、地方政府の決算データである「地方財政統計」（総務省）における都道府県及び政令指定都市の年度値の金額水準とは一定の差異があるがものの、両者の年度伸び率は概ね一致している²⁷。よって、「地方公共団体消費状況等調査」における年度の伸び率で「地方財政統計」を延伸することで、一定程度の精度を持った地方政府の決算データを推計することが可能となる²⁸。データ公表時期の制約により、n 年 4-6 月期の推計においては n 年 4 月から n 年 12 月末までのデータしか利用できないため、n+1 年 3 月末（出納整理期間を含む）の計数を推計し年度値を作成する必要がある。n 年 7-9 月期の推計においては、n 年 4 月から n+1 年 3 月末までのデータが利用可能であり、1 年度分の実績値データが利用可能となる。

「租税及び印紙収入、収入額調」（財務省）は、国の税収推計に使用する。所得税、消費税等の大部分の税は、開発中である分配側 QNA で検討されている手法²⁹（以下、分配側 QNA の手法による推計分）により推計を行うが、分配側 QNA で検討されている推計対象外の法人税等について「租税及び印紙収入、収入額調」を用いて推計を行う。地方税については、上述の「地方公共団体消費状況等調査」では「都道府県税／市税」の合計しか調査対象ではな

²⁶ 具体的には、JSNA 上、年金特別会計では健康勘定、厚生年金勘定、子ども・子育て支援勘定、業務勘定、基礎年金勘定及び国民年金勘定、労働保険特別会計では労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定のデータが社会保障基金格付けとなっている。

²⁷ 例えば都道府県と政令指定都市における目的別「総務費」について、「地方財政統計」では 2-5-2 表と 2-5-6 表の単純合計値を合算すると 2015 年度の約 4.0 兆円から 2016 年度は約 3.5 兆円と▲13.2%の伸び率である一方、「地方公共団体消費状況等調査」では 2015 年度の約 4.9 兆円から 2016 年度は約 4.2 兆円と▲13.9%の伸び率となっている。

²⁸ 「地方公共団体消費状況等調査」は都道府県及び政令指定都市を対象としたものであるが、「地方財政統計」は政令指定都市以外の市区町村も含んでいる。しかし、都道府県及び政令指定都市は地方政府全体の概ね 6 割程度の金額をカバーしており、かつ、「地方財政統計」都道府県及び政令指定都市の伸び率とその他の市区町村の伸び率の傾向は概ね一致しているため、「地方公共団体消費状況等調査」の年度伸び率を「地方財政統計」の一国全体に乗じて推計しても相当程度の精度が確保されると解される。

²⁹ 詳細は高田他（2014）及び鈴木（2018）参照。

い。そのため、地方法人税は国の法人税と同一伸び率であると仮定して推計し、2016 年度に大きな制度変更があった³⁰事業税は、予算値である「地方財政計画（地方団体の歳入歳出総額の見込額）」（総務省）における事業税の伸び率で延伸する。

「国際収支統計（BOP）」（日本銀行）は、国外との交付金や経常移転の推計に使用する。「独立行政法人年金積立金管理運用（GPIF）、国家公務員共済、地方公務員共済及び私学共済の運用レポート」は、平成 28 年度で約 4.0 兆円ある社会保障基金の財産所得（受取）の大宗を占めるデータをタイムリーに入手するうえで重要なデータである。その他、各団体の財務諸表及び QE も推計に活用する。

1-4-3 一部データが利用できない場合の補外推計手法の検討

年次推計においては、決算データを用いて年度額を計算し、その種類に応じた四半期パターンを用いて各四半期に按分している項目も存在する³¹。当該四半期終了後 12 か月後に公表する場合、7-9 月期については「予算使用の状況」及び「地方公共団体消費状況等調査」等の実績値データは年度全てに関して利用可能である一方、4-6 月期の推計については利用不可能な一部データを補外推計したうえで年度値を作成する必要がある。

前年度の第 1 四半期を α_1 、第 2 四半期を α_2 、第 3 四半期を α_3 、第 4 四半期を α_4 、今年度の第 1 四半期を α_5 、第 2 四半期を α_6 、第 3 四半期を α_7 、とした時に、第 4 四半期 α_8 のデータが利用不可能な場合に補完推計する手法としては、以下の式 1 が考えられる。

$$\alpha_8 = \alpha_4 \times \frac{\sum_{q=5}^7 \alpha_q}{\sum_{q=1}^3 \alpha_q} \quad \dots \text{式 1}$$

但し、大守（2002）で指摘されているとおり、第 1～3 四半期と比して第 4 四半期が著しく大きい場合は、この手法は大きな歪みを生むこととなる。よって本章でも、この推計手法が適さない場合は、過去 5 年間の同一項目の伸び率で延伸する方法を代替的に用いる³²。

1-4-4 各表章項目における推計手法の検討と結果の検証

以上を踏まえ、本節では、「SDDS プラス」で要請される四半期別一般政府収支の表章項目の順に、推計手法の検討と結果の検証を行う。

³⁰ 詳細は平成 27 年 12 月 24 日に閣議決定した「平成 28 年度税制改正の大綱」を参照。

³¹ 詳細は「国民経済計算推計手法解説書（年次推計編）平成 23 年基準版」（内閣府）を参照。

³² 上野・三谷（2012）において米国が過去数年間の平均を用いた延長推計を行っていることを紹介されており、過去の伸び率で延伸する推計は IMF（2015）でも容認されている手法である。本章では、過去計数による推計を行う項目全てに関し、前年度延伸（1 年）、過去 3 年平均、過去 5 年平均、過去 10 年平均の 4 種類の伸び率を検討した。推計結果と実際の 2016 年度第一次年次推計の計数を比較し両者の差の二乗和が最小となることや、どの項目においても異常値が発生していないことを基準として検討した結果、過去 5 年平均を原則として採用した。なお、制度変更等により著しく傾向が異なる項目については、前年度延伸をベースとして制度変更等のその影響を特殊要因として勘案する。

1-4-4-1 収入関係

収入関係で最も大きなウェイトを占めるのは、税収である。付表6(2)で公表されている2016年度の一般政府「11. 税」の金額は、約99.4兆円³³である。このうち、所得税、消費税、固定資産税等の約77.1兆円分は、分配側QNAの手法に基づき推計を行い、本章ではそれ以外の法人税、事業税(法人分)等の約22.3兆円部分³⁴の推計手法を検討する。

このうち、資本税(相続税)及び日本銀行納付金その他の約2.6兆円部分については、「予算使用の状況」を用いることで年次推計と同一のデータが利用可能となる。一方、残る法人関係の税約19.7兆円部分については、年次推計においては年度値を四半期均等按分しているため、補外推計が必要となる。4-6月期の推計においては、中央政府の税は「租税及び印紙収入、収入額調」を用いて補外推計³⁵を行った。地方政府の税は、道府県民税・市町村税の法人税割及び法人均等割については中央政府の法人税と同一伸び率であると仮定して推計し、2016年度に大きな制度変更があった事業税(法人分)は「地方財政計画(地方団体の歳入歳出総額の見込額)」の伸び率で延伸した。7-9月期の推計においては、中央政府の税は「租税及び印紙収入、収入額調」により年次推計と同一データが利用可能となる。地方税については、4-6月期と同様に推計を行った。

以上を合計し、2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表1-3である。本章独自の手法による推計分の推計値と実績値の乖離の絶対値を実績値で除した割合を「乖離率」と定義すると、「税」における乖離率は、約0.0%(約0.03%)となった。

税収と並んで大きな政府収入となるのが、社会保険料等の社会負担である。付表6(2)で公表されている2016年度の一般政府「12. 社会負担」の金額は、約69.1兆円³⁶である。このうち、「121. 社会保障負担」部分約66.6兆円については、特別会計分(年金特別会計及び労働保険特別会計の各勘定)と非特別会計分(組合健保、各共済組合、国民健康保険及び介護保険等)に分類し、特別会計分約42.6兆円は「予算使用の状況」を用いて推計を行った。非特別会計分約24.1兆円については、決算データを直接は利用できないため伸び率等を用いた推計を行う必要があるが、財政収支に大きな影響を与える金額規模であり、かつ、社会保障制度は制度変更が頻繁に行われるため、機械的に過去5年平均伸び率を適用せず、より詳細に推計を行う。まず、非特別会計分のうち年金に関する約4.7兆円については、年金特

³³ 本節における2016年度の実績値の金額は、特にことわりなき場合、2018年1月17日に公表された2016年度第一次年次推計の付表6(2)の計数のことをさす。

³⁴ 内訳は、中央政府は法人税が約10.2兆円、地方法人特別税等その他の法人関係税が約2.4兆円、資本税(相続税)が約2.1兆円、日本銀行納付金その他が約0.5兆円、地方政府は事業税(法人分)が約4.0兆円、道府県民税・市町村税の法人税割及び法人均等割が約2.9兆円となっている。

³⁵ 法人税を例に説明すると、2016年4月末時点における2015年度累計納税額は約6.4兆円、2017年4月末時点における2016年度累計納税額は約6.0兆円であり、伸び率は▲5.9%となる。2015年度法人税実績値の約10.8兆円にこの伸び率を乗じることで、2016年度法人税推計値約10.2兆円を得る。これを四半期均等し、2016年4-6月期の法人税推計値は約2.5兆円となる。なお、2016年度の法人税実績値は約10.3兆円、これを四半期均等した4-6月期は約2.6兆円となり、推計値と実績値の乖離は約▲0.0兆円(▲0.03兆円)となる。

³⁶ 内訳は、各社会保険料収入等の「121. 社会保障負担」が約66.6兆円、退職金及び公務災害補償費等の「122. その他の社会負担」が約2.5兆円となっている。

会が大宗を占める特別会計分（年金特別会計及び労働保険特別会計の各勘定）と同一伸び率であると仮定して推計を行った。それ以外の約 19.4 兆円は、非特別会計の 2014 年度第二次年次推計から 2015 年度第一次年次推計への伸び率を用いて延伸したうえで、制度変更の影響を考慮した³⁷。その結果、本章における「121. 社会保障負担」の推計値は、実績値と比較して年度で約 0.0 兆円（約 0.02 兆円）の過小推計となり、乖離率は約 0.0%（約 0.03%）となった。「122. その他の社会負担」については、主として「予算使用の状況」³⁸、「地方公共団体消費状況等調査」³⁹を用いて推計を行った。以上を合計し、「社会負担」の 2016 年度における推計値と実績値を比較したものが、表 1-4 である。「社会負担」における乖離率は、約▲0.1%となった。

ウェイトとしては少ないものの、その他の収入に関しても、可能な限り個別に推計を実施する。付表 6（2）で公表されている 2016 年度の一般政府「13. 交付金」の金額は、約 0.0 兆円（0.01 兆円）である。一般政府の財政収支に係る交付金は、「国際収支統計」がデータ元となる国外からの交付金や経常移転のみである⁴⁰。「国際収支統計」のデータは日本銀行 WEB サイトより該当月終了後 2 か月程度で利用可能であるため、表 1-5 のとおり、推計値と実績値に改定差が生じない。

付表 6（2）で公表されている 2016 年度の一般政府「14. その他の収入」の金額は、約 21.1 兆円⁴¹である。このうち、財貨・サービスの販売及び中央銀行産出額については QE で推計されるため、本章ではそれ以外の項目について推計手法を検討する。

金融関係収入に関し、「1411. 利子」は、中央政府分は主として「予算使用の状況」等⁴²、

³⁷ 本章推計期間では大きな制度変更はないため特段の調整は行わなかった。但し、四半期パターンについては、年度により若干変動がみられるため、過去 5 年の四半期パターンの平均を用い平準化した。

³⁸ 残る部分は中央政府格付けの独立行政法人・認可法人・特殊法人等（以下、独法等）であるが、4-6 月期は財務諸表が入手できないため付表 6（2）における中央政府「122. その他の社会負担」の過去 5 年平均伸び率を用いて推計し、7-9 月は各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。四半期パターンは、平成 27 年度第一次年次推計のパターンを使用した。

³⁹ 地財データにおける退職金及び公務災害補償費等は、各款別支出済額に存在する金額を合計して推計している。よって、「地方公共団体消費状況等調査」における款別支出済額ごとに延伸したうえで合算して推計を行った。なお、本章における「地方公共団体消費状況等調査」を用いた推計については、4-6 月期は 2015 年 4-12 月から 2016 年 4-12 月の伸び率を、4-6 月期は 2015 年 4-翌 3 月から 2016 年 4-翌 3 月の伸び率を使用している。

⁴⁰ 各制度部門においては、他の一般政府部門からの経常移転・資本移転が存在するが、この一般政府内の移転は部門間調整（consolidation）により 0 となる。

⁴¹ 内訳は、「1411. 利子」が約 6.5 兆円、「1412. 配当」が約 0.2 兆円、「1413. 準法人企業所得の引き出し」が約 0.3 兆円、「1414. 投資所得払い」が約 0.0 兆円（約 0.0003 兆円）、「1415. 賃貸料」が約 0.0 兆円（約 0.02 兆円）、「142. 財貨・サービスの販売」が約 6.1 兆円、「143. 科料・罰金及び追徴金」が約 0.2 兆円、「1441. 他に分類されない経常移転」が約 2.0 兆円、「1442. 他に分類されない資本移転」が約 5.9 兆円、「145. 非生命保険・定型保証制度に関する保険料や保険金」が約 0.0 兆円（約 0.01 兆円）となっている。

⁴² 4-6 月期は「予算使用の状況」の出納整理期間を捕外推計する必要があるが、2015 年の「予算使用の状況」における出納整理期間の金額は 4～翌 3 月の合計の約 11 倍あるため、例外的に付表 6（2）における中央政府「1411. 利子」の過去 5 年平均伸び率を用いて捕外推計した。独法等は、4-6 月期の財務諸表が入手できないため付表 6（2）における中央政府「1411. 利子」の過去 5 年平均伸び率を用いて推計し、7-9 月は各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。四半期パターンは、平成 27 年度第一次年次推計のパターンを使用した。

地方政府分は「地方公共団体消費状況等調査」等⁴³を用いて推計を行った。社会保障基金については、金額規模が大きいと、利子の種類ごとに区分し詳細に推計を行った⁴⁴。以上をまとめた一般政府の「利子」の推計値は、実績値と比較して年度で約 0.1 兆円の過大推計となり、乖離率は約 0.9%となった。一方、「1412. 配当」は、「予算使用の状況」を用いて推計を行った。

データ制約があり、かつ、金額的規模が小さい項目については、原則的には同一項目過去 5 年平均伸び率を用いて推計する。具体的には、「1413. 準法人企業所得の引き出し」、「1414. 投資所得払い」、「145. 非生命保険・定型保証制度に関する保険料や保険金」、地方政府及び社会保障基金の「1415. 賃貸料」、地方政府の「143. 科料・罰金及び追徴金」及び「1441. 他に分類されない経常移転」の各項目である。

「予算使用の状況」や「地方公共団体消費状況等調査」が使用できる部分については、それらを用いてより精緻な推計を行う。中央政府の「1415. 賃貸料」については、「予算使用の状況」から粗賃貸料を集計し、その粗賃貸料に 2015 年度第一次年次推計での粗賃貸料に占める賃貸料の割合を乗じて推計した。中央政府及び社会保障基金の「143. 科料・罰金及び追徴金」、については、「予算使用の状況」を用いて推計した。中央政府の「1441. 他に分類されない経常移転」について、主として「予算使用の状況」を用いて推計した⁴⁵。「1442. 他に分類されない資本移転」について、中央政府及び社会保障基金⁴⁶は主として「予算使用の状況」等⁴⁷を用いて推計した。地方政府については、主として「地方公共団体消費状況等調査」等⁴⁸を用いて推計した。

以上を合計し、「その他の収入」の 2016 年度における推計値と実績値を比較したものが、表 1-6 である。「その他の収入」における乖離率は、約 0.6%となった。

税、社会負担、交付金及びその他の収入を合計した「収入」の 2016 年度における推計値と実績値を比較したものが、表 1-7 である。収入合計 177.2 兆円に対して推計値と実績値の乖離額は約 0.1 兆円、乖離率は約 0.3%となった。

⁴³ 「地方公共団体消費状況等調査」における「財産収入」の伸び率を用いて推計した。

⁴⁴ 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）・国家公務員共済・地方公務員共済及び私学共済分については運用レポートを用いて推計、特別会計分（年金特別会計及び労働保険特別会計の各勘定）は「予算使用の状況」を用いて推計、その他については付表 6（2）における社会保障基金「1411. 利子」の過去 5 年平均伸び率を用いて推計した。

⁴⁵ 独法等は、4-6 月期は財務諸表が入手できないため付表 6（2）における中央政府「1441. 他に分類されない経常移転」の過去 5 年平均伸び率を用いて推計し、7-9 月は各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。

⁴⁶ 代行返上に伴う厚生年金基金から年金特別会計への積立金の移管が社会保障基金の資本移転（受取）に記録され、金額規模は 2013 年度約 0.1 兆円、2014 年度約 2.1 兆円、2015 年度約 4.7 兆円、2016 年度約 4.4 兆円と変動が大きい、「予算使用の状況」を用いることでほぼ正確に対応することが可能となる。

⁴⁷ 独法等は、4-6 月期は財務諸表が入手できないため付表 6（2）における中央政府「1441. 他に分類されない経常移転」の過去 5 年平均伸び率を用いて推計し、7-9 月は各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。

⁴⁸ 「地方公共団体消費状況等調査」における「分担金及び負担金」及び「寄附金」の伸び率を用いて推計した。また、公営企業分・公立大学法人・地方独立行政法人等（以下、公営企業等）は、各項目の過去 5 年平均伸び率を用いて推計した。

1-4-4-2 支出関係

支出関係のうち、QE で推計されているものは、その計数を利用することとする。具体的には、「21. 雇用者報酬」、「22. 財・サービスの使用」及び「23. 固定資本減耗」の各項目である。これらの2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表1-8、表1-9及び表1-10である。

「24. 利子」は、中央政府及び社会保障基金は主として「予算使用の状況」等⁴⁹、地方政府については、主として「地方公共団体消費状況等調査」等⁵⁰を用いて推計した。「利子」の2016年度における推計値と実績値を比較したものが表1-11である。

「25. 補助金」は、中央政府及び社会保障基金は主として「予算使用の状況」等⁵¹を用いて推計した。地方政府については、主として「地方公共団体消費状況等調査」等⁵²を用いて推計した。「補助金」の2016年度における推計値と実績値を比較したものが表1-12である。

「26. 交付金」について、財政収支に係る交付金は「国際収支統計」がデータ元となる国外への交付金や経常移転のみである⁵³。「国際収支統計」のデータは日本銀行WEBサイトより該当月終了後2か月程度で利用可能であるため、表1-13のとおり、推計値と実績値に改定差が生じない。

「27. 社会給付」は、2016年度の一般政府で約114.6兆円⁵⁴と大きな割合を占める。このうち、現物給付の約46.8兆円についてはQEにおいて推計されるため、本章ではそれ以外の約67.8兆円部分につき推計手法を検討する。

金額の大宗は、社会保障基金の「2711. 現金による社会保障給付」である。この社会保障基金の現金による社会保障給付は、財政収支に大きな影響を与える金額規模であり、かつ、社会保障制度は制度変更が頻繁に行われるため、上述の社会負担同様、より詳細に推計を行う。具体的には、①厚生年金、②国民年金、③労災保険、④失業給付、⑤国家公務員共済（長期）・地方公務員共済（長期）及び私学共済（長期）、⑥児童手当、⑦その他、に分類する。まず、国の特別会計で把握できる①～④は「予算使用の状況」を用いて推計した。⑤は、公的年金の実績値データである①厚生年金の伸び率と同一であると仮定して推計を行った。

⁴⁹ 中央政府の市場生産者（公的企業）扱いとなる特別会計にかかる支払利子については、過去のトレンドに基づき控除している。また、独法等は、4-6月期は財務諸表が入手できないため付表6（2）における中央政府「1441. 他に分類されない経常移転」の過去5年平均伸び率を用いて推計し、7-9月は各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。

⁵⁰ 「地方公共団体消費状況等調査」における「公債費」の伸び率を用いて推計した。

⁵¹ 独法等は、4-6月期は財務諸表が入手できないため付表6（2）における中央政府「1441. 他に分類されない経常移転」の過去5年平均伸び率を用いて推計し、7-9月は各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。

⁵² 地財データにおける補助金は、各款別支出済額に存在する金額を合計して推計している。よって、「地方公共団体消費状況等調査」における款別支出済額ごとに延伸したうえで合算して推計を行った。

⁵³ 各制度部門においては、他の一般政府部門からの経常移転・資本移転が存在するが、この一般政府内の移転は部門間調整（consolidation）により0となる。

⁵⁴ 内訳は、公的年金給付等の「2711. 現金による社会保障給付」が約57.7兆円、医療及び介護給付等の「2711. 現物による社会保障給付」が約43.6兆円、遺族年金・生活扶助費等の「2721. 現金による社会扶助給付」が約7.6兆円、原爆被爆者医療費・医療扶助費等の「2721. 現物による社会扶助給付」が約3.2兆円、退職金及び公務災害補償費等の「273. 雇用関連社会給付」が約2.5兆円となっている。

⑥は、「予算使用の状況」における児童手当等交付金の伸び率と同一であると仮定して推計を行った。⑦は、当該団体ごとに2014年度第二次年次推計から2015年度第一次年次推計への伸び率を用いて推計したうえで、制度変更の影響を考慮した⁵⁵。その結果、本章における「2711. 現金による社会保障給付」の推計値は、実績値と比較して年度で約0.0兆円（約0.01兆円）の過大推計となり、乖離率は約0.0%（約0.01%）となった。「2721. 現金による社会扶助給付」について、中央政府分は推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較的小さいことから付表6（2）の中央政府「2721. 現金による社会扶助給付」過去5年平均伸び率を用いて推計した。地方政府分は、主に「地方公共団体消費状況等調査」等⁵⁶を用いて推計した。「273. 雇主社会給付」は、上述の「122. その他の社会負担（帰属負担）」と同値となる。以上を合計し、「社会給付」の2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表1-14である。「社会給付」における乖離率は、約▲0.0%（約▲0.001%）となった。

「28. その他の支出」の金額は、約12.2兆円⁵⁷である。このうち、政府最終消費支出の構成項目となる生産・輸入品に課される税及びみなし仮設⁵⁸住宅の提供についてはQEで推計されるため、本章ではそれ以外の項目について推計手法を検討する。「2814. 賃貸料」については、中央政府は「予算使用の状況」から粗賃貸料を集計し、その粗賃貸料に2015年度第一次年次推計での粗賃貸料に占める賃貸料の割合を乗じて推計した。地方政府については、推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較的小さいことから、各制度部門別に付表6（2）の「2814. 賃貸料」過去5年平均伸び率を用いて推計した。社会保障基金は、該当する金額が無いため推計は行わない。「2821. 他に分類されない経常移転」中央政府は主として「予算使用の状況」を用いて推計した⁵⁹。地方政府については、主として「地方公共団

⁵⁵ 農林漁業共済の公表資料で示されている給付金額は、2015年度の約1,540億円から2016年度約337億円と大きく減少している。これは、2015年度までに退職一時金を選択するよう推進しているという特殊要因が存在するためである。本章では、2016年4-6月期は全加入者が退職一時金を選択し給付金額は無くなったものと仮定し、7-9月期は年次推計と同一の財務諸表データが利用可能になるものとして推計を行った。また、地方議員共済の公表資料で示される給付金額は、2013年度約823億円、2014年度約757億円、2015年度約1,010億円、2016年度約585億円と、2016年度は大きく減少している。これは、2015年の統一地方選の結果、議員を退職した方が一時金退職給付を受け取っているという特殊要因に起因すると考えられる。本章では、地方議員共済については2013年度から2014年度の伸び率を2014年度の実績値に乗じて推計を行った。

⁵⁶ 地財データにおける恩給及び退職年金は、各款別支出済額に存在する金額を合計して推計している。よって、「地方公共団体消費状況等調査」における款別支出済額ごとに延伸したうえで合算して推計を行った。なお、扶助費について、該当する款別「民生費」の2015年度から2016年度にかけての伸び率は「地方財政統計」と「地方公共団体消費状況等調査」とで比較すると、符号条件が逆となっている。そのため、本章ではこの推計のみ例外的に「地方財政統計」の過去5年平均伸び率を使用した。

⁵⁷ 内訳は、「2814. 賃貸料」が約0.4兆円、「2821. 他に分類されない経常移転」が約7.5兆円、「2822. 他に分類されない資本移転」が約4.4兆円、「283. 非生命保険・定型保証制度に関する保険料や保険金」が約0.0兆円（約0.02兆円）となっている。

⁵⁸ みなし仮設住宅とは、災害等で住居を失った被災者が、民間事業者の賃貸住宅を仮の住まいとして入居した場合に、その賃貸住宅を国や地方自治体が提供する仮設住宅に準じるものとみなすことである。

⁵⁹ 独法等は、4-6月期は財務諸表が入手できないため付表6（2）における中央政府「2821. 他に分類されない経常移転」の過去5年平均伸び率を用いて推計し、7-9月は各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。

体消費状況等調査」等⁶⁰を用いて推計した。社会保障基金については、推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較的小さいことから付表6（2）の社会保障基金「2821. 他に分類されない経常移転」過去5年平均伸び率を用いて推計した。

「2822. 他に分類されない資本移転」について、中央政府及び社会保障基金は主として「予算使用の状況」等⁶¹を用いて推計した。地方政府については、主として「地方公共団体消費状況等調査」等⁶²を用いて推計した。

「283. 非生命保険・定型保証制度に関する保険料や保険金」は、推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較的小さいことから、各制度部門別に付表6（2）の「145. 非生命保険・定型保証制度に関する保険料や保険金」過去5年平均伸び率を用いて推計した。

以上の支出関係、すなわち雇用者報酬、財・サービスの使用、固定資本減耗、利子、補助金、交付金、社会給付及びその他の支出を合計した「支出」の2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表1-16である。収入合計164.8兆円に対して推計値と実績値の乖離額は約0.1兆円、乖離率は約0.0%（約0.04%）となった。

1-4-4-3 非金融資産の取引

非金融資産取引についても、QEで推計されているものが多く、それら計数についても、支出関係と同様に、QEの計数を利用する。具体的には、「311. 固定資産」及び「312. 在庫」である。2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表1-17及び表1-18である。

「313. 貴重品」の金額は「-」、すなわち推計の対象外となっている。貴重品については、GFSMが定める表章カテゴリーとなっており、「SDDS プラス」においても対応が求められていると考えられる。しかしながら、「SDDS プラス」として四半期別一般政府収支を既に公表している諸外国の状況を見ると、オーストリアやチェコのように「貴重品 (Valuables)」として原則として毎四半期異なる計数の公表を行っている場合、ドイツのように2009年1-3月期から2011年10-12期まで同一計数を公表している場合、米国・フランスのように「貴重品 (Valuables)」の欄は設けているものの金額は全ての四半期において0である場合、ブルガリアやフィンランドのように在庫変動と合わせて公表⁶³している場合、デンマークのよう

⁶⁰ 地財データにおける経常移転は、各款別支出済額に存在する金額を合計して推計している。よって、「地方公共団体消費状況等調査」における款別支出済額ごとに延伸したうえで合算して推計を行った。

⁶¹ 中央政府から地方公営企業に対する資本移転は、年次推計では地財データから推計している。公営企業の地財データは利用できないが、中央政府から地方公営企業に対する資本移転は、水道事業に対するものが例年約8割程度を占める。そこで、本章では「予算使用の状況」における水道施設整備費補助の金額の伸び率を中央政府から地方公営企業に対する資本移転の2015年度値に乗じる代替推計を行った。また、独法等は、4-6月期は財務諸表が入手できないため付表6（2）における中央政府「2822. 他に分類されない資本移転」の過去5年平均伸び率を用いて推計し、7-9月は各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。

⁶² 地財データにおける資本移転は、各款別支出済額に存在する金額を合計して推計している。よって、「地方公共団体消費状況等調査」における款別支出済額ごとに延伸したうえで合算して推計を行った。

⁶³ ブルガリアは“Changes in inventories and acquisitions less disposals of valuables”、フィンランドは“Changes in inventories and net acquisitions of valuables”という項目名で公表している。

に「貴重品 (Valuables)」の欄自体が設けられていない場合等、対応は様々となっている。

JSNA 上で貴重品を厳密に反映するとした場合には、作間 (2012) が指摘するとおり、2008SNA が規定する貴重品に即した包括的な調査・統計が必要となると解される。

「314. 非生産資産」の金額は、約 0.9 兆円⁶⁴である。土地の購入には実物の土地売買と固定資本形成のうち用地取得分が存在するが、基礎データの制約から各制度部門とも付表 6 (2) の「314. 非生産資産」過去 5 年平均伸び率を用いて推計を行った。「非生産資産」の 2016 年度における推計値と実績値を比較したものが、表 1-19 である。

1-4-4-4 財政収支 (純貸出／純借入)

付表 6 (2) で公表されている 2016 年度の一般政府財政収支 (純貸出／純借入) の金額は、▲18.1 兆円である。本節における収入、支出及び非金融資産の取引の計数を合算し、2016 年度における推計値と実績値を比較したものが、表 1-20-1 である。推計値と実績値の乖離は約 0.9 兆円、乖離率は約 4.9%となった。このうち、QE 推計分及び分配側 QNA の手法による推計分を除く本章独自の手法による推計部分についてみると、約 0.0 兆円 (約 0.004 兆円) の過大推計、乖離率は約 0.0% (約 0.03%) となった。

この表 1-20-1 を、中央政府・地方政府及び社会保障基金の制度部門別に 2016 年度における推計値と実績値を比較したものが、表 1-20-2、1-20-3 及び 1-20-4 である。

表 1-20-2、1-20-3 及び 1-20-4 における本章独自の手法による推計部分は、中央政府は約 0.0 兆円 (約 0.01 兆円) の過大推計、地方政府は約 0.0 兆円 (約 0.001 兆円) の過大推計、社会保障基金は約 0.0 兆円 (約 0.01 兆円) の過小推計となった。乖離率でみても、中央政府は約 0.0% (約 0.02%)、地方政府は約 0.0% (約 0.01%)、社会保障基金は約▲0.0% (約▲0.01%) であり、どの制度部門においても相当程度の推計精度を有することが確認できた。

2016 年度における四半期別一般政府収支の推計値を表 1-1 の表章カテゴリーごとに整理したものが表 1-21-1、2016 年度第一次年次推計の実績値と比較したものが表 1-21-2 である⁶⁵。

表 1-21-2 で示されているとおり、4-6 月期よりも 7-9 月期の方が 2016 年度実績値との乖離幅が小さい⁶⁶。これは、4-6 月期よりも 7-9 月期の方が利用可能となるデータが多くなるため、新たなデータを推計に織り込むことにより精度が更に向上していることを示唆している⁶⁷。

⁶⁴ この金額は、具体的には JSNA における付表 6 (1) の「26. 土地の購入 (純)」と同一である。

⁶⁵ 脚注 5 のとおり、4-6 月期は 2017 年度 5 月末時点で利用可能なデータを用いて推計した計数、7-9 月期は 2017 年度 8 月末時点で利用可能なデータを用いて推計した計数を 2016 年度第一次年次推計における実績値と比較したものである。なお、10-12 月期及び 1-3 月期は、推計上も 2016 年度第一次年次推計と同一の計数が利用可能であるため、差額は 0 となる。年度値は、この 4 四半期を合算したものであり、表 3 から 20-1 までに記載した計数と同一となる。

⁶⁶ 4-6 月期よりも 7-9 月期の方が 2016 年度実績値との乖離幅が小さい傾向は、QE 推計分及び分配側 QNA の手法による推計分を除く本章独自の手法による推計部分のみについてみても該当する。

⁶⁷ 7-9 月期の推計を公表する際には、同時に 4-6 月期の計数も改定されることとなる。今回の試算では、2017 年度 8 月末時点で利用可能なデータを用いて推計した 4-6 月期の一般政府の純貸出／純借入の金額

1-5 おわりに

本章では、「SDDS プラス」の要請に応え得る四半期別一般政府収支（実物取引）の推計手法を開発し、実際に試算を行うこと通じて推計手法の妥当性の検証を行った。その結果、2016 年度第一次年次推計（実績値）との改定差は一般政府合計で約 0.9 兆億円の過大推計（うち中央政府 0.1 兆円の過大推計、地方政府 0.6 兆円の過大推計、社会保障基金 0.2 兆円の過大推計）となった。また、QE や分配側 QNA の手法による推計部分を除き本章で開発した推計のみに限れば、一般政府合計で約 0.0 兆円（約 0.003 兆円）の過大推計（うち中央政府は約 0.0 兆円（約 0.01 兆円）の過大推計、地方政府は約 0.0 兆円（約 0.001 兆円）の過大推計、社会保障基金は約 0.0 兆円（約 0.01 兆円）の過小推計）であり、本章における手法を用いることにより、一定程度の精度を有した推計が可能であることを示した。本章の分析は、2021 年 4 月から内閣府が公表している、速報性の高い四半期別財政収支の推計手法を確立した貢献がある。

我が国における四半期別一般政府収支の公表に向け、引き続き、データの蓄積等を踏まえ、推計手法の検討及び検証を続けていきたい。

は▲1 兆 1,405 億円（推計値－実績値は+4,457 億円）となり、2017 年度 5 月末時点で利用可能なデータを用いて推計した▲1 兆 735 億円（同 5,127 億円）よりも乖離幅が小さくなる。この点からも、利用可能なデータが多くなるほど、精度が向上することが示唆される。

1-6 第1章図表

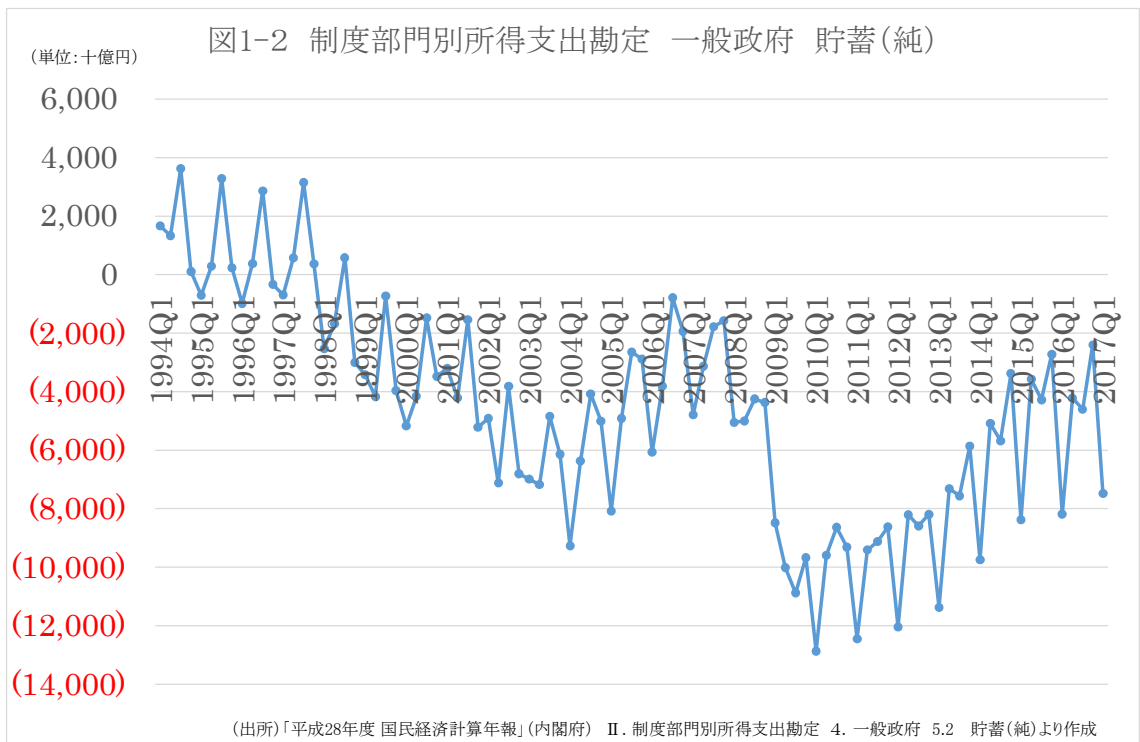
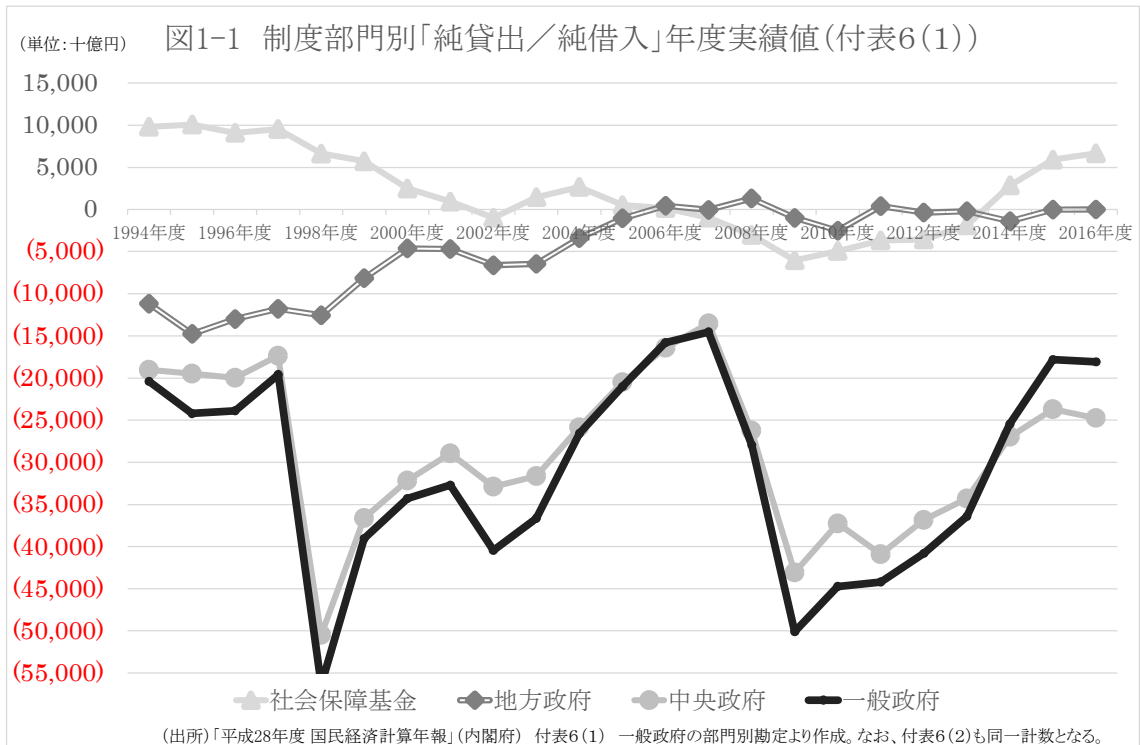


表1-1 「SDDSプラス」で要請される四半期別一般政府収支の表章項目

Transactions affecting net worth		正味資産に影響を与える取引	
Revenue	Taxes	1.収入	11.税
	Social contributions		12.社会負担
Expenses	Grants	2.支出	13.交付金
	Other revenue		14.その他の収入
	Compensation of employees		21.雇用者報酬
	Use of goods and services		22.財・サービスの使用
	Consumption of fixed capital		23.固定資本減耗
	Interest		24.利子
	Subsidies		25.補助金
	Grants		26.交付金
	Social benefits		27.社会給付
	Other expenses		28.その他の支出
Transactions in nonfinancial assets		非金融資産の取引	
Net acquisition of nonfinancial assets	Fixed assets	31.非金融資産の純所得	311.固定資産
	Change in inventories		312.在庫
	Valuables		313.貴重品
	Nonproduced assets		314.非生産資産
Net lending/borrowing		純貸出/純借入	

(出所) 英語部分はIMF (2015) Table3.1、日本語対訳は付表6(2)の対応する項目より

表1-2 四半期別一般政府収支推計に使用する主なデータ

統計名	公表機関	公表期種	公表時期	データ種別	使用する制度部門	使用カテゴリ
予算使用の状況	財務省	四半期	t+3	実績値	中央政府及び社会保障基金	11.税、12.社会負担、14.その他の収入、24.利子、25.補助金、27.社会給付、28.その他の支出及び314.非生産資産
地方公共団体消費状況等調査	内閣府	四半期	t+7	実績値	地方政府	12.社会負担、14.その他の収入、24.利子、25.補助金、27.社会給付及び28.その他の支出
租税及び印紙収入、収入額調	財務省	月次	t+1	実績値	中央政府	11.税
地方財政計画(地方団体の歳入歳出総額の見込額)	総務省	年度	t-14	予算値	地方政府	11.税(事業税)
国際収支統計(BOP)	日本銀行	月次	t+2	実績値	中央政府	13.交付金(受取)、14.その他の収入、26.交付金(支払)及び28.その他の支出
独立行政法人年金積立金管理運用(GPIF)、国家公務員共済、地方公務員共済及び私学共済の運用レポート	各団体	四半期	t+3	実績値	社会保障基金	14.その他の収入
財務諸表	各団体	年度	t+2	実績値	中央政府、地方政府及び社会保障基金	12.社会負担、14.その他の収入、24.利子、27.社会給付及び28.その他の支出
支出側四半期別GDP速報(QE)	内閣府	四半期	t+2	推計値	中央政府、地方政府及び社会保障基金	14.その他の収入、21.雇用者報酬、22.財・サービスの使用、23.固定資本減耗、27.社会給付、28.その他の支出、311.固定資本及び312.在庫

※公表時期の「t+n」とは、該当期種の最終月の翌月から起算して概ねnか月に公表される、という目安を示す。

(出所) 筆者作成

表1-3 「税」の推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較

(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値-実績値
本稿独自の手法による推計分	22,340.0	22,333.4	6.6
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	—	—	—
分配側QNAの手法による推計分	77,418.0	77,067.1	350.9
合計	99,758.0	99,400.5	357.5

表1-4 「社会負担」の推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較

(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	69,098.6	69,140.0	▲ 41.4
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	—	—	—
分配側QNAの手法による推計分	—	—	—
合計	69,098.6	69,140.0	▲ 41.4

表1-5 「交付金」の推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較

(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	6.7	6.7	0.0
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	—	—	—
分配側QNAの手法による推計分	—	—	—
合計	6.7	6.7	0.0

表1-6 「その他の収入」の推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較

(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	15,035.2	14,948.1	87.1
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	6,333.3	6,247.8	85.5
分配側QNAの手法による推計分	—	—	—
合計	21,368.5	21,195.9	172.6

表1-7 「収入」の推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較

(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	177,293.2	177,241.0	52.2
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	6,333.3	6,247.8	85.5
分配側QNAの手法による推計分	77,418.0	77,067.1	350.9
合計	261,044.5	260,555.9	488.6

表1-8 「雇用者報酬」の推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較

(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	—	—	—
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	28,514.9	28,602.3	▲ 87.4
分配側QNAの手法による推計分	—	—	—
合計	28,514.9	28,602.3	▲ 87.4

表1-9 「財・サービスの使用」の推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較

(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	—	—	—
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	18,014.3	17,968.7	45.6
分配側QNAの手法による推計分	—	—	—
合計	18,014.3	17,968.7	45.6

表1-10 「固定資本減耗」の推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較

(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	—	—	—
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	17,448.3	17,396.1	52.2
分配側QNAの手法による推計分	—	—	—
合計	17,448.3	17,396.1	52.2

表1-11 「利子」の推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較

(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	10,653.1	10,532.2	120.9
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	—	—	—
分配側QNAの手法による推計分	—	—	—
合計	10,653.1	10,532.2	120.9

表1-12 「補助金」の推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較

(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	3,099.0	3,031.8	67.2
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	—	—	—
分配側QNAの手法による推計分	—	—	—
合計	3,099.0	3,031.8	67.2

表1-13 「交付金」の推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較

(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	591.3	591.3	0.0
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	—	—	—
分配側QNAの手法による推計分	—	—	—
合計	591.3	591.3	0.0

表1-14 「社会給付」の推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較

(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	67,750.5	67,787.0	▲ 36.5
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	46,589.4	46,830.6	▲ 241.2
分配側QNAの手法による推計分	—	—	—
合計	114,340.0	114,617.6	▲ 277.6

※10億円未満の四捨五入の関係上、個別項目の足し上げは合計と一致しない

表1-15 「その他の支出」の推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較

(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	11,954.5	12,039.5	▲ 85.0
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	204.6	208.0	▲ 3.5
分配側QNAの手法による推計分	—	—	—
合計	12,159.0	12,247.5	▲ 88.5

※10億円未満の四捨五入の関係上、個別項目の足し上げは合計と一致しない

表1-16 「支出」の推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較

(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	164,861.1	164,794.7	66.5
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	110,771.5	111,005.6	▲ 234.1
分配側QNAの手法による推計分	－	－	－
合計	275,632.6	275,800.3	▲ 167.7

※10億円未満の四捨五入の関係上、個別項目の足し上げは合計と一致しない

表1-17 「固定資産」の推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較

(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	－	－	－
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	1,697.4	1,932.2	▲ 234.8
分配側QNAの手法による推計分	－	－	－
合計	1,697.4	1,932.2	▲ 234.8

表1-18 「在庫」の推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較

(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	－	－	－
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	▲ 10.0	▲ 28.9	18.9
分配側QNAの手法による推計分	－	－	－
合計	▲ 10.0	▲ 28.9	18.9

表1-19 「非生産資産」の推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較

(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	925.5	943.3	▲ 17.8
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	－	－	－
分配側QNAの手法による推計分	－	－	－
合計	925.5	943.3	▲ 17.8

表1-20-1 一般政府収支(純貸出/純借入)推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較

(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	11,506.6	11,502.9	3.7
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	▲ 106,125.6	▲ 106,661.0	535.5
分配側QNAの手法による推計分	77,418.0	77,067.1	350.9
合計	▲ 17,201.0	▲ 18,091.1	890.1

※10億円未満の四捨五入の関係上、個別項目の足し上げは合計と一致しない

表1-20-2 中央政府収支(純貸出/純借入)推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較
(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	▲ 53,591.8	▲ 53,599.9	8.1
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	▲ 15,676.0	▲ 15,576.0	▲ 100.0
分配側QNAの手法による推計分	44,619.2	44,419.7	199.6
合計	▲ 24,648.6	▲ 24,756.3	107.7

※10億円未満の四捨五入の関係上、個別項目の足し上げは合計と一致しない

表1-20-3 地方政府収支(純貸出/純借入)推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較
(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	13,132.7	13,131.5	1.2
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	▲ 45,306.4	▲ 45,775.4	469.0
分配側QNAの手法による推計分	32,798.7	32,647.4	151.3
合計	625.0	3.5	621.5

表1-20-4 社会保障基金収支(純貸出/純借入)推計結果及び2016年度第一次年次推計(実績値)との比較
(単位:十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	51,965.7	51,971.3	▲ 5.6
支出側四半期GDP速報(QE)推計分	▲ 45,143.1	▲ 45,309.6	166.5
分配側QNAの手法による推計分	—	—	—
合計	6,822.6	6,661.7	160.9

表1-21-1 2016年度四半期別一般政府財政収支(推計値)

(単位:10億円)

		4-6月期	7-9月期	10-12月期	1-3月期	年度値
正味資産に影響を与える取引						
収入	収入	50,128.6	45,300.3	50,640.1	44,162.8	190,231.8
	税	25,306.2	24,143.5	25,827.4	24,480.9	99,758.0
	社会負担	17,832.9	16,176.8	19,985.4	15,103.4	69,098.6
	交付金	0.1	0.0	0.3	6.3	6.7
	その他の収入	6,989.4	4,980.0	4,827.0	4,572.2	21,368.5
	支出	51,712.5	49,126.6	53,270.3	50,710.6	204,819.9
	雇用者報酬	8,739.3	5,304.2	8,918.5	5,552.9	28,514.9
	財・サービスの使用	4,529.4	4,233.6	4,466.4	4,784.9	18,014.3
	固定資本減耗	4,375.2	4,375.2	4,349.0	4,348.9	17,448.3
	利子	2,416.1	3,014.6	2,317.6	2,904.8	10,653.1
	補助金	139.5	1,106.3	910.5	942.7	3,099.0
	交付金	90.5	146.5	108.3	246.0	591.3
社会給付	28,541.7	28,230.0	29,019.4	28,549.0	114,340.0	
その他の支出	2,880.7	2,716.3	3,180.6	3,381.4	12,159.0	
非金融資産の取引						
非金融資産の純所得		▲ 510.4	278.6	1,613.2	1,231.4	2,612.9
固定資産		▲ 759.2	38.3	1,367.9	1,050.4	1,697.4
在庫		▲ 1.9	0.6	▲ 17.1	8.4	▲ 10.0
貴重品		—	—	—	—	—
非生産資産		250.8	239.7	262.4	172.6	925.5
純貸出/純借入		▲ 1,073.5	▲ 4,104.9	▲ 4,243.4	▲ 7,779.2	▲ 17,201.0

※10億円未満の四捨五入の関係上、個別項目の足し上げは合計と一致しない

表1-21-2 2016年度四半期別一般政府財政収支(推計値－実績値)

(単位:10億円)

		4-6月期	7-9月期	10-12月期	1-3月期	年度値
正味資産に影響を与える取引						
収入	収入	331.8	156.8	0.0	0.0	488.6
	税	141.2	216.3	0.0	0.0	357.5
	社会負担	84.0	▲ 125.4	0.0	0.0	▲ 41.4
	交付金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他の収入	106.6	65.9	0.0	0.0	172.6
	支出	▲ 90.1	▲ 77.4	0.0	0.0	▲ 167.7
	雇用者報酬	▲ 76.9	▲ 10.5	0.0	0.0	▲ 87.3
	財・サービスの使用	44.3	1.3	0.0	0.0	45.6
	固定資本減耗	26.1	26.1	0.0	0.0	52.2
	利子	51.5	69.4	0.0	0.0	120.9
	補助金	▲ 1.4	68.6	0.0	0.0	67.2
	交付金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
社会給付	▲ 127.0	▲ 150.6	0.0	0.0	▲ 277.6	
その他の支出	▲ 6.7	▲ 81.8	0.0	0.0	▲ 88.5	
非金融資産の取引						
非金融資産の純所得		▲ 90.8	▲ 143.0	0.0	0.0	▲ 233.8
固定資産		▲ 95.2	▲ 139.6	0.0	0.0	▲ 234.8
在庫		8.5	10.4	0.0	0.0	19.0
貴重品		—	—	—	—	—
非生産資産		▲ 4.1	▲ 13.8	0.0	0.0	▲ 17.8
純貸出/純借入		512.7	377.2	0.0	0.0	890.1

※10億円未満の四捨五入の関係上、個別項目の足し上げは合計と一致しない

第2章 2000年代の日本経済における住宅ローンの金利の分析

—FISIMの観点から—⁶⁸

2-1 はじめに

1994年10月17日、それまで横並びであった普通預金金利が自由化され、各銀行は金利を自由に設定できるようになった。住宅ローン金利も、規制金利から自由金利へ、つまり各銀行が変動金利型住宅ローン等の新商品を開発・販売できるようになった。しかし、住宅ローン金利は、市場金利とは明らかに異なる動きをみせている（図2-1参照）⁶⁹。すなわち、日本の金融市場は、政策的に長期金利を引き下げても、住宅ローン金利には反映されにくいという特徴を指摘できる。そのため、米国・英国では長期金利の引き下げが住宅ローン金利の低下を介して個人消費の増加をもたらす政策効果が確認されるのに対し、日本では「ゼロ金利政策」等による政策金利低下がもたらす消費刺激効果は限定的であることが指摘されている（例えば、Hausman, Unayama and Wieland (2019)等）。よって、住宅金融の動向を詳細に確認することは、政策効果の分析の点で非常に重要である。

住宅金融を把握するためには、一国全体の持家の借入残高（ストック）と住宅ローン利子（フロー）のデータが必要となる。ストックは、住宅金融支援機構や共済事業年報等の積み上げにより、ある程度把握可能である。しかしながら、フローは、内閣府が公表する国民経済計算（SNA）上、「FISIM⁷⁰」導入により、2010～2016年度第一次年次推計においては実際に支払った金額を確認することができなかった。そこで、米田（2018）では、2001～2016年度のFISIM除き持ち家の支払利子の推計を行い、2001～2009年度の推計値とSNA上の実績値を比較して相当程度の精度があることを確認したうえで、2010～2016年度の日本における支払利子の計数を示した。

その後、内閣府は2017年度第一次年次推計以降、SNA上の持ち家の支払利子が確認可能となるよう公表形式を変更したため、一国全体の住宅ローン利子の計数もSNA上の実績値として把握可能となった。そこで、本章では、まず米田（2018）の手法をベースに計算した2001～2019年度の金融機関別（銀行、住宅金融支援機構、信用金庫・信用組合・労働金庫等、農業協同組合、ノンバンク、共済組合等）の住宅ローン利子の金額を示す。そのうえで、

⁶⁸ 本論文の内容については、跡見学園女子大学マネジメント学部における査読を経たものである。査読プロセスの中で頂戴したエディター及びレフェリーの皆さまのコメントに感謝する。

⁶⁹ 変動金利は、キャンペーン等による期間限定で1%を割る金利に設定する銀行も存在する。しかし、日本銀行「金融経済統計月報」における住宅ローン金利は、都市銀行各行の変動金利の中央値を採用している（年計数は最終月の月初の金利）。つまり、中央値で見れば、依然として市場金利と大きな乖離が存在すると指摘できる。

⁷⁰ FISIMとは、“Financial Intermediation Services Indirectly Measured”の略語で、「間接的に計測される金融仲介サービス」のことである。日本のSNAにおいては、2011年度より導入された1993SNA2005年基準より正式に採用されている概念である。詳細は、本章補論を参照されたい。

推計値を SNA 上の実績値と比較し、推計精度を確認する。最後に、一国全体の住宅ローン金利を計算する。

結果を先取りすると、2001～2019 年の乖離額の平均が 1,918 億円、SNA 実績値に対する適合率は 96%となっており、本章の手法により、相当程度の推計精度で金融機関の種類別住宅ローン利子を計算することが可能といえる。また、一国全体の住宅ローン金利は、マイナス金利政策を導入した 2016 年以降も、家計が負担する住宅ローンの金利はほとんど変化がないことが指摘できる。

本章の構成は以下のとおりである。まず、2-2 節では、住宅金融を把握するための一国全体の持家の借入残高（ストック）と住宅ローン利子（フロー）のデータを概観する。2-3 節は住宅ローン利子の推計方法を提示する。2-4 節は、前節で示した手法を用いた住宅ローン利子の分析結果を示したうえで、SNA 上の実績値と比較して推計精度を確認する。2-5 節は、本章のまとめである。2-6 節には、本章の図表をまとめる。

2-2 データ概観

本節では、住宅金融を把握するための一国全体の持家の借入残高（ストック）と住宅ローン利子（フロー）のデータを概観する。

2-2-1 持家の借入残高（ストック）

持家の借入残高（ストック）は、住宅金融支援機構「業態別の住宅ローン新規貸出額と貸付残高の推移」により概ね把握可能である。金融機関の種類別に図に表したものが、以下の図 2-2 である。

時系列でみると、1990 年度時点では約 113 兆円であった日本における一国全体の住宅ローン残高は、2000 年度前後に下落基調になる一方、2013 年からは再度上昇基調に転じて、2020 年度現在では 200 兆円を超える残高となっていることが分かる。また、金融機関別では、1994 年度では同程度であった住宅金融支援機構と銀行の住宅ローン残高が、2014 年度には 10 倍以上の差が生じている。これには、1994 年の金利自由化により、金融機関が様々な住宅ローン商品を開発・販売するようになったという「競争原理・経営努力」によるものであると考えられる。

2-2-2 住宅ローン利子（フロー）

住宅ローン利子（フロー）は、内閣府「国民経済計算（SNA）」により把握可能である。2020 年 12 月に公表された 2019 年度第一次年次推計における計数を時系列で示したものが、以下の図 2-3 である。

2010 年度第一次年次推計から 2016 年度第一次年次推計までは、上記のうち「家計の持ち

家に対する支払利子（FISIM 調整後）⁷¹」の系列しか公表されていなかったため、実際に家計がいくら住宅ローン利子を負担しているのか SNA 上は確認できなかった。しかし、2017 年度第一次年次推計以降、「家計の持ち家に対する支払利子（FISIM 調整前）」の系列を公表するようになったため、一国全体の住宅ローン利子の計数も SNA 上の実績値として把握可能となった。

図 2-3 では、2000 年度までは FISIM 調整前後の計数差、すなわち参照利率と貸出金利の差である「借り手 FISIM」は 2 兆円程度であったが、2001 年度以降、借り手 FISIM は 4 兆円程度に増大している。これも、前述の借入残高同様、金融機関が様々な住宅ローン商品を開発・販売するようになったという「競争原理・経営努力」により、金融機関の付加価値である FISIM が増大したと解される。

2-3 分析手法

前節で示した持家の借入残高（ストック）の計数は、日本の一国全体を表していると述べるには、いくつか不十分な点がある。また、住宅ローン利子（フロー）については、金融機関の種類別の金額は確認することができない。そこで、それらの点について、米田（2018）の手法を用いて、所定の調整を行う。

2-3-1 一国全体の持家の借入残高（ストック）

一国全体の持家の借入残高につき、住宅金融支援機構のデータで不足している主な金融機関は、ノンバンク及び共済組合である。ノンバンクの計数は、日本銀行「資金循環統計」における「ファイナンス会社（貸金業者）」の「住宅貸付」により把握可能である。共済組合は、金額規模の大きい国家公務員、地方公務員、私立学校及び農林漁業団体職員の 4 種類について確認する⁷²。具体的な計数は、財務省「国家公務員共済組合事業統計年報⁷³」の「第 4 編 経理状況 第 50 表 貸付経理貸借対照表」における「組合員貸付金」、総務省「地方公務員共済組合等事業年報⁷⁴」の「27 貸付経理貸借対照表」における「組合員貸付金」、日

⁷¹ 金融機関間で調達し合える一般的な利率である「参照利率（またはリスクフリーな利率）」以下の利率で住宅ローンを貸し出すことができれば、それは当該金融機関が生み出した付加価値といえる。それを、国民総生産（GDP）にカウントするため、SNA では、1993SNA2005 年基準より、擬制的に FISIM という概念を導入した。詳細は本章補論に譲る。

⁷² 他にも、例えば日本政策金融公庫の恩給・共済年金担保融資や母子・寡婦福祉資金等による住宅向け貸付もあり得るが、金額が僅少と考えられるため、本章では金額規模の大きい国家公務員、地方公務員、私立学校及び農林漁業団体職員の 4 種類に限定して確認を行う。

⁷³ 財務省「国家公務員共済組合事業統計年報」は、本章を執筆している 2021 年 3 月現在、2005 年度以降のデータしか web サイトには公表されていない。1989 年度、1992 年度、1998～2004 年度のデータは、国会図書館等の冊子にて確認できたものの、1990～1991 年度及び 1993～1997 年度は確認できなかったため、前後の年度値から線形補完している。

⁷⁴ 総務省「地方公務員共済組合等事業年報」では、地方職員共済組合（道府県職員向け）、地方職員共済組合団体共済部（地方団体関係団体職員向け）、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組

本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度統計要覧⁷⁵」の「VII 福祉 9. 年次別・貸付利用状況（2）貸付残」における「住宅貸付」及び「特殊住宅貸付」、農林漁業団体職員共済組合「農林年金 財務諸表⁷⁶」における附属明細書にある貸付金のうち住宅分の計数を積み上げる。

以上を整理し、金融機関別住宅ローン残高年度中央値（9月末時点）を示したのが、表 2-1 である。

2-3-2 金融機関の種類別の住宅ローン利子（フロー）を計算するための金利

住宅ローン利子（フロー）について、金融機関の種類別の金額を確認するには、金融機関の種類別の持家の借入残高に、対応すると考えられる金利を乗じて計算した住宅ローン利子の金額合計が、SNA における住宅ローン利子と概ね合致すれば、内訳情報が得られたと判断できる。

上述の金利については、①銀行等で適用される一般的な変動金利、②フラット 35 等の固定金利、③共済組合の金利、の 3 種類を考え、それぞれ対応すると考えられる借入残高に乗じて金融機関の種類別支払利子を計算する。

銀行等で適用される一般的な変動金利は、日本銀行「金融経済統計月報」の計数を用いる。これは、都市銀行各行の変動金利型の住宅ローン金利中央値であるため、最も一般的な住宅ローン金利といえる。よって、この金利は、住宅金融支援機構「業態別の住宅ローン新規貸出額と貸付残高の推移」の残高のうち住宅金融支援機構以外のもの⁷⁷及びノンバンクに適用する。

具体的には、以下の表 2-2 の金利となる。2000 年代の日本における長期の低金利政策を反映し、住宅ローン金利の下限と思われる 2.4%前後で推移している。

住宅金融支援機構については、フラット 35 等の長期固定金利による貸出が一般的と考えられる。そこで、住宅金融支援機構に対応する金利については、住宅金融支援機構が公表する長期固定金利を適用する⁷⁸。但し、公表されている金利はその時点での新規採用分のみのため、固定金利を想定すると、過去の金利の影響も残ると考えられる。そこで、過去 5 年間の平均金利を適用する。

合、全国市町村職員共済組合連合会（市になっていない、町や村向け）、指定都市職員共済組合（仙台市以前（1980 年の広島市まで）の政令指定都市向け）、都市職員共済組合（仙台市（1989 年政令指定都市化）、豊橋・函館等愛知・北海道 23 市向け）及び市町村職員共済組合（千葉市（1992 年政令指定都市化）以降の政令指定都市及び上記以外の市向け）及びの 9 つの組合の計数が把握可能であり、ほぼ全ての地方公務員共済組合をカバーしている。

⁷⁵ 私学共済は、2009 年度までは実績値、2008 年度以前は 2009 年度の地方共済との比率を用いて推計した値。

⁷⁶ 農林漁業団体職員共済組合は、廃止に伴い、住宅貸付は 2006 年度末で 0 円とした。

⁷⁷ 本章の整理でいう、「銀行」、「信用金庫・信用組合・労働金庫等」、「農協」、「その他」の 4 項目となる。

⁷⁸ 2011 年 10 月までは「旧公庫融資基準金利の推移」基準金利、2011 年 11 月以降は「参考金利の推移」35 年固定金利（繰上返済制度無）の最も高い金利を適用。

以上を踏まえ計算したものが、表 2-3 の金利である。35 年固定金利等の長期固定にはリスクがあるため、基本的には、表 2-2 で示した金利よりも高めに設定されている。しかしながら、2010 年代後半からは、いわゆる「異次元の金融緩和」と呼ばれる金融政策や、2016 年 1 月に日本銀行が採用を発表した「マイナス金利政策」等により、1 年国債に代表される短期金利及び 10 年国債に代表される長期金利がマイナス金利となっている(図 2-4 参照)。それに付随し、40 年国債に代表される超長期国債の金利も大幅に低下しており、その影響を反映し住宅ローン金利も低下していると考えられる。

共済組合の金利共済は、事業年報に計上されている組合員貸付利息を組合員貸付金で除して、インプリシットに計算した金利を適用する。但し、共済組合のうち国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の合計貸付金残高で、共済組合全体の少なくとも 95%以上となるため、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合のデータで計算した金利を共済組合全体に適用する。

以上を踏まえ計算したものが、表 2-4 の金利である。全体的に、表 2-2 で示した金利よりも高めとなっている。

2-4 分析結果

前節で推計した金融機関の種類別の住宅ローン金利を整理したものが、表 2-5 である。近年に着目すると、住宅金融支援機構が 2015 年 3.3%から 2019 年には 2.0%、国家公務員共済組合が 2015 年 3.0%から 2019 年には 1.8%と、マイナス金利政策を導入した 2016 年以降は明確に下落傾向なのに対して、銀行は 2015 年も 2019 年も 2.5%と、変化がみられない。貸出残高ベースで最も金額の多い銀行の金利が高止まりしているため、加重平均して計算する一国全体の住宅ローン金利が高止まりすることが考えられる。

表 2-1 の金融機関の種類別の持家の借入残高に、表 2-5 の金融機関の種類別の金利を乗じて金融機関の種類別の住宅ローン利子の金額を計算したものが、表 2-6 である。この合計値が、「一国全体の住宅ローン利子の金額」となる。本推計の妥当性を検証するため、この合計値を SNA における実績値と比較したものが、表 2-7 である。2001~2019 年の乖離額の平均が 1,918 億円、SNA 実績値に対する適合率は 96%となっている。最も乖離している 2013 年度でも乖離額は 4,752 億円、適合率は 90%である。よって、本章の手法により、相当程度の推計精度で金融機関の種類別住宅ローン利子を計算することが可能である。

最後に、本章推計の一国全体の住宅ローン金利も計算する。これは、表 2-6 で示した本章推計の住宅ローン利子を、表 2-1 で示した本章推計の持ち家貸出残高で除すことにより求めることができる。計算結果を整理したものが、表 2-8 である。これを見ると、マイナス金利政策を導入した 2016 年以降も、家計が負担する住宅ローンの金利はほとんど変化がないことが指摘できる。2001 年の 2.7%から 2019 年には 2.4%と、緩やかに下落基調ではあるも

の、19年間の平均金利2.6%と大差はない。これは、上述のとおり、貸出残高ベースで最も金額の多い銀行の金利が高止まりしていることが要因と考えられる。

これは、平均収入以上にも関わらず、住宅ローンのために手元流動性に欠けて消費拡大をすることができない者、すなわち、Kaplan and Violante (2014) や Hara, Unayama, and Weidner (2016) で指摘される「The wealthy hand-to-mouth (裕福なその日暮らし)」が日本にも多く存在することを示唆している。

2-5 おわりに

本章では、2001～2019年度の金融機関別の住宅ローン利子の金額を示し、そのうえで、推計値をSNA上の実績値と比較し、推計精度を確認した。2001～2019年の推計値とSNA実績値の乖離額の平均は1,918億円、SNA実績値に対する適合率は96%となっており、本章の手法により、相当程度の推計精度で金融機関の種類別住宅ローン利子を計算することが可能といえる。

また、本章推計の住宅ローン利子を持ち家貸出残高で除すことにより求めた、一国全体の住宅ローン金利は、マイナス金利政策を導入した2016年以降も、家計が負担する住宅ローンの金利はほとんど変化がないことが指摘できる。

これは、平均収入以上にも関わらず、住宅ローンのために手元流動性に欠けて消費拡大をすることができない者、すなわち、Kaplan and Violante (2014) や Hara, Unayama, and Weidner (2016) で指摘される「The wealthy hand-to-mouth (裕福なその日暮らし)」が日本にも多く存在することを示唆している。消費拡大に実効性のある財政・金融政策を実施するためには、例えば住宅ローン減税(所得税法上の「住宅借入金等特別控除」等)を実施し、所得格差拡大にならない範囲での金利負担軽減施策を講じることが有用であると解される。

2-6 第2章図表

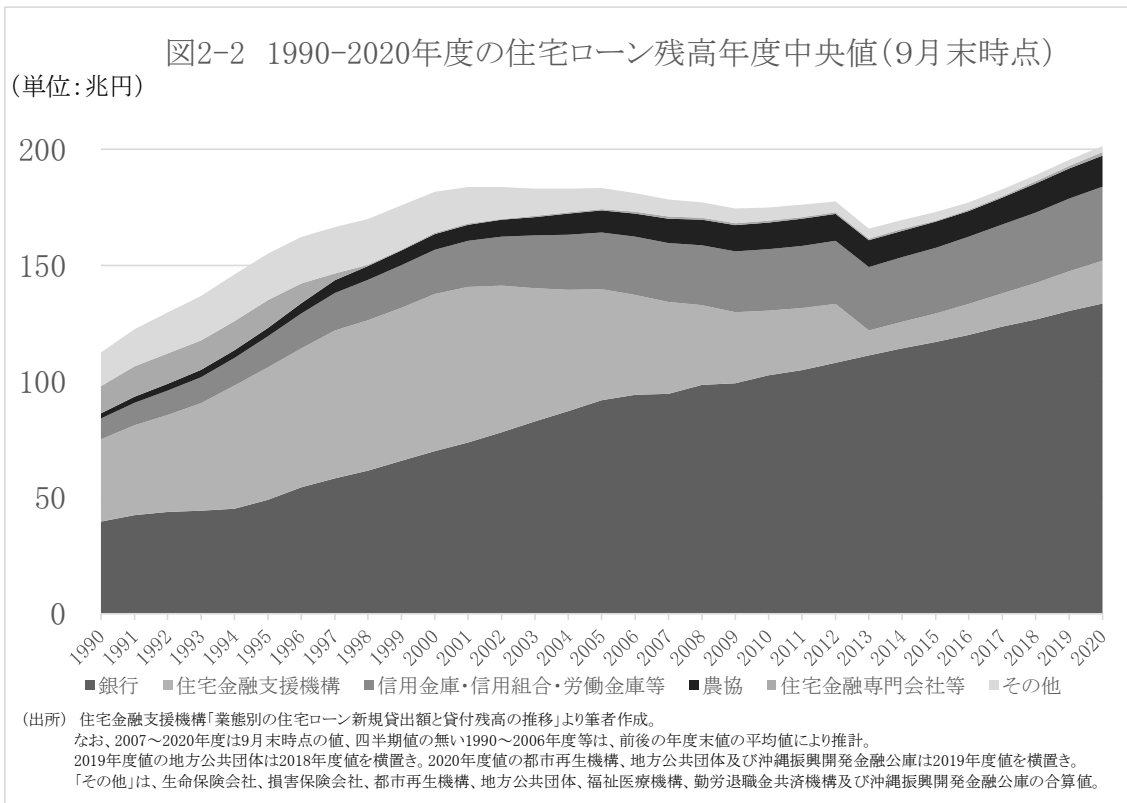
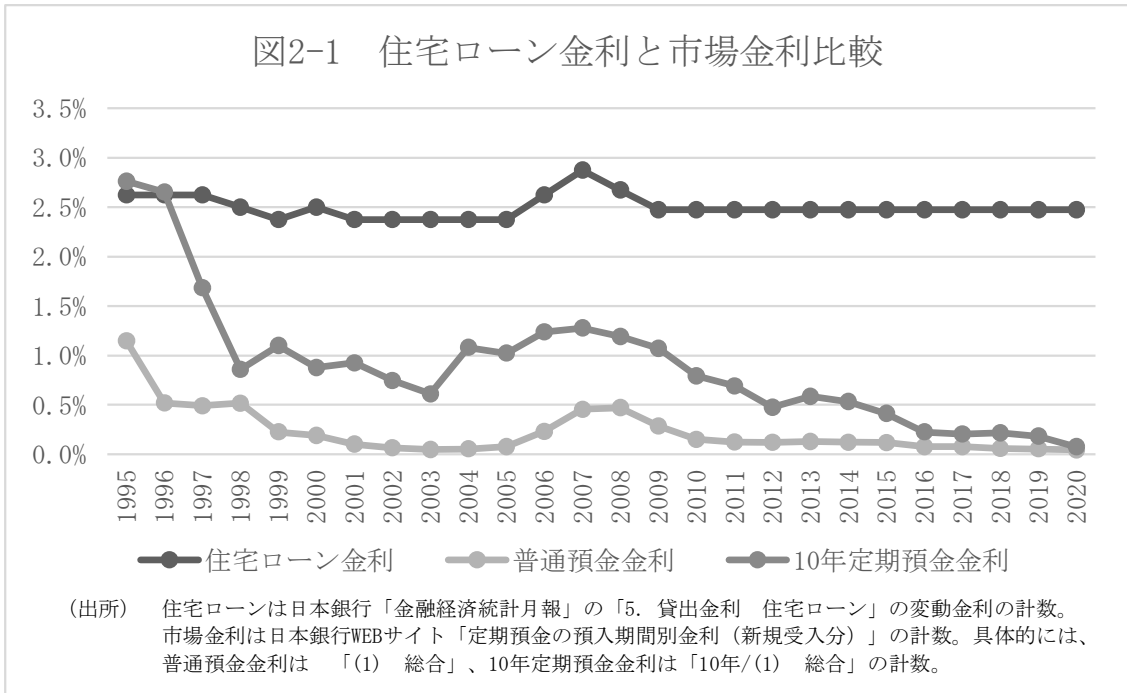
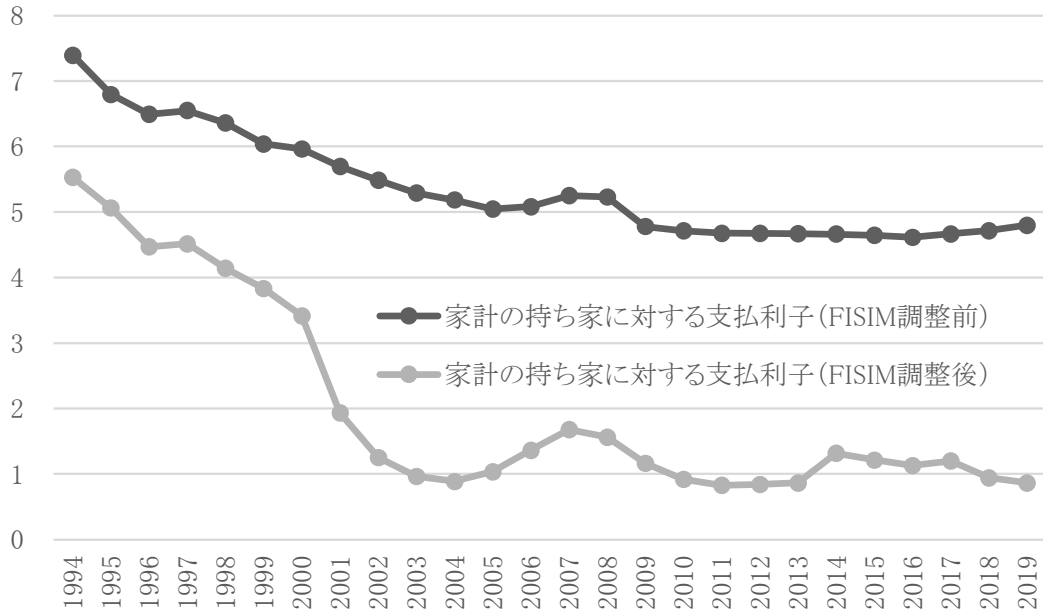


図2-3 SNAにおける一国全体の住宅ローン利子

(単位:兆円)



(出所)内閣府「国民経済計算」2019年度第一次年次推計 II. 制度部門別所得支出勘定
 5.家計(個人企業を含む) 1.1 財産所得(支払) (1)利子 b. その他の利子 (c)持ち家

図2-4 国債金利の推移



(出所)財務省WEBサイト「国債金利情報」。
 なお、1年国債および10年国債は、2016年以降、マイナス金利政策により0%を下回ることがある。

表2-1 金融機関別住宅ローン残高年度中央値(9月末時点)

	(単位:兆円)																															
	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
銀行	38.2	39.8	42.5	43.9	44.4	45.2	49.1	54.5	58.3	61.8	66.0	70.1	73.8	78.3	82.9	87.4	92.1	94.3	94.8	98.5	99.2	102.9	105.0	108.1	111.3	114.4	117.1	120.2	123.7	126.8	130.5	133.6
住宅金融支援機構	33.5	35.4	38.7	41.8	46.4	53.1	57.1	59.8	63.7	64.7	65.8	67.6	67.0	63.1	57.3	52.2	47.7	43.2	39.5	34.5	30.7	27.8	26.7	25.5	10.7	11.4	12.3	13.3	14.4	15.7	17.1	18.6
信用金庫・信用組合・労働金庫等	8.6	9.0	9.7	10.4	11.2	11.9	13.3	15.0	16.2	17.3	18.4	19.1	19.9	21.1	22.7	23.8	24.4	25.0	25.3	25.8	26.2	26.5	26.9	27.1	27.4	27.8	28.3	29.0	29.7	30.4	31.2	31.9
農協	2.2	2.3	2.6	2.9	3.1	3.3	3.6	4.5	5.5	6.0	6.4	6.7	7.0	7.2	7.9	8.9	9.5	10.0	10.5	10.9	11.3	11.4	11.6	11.5	11.4	11.2	11.1	11.5	12.5	12.9	13.3	
住宅金融専門会社等	10.5	11.6	13.2	13.1	12.7	12.5	12.0	8.5	2.9	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.6	0.6	0.8	0.9	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.7	0.5	0.5	0.7	0.9	1.2	1.5
その他	13.9	14.6	16.1	17.7	19.1	20.2	20.1	19.9	20.1	19.7	19.0	17.8	15.8	13.8	11.8	10.3	9.1	7.9	7.4	6.7	6.3	5.8	5.3	4.7	4.3	4.0	3.6	3.3	3.0	2.8	2.7	2.6
小計(住宅金融支援機構公表 計)	106.9	112.6	122.7	129.8	136.9	146.2	155.3	162.2	166.7	170.1	176.0	181.8	183.9	183.9	183.2	183.1	183.5	181.2	178.5	177.3	174.6	175.1	176.3	177.6	166.0	169.7	173.0	177.3	182.9	189.0	195.6	201.4
ノンバンク	5.5	6.7	7.2	7.0	6.8	6.5	6.6	6.1	5.5	4.8	3.8	3.4	2.8	2.1	2.0	1.9	1.7	1.5	1.5	1.6	1.3	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.4	1.6	1.9	2.3	2.4	
国家公務員共済組合	0.8	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	
地方公務員共済組合	4.9	4.8	4.8	5.0	5.0	4.9	4.9	4.9	4.8	4.8	4.9	4.9	4.9	4.9	4.8	4.3	4.0	3.7	3.3	3.0	2.6	2.3	1.9	1.6	1.4	1.1	1.0	0.8	0.6	0.5	0.4	
私学共済事業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
農林漁業団体職員共済組合	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	118.3	125.2	135.8	142.9	149.8	158.9	168.0	174.5	178.3	181.0	186.0	191.4	192.9	192.0	190.9	190.4	190.1	187.3	184.0	182.5	179.1	178.9	179.7	180.7	168.7	172.1	175.2	179.7	185.2	191.6	198.5	204.3

(出所)住宅金融支援機構「業態別の住宅ローン新規貸出額と貸付残高の推移」、財務省「国家公務員共済組合事業統計年報」、総務省「地方公務員共済組合等事業年報」、日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度統計要覧」、農林漁業団体職員共済組合「農林年金 財務諸表」を元に、筆者作成。
 なお、原則的に、前後の年度値の平均をとることで年度中央値を推計している。

表2-2 銀行等で適用される一般的な変動金利

	(単位:%)																				
年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
利率	2.5%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.6%	2.9%	2.7%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%

(出所)日本銀行「金融経済統計月報」の「5. 貸出金利 住宅ローン」の変動金利の計数。

表2-3 フラット35等の固定金利

年度	5年加重平均	年度平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌1月	翌2月	翌3月
1985	6.90	7.20	7.20	7.20	7.20	7.20	7.15	7.15	6.85	6.85	6.85	6.40	6.40	6.40
1986	5.94	6.15	6.15	6.15	6.15	6.15	6.15	6.15	6.15	6.15	6.15	5.30	5.30	5.30
1987	4.91	5.20	4.70	4.70	4.70	4.70	4.70	4.70	4.70	4.70	4.70	5.30	5.30	5.10
1988	5.00	5.10	4.90	4.90	4.90	4.90	4.90	4.90	5.20	5.20	5.20	4.95	4.95	4.95
1989	5.57	5.10	4.95	4.95	4.95	4.95	4.95	5.20	5.20	5.20	5.20	5.20	5.20	5.20
1990	5.54	6.74	6.30	6.30	6.30	6.50	6.50	6.50	7.40	7.40	7.30	7.00	6.70	6.70
1991	5.62	6.33	6.70	6.70	6.70	6.70	6.80	6.40	6.40	6.40	6.10	6.10	5.60	5.60
1992	5.68	5.23	5.60	5.60	5.60	5.60	5.15	5.15	5.15	5.15	5.15	5.00	4.80	4.80
1993	5.55	4.35	4.50	4.50	4.50	4.50	5.00	4.70	4.70	4.40	4.10	3.85	3.75	3.75
1994	5.43	4.48	3.75	4.35	4.20	4.20	4.20	4.60	4.60	4.60	4.85	4.85	4.85	4.75
1995	4.75	3.37	4.20	3.85	3.65	3.25	3.25	3.25	3.25	3.15	3.15	3.15	3.15	3.15
1996	4.16	3.34	3.40	3.40	3.40	3.40	3.40	3.30	3.30	3.30	3.30	3.30	3.30	3.30
1997	3.91	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00
1998	3.84	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00
1999	3.74	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00
2000	3.87	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00
2001	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00	4.00
2002	3.91	3.54	4.00	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50
2003	3.81	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50
2004	3.68	3.38	3.50	3.45	3.40	3.55	3.55	3.35	3.35	3.30	3.25	3.25	3.25	3.30
2005	3.53	3.22	3.30	3.15	3.06	3.02	3.08	3.23	3.19	3.32	3.26	3.34	3.28	3.41
2006	3.46	3.65	3.52	3.71	3.68	3.71	3.75	3.60	3.60	3.77	3.68	3.57	3.64	3.61
2007	3.46	3.55	3.53	3.54	3.59	3.73	3.69	3.52	3.65	3.53	3.40	3.53	3.46	3.45
2008	3.47	3.57	3.34	3.64	3.74	3.67	3.61	3.45	3.47	3.59	3.57	3.37	3.71	3.67
2009	3.50	3.51	3.95	4.07	4.00	3.83	3.77	0.71	3.66	3.70	3.62	3.58	3.62	3.56
2010	3.48	3.13	3.37	3.29	3.18	3.09	3.00	2.83	2.98	2.90	3.08	3.20	3.27	3.36
2011	3.45	3.48	3.36	3.37	3.23	3.14	3.08	2.98	2.92	3.98	3.94	3.92	3.95	3.93
2012	3.54	3.99	4.03	3.98	3.92	3.94	4.02	4.12	4.05	4.05	4.03	3.93	3.90	3.88
2013	3.54	3.60	3.79	3.74	3.65	3.66	3.66	3.65	3.54	3.48	3.50	3.51	3.50	3.48
2014	3.42	2.88	3.04	3.07	3.07	3.05	3.03	3.02	2.80	2.76	2.76	2.67	2.61	2.73
2015	3.25	2.30	2.30	2.29	2.32	2.32	2.32	2.30	2.31	2.32	2.32	2.30	2.28	2.21
2016	2.46	1.96	2.16	2.15	2.15	1.89	1.88	1.93	1.86	1.85	1.90	1.92	1.93	1.95
2017	2.34	1.89	1.89	1.86	1.87	1.86	1.88	1.86	1.90	1.92	1.91	1.91	1.92	1.91
2018	2.14	1.91	1.88	1.87	1.88	1.87	1.86	1.91	1.96	1.99	1.96	1.92	1.89	1.87
2019	1.99	1.84	1.90	1.92	1.89	1.82	1.83	1.78	1.79	1.84	1.82	1.84	1.84	1.81
2020	1.92	1.78	1.78	1.77	1.76	1.78	1.79	1.80	1.78	1.78	1.77	1.77	1.79	1.80

(出所)2011年10月までは、住宅金融支援機構WEBサイト「旧公庫融資基準金利の推移」基準金利。
 2011年11月以降は、住宅金融支援機構WEBサイト「参考金利の推移」35年固定金利(繰上返済制度無)の最も高い金利。

表2-4 共済組合の金利

(単位:%)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
利率	2.5%	2.5%	2.5%	2.6%	2.5%	2.6%	2.5%	2.6%	2.9%	2.9%

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
利率	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	2.7%	1.8%	1.7%

(出所)財務省「国家公務員共済組合事業統計年報」及び総務省「地方公務員共済組合等事業年報」より筆者作成。

なお、総務省「地方公務員共済組合等事業年報」の2019年度の計数は公表前のため、2018年度の計数を横置きで計算している。

表2-5 本章推計の金融機関の種類別の住宅ローン金利

(単位:兆円)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
銀行	2.5%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.6%	2.9%	2.7%	2.5%
住宅金融支援機構	3.9%	4.0%	3.9%	3.8%	3.7%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%
信金・信組・労金等	2.5%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.6%	2.9%	2.7%	2.5%
農協	2.5%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.6%	2.9%	2.7%	2.5%
その他	2.5%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.6%	2.9%	2.7%	2.5%
ノンバンク	2.5%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.6%	2.9%	2.7%	2.5%
国家公務員共済組合	2.5%	2.5%	2.5%	2.6%	2.5%	2.6%	2.5%	2.6%	2.9%	2.9%
地方公務員共済組合	2.5%	2.5%	2.5%	2.6%	2.5%	2.6%	2.5%	2.6%	2.9%	2.9%
私学共済事業	2.5%	2.5%	2.5%	2.6%	2.5%	2.6%	2.5%	2.6%	2.9%	2.9%
農林漁業団体職員共済組合	2.5%	2.5%	2.5%	2.6%	2.5%	2.6%	2.5%	2.6%	2.9%	2.9%
合計	0.265	0.260	0.260	0.259	0.257	0.256	0.267	0.282	0.283	0.276

単位:10億円	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
銀行	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%
住宅金融支援機構	3.5%	3.4%	3.5%	3.5%	3.4%	3.3%	2.5%	2.3%	2.1%	2.0%
信金・信組・労金等	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%
農協	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%
その他	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%
ノンバンク	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%
国家公務員共済組合	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	2.7%	1.8%	1.8%
地方公務員共済組合	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	2.7%	1.8%	1.8%
私学共済事業	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	2.7%	1.8%	1.8%
農林漁業団体職員共済組合	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	2.7%	1.8%	1.8%
合計	0.277	0.277	0.278	0.278	0.277	0.276	0.268	0.255	0.216	0.214

(出所)筆者作成。

表2-6 本章推計の金融機関の種類別の住宅ローン利子の金額

(単位:兆円)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
銀行	1.753	1.753	1.859	1.969	2.075	2.187	2.474	2.727	2.635	2.456
住宅金融支援機構	2.617	2.679	2.466	2.183	1.924	1.683	1.492	1.368	1.199	1.073
信金・信組・労金等	0.478	0.472	0.502	0.540	0.565	0.580	0.657	0.728	0.690	0.649
農協	0.168	0.166	0.171	0.188	0.211	0.225	0.263	0.302	0.292	0.280
その他	0.011	0.010	0.010	0.013	0.014	0.015	0.021	0.026	0.023	0.022
ノンバンク	0.084	0.066	0.050	0.048	0.045	0.040	0.040	0.042	0.042	0.033
国家公務員共済組合	0.029	0.029	0.028	0.025	0.023	0.021	0.019	0.018	0.018	0.016
地方公務員共済組合	0.125	0.125	0.122	0.117	0.109	0.102	0.093	0.087	0.085	0.076
私学共済事業	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
農林漁業団体職員共済組合	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
合計	5.269	5.304	5.211	5.087	4.970	4.857	5.063	5.299	4.985	4.607

単位:10億円	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
銀行	2.546	2.598	2.675	2.755	2.832	2.898	2.975	3.062	3.139	3.229
住宅金融支援機構	0.966	0.922	0.900	0.380	0.390	0.400	0.327	0.337	0.334	0.340
信金・信組・労金等	0.655	0.665	0.671	0.679	0.688	0.700	0.717	0.734	0.752	0.773
農協	0.283	0.288	0.285	0.286	0.281	0.276	0.274	0.284	0.309	0.320
その他	0.020	0.018	0.017	0.016	0.016	0.013	0.013	0.016	0.022	0.030
ノンバンク	0.026	0.025	0.025	0.026	0.025	0.025	0.034	0.039	0.046	0.057
国家公務員共済組合	0.014	0.013	0.011	0.009	0.008	0.007	0.006	0.004	0.002	0.002
地方公務員共済組合	0.067	0.057	0.049	0.041	0.034	0.028	0.023	0.017	0.010	0.008
私学共済事業	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000
農林漁業団体職員共済組合	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
合計	4.578	4.587	4.634	4.191	4.275	4.348	4.369	4.494	4.614	4.759

(出所)筆者作成。

表2-7 本章推計の住宅ローン利子とSNA実績値との比較

(単位:兆円、%)

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
本章推計の住宅ローン利子(表5の合計)	5.3	5.2	5.1	5.0	4.9	5.1	5.3	5.0	4.6	4.6
SNA実績値の持ち家支払利子	5.7	5.5	5.3	5.2	5.0	5.1	5.3	5.2	4.8	4.7
差額	0.4	0.3	0.2	0.2	0.2	0.0	-0.0	0.2	0.2	0.1
適合率(推計値÷実績値)	93%	95%	96%	96%	96%	100%	101%	95%	96%	97%

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2001～ 2019年度 平均値
本章推計の住宅ローン利子(表5の合計)	4.6	4.6	4.2	4.3	4.3	4.4	4.5	4.6	4.8	4.8
SNA実績値の持ち家支払利子	4.7	4.7	4.7	4.7	4.6	4.6	4.7	4.7	4.8	4.8
差額	0.1	0.0	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	0.0	0.2
適合率(推計値÷実績値)	98%	99%	90%	92%	94%	95%	96%	98%	99%	96%

(出所) 本章推計の住宅ローン利子は、筆者作成。

SNA実績値の持ち家支払利子は、内閣府「国民経済計算」2019年度第一次年次推計 II. 制度部門別所得支出勘定

5.家計(個人企業を含む) 1.1 財産所得(支払) (1)利子 b. その他の利子 (c)持ち家

表2-8 本章推計の一国全体の住宅ローン金利

(単位:兆円、%)

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
本章推計の住宅ローン利子(表5の合計)	5.3	5.2	5.1	5.0	4.9	5.1	5.3	5.0	4.6	4.6
本章推計の持ち家貸出残高(表1の合計)	192.9	192.0	190.9	190.4	190.1	187.3	184.0	182.5	179.1	178.9
本章推定の一国全体の住宅ローン金利	2.7%	2.7%	2.7%	2.6%	2.6%	2.7%	2.9%	2.7%	2.6%	2.6%

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2001～ 2019年 度平均 値
本章推計の住宅ローン利子(表5の合計)	4.6	4.6	4.2	4.3	4.3	4.4	4.5	4.6	4.8	4.8
本章推計の持ち家貸出残高(表1の合計)	179.7	180.7	168.7	172.1	175.2	179.7	185.2	191.6	198.5	198.5
本章推定の一国全体の住宅ローン金利	2.6%	2.6%	2.5%	2.5%	2.5%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.6%

(出所) 筆者作成。

第2章補論 FISIMとは⁷⁹

FISIMとは、“Financial Intermediation Services Indirectly Measured”の略語で、「間接的に計測される金融仲介サービス」のことである。例えば金融機関同士（インターバンク）で調達できる利子率（例えば3%）で資金調達し、金利3%で誰かに貸し付けた場合、当該3%の利子は、付加価値は無いと言わざるを得ず、すなわちGDPにもカウントすべきではない。しかし、仮に金利5%で貸し付けることが出来た場合、インターバンク金利3%を超える部分、つまり5%のうち2%部分は、一定のリスクを負って経済活動をした果実といえる。

そこで、GDPの計算上、インターバンク金利を「参照利子率（又はリスクフリーな利子率）」と呼び、参照利子率と貸出金利の差を「借り手FISIM」、参照利子率と預金金利の差を「貸し手FISIM」として、1993年SNA2005年基準よりGDPに含めることとされた。

なお、FISIMはGDPに算入するために擬制的に計算される概念のため、純貸出／純借入やプライマリーバランスの計算には影響しない。これは、受取利子及び支払利子で加減算されるFISIMの金額は、制度部門によって、中間消費扱いか最終消費に加算するためである。例えば、国の財政収支上、「借り手FISIM」と「貸し手FISIM」が財政収支にプラスである一方、政府最終消費支出に加算するFISIMが財政収支にマイナスとなるため、両者が相殺され、プラスマイナスゼロとなる。

このFISIMの存在により、重要なマクロ統計であるSNA上、家計における一国全体の持ち家の支払利子が把握できなくなったため、研究上の障壁になっている場合がある。

⁷⁹ この補足は、内閣府WEBサイトに掲載されているSNA整備部会の資料（以下URL）を適宜引用している。<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/kaigi/shiryoku/pdf/fisim/070730/shiryoku3-3.pdf>

第3章 1990年代以降の所得税収変動要因についての定量的分析

—国民生活基礎調査の個票データを用いたマイクロ・シミュレーション—⁸⁰

3-1 はじめに

現在、日本では、一般的に所得税、消費税および法人税が「基幹三税」と呼ばれている。平成元年度以降の一般会計決算書における租税収入の推移を見ると、全ての年度において所得税収が基幹三税収入の中で最も多くなっている(図3-1)。その意味で、所得税は、わが国第一の基幹税であるといえる。

また、租税収入のピークは、1990年度の60.1兆円(対名目GDP比13.3%)であったが、2009年度には38.7兆円(同8.2%)と減少している(金額は図3-1、対名目GDP比は、図3-2)。この間の税収の推移を税目別に見ると、所得税収、法人税収の減少幅が大きい。特に、所得税収については、1990年度に26.0兆円(同5.8%)であったところ、2009年度には12.9兆円(同2.7%)と、半分以下となっている。

この間行われてきた主な税制の変更を併せて見ていくと、1997年第4四半期から3期連続マイナス成長となった景気後退の対策としての定率減税・定額減税等の税制改正が実施される一方、三位一体改革による2007年以降の国から地方への税源移譲等、数多くの税率構造や所得控除の制度改正も行われてきた。また、所得税課税の課税ベースとなる所得自体も1990年代半ばから下落基調で推移している。よって、所得税収の変動要因は、①税源移譲や所得控除改正等の制度改正によるもの、②定率減税・定額減税をはじめとする一時的な景気対策としての税制改正によるもの及び③所得の下落や人口構造の変化等社会的要因によるものが考えられる。

そこで本章では、中澤・松田・米田・菊田(2014)を踏まえ、1990年代以降の所得税収変動要因について、①制度改正や②税制改正による効果の大きさに関して定量的分析を行った結果を紹介する。分析にあたっては、家計に関する個票データを用いる。日本の所得税は、総合課税分について超過累進制度が採用されており、また各種控除について所得制限や控除限度額が存在する場合があるなど、各個人の所得に応じて、所得に対する税の負担率は大きく異なっている。そのため、所得税収の変化の中で、税制改正及び制度改正の効果を正しく計るには、マクロの所得や税収のデータを見るだけでは不十分である。これは、所得税の税収は、マクロの所得が、異なる家計の間でどのように分布しているのかに依存するためである。この点を明確に考慮するため、過去の個票データから得られるサンプル世帯について、家族構成、世帯員の所得額や納付した社会保険料の情報等を加味して個々に理論的な所得税額を求め、その積み上げとして、合計の所得税収を考慮する「マイクロ・シミュレーシ

⁸⁰ 本論文の内容については、財務省部内での審査を受けた。同プロセスの中で頂戴したコメントに感謝する。

ン」の手法を用いる。

具体的には、「国民生活基礎調査（厚生労働省）」の個票データを用いる。同調査では、1回の調査あたり、約7万件という膨大な個票データが得られるため、それぞれの個票に表されている世帯の家族構成、世帯員の所得額や納付した社会保険料の情報等をもとに、各世帯員の所得税の理論値を算出することができる。この金額を積み上げ、母集団への引きのばしを行うことにより、マクロの所得税の税収理論値を算出することができる上、税制改正・制度改正を行った場合と行わなかった場合の理論的所得税収を比較することができるため、個別の税制改正・制度改正による所得税の増減収額を算出することができる。

本章が示す主な結果は以下のとおりである。まず、所得分布から、①国民生活基礎調査の平均所得を「賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」で除すと36%～82%となり、国民生活基礎調査は大きく下振れする傾向があること、②所得階層が多い割合がピークを迎える年齢階層は45～54歳である傾向は男性・女性とも共通であること及び③男性に比し女性の所得が明確に低いこと、が明らかとなった。また、制度改正の効果については、1997年から2009年の減少額が、合計2.3兆円と計算されることを示した。これは、所得税収の減少額6.7兆円のうち2.3兆円が制度改正に起因し、残り4.4兆円が所得の下落や人口構造の変化等の社会的要因に起因するといえる。

本章の構成は以下のとおりである。まず、3-2節において、使用する国民生活基礎調査のデータを概観した上で、3-3節で分析範囲と使用する所得税計算モデルを示し、3-4節で所得税収変動要因についての分析結果の一部を紹介する。3-5節には、本章の図表をまとめる。なお、本章においては以後、税率構造や所得控除の変更等、制度が変更されたことによる効果については「制度改正」、定率減税や定額減税等、景気対策のための対応については「税制改正」と呼ぶこととする。

3-2 国民生活基礎調査の概要

3-2-1 国民生活基礎調査とは

国民生活基礎調査とは、統計法に基づく基幹統計調査の一つであり、所得、保健、医療、福祉、年金等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的とするものである。同調査は、昭和61年を初年として3年ごとに大規模な調査を実施しており、所得や社会保険料に関する調査項目があることから、個票データを用いた税制や政策効果の研究に広く用いられている。

国民生活基礎調査の結果は、全体の分布がやや低所得に偏るバイアスがあることが知られている。これは、家計調査等と異なり几帳面に家計簿をつける必要がないことが指摘されている（例えば、大竹・齊藤誠（1999））。また、所得票・貯蓄票は福祉事務所が調査を実施しているため、通常は貧困関係の相談を受け付けている実施主体であるため低所得層の回

収率が高くなっている可能性もある。本章でも、3-2-3 節において、国民生活基礎調査の結果と賃金構造基本統計調査から推計した平均所得を比較することで、国民生活基礎調査が下振れ傾向にあることを確認する。

3-2-2 分析対象データおよびデータの規模

本章で紹介する分析は、1997 年から 2009 年までを対象としている。国民生活基礎調査は、前述のとおり 3 年に 1 度大規模調査を実施しているため、1998 年調査、2001 年調査、2004 年調査、2007 年調査、2010 年調査の 5 回分のデータを用いる。この期間を分析対象とするのは、分析の起点の年と終点の年において、大規模な税制改正・制度改正が実施されていない方が、両年間の所得税の変動額を正確に把握できるためである。起点となる 1997 年(1998 年調査)には、景気対策としての税制改正や大きな制度改正が実施されていない。また、2010 年調査が 2009 年の所得データを対象としており、2009 年に大規模な税制改正・制度改正が行われていないことから、2009 年を終点とすることとしている。

個票データの規模は、2010 年調査において、世帯 26,115 件、世帯員合計 70,175 名分である。個票を用いて、各世帯員の理論的な所得税を計算する際、必要となる情報が不明確な世帯員がいる世帯については、分析の対象から除外する。具体的には「生年月の記載が無い」「社会保険料の支払いがあると申告しているが金額が不明」「単身赴任者が存在し扶養関係が不明確」のいずれかに該当する個人が一人でも所属する世帯は、分析から除くこととしている。その結果、最終的な分析対象とする個票データの規模は、21,829 世帯、世帯員合計 57,857 名となる。

なお、調査票の回収率が 100%に満たないため、「国勢調査」(総務省)に比して性別や世帯構造、年齢階層等で偏りが生じうる。そこで、本章では、矢田(2011)の手法を用いて拡大乗数を補正し、偏りを調整している。

3-2-3 データセットの所得分布

まず、国民生活基礎調査の個票データの特徴を示すために、分析対象となる個票における所得データの分布について考察する。表 3-1 は、2010 年の国民生活基礎調査、すなわち 2009 年の所得データセットのうち 25 歳以上の者の所得の分布を男女別に示したものである。

ここで、個票データのうち、所得について、無記入ないしは実際に所得を 0 と記入している「所得階層 0」に着目してみよう。例えば 25~34 歳の男性の「所得階層 0」の割合は、全体の 18.3%となっている。この国民生活基礎調査における「所得」は、所得税法上の課税対象となる給与や公的年金、事業所得等に加え、失業保険給付等の「雇用保険」、生活保護等の「その他の社会保障給付金」、「仕送り」等も含まれる。つまり、所得税法上の所得よりもかなり広い概念となっている。

一方、「労働力調査(総務省)」によると、2009 年における 25~34 歳男性の労働力人口比率は 95.2%、完全失業率は 6.5%であることから、就業者ではない個人の割合を単純に計算

すれば 11.0%となる。就業者ではない場合であっても、失業保険給付や生活保護等何らかの所得を得ている場合が多いことを考えても、国民生活基礎調査における 25～34 歳男性の所得 0 の割合は、やや大きすぎるように見受けられる。同様の傾向は、35 歳から 44 歳の男性についても確認できる。つまり、国民生活基礎調査の個票データにおいては、各世帯員の所得が過少に把握されている可能性がある。そのため、個票データに基づく所得税収の理論値は、実際の所得から得られる所得税収の値よりも小さくなる可能性があることに留意が必要である。

この点について、2009 年の賃金構造基本統計調査から推計した平均所得と比較をする。賃金構造基本統計調査は、調査年における 6 月分の賃金と、調査前年 1 年間の賞与・期末手当等の特別給与額を調査年の 7 月に調査を行う統計である。よって、この特徴を踏まえ、「 $t-1$ 年の決まって支払われる現金給与額 $\times 12 + t$ 年の特別給与額」として平均所得を推計する。今回は、2010 年の国民生活基礎調査、すなわち 2009 年の所得データセットと比較するため、賃金構造基本統計の 2009 年の決まって支払われる現金給与額及び 2010 年の特別給与額の計数を用いる。賃金構造基本統計の「第 1 表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」における企業規模計 10 人以上の男女別の計数から推計した年齢階層別⁸¹平均所得を表 3-1 で示した国民生活基礎調査の平均所得と比較したものが、表 3-2 である。国民生活基礎調査の平均所得を賃金構造基本統計調査の平均所得で除すと、36%～82%となり、国民生活基礎調査は大きく下振れする傾向があることが確認できた。

また、表 3-1 から、所得階層が多い割合がピークを迎える年齢階層は 45～54 歳である傾向は男性・女性とも共通である一方、男性に比し女性の所得が明確に低いことも読み取れる。男性に比し女性の所得が明確に低いという点を、より正確に言えば、①100 万円以下の割合は男性より女性の方が圧倒的に多いこと、②同一年齢階層で比較する所得階級は女性より男性の方が圧倒的に高所得階層は多いこと、の 2 点に分けられる。

前者の所得階層 100 万円以下の割合については、年齢階層 25～34 歳では男性は 26.2%であるのに対し女性は 51.2%、年齢階層 35～44 歳では男性は 15.0%であるのに対し女性は 58.1%、年齢階層 45～54 歳では男性は 12.8%であるのに対し女性は 48.8%、年齢階層 55～64 歳では男性は 13.2%であるのに対し女性は 57.4%、年齢階層 65 歳以上では男性は 16.0%であるのに対し女性は 56.2%、となっている。どの年齢階層でも女性の少なくとも 48.8%以上が所得階層 100 万円以下であるという事実は、いわゆる「男性稼ぎ主型モデル」により、女性は扶養親族や配偶者控除を適用するために給与収入 103 万円までに抑える「103 万円の壁」が存在していることを示しているといえる。

後者の同一年齢階層で比較する所得階級について、例えば年収 601 万円以上の所得階級

⁸¹ 賃金構造基本統計調査の年齢階層は原則として 5 歳刻みである一方、本章表 3-1 の年齢階層は原則として 10 歳刻みであるため、賃金構造基本統計調査の方で人数情報を元に加重平均を行い、表 3-1 の年齢階層に合わせる調整を行った。

は、年齢階層 25～34 歳では男性は 4.6%であるのに対し女性は 0.4%、年齢階層 35～44 歳では男性は 24.2%であるのに対し女性は 2.6%、年齢階層 45～54 歳では男性は 38.2%であるのに対し女性は 6.5%、年齢階層 55～64 歳では男性は 25.1%であるのに対し女性は 3.1%、年齢階層 65 歳以上では男性は 5.5%であるのに対し女性は 0.8%、となっている。これは、年収は役職が高くなるほど高額になることを前提に考えれば、男性に比べて女性の役職が低いこと、特に年齢階層 45～54 歳では男性の 2.6 人に 1 人は年収 601 万円以上である一方、女性は 15 人に 1 人しか年収 601 万円以上に到達しないことは、いわゆる「ガラスの天井」が存在することを示しているといえる。

3-3 所得税理論値の計算方法と分析対象

3-3-1 分析対象とする所得税収の範囲

本章の分析では、所得税収のうち、総合課税分の税収に着目し、その理論的な税収値の変動要因の定量的分析をすることとしている。これは、国民生活基礎調査において、利子、配当などの分離課税分について、源泉分離課税および申告分離課税のどちらの所得についても正確な金額を把握することはできないためである。

分析に当たっては、実際の所得税収のうち、総合課税分に相当する金額を把握した上で、分析対象期間におけるそれらの実際の変動額のうち、「制度改正」と「税制改正」による変動額を、それぞれの理論税収値の変動額を用いて計算し、残余の税収変動額を、それ以外の要因によるものと考えることとする。

まず、実際の所得税収のうち、総合課税分の変動額を把握するために、上田他(2010)で示されている方法を用いる。上田他(2010)では、一般会計決算書における年度ベースの所得税収を暦年ベースに変換した上で、「国税庁統計年報(国税庁)」のデータを用いて、総合課税分と分離課税分の所得税収の推計値を示している(図 3-3)。

3-3-2 所得税の理論税収値計算に用いる税制

本章の所得税の理論税収値計算において用いられている 1997 年から 2009 年までの各年における税制を示したものが、表 3-3 である。

その中で、税率構造や所得控除の制度変更については、制度改正として取扱うこととしており、一方で、定額減税、定率減税および 1999 年に行った 1 年限りの年少扶養控除の引き上げについては景気対策としての税制改正と分類した。よって、本章の分析期間における制度改正は、具体的には、以下の通りである。

- 1999 年の最高税率の引き下げ、特定扶養控除の引き上げ
- 2004 年の配偶者特別控除の変更

- ・ 2005 年の公的年金控除の引き下げ、老年者控除の廃止
- ・ 2007 年の地方への税源移譲に伴う税率構造の見直し

これらについて、1997 年の税制を出発点として、順次所得税の理論税収値計算に当たって適用する税制を変更して所得税収を計算している。すなわち、分析したい制度改正がある年の国民生活基礎調査の所得データ分布において、仮に当該税制改正が無かったとして一人一人の所得税収を再計算して合算し、元の所得データと比較することで、その制度改正の影響を分析する。なお、国民生活基礎調査の大規模調査は 3 年に 1 回のため、分析したい年に国民生活基礎調査の所得データ分布が無い場合は、近い年分のデータを原則として名目 GDP 変化率で延伸して使用している。具体的な計算方法等については第 3 章補論を参照されたい。

3-4 所得税収変動要因についての分析結果

本章の所得税計算モデルによって計算された 1997 年から 2009 年までの累次の制度改正による総合課税分所得税収の減少額は、2009 年時点で 6.7 兆円と計算される。また、上田他(2010)で示されている方法を用いて一般会計決算書のデータから所得税収から総合課税分を推計し、その変動額の大きさを見ると、2009 年の総合課税分所得税収の減少額は、合計 5.2 兆円と計算される。なお、一時的な景気対策による税制改正の効果は、実施されている期間のみ生じるため、1998 年から 2006 年の間は毎年 2 兆円前後の減収が見られたが、定率減税など一時的な税制改正が行われなかった 2009 年の数字には、そうした税制の影響は、税制改正の効果は含まれていない。

制度改正の効果を、税制改正ごとに整理したものが、表 3-4 である。1999 年の最高税率の引き下げによる効果が▲0.26 兆円、同年の特定扶養控除の引き上げによる効果が▲0.11 兆円、2004 年の配偶者特別控除の変更による効果が+0.67 兆円、2005 年の公的年金控除の引き下げによる効果が+0.14 兆円、同年の老年者控除の廃止による効果が+0.32 兆円、2007 年の地方への税源移譲による効果が▲3.07 兆円と推計された。これらを合計した、1997 年から 2009 年までの累次の制度改正による 1997 年から 2009 年の減少額は、2009 年時点において 2.3 兆円と計算される。よって、2009 年の所得税収の減少額 6.7 兆円のうち 2.3 兆円がこれらの制度改正に起因し、残り 4.4 兆円が所得の下落や人口構造の変化等の社会的要因に起因するという計算になる。

なお、個票データを用いることによって、各年度の税制の変更に伴ってどの程度の理論税収値の変動が生じるかを把握することも可能である。例えば、一時的な景気対策としての税制改正の効果として、2006 年に実施された 10%の定率減税（上限 12.5 万円）の影響額は、1.2 兆円と算出される。3-1-3 節でも指摘したように、国民生活基礎調査においては、個票のデータにおいて、所得階層 0 の個人が過大になっているなど、必ずしも課税ベースとなる

所得水準を過不足なく把握することができていない可能性がある。2006 年年度の税制改正大綱において示されている「2006 年年度の税制改正による定率減税の廃止の増減収見込額」は、平年度で 1.3 兆円となっているが、こうした点を考えれば、事前に見込まれた理論税収値の変動と、概ね整合的な値が計算されているとあって良いであろう。

よって、この分析の枠組み使うことで、様々な税制改革の効果測定が可能といえる。例えば、全ての個票において配偶者控除の金額をゼロにしてマイクロ・シミュレーションを実施すれば、どの程度の税収減少となるかを計算することが可能となる。

3-4 おわりに

本章では、1990 年代以降の所得税収変動要因について、国民生活基礎調査の個票データを用いて、制度改正や税制改正による効果の大きさについて定量的な分析を行った結果を示した。こうした分析手法を用いることの意義は、所得税の税収変動要因について、制度改正や税制改正に起因する金額について、経済状況や人口構造の変化等の社会的要因の影響を踏まえた事後的な数値として把握することができる点にある。ただし、所得データの把握に関しては、こうした個票データにおいて、必ずしも現実のデータを正確に捉え切れていない可能性があることにも留意が必要である。また、税制の変更が家計や企業等の長期的な行動に影響を与えることを踏まえれば、そのような行動の変化を織り込んだ分析へ拡張することが今後の課題といえよう。

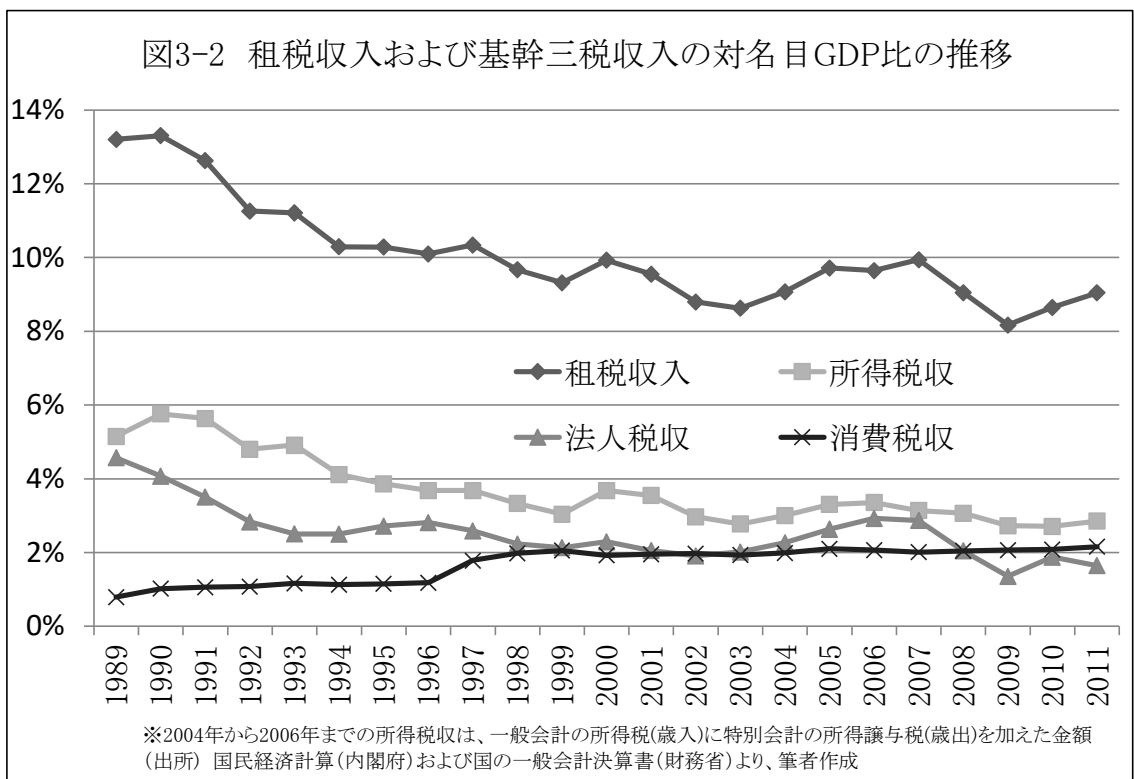
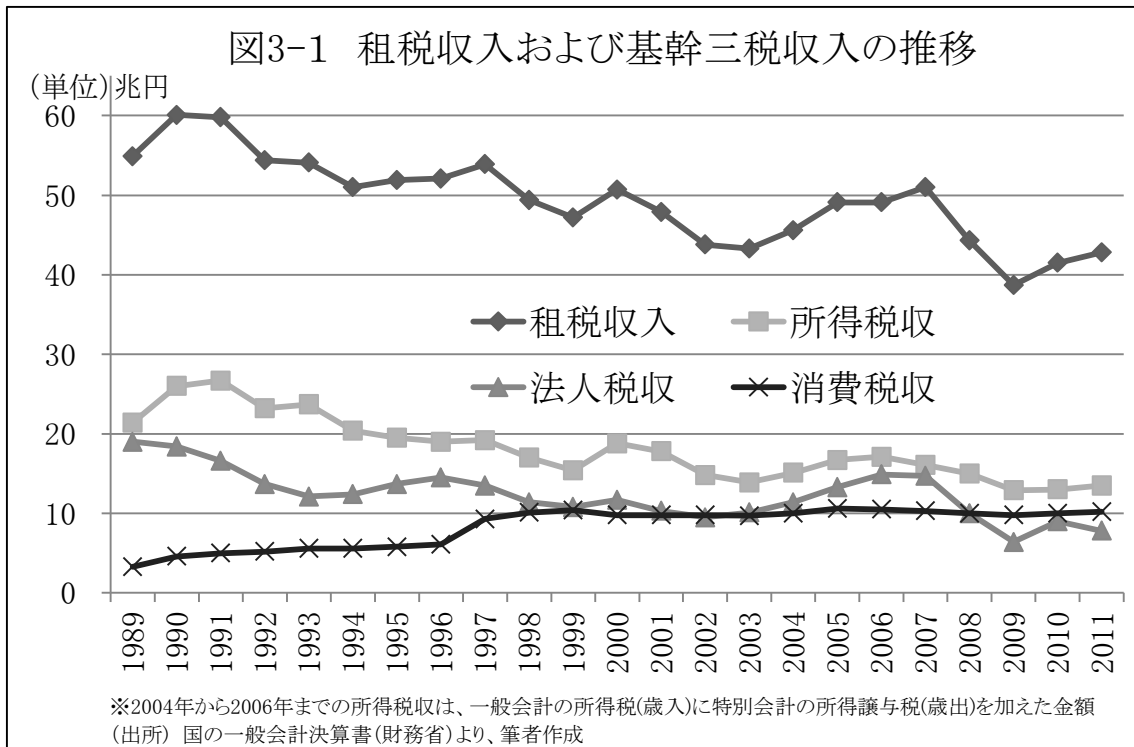


図3-3 総合課税分および分離課税分の所得税収の推移

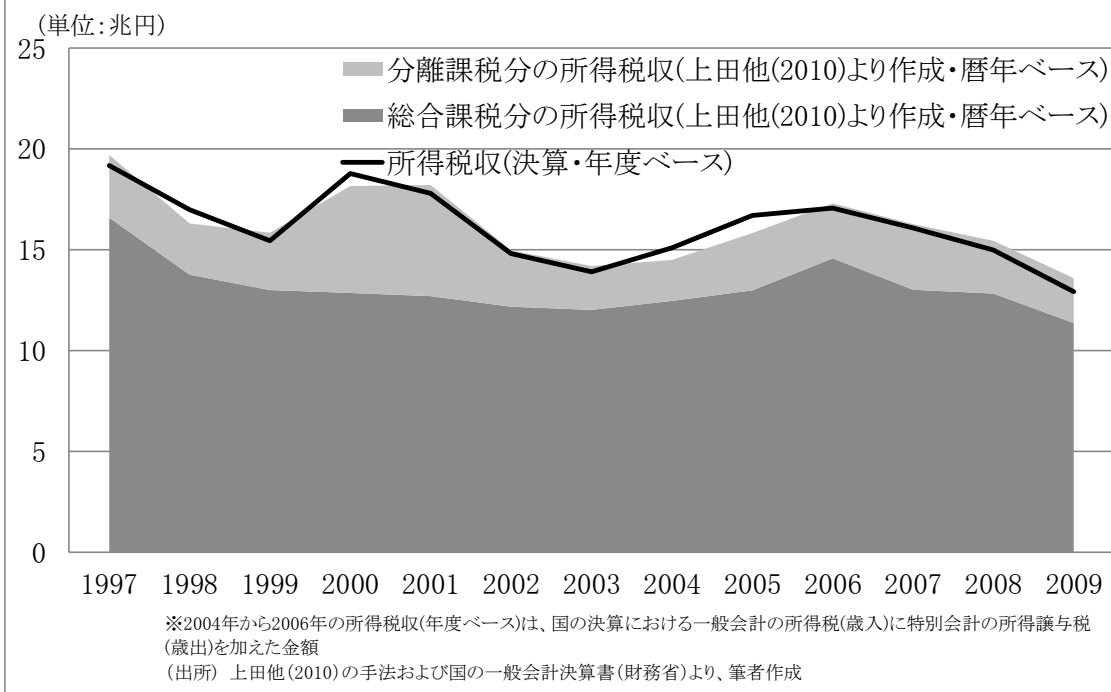


表3-1 国民生活基礎調査データセットの所得分布

年齢階層		(単位:%)				
性別	25~34	35~44	45~54	55~64	65~	
所得階層 (万円)	0	18.3	9.6	6.1	3.0	2.3
	1~100	7.9	5.4	6.7	10.2	13.7
	101~200	11.6	5.9	6.7	14.5	23.1
	201~300	20.0	11.1	10.4	15.3	28.1
	301~400	19.1	14.8	10.8	13.9	17.4
	401~500	13.1	15.9	10.9	10.6	6.7
	501~600	5.5	13.1	10.2	7.4	3.3
	601~700	2.4	9.6	9.3	6.3	1.5
	701~800	1.0	6.4	10.6	5.1	1.0
	801~900	0	3.5	7.1	4.4	0.6
	901~1000	0	1.9	3.5	3.1	0.5
	1001~1100	0	0.8	2.7	1.6	0
	1101~1200	0	0	1.1	0.9	0
1201~	0	1.6	3.9	3.7	1.2	
人数(人)	2,519	3,703	3,469	4,476	7,183	
平均所得(万円)	265.0	434.0	526.4	439.5	277.7	
標準偏差(万円)	217.7	324.0	465.7	409.5	278.3	

年齢階層		(単位:%)				
性別	25~34	35~44	45~54	55~64	65~	
所得階層 (万円)	0	36.7	36.3	27.4	29.4	12.4
	1~100	14.5	21.8	21.4	28.1	43.8
	101~200	17.9	16.1	20.6	20.9	28.2
	201~300	16.2	10.9	11.8	10.2	10.7
	301~400	8.8	5.6	5.8	4.1	2.6
	401~500	4.2	4.0	4.0	2.6	0.9
	501~600	1.3	2.8	2.7	1.3	0.5
	601~700	0	1.6	3.0	1.0	0
	701~800	0	0	2.2	1.3	0
	801~900	0	0	0.8	0.6	0
	901~1000	-	0	0	0	0
	1001~1100	-	0	0	0	0
	1101~1200	-	0	0	0	0
1201~	-	0	0	0	0	
人数(人)	2,717	3,881	3,608	4,946	9,239	
平均所得(万円)	135.5	136.9	174.9	132.6	117.9	
標準偏差(万円)	146.1	179.9	209.9	192.9	128.9	

※割合は、それぞれの年齢階層の合計人数のうち、各所得階層に属する個人の割合を示している。また、割合が0.5%未満の場合は「0(%)」と表記し、該当者がいない場合は「-」と表記している。

(出所) 国民生活基礎調査(厚生労働省)より、筆者作成

表3-2 2009年における国民生活基礎調査と
賃金構造基本統計調査の平均所得の比較

(単位:万円、%)

年齢階層	25～34	35～44	45～54	55～64	65～
性別	男性	男性	男性	男性	男性
①国民生活基礎調査	265.0	434.0	526.4	439.5	277.7
②賃金構造基本統計調査	419.6	554.4	648.7	539.1	359.7
①÷②	63%	78%	81%	82%	77%

年齢階層	25～34	35～44	45～54	55～64	65～
性別	女性	女性	女性	女性	女性
①国民生活基礎調査	135.5	136.9	174.9	132.6	117.9
②賃金構造基本統計調査	341.1	378.0	376.6	331.0	290.8
①÷②	40%	36%	46%	40%	41%

(出所) 国民生活基礎調査(厚生労働省)分は、本章表3-1より、賃金構造基本統計調査(厚生労働省)分は、公表統計データから筆者作成。

表3-3 1997年～2009年の所得税制の変遷

課税所得に対する税率	給与所得控除	公的年金等控除				社会保険料控除	配偶者控除	配偶者控除	配偶者控除	右記以外	扶養控除				基礎控除	定率減税等	分析対象外の租税措置		
		65歳以上	65歳未満	年少扶養(16歳未満)	特定扶養(16～29歳)						老親扶養(同居の場合)								
1997	課税所得金額の合計 ～530万円 206-33万円 330万円～900万円 900万円～1,800万円 1,800万円～3,000万円 3,000万円～	控除額 ～162.5万円 162.5万円～180万円 180万円～380万円 380万円～680万円 680万円～1,000万円 1,000万円～	控除額 65万円 40%	収入金額の合計 ～280万円 280万円～480万円 480万円～820万円 820万円～	控除額 140万円 25%+15万円 15%+121万円 5%+203万円 770万円～	収入金額の合計 ～130万円 130万円～410万円 410万円～770万円 770万円～	控除額 70万円 25%+37.5万円 15%+78.5万円 5%+155.5万円	全額	38万円 (70歳以上 は48万円)	38万円～0円	38万円 右記以外	38万円 (16歳未満)	50万円 (特定扶養)	48万円 (同居の場合 は458万円)	38万円	なし	医療費控除 ・生命保険料控除 ・雑損(備忘)控除 ・障害者控除 ・小規模企業共済等掛金控除 ・地震(損害)保険料控除 ・寄付金控除 ・勤労学生控除 ・各種保険控除(住宅借入金 等特別控除、欧米寄付金 控除、配当控除他)		
1998	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	48万円	63万円	同上	同上	20% (25万円限度) 91.9万円			
1999	課税所得金額の合計 ～330万円 330万円～900万円 900万円～1,800万円 1,800万円～	控除額 10% 206-33万円 330万円～900万円 900万円～1,800万円 1,800万円～	控除額 10%	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	38万円	同上	同上	同上	同上	同上		
2000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	38万円	同上	同上	同上	同上	同上		
2001	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		
2002	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		
2003	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		
2004	同上	同上	同上	同上	収入金額の合計 ～380万円 380万円～410万円 410万円～770万円 770万円～	控除額 120万円 25%+37.5万円 15%+78.5万円 5%+155.5万円	同上	なし	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		
2005	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		
2006	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	10% (12.5万円 限度)	なし		
2007	課税所得金額の合計 ～195万円 195万円～330万円 330万円～895万円 895万円～1,800万円 1,800万円～	控除額 3% 106-9.15万円 206-42.75万円 25%-43.6万円 35%-153.6万円 40%-279.6万円	控除額 3%	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
2008	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		
2009	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		

(出所) 筆者作成

表3-4 制度改革の効果の計算結果

(単位:兆円)

	本稿理論値		①税源移譲や所得控除改正等の制度改革				②定率減税等一時的な景気対策としての税制改正		③所得の下落や人口構造の変化等社会的要因	
	推計値	1997年比	内容	金額	累計影響額	内容	金額	内容	金額	
1997	16.62	0.00	—	—	—	—	—	差額で計算	0.00	
1998	13.44	-3.18	—	—	—	定額減税	-2.49	差額で計算	-0.69	
1999	11.42	-5.20	最高税率の引き下げ	-0.26	-0.37	年少扶養控除の引き上げ	-0.18	差額で計算	-2.48	
			特定扶養控除の引き上げ	-0.11			-2.17			
2000	11.81	-4.81	—	—	-0.37	定率減税(20%)	-2.22	差額で計算	-2.22	
2001	11.58	-5.04	—	—	-0.37	定率減税(20%)	-2.18	差額で計算	-2.49	
2002	10.12	-6.50	—	—	-0.37	定率減税(20%)	-2.08	差額で計算	-4.05	
2003	10.10	-6.52	—	—	-0.37	定率減税(20%)	-2.08	差額で計算	-4.07	
2004	10.87	-5.75	配偶者特別控除の変更	0.67	0.30	定率減税(20%)	-2.26	差額で計算	-3.79	
2005	12.13	-4.49	公的年金控除の引き下げ	0.14	0.76	定率減税(20%)	-2.39	差額で計算	-2.86	
			高齢者控除の廃止	0.32						
2006	13.48	-3.14	—	—	0.76	定率減税(10%)	-1.21	差額で計算	-2.69	
2007	12.00	-4.62	地方への税源移譲	-3.07	-2.31	—	—	差額で計算	-2.31	
2008	11.52	-5.10	—	—	-2.31	—	—	差額で計算	-2.79	
2009	9.94	-6.68	—	—	-2.31	—	—	差額で計算	-4.37	

(出所) 国民生活基礎調査(厚生労働省)より、筆者作成。なお、①税源移譲や所得控除改正等の制度改革は、恒久的な制度改革のため、累計影響額欄を作成している。

第3章補論 所得税計算モデルによる具体的な計算方法

(1) 所得税計算モデルの概要

所得税の理論値の計算は、田近・八塩(2008)、矢田(2010)に基づいて行う。まず、個人毎の所得税額計算を、確定申告書を作成する手順と同じく以下①～③の順序で行い、④で示す方法に基づき、拡大乗数を用いて所得税収を計算する。

① 合計所得の計算

国民生活基礎調査の所得票の各項目に記載されている金額を所得税法に定められた10種類の所得に分類し、個人の所得金額を算出する。矢田(2010)に基づき、

$$\begin{aligned} \text{合計所得} = & \text{雇用者所得} + \text{公的年金} \cdot \text{恩給} + \text{企業年金} \cdot \text{個人年金等} \\ & + \text{事業所得} + \text{農耕} \cdot \text{畜産所得} + \text{家内労働所得} + \text{財産所得} \end{aligned}$$

とする。雇用者所得については給与所得とみなし、その金額に応じた給与所得控除額を差し引く。また、事業所得と農耕・畜産所得を合わせて所得税法上の事業所得(営業等+農業)とみなす。公的年金・恩給と企業年金・個人年金等の合計額を所得税法上の公的年金等雑所得に該当するとみなし、その金額に応じた公的年金等控除額を差し引く。本来、個人年金は公的年金等雑所得には含まれないが、所得票の「企業年金・個人年金等」という項目では、企業年金と個人年金を分離することができないため、本章ではすべて企業年金であるとみなして計算を行っている。その他、財産所得については不動産所得、配当所得および利子所得が含まれているが、所得票には分離課税の配当金や取引口座の通帳に記載された利子の金額を記入するようになっているため、総合課税分の課税ベースとしては若干過大になっている可能性が考えられる。

所得税法上は退職所得、山林所得、一時所得、譲渡所得も合計所得に含まれるが、これらの所得は国民生活基礎調査の調査対象ではないことから合計所得の計算には含めていない。なお、「申告所得税標本調査(国税庁)」によると、2009年に申告された各種所得額の総所得に占める割合は、給与所得42.4%、不動産所得17.8%、事業所得15.7%(農業所得1.2%含む)、雑所得13.5%、譲渡所得8.8%(総合譲渡所得0.1%)、配当所得1.2%、一時所得1.1%、退職所得0.2%、利子所得0.0%、山林所得0.0%となっており、合計所得の対象外とした所得は所得総額に比して小さくなっている。

② 所得控除の計算

次に、①で計算した合計所得をもとに、所得控除の金額を計算する。計算する所得控除は社会保険料控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、老年者控除(2005年以降廃止)、基礎控除の6種類である。所得と同じく申告所得税標本調査を見ると、2009年の申告納税

者について、各種所得控除の所得控除総額に占める割合は、社会保険料控除 32.7%、基礎控除 29.4%、扶養控除 13.6%、配偶者控除 10.5%、配偶者特別控除 0.5%、医療費控除 4.3%、生命保険料控除 3.2%、障害者・寡婦・寡夫控除 2.6%、小規模企業掛金等共済控除 2.4%、地震保険料控除 0.4%、寄付金控除 0.3%、雑損控除 0.0%となっており、計算の対象外とした所得控除は所得控除総額に比して小さくなっている（「第3章補論表」を参照）。

③ 税率の適用

最後に、①で計算した合計所得に②で計算した各種所得控除を差し引いた課税所得に対し、図表5に示した税率を掛け合わせるにより所得税額を計算する。定額減税や定率減税がある場合は、減税額を計算した上で所得税額から差し引く。なお、住宅借入金等特別控除、配当控除および政党寄付金控除等の税額控除については、国民生活基礎調査では計算に必要な情報が得られず、また使用している所得税計算モデルでも対応できないため、分析の対象外としている。

④ 拡大乗数を用いた所得税収の計算

国民生活基礎調査には、世帯票、所得票のそれぞれに、集計上の地区ごとに割り振られた「拡大乗数」が付与されている。拡大乗数とは、調査票の回収率が100%であった場合に、全世界帯を代表するデータセットに拡大できるという乗数である。上述①～③で計算された各個人の所得税額に拡大乗数を掛け合わせ、その総和をとることでマクロの所得税収を算出することができるが、年齢、性別等で回収率に差異がある場合は、その分布の偏りをそのまま拡大することになる。そこで、年齢、性別等の分布が「国勢調査（総務省）」の分布に一致するように拡大乗数を補正することで、偏りを調整する。その上で、国勢調査に記載の全国の世帯数を拡大乗数適用後世帯数で除し、集計された所得税収に乗じる操作を加え、マクロの所得税収を算出する。

⑤ 所得水準の調整

表3-3で示した各税制に基づき、上記①～④の計算を行う。その際、例えば2007年の制度改正の効果を計算するためには、2007年の所得水準を反映したデータセットを基に計算を行うことが望ましい。しかし、本章の分析では、国民生活基礎調査のうち3年に一度の大規模調査時のものを使用しており、2007年の所得水準に基づく大規模調査は存在しない。そこで、2007年に最も近い2006年の所得に基づく2007年調査から、所得水準のみを調整したものを2007年のデータセットとして使用する。同様の考えから、1998年調査からは1997、1998年所得水準を反映したデータセット、2001年調査からは1999～2001年のデータセット、2004年調査からは2002～2004年のデータセット、2007年調査からは2005～2007年のデータセット、2010年調査からは2008、2009年のデータセットを作成する。所得水準の調整は、年金収入以外は各調査の所得データ対象年前後1年の名目GDP変化率を対象年

の所得に乗じることにより行う。年金収入に関しては、受給権者（既裁定者）が受け取る年金は物価変動率に基づき毎年度改定されることを踏まえ、消費者物価指数（総合）の変化率を用いる。

（２） 税制改正・制度改正の効果についての計算方法

税制改正・制度改正の効果の計算は、まず所得税計算モデルに基づき各年において実際に施行されていた税法を適用して各個人の所得税負担額を計算し、拡大乗数を用いてマクロの所得税収理論値を計算する。次に、税制改正・制度改正が行われた年の所得水準のもとで前年の税法を適用した所得税収値を推計する。その上で、前年税法を用いた推計値と実際の税法に基づく理論値との差額をとることによって、税制改正・制度改正の効果を算出する。また、定額減税・定率減税の影響額については、同じ年分において定額減税・定率減税を行った場合と行わなかった場合をそれぞれ計算し、その差額を定額減税・定率減税の影響額としている。

第3章補論 表 申告所得税実態調査における2009年の各種所得および各種所得控除の割合

所得

所得総額	給与所得	不動産所得	事業所得		雑所得		譲渡所得		配当所得	一時所得	退職所得	利子所得	山林所得		
			農業	農林	公的年金	その他	分離譲渡	総合譲渡							
金額	35,386,457	15,014,003	6,287,384	5,131,926	426,136	4,244,432	549,553	3,083,595	28,724	411,536	374,686	62,544	8,010	5,042	(単位:百万円)
割合	100.0%	42.4%	17.8%	14.5%	1.2%	12.0%	1.6%	8.7%	0.1%	1.2%	1.1%	0.2%	0.0%	0.0%	(単位:%)

所得控除

所得控除総額	社会保障控除	基礎控除	扶養控除	配偶者控除	配偶者特別控除	医療費控除	生命保険料控除	障害者・寡婦・寡夫控除	小規模企業共済等掛金控除	地震保険料控除	寄付金控除	雑損控除	その他(勤労学生・同居特障追加分)		
金額	9,271,303	3,027,783	2,726,903	1,259,969	969,705	48,841	397,417	299,111	237,306	221,453	53,931	25,874	3,009	0	(単位:百万円)
割合	100.0%	32.7%	29.4%	13.6%	10.5%	0.5%	4.3%	3.2%	2.6%	2.4%	0.6%	0.3%	0.0%	0.0%	(単位:%)

(出所) 申告所得税実態調査(国税庁)より、筆者作成

第4章 日本の「家計調査」と「国民経済計算（SNA）」における家計

貯蓄率の乖離

—1994年から2015年における日本の家計貯蓄率低下要因—⁸²

4-1 はじめに

貯蓄は、成長の源泉であり、低成長が続く日本において、マクロの貯蓄率は最も関心の高い指標の一つである。一国全体での主要な貯蓄主体は家計であり、長期的な貯蓄率の動向を把握するには家計貯蓄率を観察することが不可欠である。その家計貯蓄率は、日本経済全体の状況を示すマクロ統計である国民経済計算（以下、SNA）（内閣府）で把握されている。これは経済全体の生産・支出の全体構造から家計部門の貯蓄を把握するものである。一方で、家計貯蓄率は家計に対する代表的な調査統計である家計調査によっても観察可能である⁸³。個別の家計から直接所得・支出を調査し、世帯ベースの貯蓄率が直接計算される。個別世帯を調査していることから、ここでは家計調査を「ミクロ統計」とよぶ。

概念的には同じ家計貯蓄率の統計であるが、両者の動向は必ずしも一致していない。SNAでは1980年には17.7%であったが、それ以降に下落基調となり、特に2013年・2014年はマイナスになった。しかし、この勤労者世帯黒字率の水準は1980年で22.1%とわずかにSNAの水準を上回る程度であったが、それ以降むしろ緩やかに上昇し、近年は概ね26%前後で推移している。すなわち、SNAと家計調査の家計貯蓄率には無視できない乖離が生じており、しかもその幅は拡大してきたのである。

現代の経済学における主要な貯蓄の決定理論であるライフ・サイクル理論によれば、貯蓄率は年齢によって大きく異なり、高齢化は貯蓄率の低下要因とされている。すなわち、現在の日本の貯蓄率の低下はミクロ的な貯蓄行動によって説明できる可能性がある。しかし、SNAのようなマクロ統計では個別の家計の貯蓄率は観察できないため、個々の家計ベースでの貯蓄を世帯調査で把握することは不可欠である。実際、Bosworth and Sabelhaus (1991)では、米国の家計サーベイデータから、家計貯蓄率の下落の要因はライフ・サイクル理論に基づく家計行動が原因であると指摘している⁸⁴。こうした分析が、SNAと家計調査が乖離し

⁸² 本章は、2017年3月に修士論文として執筆した米田（2017）を加筆・修正した、2018年7月刊行の財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」平成30年第2号（通巻134号）pp.191-205に掲載された宇南山・米田（2018）を、更に加筆・修正したものである。本論文の内容については、財務省での論文検討会議での審査を受けた。同会議における大野太郎先生（信州大学（当時））のコメントに感謝する。

⁸³ 一般に、「勤労者世帯黒字率」が家計貯蓄率に相当するとされる。

⁸⁴ 「ライフ・サイクル仮説」とは、Ando and Modigliani (1963)で提唱された理論で、具体的には、個人の消費行動はその個人が一生の間に消費することのできる所得の総額（生涯所得）を念頭におき、人生の最期に貯蓄残高がゼロになるような消費行動をする、という消費・貯蓄理論のことである。

た状況では不可能なのである。

そこで、本章では、マクロ統計の内訳をミクロ統計の積み上げとしての考察することができるように、ミクロ統計とマクロ統計における家計貯蓄率の乖離要因を明らかにする。この乖離は、多くの先行研究でも分析されてきたが、本研究ではこれまでの議論が国連の定める SNA の最新の作成基準である 2008SNA に基づく計数でも成立することを確認する。

先行研究の中でも、最初に包括的な分析をしたものが岩本他（1995）である。ここでは、1970～1993 年分の「家計調査」および「SNA」の家計貯蓄率に基づき、両統計の乖離の 2/3 程度は「①データ（母集団）の相違」および「②概念の相違」で説明でき、残る 1/3 は「③統計の誤差」と指摘された。その分析を踏まえた宇南山（2009）でも、1986～2007 年の 1968SNA に基づく 2000 年基準の SNA を用いて、「①データ（母集団）の相違」および「②概念の相違」の調整により乖離の 70%程度が説明できることを確認している。加えて、残りの「③統計誤差」で説明できるとされる部分について、2002 年より導入された「家計消費状況調査」（総務省）や家計調査の「貯蓄・負債編」などの新たな統計の整備を活用すれば両統計の乖離を補正することができることまでを示した。さらに、米田（2017）は、1993SNA に基づく 2005 年基準の SNA まで比較対象を更新している。SNA の基準変更により導入された間接的に計測される金融仲介サービス（以下、FISIM⁸⁵）の家計貯蓄率に与える影響を考慮し、さらにミクロ・マクロ両統計の性質についての新たな研究成果を反映し、精緻化した検討をしている⁸⁶。

こうした先行研究に対し、本章では、2011 年基準の SNA から導入された新しい基準である 2008SNA に基づく計数を分析対象とする。本章における調整の結果、分析期間の 1994～2015 年で平均 21.3%（2015 年で 25.9%）の家計調査と 2008SNA に基づく 2011 年基準における家計貯蓄率の乖離について、平均 94.3%（2015 年で 100.0%）の乖離が説明可能となった⁸⁷。これは、現在の日本のミクロとマクロの家計貯蓄率の乖離は概ね説明可能であることを示したものである。

本章の構成は以下のとおりである。4-2 節では、「家計調査」と「SNA」の特徴を説明したうえで、1980 年以降の日本における家計貯蓄率の推移を確認する。4-3 節では、先行研究に基づいて家計貯蓄率の母集団・誤差および概念相違の調整を実施する。続 4-4 節では、全ての調整を行った後の最終的な結果を紹介する。4-5 節は、本章のまとめである。4-6 節には、本章の図表をまとめる。

⁸⁵ FISIM の詳細は、第 2 章補論を参照されたい。

⁸⁶ 家計調査の性質については、宇南山（2015）、多田・三好（2015）、大野他（2015）を参照。また「SNA 分布統計」作成のために財産所得の調整を行った河越・前田（2013）およびミクロとマクロにおける家計金融資産・負債を分析した前田（2015）における研究も考慮されている。

⁸⁷ 乖離の説明割合については、分母に調整前家計貯蓄率の乖離率を、分子に調整後家計貯蓄率の乖離率を取って計算したものを「残された乖離率」とし、1 から残された乖離率を差し引くことで説明割合を求めている。なお乖離割合の平均に際しては、分母に調整前家計貯蓄率の乖離率平均を、分子に調整後家計貯蓄率の乖離率絶対値の平均を取って計算している。

4-2 「家計調査」と「国民経済計算（SNA）」の特徴と日本の家計貯蓄率

4-2-1 「家計調査」の特徴

「家計調査」とは、統計法に基づく基幹統計「家計統計」を作成するための統計調査であり、国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供することを目的とした一次統計である⁸⁸。調査範囲は、都道府県庁所在市および政令指定都市の全てを必ず含む全国を対象とした8,749世帯⁸⁹となっている。収入・支出を正確に測ることの難しい一定の世帯⁹⁰は、調査対象から除外されている。

最も特徴的な調査事項の1つは、「家計簿」である。この「家計簿」では、勤労者世帯及び勤労者以外の世帯のうち無職世帯については日々の家計上の収入および支出を、無職世帯を除く勤労者以外の世帯（以下、個人営業者その他世帯⁹¹）については支出のみが調査される。なお、この「家計簿」の調査期間は、二人以上世帯は連続する6か月、単身世帯は連続する3か月となっている。また、すべての調査世帯について、世帯及び世帯員の属性・住居の状態に関する事項は「世帯票」により、記入開始月を含む過去1年間の収入は「年間収入調査票」により調査される。貯蓄・負債の保有状況及び住宅などの土地建物の購入計画については、二人以上の世帯を対象とし「貯蓄等調査票」により調査される。家計簿・年間収入調査票および貯蓄等調査票は調査世帯が記入する自計申告により、世帯票は調査員の質問調査によって作成される。

この「家計調査」は、学術研究上はもちろん、様々な行政施策等でも広く利用されており日本を代表する家計に関するミクロ統計といえる⁹²。本章においても、勤労者世帯および無職世帯に限定はされるものの各世帯の収入および支出が把握され、一定程度信頼できる家計貯蓄率の計算が可能であるため、先行研究に倣いミクロの家計貯蓄率を考察するうえで「家計調査」を利用する。

⁸⁸ 本節で紹介する「家計調査」の概要については、以下URLの厚生労働省WEBサイトで公開されている情報を適宜引用し、作成している。<http://www.stat.go.jp/data/kakei/1.htm>

⁸⁹ 内訳は、二人以上世帯が8,076世帯（都道府県庁所在市及び大都市が5,472世帯、左記を除く人口5万人以上の市が2,100世帯、人口5万未満の市および町村が504世帯）、単身世帯が673世帯（都道府県庁所在市及び大都市が456世帯、左記を除く人口5万人以上の市が175世帯、人口5万未満の市および町村が42世帯）となっている。

⁹⁰ 具体的には、学生の単身世帯、病院・療養所の入院者および矯正施設の入所者等の世帯、料理飲食店・旅館又は下宿屋を営む併用住宅の世帯、賄い付きの同居人がいる世帯、住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯、世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯および外国人世帯の7種類の世帯が除外されている。

⁹¹ 具体的には、「家計調査」の分類上、商人および職人、個人営業者、農林漁業従事者、法人営業者および自由業者をさす。なお、参考に直近の2015年における全世帯に対する構成割合を挙げると、勤労者世帯50.21%、無職世帯32.71%、商人および職人10.1%、個人営業者0.97%、農林漁業従事者1.03%、法人営業者2.96%、自由業者1.99%となっている。

⁹² 行政施策への利用例としては、例えば「月例経済報告」や「景気動向指数」といった政府の景気判断、税・社会保障制度立案の基礎資料等が挙げられる。

4-2-2 「国民経済計算 (SNA)」の特徴

「SNA」とは、日本の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国連の定める国際基準 (System of National Accounts) に準拠しつつ統計法に基づく基幹統計として、国民経済計算の作成基準及び作成方法に基づき各種基礎統計を利用して推計・作成される加工統計である⁹³。

一国全体における経済活動の規模は「生産面」「支出面」「分配面」の3つの面から把握され得る。「SNA」ではそれらが全て一致するというマクロ経済学の「三面等価の原理」から、国内総生産 (GDP)・民間最終消費支出等の重要な数値を整合的かつ包括的に計算し、生産・消費・投資といった「フロー面」および資産・負債といった「ストック面」に分けて体系的に記録している。

この「SNA」は、「家計調査」と同様、学術研究上はもちろん様々な行政施策の検討でも広く利用されており、日本を代表するマクロ統計といえる。本章においても、一国全体の可処分所得および消費支出が把握され、信頼できる家計貯蓄率の計算が可能であるため、先行研究に倣いマクロの家計貯蓄率を考察するうえで、この「SNA」を利用する。

4-2-3 家計貯蓄率に関する定義⁹⁴

本節では、「家計調査」および「SNA」における家計貯蓄率を確認するところから始める。まず「家計調査」において家計貯蓄率に相当すると考え得る項目としては、「黒字率」および「平均貯蓄率」という、二つの概念が存在する。「黒字率」とは「可処分所得に対する黒字の割合」と定義され、ここでいう「黒字」とは「実収入－実支出＝可処分所得－消費支出」と定義されている。一方、「平均貯蓄率」とは「可処分所得に対する貯蓄純増の割合」と定義され、ここでの「貯蓄純増」とは「(預貯金＋保険料)－(預貯金引出＋保険金)」と定義されている。「貯蓄率」という呼称を使用している点で後者の「平均貯蓄率」が家計貯蓄率と考えられがちであるが、定義を確認すると前者の「黒字率」の方が一般的な経済学上の家計貯蓄率の定義に近い。そこで、本章ではこの「黒字率」を「家計調査」のベースとなる家計貯蓄率として考察する⁹⁵。

次に「SNA」における「家計貯蓄率」に該当すると考えられる項目は、「制度部門別所得支

⁹³ 本節で紹介する「SNA」の概要については、以下 URL の内閣府 WEB サイトで公開されている情報を適宜引用し、作成している。<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/contents/sna.html>

⁹⁴ 本節で紹介する「家計調査」および「SNA」の用語の定義は、以下 URL の厚生労働省および内閣府 WEB サイトで公開されている情報を適宜引用し、作成している。

(家計調査) <http://www.stat.go.jp/data/kakei/kaisetsu.htm>

(SNA) http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference4/yougo_top.html

⁹⁵ 例えば岩本他 (1995) においても『家調』で「平均貯蓄率」と定義されているのは貯蓄純増(「預貯金」と「保険掛金」の合計から「預貯金引出」と「保険取金」の合計を差し引いたもの)の可処分所得に対する比率であり、経済学で通常「貯蓄率」と呼ばれるものとは概念が異なる」との指摘がなされている等、一般的に家計貯蓄率としては「黒字率」を参照することが経済学では多い。なお、ここでの『家調』とは、「家計調査」のことを指している。

出勘定」における「家計（個人企業を含む）」の「(4) 所得の使用勘定」掲げられている「貯蓄率」ないし「調整貯蓄率」であろう。計算方法としては両者とも、「{(家計可処分所得－家計消費支出)＋年金基金準備金の変動(受取)}÷(家計可処分所得＋年金基金準備金の変動(受取))」という式であるが、「調整貯蓄率」を計算する際の家計可処分所得は「現物社会移転受取」を加えたものとなっている点が違いである。「現物社会移転受取」とは、一般政府から家計への医療保険給付・介護保険給付のことであり、同額を消費することとなるため、貯蓄の額は変化しない。しかし貯蓄率の計算上、分母である可処分所得が大きくなる分、貯蓄率は一般的には下落する⁹⁶。経済学上はどちらの定義を採用しても問題はないと解されるが、家計貯蓄率を「家計調査」と比較するという本章の主旨を考慮すると、「貯蓄率」をベースとすることが望ましいといえる⁹⁷。

以上から、本章ではこれ以降、「家計調査」については「黒字率」を、「SNA」については「貯蓄率」を各統計における公式家計貯蓄率と呼ぶこととする。この2つの公式家計貯蓄率について、1980年から2015年までの推移を表したものが、図4-1である。

本章では、岩本他(1995)を踏まえ「家計調査」と1968SNA2000年基準の家計貯蓄率の乖離を分析した宇南山(2009)と、「家計調査」と1993SNA2005年基準の家計貯蓄率の乖離を分析した米田(2017)の調整方法を参考に、「家計調査」と2008SNA2011年基準の家計貯蓄率の乖離について分析を行う。

4-3 先行研究に基づく家計貯蓄率の調整⁹⁸

4-3-1 家計貯蓄率を計算する対象データ（母集団）の調整

「家計調査」と「SNA」の公式家計貯蓄率では、計算の対象（母集団）が大きく異なることが知られている。具体的には、「SNA」は日本における全ての家計をカバーしている一方、「家計調査」は二人以上の世帯のうち勤労者世帯のみを対象としている点である⁹⁹。そのため、「家計調査」において以下の3点が問題となる。すなわち、まず1点目は勤労者世帯以外が対象から除かれていること、次に2点目は単身世帯が対象から除かれていること、最後に3点目は調査世帯にバイアスが存在する可能性¹⁰⁰があることである。

⁹⁶ 貯蓄率が正であれば下落し、貯蓄率が負であれば上昇するため、厳密には「貯蓄率を0に近づける」と表現するのが正しい。しかし、そもそも貯蓄とは正を前提とした表現であり、貯蓄率が負の状況は「負債比率」と呼ぶべきものであると解されるため、本章では「一般的には下落する」と記載した。

⁹⁷ 医療保険給付・社会保険給付においては、各個人に実際の現金出し入れが無く、家計簿に反映されることはありえないため「家計調査」では把握されない。

⁹⁸ 本節における計算上の詳細な説明は、特別な記載がある場合を除き、宇南山(2009)および米田(2017)に譲る。

⁹⁹ 厳密には、2000年までは「二人以上の世帯（農林漁家を除く）のうち勤労者世帯」、2001年以降は「二人以上の世帯（農林漁家を含む）のうち勤労者世帯」となっている。

¹⁰⁰ 例えば、2000年以前のデータにおいては二人以上の世帯のうち勤労者世帯の中でも農林漁家が対象から除かれていること、収入・支出を正確に測ることの難しい一定の世帯が対象から除かれていることが

これらの問題点について、先行研究では以下のとおり対処している。まず1点目は、岩本他（1995）、宇南山（2009）および米田（2017）の全てにおいて「家計調査」で無職世帯を考慮に入れる調整を行っている。無職世帯は、「家計調査」において所得および消費のデータが利用可能で家計貯蓄率を算出することができ、貯蓄動態も二人以上の世帯のうち勤労者世帯とは大きく異なるため、先行研究に倣い本章でも同様の調整を行う。

2点目については、岩本他（1995）および宇南山（2009）では特段の対処はなされていないが、米田（2017）では「参考試算」として総世帯の家計貯蓄率も計算している¹⁰¹。本章では、データの存在する2002年以降については、総世帯の家計貯蓄率を用いる¹⁰²。

3点目については、宇南山（2009）においては「現在では農林漁家の割合は無視できる程度であり、貯蓄率に与える影響が小さいことは明らか」と指摘し、特段の対処はなされていない。単身の学生等の除外世帯については、岩本他（1995）および宇南山（2009）では特に言及がなく、米田（2017）では、非常に限定的であり貯蓄率に与える影響は小さいとして特段の処理はしていない。本章では、先行研究が指摘するとおり影響は非常に限定的であり、合理的に計算することも難しいため、先行研究同様に特段の調整はしない。

4-3-2 家計貯蓄率計算に使用する所得・消費の概念調整

「家計調査」と「SNA」の所得・消費の概念は、必ずしも一致しているとは限らない。概念の相違が家計貯蓄率乖離の重要な原因と考えられる場合、比較可能性を高めるうえで所定の調整を行う必要がある。そこで、宇南山（2009）および米田（2017）を参考に、以下の8項目について所得・消費の「家計調査」または「SNA」のどちらかを調整することで概念統一を図る¹⁰³。以下、項目ごとに修正方法およびその影響を説明する。

挙げられる。また、岩本他（1995）では転居予定・転居直後の世帯が対象から外れること、公務員世帯が多いと言われること、給与住宅世帯の比率が多いこと、共稼ぎ世帯の比率が小さいこと、が指摘されている。

¹⁰¹ 宇南山（2009）では、その理由として「所得・支出の絶対額が絶対額が二人以上の世帯に比べて小さいため、単身世帯の行動が家計部門全体に与える影響が限定的である」と指摘している。

¹⁰² 総世帯の家計貯蓄率を用いる理由は、以下の3点である。まず母集団を合わせるうえでは可能な限り「日本における全ての家計」に近づけることが合理的であること、次に総世帯の家計貯蓄率を用いた方が「SNA」の母集団に近づき比較可能性が高まること、最後にデータが利用可能なのであれば単身世帯の行動が家計部門全体に与える影響が限定的であったとしても利用すべきと考えること、である。

¹⁰³ 宇南山（2009）および米田（2017）では、本節で示す8項目の他に、「SNA」における「払い戻しによる社会保障給付」の調整も行っている。「払い戻しによる社会保障給付」とは、例えば「高額医療給付制度」、「出産給付金」等が該当する。本来、「SNA」上は家計の可処分所得・消費支出から控除されているが、「家計調査」においては、支出の時点で消費支出に計上され、払い戻された時点で「他の社会保障給付」として計上されるため、調整が必要となる。しかし、2008年SNA2011年基準より「払い戻しによる社会保障給付」の系列が公表されなくなったため、本調整を行うには一定の仮定を置いた推計が必要となる。実際の調整方法としては「SNA」の可処分所得・消費支出の両方に追加する調整を行うため、家計貯蓄率に与える影響は僅少であると考えられる。よって、本章では特段の調整をしない。

4-3-2-1 持家に関する収入・支出¹⁰⁴

「SNA」においては、持家の場合も擬制的に家賃相当額を「帰属家賃」として「消費支出」に、持家の修繕・維持費を「非消費支出」に、持家に関する地代を「非消費支出」に、また帰属家賃からコストを差し引いた部分が「営業余剰」に計上されている。一方、「家計調査」においては、「帰属家賃」は計上されておらず、持家の修繕・維持費は「消費支出」になっており、持家に関する地代は「可処分所得・消費支出」として扱われており、「営業余剰」は計上されていない。

この4点について、先行研究同様、「帰属家賃」、「持家に関する地代」および「営業余剰」については「SNA」を「家計調査」に合わせる調整を、「持家の修繕・維持費」については「家計調査」を「SNA」に合わせる調整を行う。その結果、まず「帰属家賃」の調整により、「SNA」の消費支出が平均 45.0 兆円（2015 年 49.9 兆円）減少する。次に、持家にかかる設備修繕・維持の調整により、「家計調査」の消費支出が平均 10,460 円（2015 年 9,806 円）減少する。次に、持家に関する地代の調整により、「SNA」の可処分所得・消費支出の両方が平均 0.3 兆円（2015 年 0.2 兆円）増加する。最後に「営業余剰」の調整により、「SNA」の可処分所得が平均 22.3 兆円（2015 年 26.0 兆円）減少する。

4-3-2-2 保険契約者に帰属する財産所得

「SNA」における「保険契約者に帰属する財産所得」は、「財産所得」として把握されているが、実際は保険を取り扱う企業が留保しているものであり「家計調査」においては満期等で払い戻しを受けない限り計上されない。

この点について、先行研究同様、「SNA」を「家計調査」に合わせる調整を行う。その結果、「SNA」の可処分所得が平均 13.3 兆円（2015 年 11.4 兆円）減少する。

4-3-2-3 その他の経常移転

「SNA」における「その他の経常移転¹⁰⁵」は、家計部門内での移転という取扱いになっているが、「家計調査」においては仕送り金・贈与金を受領した時点で可処分所得として計上されている。

この点について、先行研究、「SNA」を「家計調査」に合わせる調整を行う。その結果、「SNA」の可処分所得・消費支出の両方が平均 17.5 兆円（2015 年 14.7 兆円）増加する。

4-3-2-4 資産税

「SNA」における「資産税」は、家計から一般政府への「資本移転」として把握される

¹⁰⁴ 帰属家賃とは、国民経済計算年報によれば、実際には家賃の受払を伴わない住宅等について、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費されるものとみなして、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃をいう。

¹⁰⁵ 「その他の計上移転」には、例えば「仕送り金」、「贈与金」等が該当する。

ため「可処分所得」に計上されているが、「家計調査」においては「非消費支出」なるため「可処分所得」上では捕捉されていない。

この点について、先行研究同様、「SNA」を「家計調査」に合わせる調整を行う。その結果、「SNA」の可処分所得が平均 1.8 兆円（2015 年 1.8 兆円）減少する。

4-3-2-5 非生命純保険料

「SNA」における「非生命純保険料」は「非消費支出」として把握されているが、「家計調査」においては「消費支出」として計上されている。

この点について、先行研究同様、「SNA」を「家計調査」に合わせる調整を行う。その結果、「SNA」の可処分所得・消費支出が平均 3.2 兆円（2015 年 3.0 兆円）増加する。

4-3-2-6 現物収支¹⁰⁶

「SNA」においては、「現物出資」が把握され収入および消費として計上されているが、「家計調査」においては通常受取・支払には含まれていない。

この点について、先行研究同様、「家計調査」を「SNA」に合わせる調整を行う。その結果、「家計調査」の可処分所得・消費支出が平均 8,891 円（2015 年 5,339 円）増加する。

4-3-2-7 個人企業の営業余剰のうち在庫品評価調整額

「SNA」における「個人企業の営業余剰のうち在庫品評価調整額」は、在庫品の評価額が変更されることによって生ずる損益を調整する項目である。これは「SNA」特有の概念であり、「家計調査」においては一切考慮されていない。

この点について、先行研究同様、「SNA」を「家計調査」に合わせる調整を行う。その結果、「SNA」の可処分所得が平均 0.0 兆円（2015 年▲0.0 兆円）変化する。

4-3-2-8 利子（支払）

「SNA」において「利子（支払）」は、「非消費支出」として把握されている。一方、「家計調査」においては、原則的には「非消費支出」とすることを明記しているものの、家計調査年報の「家計収支の概要」においては「土地家屋借入金返済額には、支払い利子が含まれている」と記載されており、非消費支出となるべき利子分と貯蓄となるべき元本返済分が明確に区分されていない。

この点について、先行研究同様、「家計調査」における家計簿には支払い利子と元本返済分の合算が記載されていると考えたうえで、「SNA」を「家計調査」に合わせ「利子（支払）」を可処分所得に振り替える調整を行う¹⁰⁷。その結果、「SNA」の可処分所得が平均 14.1

¹⁰⁶ 「現物収支」には、例えば「自家菜園の自己消費分」や「外部からのもらい物」等が該当する。

¹⁰⁷ 米田（2017）で指摘されているとおり、「SNA」を「家計調査」に合わせ「利子（支払）」を可処分所得に振り替えるという調整を行うためには、FISIMの導入により、SNA上の「利子（支払）」の金額に加

兆円（2015年8.9兆円）増加する。

4-3-3 統計に含まれる誤差の調整

本章では、上記の概念や対象範囲の違いを調整に加え、補助的な情報を用いて統計上の誤差を補正する。根拠に基づく補正をすることで、どのような要因が誤差の原因になっているかを特定することができる。しかし、既知の要因だけでは十分に補正ができない可能性があり、その場合には両統計の乖離は完全には解消できない。

それに対し、例えば河越・前田（2013）では、マイクロ統計に世帯数をかけたものを仮想的なマクロ統計とみなし、実際のマクロ統計との比率を補正係数とし、各世帯の所得・支出をその係数倍することで、マクロと整合的なマイクロ統計を推計している。こうした方法では、乖離が発生する要因を特定することはできないが、結果として構築されるマイクロ統計は、マクロ統計とは整合的なものとなる。ただし、項目ごとに補正係数は変えてはいるが¹⁰⁸、世帯ごとの非対称性を考慮した補正とはなっていない。ここでは、乖離の発生要因を特定するためにも、補助的な情報に基づく補正方法を検討する。

統計に含まれる誤差の修正において、宇南山（2009）および米田（2017）では「家計調査」の誤差についてのみ検討している。理由としては、①SNAに大きな問題が発見されていないこと、②国際的に見ても「世帯調査」の問題点を指摘する研究が存在していること、および③「家計調査」と直接比較が可能な統計が利用可能であること、の3点が挙げられている。以下、先行研究で行った「家計調査」に関する3点の統計誤差調整について、項目ごとに調整方法およびその影響を説明する。

4-3-3-1 「家計調査」における耐久消費財等の消費支出過小性

米田（2017）では、「家計調査」と「家計消費状況調査」の消費金額を比較し、以下の3つのステップで調整を行っている。まず、耐久消費財を中心としたプリコード対象費目については、「家計調査」の消費額は「家計消費状況調査」に比べ安定的に低いことが知られているため、「家計消費状況調査」の金額が真の消費額であると仮定する¹⁰⁹。次に、

え、参照利率と実際の支払利率の差額分の利子である「支払FISIM」も追加で可処分所得扱いにする調整が必要となることに留意する。

¹⁰⁸ 河越・前田（2013）で使用している手法の詳細が説明されている浜田（2012）では、このマイクロ統計とマクロ統計の比率のことを「カバー率」と表現している。

¹⁰⁹ 宇南山（2009）ではその要因として、プリコード方式である「家計消費状況調査」は、「家計調査」に比べ記入漏れが少ないと考えられる点が指摘されている。実際のデータ上も、「家計消費状況調査」と比べた「家計調査」のプリコード対象費目の消費金額は、データが取得可能な2002年から2015年までの平均で60.3%（最大67.5%、最小54.8%）に留まっている。なお、宇南山（2009）においては、「家計消費状況調査」の消費金額が正しいと仮定する理由として以下の3点を挙げている。すなわち、まず「家計調査」においては自動車購入金額が自動車下取り金額を控除した純額で計上されていること、次に「家計消費状況調査」はプリコード方式を採用しており誤解や記入漏れが少ないと推測されること、最後に「家計調査」は専業主婦世帯に偏っている可能性が示唆されており、共働き世帯の方が多く支出すると考えると結果的に「家計調査」の消費金額は過小となっていること、の3点である。

宇南山（2015）が指摘する「家計調査」の「調査疲れ（Survey Fatigue）¹¹⁰」により、非プリコード対象費目については2.5%消費金額が過小になっていると仮定して「家計調査」の非プリコード対象費目分の消費金額を「 $1 \div 2.5\%$ 」だけ嵩上げを行う。最後に、両者を足し合わせたものを「家計調査」における全体としての真の消費金額と考え、「家計調査」の消費金額と算出した真の消費金額との割合を「補正係数」として「家計調査」の消費金額に乗じて嵩上げしている。

本章でも同様の調整を行うと、補正係数は、「家計消費状況調査」が利用可能な2002年から2015年で平均86.0%、最大の2015年で90.7%、最小の2006年で83.6%となる。本章では、分析対象である1994年から2015年の全ての年分について、2002年から2015年の補正係数の平均値である86.0%を使用する¹¹¹。

その結果、「家計調査」の消費支出が平均46,014円（2015年：40,057円）増加する。

4-3-3-2 「家計調査」における財産収入の過小性

「家計調査」における財産収入の金額は、宇南山（2009）によれば「SNA」における財産所得の5~10%程度しか把握しておらず、貯蓄率乖離の大きな原因の一つとなっていると考えられる¹¹²。

¹¹⁰ 「調査疲れ（Survey Fatigue）」とは、Stephens and Unayama（2011）や宇南山（2015）で指摘されている概念であり、具体的には、「家計調査」における家計簿への記入本数が調査回数を重ねるほど減少していることから、「家計調査」は調査回数を重ねるほど支出額を減らす効果が現れている、という可能性を指摘したものである。その原因として、宇南山（2015）では、調査が長期化する中で家計が家計簿に記入することが面倒になる効果と、家計簿を記録し続けることによる心理的な消費抑止効果の2点が指摘されている。

¹¹¹ 2002年から2015年については、各年で計算した補正係数をそれぞれの年分で適用させることも可能である。しかし、以下の3点の理由から、本章における補正係数は全年分について平均値を適用する。すなわち、まず1点目は2015年の補正係数が他の年分に比べややイレギュラーな値となっていることであり、これは2015年1月から「家計消費状況調査」の調査項目が変更されたことが影響している可能性がある。次に2点目は「家計消費状況調査」は二人以上世帯を前提にしていることであり、本章では2002年以降は総世帯のデータを使用しているため、各年で適用させると意図せぬばらつきが発生する可能性が考えられる。最後に3点目は1994年から2001年は「家計消費状況調査」の数値が存在しないことであり、どちらにせよその期間は2002年から2015年の平均値等を適用せざるを得ないため、宇南山（2009）で採用されているように、全年分について補正係数の平均値を適用する。

¹¹² 宇南山（2009）においては、この乖離について3つの調整方法が提示されている。まず1つ目の方法は、財産収入ないし財産所得を「家計調査」「SNA」両方の可処分所得から控除する方法である。次に2つ目の方法は、「家計調査」の財産収入を家計資産のデータと市場金利から計算される「推定財産収入」で置き換える方法である。最後に3つ目の方法は、可処分所得に占める財産収入の割合を「家計調査」と「SNA」で等しくなるように調整する方法である。宇南山（2009）においては、3つ目の方法を採用している。

この点について、米田（2017）と同様¹¹³、「家計調査」の貯蓄負債編¹¹⁴における通貨性預金、定期性預金および有価証券に、それぞれ普通預金金利、定期預金の預入期間別金利（10年）および東証第一部上場株式の平均利回りを乗じて算出した金額を「家計調査」の財産収入に加算する調整を行った¹¹⁵。その結果、「家計調査」の可処分所得が平均9,410円（2015年：6,040円）増加する。

4-3-3-3 「家計調査」における家計簿収入金額の過小性

米田（2017）においては、「家計調査」における家計簿収入金額が過小である点を調整している。具体的には、以下のとおりである。

「家計調査」において、家計簿における「1か月間の実収入」の金額を12倍したものと年間収入調査票における過去1年間の収入合計金額を比較すると、勤労者世帯では平均80.5万円、最大の1998年で101.2万円、最小の2012年で62.8万円、直近の2015年で69.2万円、家計簿における収入金額が過小となっている。一方、無職世帯についても、平均149.3万円、最大の2002年で161.8万円、最小の1997年で130.4万円、直近の2015年で151.7万円、家計簿における収入金額が年間収入調査票の年収を下回っている。本章では家計簿における収入・消費金額を用いて家計貯蓄率を計算しているため、仮に年間収入調査票の金額が正しく、家計簿の収入金額が記載漏れ等の理由により下振れしている場合は、家計貯蓄率を大きく下振れさせる原因となる。

家計簿の収入金額は家計簿に記載している時点の収入であるのに対し、年間収入調査票は過去1年間の収入の記載が求められているため、両者が必ずしも一致する必要はない¹¹⁶。しかしこの点につき、多田・三好（2015）では、世帯主が男性の勤労者世帯に絞り分析を行った結果、「ボーナスの記入漏れ」を乖離の主たる要因として指摘している。一方、その前提に立てば、ボーナスに見合う分の税・社会保障負担も記入が漏れていること

¹¹³ 宇南山（2009）ではなく米田（2017）の調整方法を採用する理由は、以下のとおりである。宇南山（2009）において、財産収入の調整に際し「家計調査」の貯蓄負債編の金融資産に金利を乗じたものを加算する方法を採用しなかった理由として、「家計調査」における財産収入は金融資産と実物資産の区別がなく金融資産利回りのみを検証して補正することが困難であること、追加的に資産のデータが必要であり「家計調査」と「SNA」を比較するという観点からは資産データの定義の差等による別の誤差を導入する可能性があることの2点が挙げられている。しかし、浜田（2012）、河越・前田（2013）とも金融資産のみにより「SNA」における財産所得との調整を行っており、また前田（2015）の研究結果から、「家計調査」の貯蓄負債編における資産データを用いることにより新たに発生する誤差は大きくは無いと考えられる。

¹¹⁴ 「家計調査」の貯蓄負債編が開始されたのが2002年からであり、それ以前については厳密には「家計調査」の付帯調査である「貯蓄動向調査」となる。

¹¹⁵ 金利については、正確を期すならばデュレーションも考慮すべきであるが、「家計調査」の資産データではデュレーションが不明であり、また金利のボラティリティが低く影響も限定的であるため、省略した。

¹¹⁶ 例えば、前年は給与収入を得ていたが定年退職をして現在は無職となった世帯が「家計調査」の調査対象となった場合、年間収入調査票には前年の給与収入が反映される一方、家計簿には年金等以外の収入は反映されず、給与収入に比べて年金等の収入が著しく低ければ、結果的に年間収入調査票と家計簿の収入は大きく乖離する。そのため無職世帯に関しては、本章では特に調整を行わないものとする。

が考えられる。この点について大野他（2015）では、「家計調査」は「国民生活基礎調査」（厚生労働省）と比較すると、個人住民税は統計間の違いが小さいものの、勤労所得税は概ね8～9割、社会保険料は概ね8割の水準に留まっていることを明らかにしている。その原因として大野他（2015）では、家計簿において収入（特に賞与）の記入が不十分である可能性を指摘している¹¹⁷。よって、「ボーナスの記入漏れ」を家計簿収入に加える調整を行う前に、その金額のうち各年の「家計調査」における実収入に占める勤労所得税および社会保険料の割合だけ家計簿に記入すべき非消費支出も漏れていると仮定することが妥当である。

以上を踏まえ、米田（2017）同様、「ボーナスの記入漏れ」とみなした収入金額から、勤労所得税および社会保険料に起因する非消費支出の記入漏れ分を差し引いた残りを家計簿の可処分所得に加える調整を行う¹¹⁸。その結果、「家計調査」の可処分所得が平均15,367円（2015年：20,595円）増加する。

4-4 最終的な調整結果

前節における調整を一覧にまとめたものが、表4-1である。また、この調整を行った、最終的な「家計調査」と「2008SNA2011年基準」における家計貯蓄率は図4-2のとおりであり。

本章における調整の結果、分析期間の1994～2015年で平均21.3%（2015年で25.9%）の「家計調査」と「2008SNA2011年基準」における家計貯蓄率の乖離について、平均94.3%（2015年で100.0%）まで乖離が説明可能となった。これは、宇南山（2009）および米田（2017）と同程度に両者の乖離要因の説明が可能となっている。よって、本章の調整を行うことで、現在の日本のミクロとマクロの家計貯蓄率の乖離は概ね説明可能であることを示した。

この分析により、SNAにおけるマクロの家計貯蓄率を更に細分化して捉えることが可能となり、日本における家計貯蓄の分析の礎となる。

4-5 おわりに

本章における調整の結果、分析期間の1994～2015年で平均21.3%（2015年で25.9%）の「家計調査」と「2008SNA2011年基準」における家計貯蓄率の乖離について、平均94.3%（2015

¹¹⁷ 大野他（2015）では、所得税・社会保険料に比べ個人住民税は統計間の違いが小さいことから、個人住民税が直接は差し引かれない賞与の記入漏れが所得税・社会保険料の過小原因であると推測している。

¹¹⁸ 勤労所得税・社会保険料を調整する前の「ボーナスの記入漏れ分」の月割金額は、平均17,542円、最大の2005年で26,662円、最小の1998年で10,518円、直近の2015年で23,879円となっている。ここから、「家計調査」の実収入に占める勤労所得税および社会保険料の割合（平均12.3%、最大の2015年で13.8%、最小の1994年で11.3%）は一定であると仮定して計算する。

年で100.0%)まで乖離が説明可能となった。これは、宇南山(2009)および米田(2017)と同程度に両者の乖離要因の説明が可能となっている。よって、本章の調整を行うことで、現在の日本のミクロとマクロの家計貯蓄率の乖離は概ね説明可能であることを示した。

今後は、実際に日本における家計貯蓄率が下落基調である原因を、本章で検討した要因を補正した上で分析する必要がある。日本の家計貯蓄率に関する分析として、ホリオカ他(1996)では1992年の「家計における金融資産選択に関する調査」の個票データを用いて、高齢者貯蓄はライフ・サイクル仮説を支持しているとの結論を示している。一方、Hayashi et al. (1988)では、1984年の「全国消費実態調査」(総務省)個票データを用いて、子孫の繁栄を願う遺産動機(Dynasty Model; 利他主義)により老年期でも貯蓄を積み増す場合があることを明らかにしている。最近の研究においても、中澤他(2015)では2009年の「全国消費実態調査」個票データを用いて高齢者の貯蓄について分析し、子どもと同居している高齢者は概ね貯蓄している一方、子どもと同居していない高齢独立世帯についても就業の場合は月1.55万円の貯蓄、非就業の場合は月1.37万円の貯蓄・資産取り崩しであるが「全国消費実態調査」の公表資料で示されている月9.75万円の貯蓄・資産取り崩しよりは明らかに小さいことを示している。こうした論文の主張について、ここでの議論に基づく更なる経済学的検証をすることが今後の課題である。

4-6 第4章図表

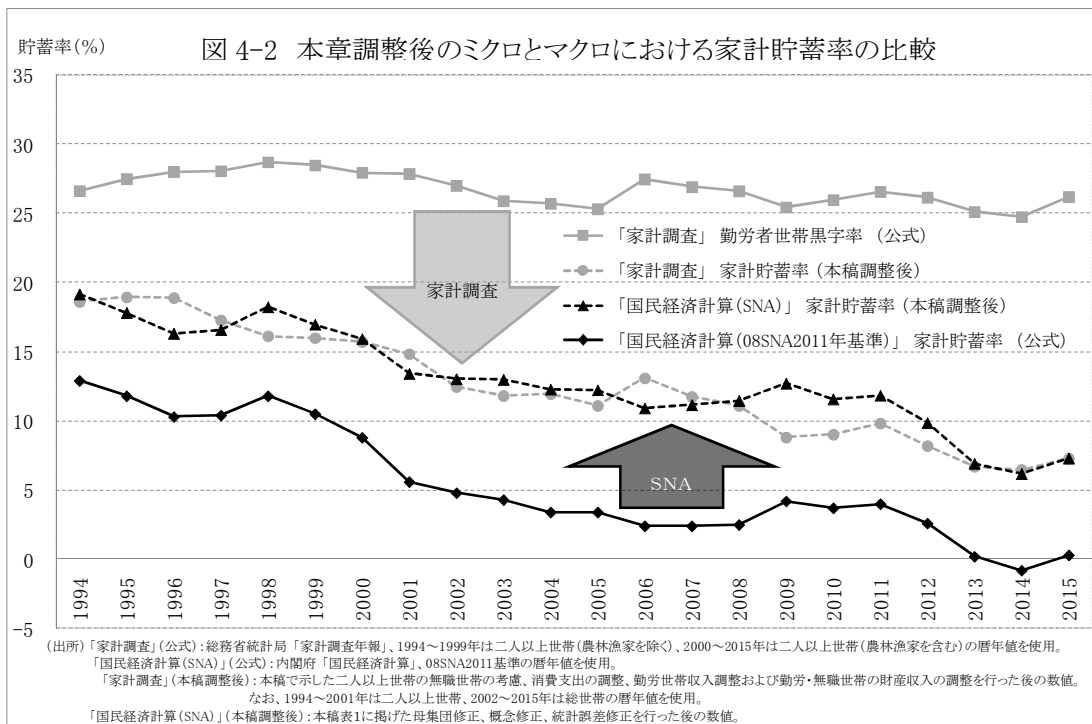
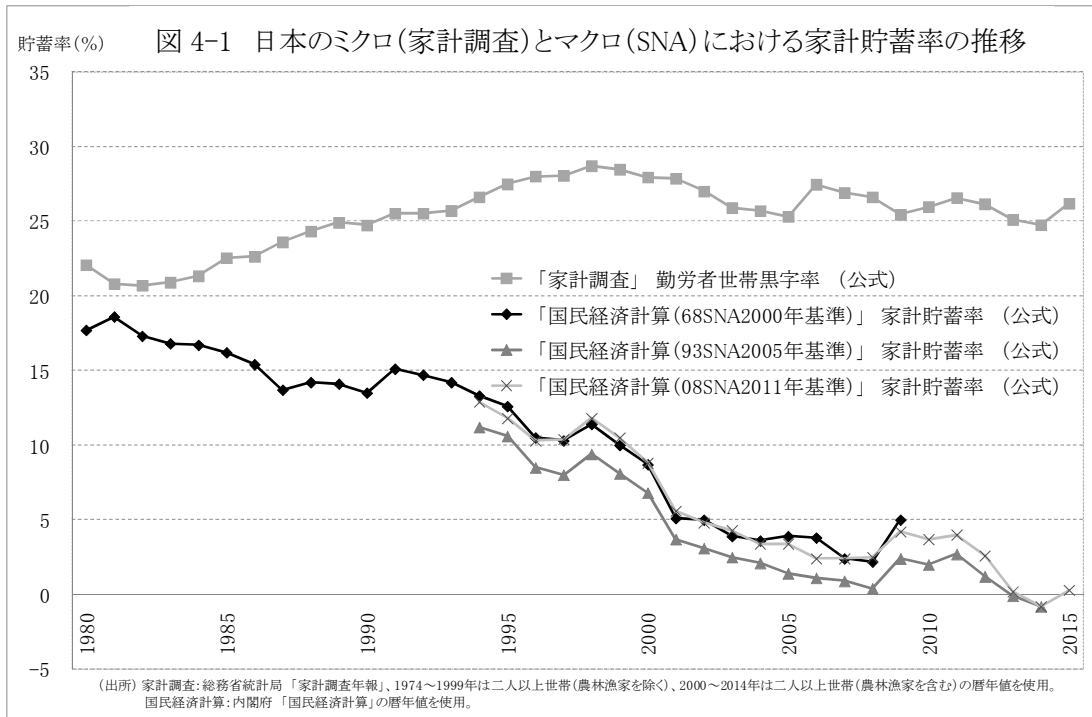


表 4-1 本章における「家計調査」と「SNA」の調整による影響額

修正項目	調整すべき科目	詳細費目	調整する統計	可処分所得への影響	消費支出への影響
母集団	「家計調査」における二人以上世帯のうち無職世帯を考慮		「家計調査」	— (家計貯蓄率への影響は、修正前比で平均 ▲8.8%、2015年 ▲14.1%)	
所得・消費の概念	①持家関係	持家の帰属家賃	「SNA」	—	平均 ▲45.0兆円 (2015年: ▲49.9兆円)
		設備修繕・維持	「家計調査」	—	平均 ▲10,460円 (2015年: ▲9,806円)
		賃貸料(支払)	「SNA」	平均 0.3兆円 (2015年: 0.2兆円)	平均 0.3兆円 (2015年: 0.2兆円)
		営業余剰(持家)	「SNA」	平均 ▲22.3兆円 (2015年: ▲26.0兆円)	—
	②保険契約者に帰属する財産所得		「SNA」	平均 ▲13.3兆円 (2015年: ▲11.4兆円)	—
	③その他の経常移転		「SNA」	平均 17.5兆円 (2015年: 14.7兆円)	平均 17.5兆円 (2015年: 14.7兆円)
	④資産税		「SNA」	平均 ▲1.8兆円 (2015年: ▲1.8兆円)	—
	⑤非生命純保険料		「SNA」	平均 3.2兆円 (2015年: 3.0兆円)	平均 3.2兆円 (2015年: 3.0兆円)
	⑥現物収支		「家計調査」	平均 8,891円 (2015年: 5,339円)	平均 8,891円 (2015年: 5,339円)
	⑦個人企業の営業余剰のうち在庫品評価調整額		「SNA」	平均 0.0兆円 (2015年: ▲0.1兆円)	—
⑧利子(支払)		「SNA」	平均 5.0兆円 (2015年: 2.7兆円)	平均 ▲9.1兆円 (2015年: ▲6.2兆円)	
⑨利子(受取)		「SNA」	平均 ▲1.3兆円 (2015年: ▲0.9兆円)	平均 ▲1.3兆円 (2015年: ▲0.9兆円)	
統計誤差	①「家計調査」における耐久消費財等の消費支出過小性		「家計調査」	—	平均 45,758円 (2015年: 39,328円)
	②「家計調査」における財産収入の過小性		「家計調査」	平均 9,635円 (2015年: 6,309円)	—
	③「家計調査」における勤労世帯収入の過小性		「家計調査」	<勤労世帯の一世帯あたりの影響> 平均 15,367円 (2015年: 20,595円) <全世界帯での一世帯あたりの影響> 平均 10,159円 (2015年: 11,500円)	—
概念調整前				「家計調査」: 平均 345,739円 (2015年: 277,088円) 「SNA」: 平均 298.9兆円 (2015年: 293.7兆円)	「家計調査」: 平均 281,873円 (2015年: 245,382円) 「SNA」: 平均 282.3兆円 (2015年: 292.7兆円)
概念調整後				「家計調査」: 平均 374,424円 (2015年: 300,236円) 「SNA」: 平均 286.4兆円 (2015年: 274.0兆円)	「家計調査」: 平均 326,061円 (2015年: 280,243円) 「SNA」: 平均 248.0兆円 (2015年: 253.6兆円)

(注): 四捨五入の関係上、概念調整前の金額に各調整項目の影響額を合算したものが必ずしも概念調整後の計数とは一致しない
(出所): 本稿で示した手法により公表データを用いて筆者ら作成

第5章 高齢者貯蓄の実態

—『全国消費実態調査』の個票による分析—¹¹⁹

5-1 はじめに

前章では、マクロの貯蓄率について議論を行った。本章ではミクロの貯蓄率、とりわけ高齢者の貯蓄行動の実態について解明することに主眼を置き分析を行う。

ライフ・サイクル仮説に基づけば、高齢者は勤労期に蓄えてきた資産を取り崩して生活することになるが、どの程度の資産を毎月取り崩しているのだろうか。日本の家計の実態を示す代表的な統計である『全国消費実態調査』（総務省）の公表資料によると、日本の高齢者世帯は2009年調査で、1か月当たり97,489円を取り崩しているとしている¹²⁰。また、『家計調査』（総務省）の公表資料では、1か月当たり45,331円を取り崩しているとしている¹²¹。本当に、日本の高齢者世帯は、平均的に見て月4.5万円から10万円近くも資産を取り崩しているのだろうか。また、取り崩しの原資となる資産をどの程度保有しているのだろうか。

ここで、『全国消費実態調査』は主に9～11月の3か月間の家計簿調査¹²²に基づき作成される統計である。高齢者の主な収入である公的年金は、偶数月に2か月分の給付がなされているが、『全国消費実態調査』では3か月の調査期間に対して、10月に支給される2か月分の公的年金給付が記録されるのみである。そのため、『全国消費実態調査』の公表データにおいて、高齢者世帯による資産の取り崩しが過大になっている可能性がある。また、『家計調査』の家計簿に公的年金の支給月に受給を記録している世帯の割合は、世帯主が65歳以上無職の夫婦世帯のうち75%程度であり¹²³、実際の公的年金受給権者の割合よりも低くなっている。つまり、『家計調査』の公表データにおいて示されている約4.5万円という資産の取り崩し額が過大となっている可能性がある。これらを踏まえれば、高齢者の貯蓄の実態を把握するためには、『全国消費実態調査』などの個票を用いて季節性などを考慮し調整した上で、高齢者の資産取り崩し額・貯蓄額の再計算が必要となる。

本章では、2009年の『全国消費実態調査』の個票を用いて、高齢者の資産分布を明らかにした上で、資産の取り崩し額・貯蓄額について先行研究などを踏まえバイアスを考慮し再

¹¹⁹ 本章は、2018年7月刊行の財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」平成30年第2号（通巻134号）pp.133-166に掲載された中澤・菊田・米田（2018）を加筆・修正したものである。また、本論文の内容については、財務省での論文検討会議での審査を受けた。同会議における宇南山卓生（一橋大学（当時））のコメントに感謝する。

¹²⁰ 世帯主が65歳以上の無職世帯。詳しくは、『平成21年全国消費実態調査報告 第7巻 高齢者世帯編』p.40参照。

¹²¹ 世帯主が60歳以上の無職世帯。詳しくは、『平成21年家計調査年報 I 家計収支編』p.44-45参照。

¹²² 単身世帯は10～11月の2か月間の家計簿調査となっている。

¹²³ Stephens and Unayama(2011)を参照。

集計する。その上で、どのような高齢者世帯が貯蓄する傾向にあるのか明らかにする。本章の主な分析結果は、(1) 高齢者世帯のうち、夫婦世帯及び単身世帯（以下、高齢独立世帯¹²⁴）は、平均的には就業している場合は貯蓄し、非就業の場合は資産を取り崩すこと、(2) 非就業の場合の資産取り崩し額は月 1.44 万円と、『全国消費実態調査』の公表資料で示されている月 9.75 万円より明らかに小さいこと、(3) 高齢者とその子どもが同居している世帯（以下、高齢者同居世帯）の同居高齢者は、就業・非就業にかかわらず、概ね貯蓄していること、(4) 高齢独立世帯については、所得階層が高いほど、資産階層が高いほど、年齢階層が高いほど、概ね貯蓄をする世帯の割合が高くなること、(5) 高齢独立世帯について子どもの有無で区分すると、子どもがいる場合に貯蓄する世帯の割合が高くなること、である。

ここで、高齢者の貯蓄に関連した先行研究をみると、様々な結果が示されている。例えば、Horioka(2010)では 4~5 万円程度の資産の取り崩しを行っているとしている。本章の分析でも全体としては取り崩す傾向があるが、高齢独立世帯全体の平均では月 0.91 万円の取り崩しに過ぎず、そのうち非就業の場合に限っても月 1.44 万円の取り崩しであること、また、夫婦・単身別、男女別及び就業・非就業別で区分して分析した結果最も取り崩し額が多い単身・女性・非就業の場合でも月 2.18 万円の取り崩しであることから、本章の分析結果は Horioka(2010)とはやや異なる結論といえる。一方、Hayashi et al. (1988)、大野他(2013a)では概ね正の貯蓄がみられるとしている。先行研究によって高齢者の貯蓄の水準が異なる要因としては、例えば、収入について Horioka(2010)のように「家計簿」の情報を用いるか、Hayashi et al. (1988)や大野他(2013a)のように「年収・貯蓄等調査票」を用いるかの違いがある。「年収・貯蓄等調査票」の公的年金の受給割合は、実際の公的年金受給権者の割合に近いこと、また、公的年金給付の季節性や公的年金給付の家計簿の記載割合の過少性を踏まえれば、高齢者の貯蓄の実態を把握するためには「年収・貯蓄等調査票」を用いる必要がある。また、貯蓄額の算出に必要な消費支出については、宇南山(2009)が『家計調査』の家計簿に記載されている消費支出が過少になるとの指摘をしており、また、税・保険料等の非消費支出については、大野他(2013b)が『家計調査』及び『全国消費実態調査』の税・保険料負担の水準が過小評価されている可能性を指摘しており、それぞれ所要の調整が必要となる。しかし、Hayashi et al. (1988)や大野他(2013a)は消費支出や非消費支出の調整を行っていないため、貯蓄額が過大となっている可能性がある。

本章では、収入については「年収・貯蓄等調査票」を用い、また、消費支出及び非消費支出についても宇南山(2009)及び大野他(2013b)の指摘を踏まえ消費支出・非消費支出を調

¹²⁴ 高齢独立世帯を分析する重要性を考える一つとして、家族構成の歴史的経緯を振り返る。国立社会保障人口問題研究所が 2017 年に公表した人口統計資料によれば、核家族の割合化は、1920 年は 59.1%程度であったものの、2015 年には 86.7%にまで上昇している。内閣府が公表した「令和 4 年版高齢社会白書」によれば、1980 年では三世代世帯が全世帯の 50.1%であり、高齢者の夫婦のみの世帯が同 16.2%、高齢者の単身世帯が同 10.7%であった。一方、2019 年では三世代世帯が全世帯の 9.4%であり、高齢者の夫婦のみの世帯が同 32.3%、高齢者の単身世帯が同 28.8%となっている。従来は、高齢者が独立して生活すること自体が少なかったといえるが、少子高齢化と家族構成に対する価値観の多様化により、高齢者のみで暮らす高齢独立世帯が急増している。よって、その貯蓄行動を分析する意義が大きいといえる。

整した上で、高齢者の貯蓄の実態を示す。

本章の構成は以下の通りとなる。5-2 節では、高齢者の貯蓄に関する政府統計と先行研究を紹介する。5-3 節では、『全国消費実態調査』の概要と、高齢者世帯を中心に資産保有の実態を示す。5-4 節では、高齢者世帯の貯蓄の分析手法、分析結果を示す。5-5 節では、『全国消費実態調査』の個票を用いて、どのような世帯属性の高齢者が貯蓄をしているのか分析する。5-6 節は、本章の結論と今後の課題をまとめる。5-7 節には、本章の図表をまとめる。

5-2 政府統計と先行研究

家計に関する政府統計をみると、日本の高齢者世帯は退職後の消費支出の多くを、社会保障給付に加え、資産の取り崩しによって賄っていることが示されている。例えば、『平成 21 年全国消費実態調査報告』（総務省）では、世帯主の年齢が 65 歳以上の世帯を高齢者世帯として、高齢者世帯の 1 か月平均収入及び支出の集計結果が分析されている¹²⁵。総務省の分析では、高齢勤労者世帯は 14,999 円の黒字であるのに対し、高齢無職世帯は 97,489 円の赤字であり、不足分は資産などを取り崩して賄っていると指摘している（図 1、図 2 を参照）。また、同年の『平成 21 年家計調査年報』（総務省）では、世帯主の年齢が 60 歳以上の無職世帯を高齢無職世帯として、高齢無職世帯の 1 か月平均の家計収支が分析されている¹²⁶（図 3 を参照）。総務省の分析では、消費支出に対する可処分所得の不足分は 45,331 円であり、この不足分は金融資産の取り崩しなどで賄われているとしている。高齢無職世帯の赤字額が 97,489 円である『全国消費実態調査』と比べると、赤字額が 45,331 円と少なく、調査年が同一で、同じような世帯属性であっても、調査によって資産の取り崩し額が大きく異なることがわかる。

ここで、高齢者の貯蓄に関する先行研究をみってみる。まず家計の貯蓄行動に関する理論を整理したものとして、ホリオカ(1996)、八代・前田(1994)を挙げることができる。高齢者が資産を取り崩すかどうかについて、いずれの先行研究もライフ・サイクル仮説と王朝モデルの 2 つの理論を挙げている。ライフ・サイクル仮説では、家計は勤労期に資産を積み立て、引退期に取り崩すといった行動をとるものと考え、高齢者は資産を取り崩すとする。一方、王朝モデルでは、親の世代は利他主義によって、子どもに遺産を遺すことを前提とした行動をとるものとする。この場合、高齢者は必ずしも資産を取り崩すとは限らない。ただし、利己主義的な遺産動機によって遺産を遺すのであれば、遺産は子世代から世話をしてもらうことに対する支払いと考えられるので、ライフ・サイクル仮説と整合的であると解釈される。

¹²⁵ 『平成 21 年全国消費実態調査報告 第 7 巻 高齢者世帯編』 p. 40 参照。

¹²⁶ 『平成 21 年家計調査年報 I 家計収支編』 p. 44-45 を参照。

また、実証研究においては、まずホリオカ他(1996)、Horioka(2006)、Horioka(2010)など、C. Y. Horioka 教授の一連の業績を挙げることができる。ホリオカ他(1996)では、1992年に実施された『金融資産選択調査』(郵政省郵政研究所)の個票を用いて資産残高の過去1年間の増減額を、Horioka(2006)、Horioka(2010)では、『家計調査』の集計表を用いて高齢無職世帯の収入・支出差額をそれぞれ分析し、いずれも退職後の高齢者は資産を取り崩していることを明らかにした¹²⁷。特に直近の研究となる Horioka(2010)では、2008年の『家計調査』を用いて、退職後の高齢夫婦世帯が月に4~5万円の取り崩しをしていることを指摘している。

他の実証的な先行研究としては、八代・前田(1994)、大竹(1991)も高齢者による資産の取り崩しを支持している。例えば八代・前田(1994)では、1989年の『全国消費実態調査』を用いて、高齢無職世帯の資産の取り崩しを指摘している。また大竹(1991)では、1986年の『国民生活基礎調査』(厚生労働省)を用いて、子どもと別居している、または子どもがいない非就業の高齢者は、75歳以上になると概ね資産を取り崩すことを示している。

一方、Hayashi et al. (1988)、大野他(2013a)のように、必ずしも高齢者は資産を取り崩さないことを指摘する先行研究もある。例えば、Hayashi et al. (1988)では、1984年の『全国消費実態調査』の個票を用いて、高齢単身世帯、及び世帯主が80歳以上の核家族世帯を除けば、高齢者は正の貯蓄をしていることを指摘している。また大野他(2013a)では、『全国消費実態調査』、『家計調査』、『国民生活基礎調査』の個票を用いて、3統計の比較を通してファクト・ファインディングを行っている。その中で、『家計調査』では「年間収入調査票」、『全国消費実態調査』では「年収・貯蓄等調査票」を用いて、それぞれ世帯所得を集計した上で、世帯主が65歳以上であっても、低所得世帯を除けば正の貯蓄がなされていることを指摘している。

先行研究において留意すべき点としては、以下を指摘することができる。まず、Horioka(2006)、Horioka(2010)、八代・前田(1994)では、いずれも貯蓄の算出に『家計調査』や『全国消費実態調査』の「家計簿」の収入データを用いている点である。Stephens and Unayama(2011)によると、公的年金の支給月において、「家計簿」に受給を記入している世帯が1990年3月以前は約60%、1990年3月以降は約75%となる¹²⁸。しかし、1998年の『公的年金加入状況等調査』(厚生労働省)によると、65歳以上の個人2,044万人に対して、公的年金受給権者は1,960万人と95.9%の割合で存在する。つまり、『家計調査』においては、公的年金を受給しているにもかかわらず「家計簿」に記入していない多くの世帯が存在していると考えられる。したがって、集計データでみると「家計簿」の収入データは実態よりも過少になると考えられる。

¹²⁷ 例えば、Horioka(2010)p.155, Table 3を参照のこと。

¹²⁸ Stephens and Unayama(2011)では、1986年3月から1994年2月までの『家計調査』の個票を用いて、世帯主が65歳以上無職の夫婦のみ世帯について、1990年3月に公的年金の支給頻度が変わる前後の公的年金受給状況を分析している。

また、先述した先行研究では、貯蓄額を算出する際に、『家計調査』や『全国消費実態調査』の「家計簿」に記載された消費額を未調整のまま用いている。一方、宇南山（2009）では『家計調査』は自由記入の「家計簿」方式を採っているため、世帯の消費支出が、プリコード方式の『家計消費状況調査』よりも過少になることを指摘している。したがって、「家計簿」の消費額をそのまま用いた先行研究では、貯蓄額が上振れていると考えられる。

他にも、ホリオカ他(1996)で用いられている『金融資産選択調査』では、世帯主 60 歳以上世帯のサンプルが 300 程度と、分析対象となる高齢者世帯のサンプルが少ない。また、大竹(1991)が貯蓄額を算出する際に用いている『国民生活基礎調査』では、消費支出額として 8 月の消費額が記入されている。そのため、『国民生活基礎調査』の消費支出額が一年間を通じた家計の消費の姿とは、必ずしも一致しないと考えられる¹²⁹。

さらに、高齢者世帯の区分については、Hayashi et al. (1988)では、高齢者の就業状況を考慮していない。しかし、『全国消費実態調査』の公表資料である図 1、図 2 によれば、高齢者世帯では、就業・非就業によって貯蓄行動が変わることが示されている。そのため、高齢者の貯蓄の実態を把握するためには、高齢者を就業か非就業かによって区分し分析する必要があると考えられる。また、大野他(2013a)では、子世代との同居を区分せず、世帯主が 65 歳以上の世帯全てを分析対象としているが、Hayashi et al. (1988)が子どもと同居しているかどうかにより貯蓄行動が異なることを示している。したがって、高齢者の貯蓄の実態を把握するためには、子どもとの同居を区分し、分析する必要があると考えられる。

以上のような先行研究の留意点を踏まえ、本章では、(1)サンプルが相対的に多く、収入・支出についても比較的情報が充実している『全国消費実態調査』の個票を用いて、(2)「家計簿」方式の調査における収入の過少性を考慮し、(3)子どもと同居しているか否か、就業か非就業かを明確に区分して高齢者の貯蓄を分析する。

5-3 『全国消費実態調査』の概要とデータセットの作成

5-3-1 『全国消費実態調査』の概要

『全国消費実態調査』は、統計法に基づく基幹統計調査であり、5年に一度の大規模調査により、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすることを目的としている（表 5-1 を参照）。調査対象が約 57,000 世帯と多く、収入を「家計簿」と「年収・貯蓄等調査票」の 2 つの調査票で調査しており、支出も「家計簿」において 9～11 月の 3 か月にわた

¹²⁹ 平成 21 年調査の『全国消費実態調査』と『家計調査』、平成 22 年調査の『国民生活基礎調査』を比較している大野他(2013a)では、『国民生活基礎調査』の消費支出合計が 14.6 万円と他の 2 統計（『全国消費実態調査』：17.3 万円、『家計調査』：17.6 万円）よりも低くなっていることが示されている。

って調査していることに特徴がある。現時点では 2009 年調査が利用可能であることから、本章ではこれを利用する。

次に、本研究で用いる『全国消費実態調査』と貯蓄に関する先行研究で用いられている統計を比較する。『全国消費実態調査』は『家計調査』や『金融資産選択調査』に比べてサンプルが明らかに多い（表 5-2 を参照）。また、『国民生活基礎調査』が消費支出額として 8 月 1 か月間の消費額を用いているのに対し、『全国消費実態調査』では二人以上世帯では 3 か月間、単身世帯では 2 ヶ月間に渡って家計簿方式で消費額を調査しており、情報が充実している。一方、税・保険料等の非消費支出については、『全国消費実態調査』では、家計簿に記載されている情報を用いることとなるが、『国民生活基礎調査』では、年間の支出額の報告を調査対象世帯に求めていることから、より正確なデータとなっていると考えられる。

5-3-2 データセットの作成

総務省から提供を受けたデータは 52,787 世帯（うち二人以上世帯 48,828 世帯、単身世帯 3,959 世帯）であるが、まず、データセットの作成にあたってはサンプルの選定を行なう必要がある。具体的には、年間収入が不詳である世帯¹³⁰は収入を正確に把握できないため除外する。次に、調査期間中に世帯構成等が変更された世帯、世帯としての貯蓄額の把握が困難な単身赴任・出稼ぎ世帯、及び家計を主に支える家族が不在の世帯を除外する。この結果、50,571 世帯（うち二人以上世帯 46,860 世帯、単身世帯 3,711 世帯）を本章の分析対象とした（表 5-3 を参照）。

5-3-3 高齢者の資産保有の現状

ここで、世帯分布のクロス集計を行うことによって、高齢者世帯を中心に家計の資産保有の現状を把握する。なお、階層の定義にあたっては、大野他(2014)の分析で用いられている階層別を参考とした。

まず、資産階層については、世帯が保有する資産について、1:「150 万円未満」、2:「150-300 万円未満」、3:「300-450 万円未満」、4:「450-600 万円未満」、5:「600-750 万円未満」、6:「750-900 万円未満」、7:「900-1,200 万円未満」、8:「1,200-1,500 万円未満」、9:「1,500-2,000 万円未満」、10:「2,000-3,000 万円未満」、11:「3,000-4,000 万円未満」、12:「4,000-5,000 万円未満」、13:「5,000-10,000 万円未満」、14:「10,000 万円以上」に分類した 14 階層とする。資産については、金融資産と実物資産を合計した資産と金融資産のみそれぞれについてクロス集計を行う。

金融資産については、通貨性預貯金、定期性預貯金、生命保険など、有価証券、その他の

¹³⁰ 年間収入の項目は、勤め先からの年間収入、農林漁業収入、農林漁業以外の事業収入、内職などの年間収入、家賃・地代の年間収入、公的年金・恩給、企業年金・個人年金受取金、利子・配当金、親族などからの仕送り金、その他の年間収入、現物消費の年間見積り額がある。ここでは、現物消費の年間見積り額以外の全ての項目が空欄である世帯を年間収入不詳世帯としている。

合計額としている。一方、実物資産は、耐久消費財は含まず、住宅・宅地のみとした。これは、ホリオカ・渡部（1998）で指摘されているように、耐久消費財は国民経済計算の上では消費とみなされていることを踏まえている。また、金融資産額と実物資産額（住宅・宅地資産額）の和から負債総額を引いたものを純資産とし、金融資産額から住宅ローンを除く負債額を引いたものを金融純資産とする。

資産階層に対し、世帯主年齢、所得、世帯類型について以下のような階層を定義する。

(1) 世帯主年齢階層：

世帯主の年齢について「29歳以下」「30-34歳」「35-39歳」「40-44歳」「45-49歳」「50-54歳」「55-59歳」「60-64歳」「65-69歳」「70-74歳」「75歳以上」に分類した11階層¹³¹。

(2) 所得階層：

世帯の年間収入の合計（現物消費の年間見積り額を除く）について「99万円以下」「100-199万円」「200-299万円」「300-399万円」「400-499万円」「500-599万円」「600-699万円」「700万円以上」に分類した8階層。

(3) 世帯類型：

世帯類型について「夫婦」「単身男性」「単身女性」に分類した3階層。

以上の階層を用いて、横軸に資産階層を取り、縦軸に世帯主年齢階層、所得階層、世帯類型を取り、世帯分布のクロス集計を行う。なお、割合は縦軸の各階層の合計世帯数を100%として分布を取る。

5-3-3-1 世帯主の年齢階層と資産保有

世帯主年齢階層と資産階層のクロス集計表が表5-4-1となる。資産額として金融資産と実物資産を合計した表5-4-1-1と、金融資産のみとした表5-4-1-2ともに、世帯主年齢が高くなるに従い、資産階層が高い層のウェイトが高くなる傾向にある。また、金融資産のみの場合を見ると、年齢に関わらず資産額が150万円未満となる資産階層1に属している世帯の割合が最も多くなる。

さらに、高齢独立世帯¹³²のみを対象とした資産の現状をクロス集計は表5-4-2となる。資産額として金融資産と実物資産を合計した表5-4-2-1をみると、年齢階層にかかわらず資産階層9（1,500万以上2,000万円未満）から階層13（5,000万円以上1億円未満）に比較的集中している。一方、資産額を金融資産のみとした表4-2-2をみると、2割弱の世帯が資産階層1（150万円未満）に集中する一方で、他の世帯は資産階層10（2,000万円以上3,000万円未満）を中心に広く分布していることが確認できる。これらより、高齢独立世帯の資産保有は、実物資産となる住宅・宅地資産額の占めるウェイトが高いことも確認できる。

¹³¹ 金融資産のみの分布については、「29歳以下」と「30-34歳」の階層については、資産の高い階層について人数が極めて少ないことから、二つの階層を統合し結果を示した。

¹³² ただし、自営業等の「勤労者以外の世帯」を除く。

5-3-3-2 高齢独立世帯の資産階層と資産保有

高齢独立世帯の所得階層と資産階層のクロス集計表が表 5-4-3 となる。さらに、高齢独立世帯を非就業と就業で区分したものが、表 5-4-4 及び表 5-4-5 となる。

資産額として金融資産と実物資産を合計した表 5-4-3-1 をみると、所得階層 1 (99 万円以下) と資産階層 1 (150 万円未満) に 15.31%、所得階層 2 (100 万円以上 199 万円以下) と資産階層 1 に 20.60%と低所得者の一定割合の資産保有は少額となっている。しかし、そのような低所得者の一定割合を除いてみると、どの所得階層も資産階層 9 (1,500 万円以上 2,000 万円未満) から資産階層 13 (5,000 万円以上 1 億円未満) に比較的集中している。例えば、所得 200 万円以上 299 万円以下の所得階層 3 の世帯の中で資産階層 9 以上の割合が 68.14%になるなど、所得階層が低・中位でも、資産の階層が高い層が多く存在する。高山 (1992) では、1984 年の『全国消費実態調査』の個票を用いた分析を通じ、全世帯について資産分布と所得分布は必ずしもオーバーラップしていないと指摘しているが、これが高齢独立世帯のみを対象とした本章の分析にもある程度妥当していることを示している。

一方、資産額を金融資産のみとした表 4-3-2 をみると、保有資産を金融資産と実物資産の合計とした場合に比べ、所得階層が高くなるほど金融資産が多くなる傾向を観察することができる。例えば、所得階層 1 (99 万円以下) では、資産額が 300 万円未満となる資産階層 1、2 に 53.26%が集中しているのに対し、所得階層 4 (300 万円以上 399 万円以下) では資産額 700 万円から 4,000 万円となる資産階層 7 から 11 に 52.39%が集中し、所得階層 8 (700 万円以上) では、資産額が 3,000 万円以上となる資産階層 11 以上に 52.25%が集中している。所得が高くなると金融資産の金融資産が多くなる傾向は、公的年金制度のうち被用者年金については、現役時代の所得保障的な役割を担っているため、現役時代に所得が高い高齢者ほど所得階層が高くなる可能性があり、一方で、現役時代に所得が高い人ほど資産形成が容易であることに起因すると考えられる。

ここで、高齢独立世帯を非就業と就業を区分する。資産額として金融資産と実物資産を合計した場合、金融資産とした場合いずれも、就業している高齢者独立世帯の方が資産階層の低い層のウェイトが高くなる傾向があることが観察できる。例えば、資産階層 1 を見ると、所得が 100 万円以上から 599 万円以下となる所得階層 2 から 6 について、就業している高齢者独立世帯のウェイトが高くなっている。高齢者は保有資産額が少ない場合に就労している可能性があるが、『全国消費実態調査』では就労働機について調査していないことから、さらなる研究が必要となる。

5-3-3-3 高齢独立世帯の世帯類型と資産保有

高齢独立世帯の世帯類型と資産階層のクロス集計が表 5-4-6 となる。表 5-4-6-1 の金融資産と実物資産の合計、表 5-4-6-2 の金融資産ともに資産階層 1 (150 万円未満) の世帯割合を見ると、単身世帯は夫婦世帯よりも多い。また、単身女性に比べて単身男性のほうが資産階層 1 に属する割合が高い傾向にある。

5-4 高齢者世帯の貯蓄額の算出

本節では、『全国消費実態調査』の2009年調査の個票に対し、所要の調整を加えることにより、高齢者の貯蓄額を算出する。

5-4-1 貯蓄額の算出方法

統計データから家計の貯蓄を算出する方法は、先行研究によって大きく2つの方法に分かれる。1つは『全国消費実態調査』や『家計調査』の公表資料のように世帯の収入・支出差額を算出する方法であり、もう1つは2時点の資産残高の差をとることによって算出する方法である。『全国消費実態調査』は1時点の調査となるため、資産の差額として貯蓄を計算することが不可能となる。そこで、本章では世帯の1か月当たりの収入・支出差額を貯蓄とする。具体的には、まず収入から税・社会保険料などの非消費支出を控除して可処分所得とし、そこからさらに消費支出を差し引いて貯蓄額とする¹³³。

なお、収入については、『全国消費実態調査』では、「家計簿」から得られる情報と「年収・貯蓄等調査票」から得られる情報があることから、どちらの情報を用いるのか決める必要がある。また、非消費支出及び消費支出についても、先行研究を踏まえそれぞれ所要の調整を行う必要がある。

5-4-1-1 収入の把握

収入については、『全国消費実態調査』や『家計調査』の公表資料やHorioka(2010)では、「家計簿」に基づく情報を用いている。しかし、以下の2点を踏まえ、貯蓄額の算出にあたっては、「年収・貯蓄等調査票」に記載されている年間収入を12か月で割って月平均の収入に直したものを収入として用いる。

まず、『全国消費実態調査』の「家計簿」は、二人以上世帯の調査期間が9～11月の3か月間となっているが、年金受給世帯は公的年金を偶数月に2か月分受け取り「家計簿」に記入することとなる。公的年金が高齢者の主たる所得源泉であることを踏まえると、「家計簿」に基づく情報を用いた場合、収入が明らかに過少となる。

2点目として、Stephens and Unayama (2011)が算出した「家計簿」上の公的年金の受給率は、実際の公的年金の受給権者の人口比に比べ過少となっている。つまり、公的年金収入の「家計簿」への記入漏れが相当数発生していると考えられる。一方、「年収・貯蓄等調査票」は、所得源泉別に収入額を書く欄が定められていることから、記入漏れが「家計簿」に

¹³³ 収入と支出の分類については『平成21年全国消費実態調査報告』を参照。なお、収入には、預貯金引出、有価証券売却などの資産の減少、あるいは借入金、月賦など負債の増加となる収入を集めた「実収入以外の受取」は含まない。また、支出には、預貯金、借金返済など資産の増加あるいは負債の減少となる支出を集めた「実支出以外の支払」は含まない。さらに、Hayashi et al. (1988)に従い、仕送り金は収入と支出の双方から除く。

比べ少なくなるものと考えられる¹³⁴。

実際にデータセットの「年収・貯蓄等調査票」と「家計簿」のそれぞれに対し、世帯主が65歳以上の世帯について、公的年金の受給がある世帯とない世帯の割合を確認する。その際、自営業を中心とした「勤労者以外の世帯」は「家計簿」において収入を調査していないため、集計から除外する¹³⁵。その結果、公的年金の受給がある世帯は「年収・貯蓄等調査票」が94.27%、「家計簿」が90.09%と、「家計簿」の公的年金の受給割合が明らかに少なくなっている。一方、比較対象として2010年の『公的年金加入状況等調査』をみると、65歳以上の公的年金受給者は全体の96.97%であり、「年収・貯蓄等調査票」のほうがより実態に近い数値であると考えられる。また、公的年金のある世帯に限定した上で公的年金の月平均受給額をみると、「年収・貯蓄等調査票」が20.86万円、「家計簿」が15.54万円と、受給額で見ても「家計簿」のほうが少ない(表5-5を参照)。

以上を踏まえ、収入については「年収・貯蓄等調査票」に記入されている情報を用いることとする。

5-4-1-2 非消費支出の調整

非消費支出については、『全国消費実態調査』の各税・保険料負担の水準が『国民生活基礎調査』の各税・保険料負担の水準よりも概ね一律に低く、過少になっていることが大野他(2013b)で指摘されている。これは、『全国消費実態調査』は「家計簿」に支払った税・保険料負担を自由方式で記入する必要があるのに対し、『国民生活基礎調査』では、負担した年額の税・保険料を記入する欄が定められていることによると考えられる。

そこで、非消費支出については、給与所得者であるかどうか(勤労・非勤労の別)、及び年金保険料の負担など社会保険料負担の制度が変化する年齢を区切りとした世帯主の年齢階層ごとに、データセットにおける世帯の税・社会保険料の1か月当たり平均値を、平成22年『国民生活基礎調査』の1か月当たり平均値に合わせる調整を行う¹³⁶(表5-6を参照)。ただし、自営業が中心となる「勤労者以外の世帯」については非消費支出を調査していないため、分析対象から除外し、「勤労者世帯」及び「無職世帯」が残るようにする¹³⁷。

¹³⁴ 宇南山(2009)では、『家計消費状況調査』(総務省)と『家計調査』との比較を通して、あらかじめ決められた項目を埋めていく形で記入するプリコード方式に比べ、自由記入形式である「家計簿」のほうが記入漏れしやすいことを指摘している。

¹³⁵ 世帯主が65歳以上の世帯15,731世帯のうち、「勤労者以外の世帯」2,809世帯を除いた。

¹³⁶ 給与所得であれば税・保険料が給与から源泉徴収されるため、給与所得者であるかどうかで世帯を分ける。また、例えば60歳になると国民年金保険料の納付の義務がなくなるなど、年齢によって社会保障の負担の制度が変化する。そこで、国民年金保険料の納付の義務がなくなる60歳、公的年金の受給が始まる65歳、厚生年金保険料の納付が終わる70歳、後期高齢者医療制度に移行する75歳で年齢を区分する。

¹³⁷ 『全国消費実態調査』のデータセットの50,571世帯のうち、「勤労者以外の世帯」8,266世帯を除いた。また、『国民生活基礎調査』のサンプルについても、同様に個票を用いて、データセットの性質が『全国消費実態調査』と合うように加工した上で平均値を算出した。まず、世帯主が、『全国消費実態調査』ではその世帯の家計の主たる収入を得ている人と定義され、『国民生活基礎調査』では世帯の中心となって物事をとりはかるものとして世帯側から報告された者と定義されているため、『国民生活基礎調

5-4-1-3 消費支出の調整

消費支出については、宇南山(2009)では、『家計調査』は自由記入の「家計簿」方式を採っているため、世帯の消費支出がブリコード方式の『家計消費状況調査』よりも過少になることを指摘している。『全国消費実態調査』においても消費支出の記入については『家計調査』と同様に「家計簿」方式を採用しているため、『家計消費状況調査』よりも過少になるものと考えられる。

そこで、世帯主の年齢階層ごとに、データセットにおける世帯の消費支出の1か月当たり平均値を、『家計消費状況調査』の1か月当たり平均値に一致させるように調整する(表5-7を参照)。

5-4-2 分析対象

高齢者の貯蓄を包括的に分析するため、高齢独立世帯のみならず、高齢者同居世帯も対象とする。ただし、自営業を中心とした「勤労者以外の世帯」については非消費支出を「家計簿」に記入しないため、対象から除外する¹³⁸。

また、高齢者同居世帯については、『全国消費実態調査』の統計上、支出が世帯で一括して調査されている。そのため、親世代だけを分離することができず、親世代のみの貯蓄を把握することが困難である。そこで、Hayashi et al. (1988)の手法¹³⁹に基づき、高齢者同居世帯(Extended)の年齢階層ごとの平均貯蓄額から、核家族世帯(Nuclear)の年齢階層ごとの平均貯蓄額を差し引くことにより、親世代の平均貯蓄額を間接的に推定する。高齢者同居世帯の貯蓄額の算出においても、自営業を中心とした「勤労者以外の世帯」は、非消費支出を「家計簿」に記入しないため対象から除外する¹⁴⁰。

5-4-3 貯蓄額の算出

5-4-3-1 高齢独立世帯の貯蓄額の算出

高齢独立世帯の貯蓄額の算出結果は表5-8の通りとなる。まず高齢独立世帯については、平均的には0.91万円の資産の取り崩しに対し、就業世帯で正の貯蓄(1.37万円)、非就業世帯で資産の取り崩し(▲1.44万円)が観察される。これは、Horioka(2010)などと同様、ライフ・サイクル仮説と整合的な結果と考えられる。ただし、非就業世帯による資産の取り崩し

査』の世帯主を最多所得者に定義し直した。さらに、厚生労働省から提供を受けた26,115世帯から、最多所得者の年齢が不詳の2世帯、税・保険料の世帯合計が不詳の6,694世帯を除いた。最後に、最多所得者が稼働所得(雇用者所得、事業所得、農耕畜産所得、家内労働所得)を得ていない世帯(無職世帯)、または役員以外の雇用者である世帯(勤労世帯)を残すと14,046世帯となった。

¹³⁸ 高齢独立世帯のサンプル10,939世帯のうち、勤労者以外の世帯1,596世帯を除いた。

¹³⁹ 第5章補論を参照のこと。高山・有田(1996)は、Hayashi et al. (1988)の手法を用いて同居高齢者の経済状況を子細に分析している。

¹⁴⁰ 本章の定義によるExtended及びNuclearのサンプル45,966世帯のうち、「勤労者以外の世帯」7,071世帯を除いた。

の水準は、Horioka(2010)で4.94万円¹⁴¹、『全国消費実態調査』の公表資料で9.75万円¹⁴²なのに対し、1.44万円と大幅に少額となる。

次に高齢独立世帯を夫婦世帯と単身世帯に区分し、貯蓄額を算出する。単身女性よりも単身男性の方が、就業、非就業ともに貯蓄額が高くなっている。夫婦世帯の貯蓄額は、単身男性と単身女性の間位置することとなる。

5-4-3-2 高齢者同居世帯の貯蓄額の算出

次に高齢者同居世帯の貯蓄額を Hayashi et al. (1988)の手法に基づき算出する。まず、親世代について就業と非就業を区分せずに貯蓄額を算出し、さらに、親世代について非就業を区分した場合の貯蓄額を算出する。

Hayashi et al. (1988)の手法に基づき貯蓄額を算出する場合、高齢者同居世帯である B: Extended から核家族世帯である A: Nuclear を差し引いた C の世帯人員数が、高齢者同居世帯である Extended 内の親の数に近い値になることが期待される。しかし、表 5-9-1 によると、年齢階層によってはこれらの数が大きく異なっている。これは、世帯内の未婚者の数が高齢者同居世帯と核家族世帯で異なることによると考えられる。具体的には、高齢者同居世帯と核家族世帯の未婚者を比較すると、50-54 歳までは高齢者同居世帯である Extended の方が多く、55-59 歳以降は核家族である Nuclear の方が多くなる傾向となる。これが C の世帯人員数と Extended 内の親の数の差に表れていると考えられる。

そこで、子世代が未婚者か夫婦かで区分して分析をすると表 5-9-2、表 5-9-3 のようになる。子世代の婚姻状況を区分することにより、C の世帯人員数と Extended 内の親の数は近い値となり、残る差についても 25 歳未満の世帯人員数の差で概ね説明がつく。このように、子世代が夫婦か未婚者かで分けて分析すると、Extended 内の親世代の推定貯蓄額は、親の年齢が平均的に 65 歳を超え始める子世代 30 歳代後半から 60 歳代¹⁴³にかけて、概ね正の貯蓄が見られる。ただし、親世代と子世代の同居によって、親世代の育児協力で子世代の妻が働きやすくなること、家賃や生活費等の一人当たり費用が減ること等を通して、高齢者同居世帯の貯蓄水準が高まる効果があることに留意が必要となる。

非就業の親世代を区分し分析する場合も、高齢者同居世帯である B: Extended から核家族世帯である A: Nuclear を差し引いた C の世帯人員数が高齢者同居世帯である Extended 内の親の数と乖離している(表 5-10-1 を参照)。そこで、子世代の婚姻状況で区分すると、親の年齢が平均的に 65 歳を超え始める子世代 30 歳代後半から 60 歳代にかけて、子世代が未婚者の場合の一部を除き、概ね正の貯蓄が観察される。子世代が未婚の場合には、子世代の年齢階層が若いほど貯蓄の取り崩し額が大きくなる傾向がある。(表 5-10-2、表 5-10-3 を参照)。

¹⁴¹ 夫が 65 歳以上、妻が 60 歳以上の無職夫婦世帯。2008 年の『家計調査』を用いている。

¹⁴² 世帯主が 65 歳以上の無職世帯。

¹⁴³ 70 歳代以降はサンプルが 2 桁以下に減るため、ここでの考察の対象とはしない。

5-4-4 小括

本節では、『全国消費実態調査』の個票に対し、先行研究を踏まえ所要の調整等を行い、高齢独立世帯と高齢者同居世帯とを区分した上で、高齢者の平均的な貯蓄額を算出した。就業している高齢独立世帯は正の貯蓄が観察され、また、非就業の高齢独立世帯は資産の取り崩しが観察された。しかし、非就業の資産の取り崩し額は、全国消費実態調査の公表資料で報告されている資産取り崩し額を大幅に下回る水準となる。

また、高齢者同居世帯については、Hayashi et al. (1988)の手法に基づき算出した。高齢者同居世帯については、親世代が非就業の場合であっても、概ね正の貯蓄が観察された。なお、親世代が非就業で子世代が未婚であり子世代の年齢階層が若い場合には、貯蓄の取り崩しが観察される。

本節では、高齢者の平均的な貯蓄額、もしくは資産の取り崩し額を算出した。次節では、どのような年齢階層や属性など的高齢者が貯蓄する傾向にあるのか明らかにする。

5-5 どのような高齢者が貯蓄をしているのか

本節では、高齢独立世帯を対象に、所得や保有資産額、年齢階層、世帯属性等で区分した上で、どのような高齢者が貯蓄をする傾向にあるのか明らかにする。具体的には、高齢独立世帯を所得階層、資産階層、年齢階層、属性等で区分した上で、貯蓄をしている世帯の割合を算出する。その上で、高齢者の貯蓄と所得や資産、年齢、世帯属性等との関係について考察する。

5-5-1 貯蓄割合の算出

高齢独立世帯を就業、非就業と区分した上で、所得階層や資産階層、世帯属性等で区分し、それぞれの貯蓄をしている世帯の割合を算出する。具体的には、高齢独立世帯を以下の通り区分する。

- (1) 所得階層：所得を4分位に区分する¹⁴⁴。
- (2) 資産階層：保有資産額を4分位に区分する。保有資産額については金融資産から住宅ローン以外の負債を控除した金融純資産額を用いる¹⁴⁵。
- (3) 年齢階層：世帯主の年齢に基づき「65-69歳」、「70-74歳」、「75歳以上」と3階層に区分する。
- (4) 期待余命階層：世帯構成員の期待余命を算出¹⁴⁶し、世帯内で最も長い余命に基づき区分

¹⁴⁴ 各分位の区切りは表の注に記載した。

¹⁴⁵ 実物資産と金融資産の合計の総資産額、純資産額及び金融資産の総資産額を保有資産額として用いた場合も傾向は変わらないことを確認した。

¹⁴⁶ 平成21年『簡易生命表』（厚生労働省）の平均余命を参照し、世帯構成員の年齢・性別に基づき算出。

する。具体的には、期待余命を「20年以上」、「10年以上20年未満」、「10年未満」に区分する。

- (5) 世帯類型：世帯類型を「夫婦」、「単身男性」、「単身女性」に区分する。
- (6) 子どもの有無：「世帯票」の「世帯主と子の同居について」の情報に基づき、「なし」、「徒歩5分程度にいる」、「片道1時間未満にいる」、「片道1時間以上にいる」に区分する。
- (7) 要介護の有無：「世帯票」の「介護が必要な家族について」の情報に基づき、「いない」と「いる」に区分する。
- (8) 高額医療の有無：「家計簿」の保健医療¹⁴⁷の情報に基づき、保健医療の支出額が高額療養費制度の負担の上限額に「達している」、「達していない」で区分する。
- (9) 持ち家の有無：「世帯票」の「住居の所有関係」の情報に基づき、持ち家の「ある」、「なし」で区分する。
- (10) 負債の有無：「年収・貯蓄等調査票」の「借入金残高」の情報に基づき、負債の「ある」、「なし」で区分する。
- (11) 企業・個人年金の有無：「年収・貯蓄等調査票」の「企業年金・個人年金受取金」の情報に基づき、企業・個人年金の受け取りの「ある」、「なし」で区分する。
- (12) 財産収入の有無：「年収・貯蓄等調査票」の「家賃・地代の年間収入」、「利子・配当金」の情報に基づき、財産収入の「ある」、「なし」で区分する。
- (13) 仕送り金の有無：「年収・貯蓄等調査票」の「親族などからの仕送り金」の情報に基づき、仕送り金の「ある」、「なし」で区分する。

表5-11は、高齢独立世帯を就業、非就業で区分した上で、(1)から(13)までの区分に基づき貯蓄をしている世帯の割合を算出したものとなる。

5-5-2 所得、資産保有と貯蓄

非就業の高齢独立世帯について、所得階層、資産階層と貯蓄世帯割合の関係をみると、所得が高いほど、また、資産階層が高いほど貯蓄世帯の割合が高まる(表5-11-1、表5-11-2を参照)。そこで、高齢独立世帯の所得階層と金融純資産による資産階層の貯蓄割合についてクロス集計表を作成すると、所得階層が高いほど、また、金融純資産の資産階層が高いほど、貯蓄する世帯の割合が概ね高くなる傾向を観察することができる(表5-12を参照)。

さらに、高齢独立世帯の貯蓄額と資産との関係を確認する。具体的には、資産階層として世帯が保有する資産を4分位に区分し、貯蓄額については、世帯の貯蓄額(収入・支出差額)について「▲20万円以下」「▲20万円を超え▲10万円以下」「▲10万円を超え▲5万円以下」「▲5万円を超え0万円以下」「0万円を超え5万円未満」「5-10万円未満」「10-20万円未満」「20万円以上」と8階層に区分し、世帯分布について資産階層と貯蓄階層のクロス

¹⁴⁷ 健康保持用摂取品を除く。

集計を行う(表 5-14 を参照)。

表 5-13 によると、貯蓄額、資産取り崩し額が 0 万円に近いほど、資産階層の低い区分の割合が高まることが確認できる。これは、保有資産が低い場合には、一定の割合で、hand-to-mouth(その日暮らし)の生活になっている世帯がある可能性を示していると考えられる。一方、貯蓄額、資産取り崩し額が大きいほど、資産階層の高い区分の割合が高まることが確認できる。

なお、就業している高齢独立世帯についても、概ね所得階層が高いほど、また、資産階層が高いほど貯蓄をする世帯の割合が高まることが確認することができる。また、平均的な貯蓄額が非就業世帯に比べ就業世帯の方が高いことから、貯蓄をする世帯の割合についても、非就業世帯に比べ就業世帯の方が高くなる傾向にあることが確認できる(表 5-11-1、表 5-11-2、表 5-12 を参照)。

5-5-3 年齢、期待余命と貯蓄

高齢独立世帯の年齢階層、期待余命階層と貯蓄との関係をみると、非就業の高齢独立世帯については、年齢階層が高くなるほど、また、期待余命階層が短くなるほど、貯蓄をする世帯の割合が高くなる関係を観察することができる。特に、年齢階層が 75 歳以上の区分については、半数以上の世帯が貯蓄をしている。一方、就業している高齢独立世帯については、期待余命 10 年未満を除き、年齢階層や平均余命にかかわらず半数以上が貯蓄をしていることが観察される(表 5-11-3、表 5-11-4 を参照)。

非就業の高齢独立世帯について、年齢階層が高くなるほど、また、期待余命階層が短くなるほど、貯蓄をする世帯の割合が高くなるということは、ライフ・サイクル仮説を考えれば、期待余命が短くなれば、貯蓄をする必要に迫られることもなくなるようにも考えられる。しかしながら、近年の平均寿命の伸長を考えれば、期待余命が短くなったにも関わらずまだまだ身体が動くという自覚があれば、更なる長寿を予期して、貯蓄する傾向になることも考えられる。これは、いわゆる「健康寿命」の考え方である。例えば、厚生労働委員会調査室が 2012 年に公表した「少子高齢化に伴う高齢者の雇用に向けた国会議論」によれば、健康寿命は、2060 年までに 3 歳伸長するとの想定がなされている。但し、2060 年までに健康寿命が 3 歳伸長する程度の影響のみで、高齢者の貯蓄行動が大きく変わることは考えにくい。よって、他にも、年齢階層が高くなるほど貯蓄をする割合が高くなる高齢者貯蓄行動の背景や要因があり得ると考えられるが、より深い解釈は今後の課題とし、ここではクロス集計表を示すに留める。

次に、貯蓄をする世帯の割合について、年齢階層や期待余命階層と所得階層、資産階層とクロス集計表を作成する。非就業の高齢独立世帯については、同じ年齢階層や期待余命階層に対し所得階層が高くなるほど貯蓄をする世帯の割合が高まることが観察される。就業している高齢独立世帯についても、同じ年齢階層や期待余命階層に対し所得階層が高くなると、概ね貯蓄する世帯の割合が高まることが確認できる。なお、期待余命 10 年未満で就業

している高齢独立世帯は所得階層の階層 1 に偏っている。これが期待余命 10 年未満の貯蓄割合の低さに関係していると考えられる(表 5-14-1、表 5-14-2 を参照)。

なお、非就業の高齢独立世帯については、同じ年齢階層や期待余命階層に対し資産階層が高くなるほど、概ね貯蓄割合が高くなることが観察される。一方、就業の高齢独立世帯については、資産階層について非就業の世帯で観察されたような関係を見出すことが難しい(表 5-14-3、表 5-14-4 を参照)。

5-5-4 世帯類型と貯蓄

高齢独立世帯を世帯類型で区分すると、就業、非就業ともに、夫婦及び単身男性に区分される世帯の貯蓄割合が高くなっている(表 5-11-5 を参照)。次に、世帯類型と所得階層、資産階層について貯蓄割合のクロス集計を作成すると、就業、非就業ともに、概ね所得階層が高くなると貯蓄する世帯の割合が高くなる関係を観察することができる(表 5-15-1 を参照)。

一方、世帯類型と資産階層との間には、就業、非就業ともに、単身女性世帯については、資産階層が高まると、貯蓄する世帯の割合が高まる関係が観察される。単身男性世帯については、非就業については単身女性世帯と同様に資産階層が高まると貯蓄する世帯の割合が高まる関係が観察されるが、就業している単身男性世帯については、資産階層が一番低い世帯で貯蓄する世帯の割合の高まりを観察することができる。なお、夫婦世帯については、就業、非就業ともに、資産階層と貯蓄割合の関係は明確ではない(表 5-15-2 を参照)。

世帯類型の中には、子どもの有無も重要である。高齢独立世帯を子どもの有無で区分した場合、就業、非就業ともに、子どもなし世帯が子どもあり世帯に比べ貯蓄する世帯の割合が低くなっていることが確認できる。しかし、子どもがいる場合、子どもの距離と貯蓄する世帯の割合については明確な関係を見出すことが難しい(表 5-11-6 を参照)。

次に、貯蓄する割合について、子どもの有無と所得階層、資産階層のクロス集計を作成する。所得階層との関係については、子どもありの場合、就業、非就業ともに、所得階層 2 以上の場合に、概ね貯蓄する世帯の割合が 50%を超えている。また、資産階層との関係については、就業している高齢独立世帯については、片道 1 時間未満に子どもあり、及び片道 1 時間以上に子どもありについては、資産階層に関わりなく半数以上が貯蓄をしている世帯となっている(表 5-16-1、表 5-16-2 を参照)。子どもの有無については、特に就業している高齢独立世帯について、保有資産に関係なく貯蓄行動に影響を与えている可能性があると考えられる。

5-5-5 高齢者の個別事情による貯蓄行動の変化

本小節では、要介護の有無、高額医療の有無、持ち家の有無等の高齢者の個別事情による貯蓄行動の変化を観察する。高齢独立世帯を要介護の有無で区分した場合、就業、非就業ともに、要介護の有無により、貯蓄割合に大きな違いが観察されない(表 5-11-7 を参照)。介護保険により介護費用の自己負担は 1 割となっていることから、要介護に伴う家計の負担

が顕在化していないことを示唆している可能性がある。

一方、高額医療の有無については、非就業、就業ともに、高額医療がない場合に比べ、高額医療がある場合の方が資産の取り崩しの割合が高くなっている(表 5-11-8 を参照)。高額医療が発生している場合には、高額医療そのものが消費支出を増加させており、資産取り崩しの割合を高めることになる。また、高額医療に直面している高齢独立世帯の多くは貯蓄をする余裕がなくなること示唆している可能性がある。

高齢独立世帯を持ち家の有無で区分した場合、就業、非就業ともに、持ち家があると貯蓄する世帯の割合が高くなっている(表 5-11-9 を参照)。これは、持ち家がない家計については、家賃が発生するため、貯蓄する世帯の割合を低めていると考えられる。

高齢独立世帯を負債の有無で区分した場合、非就業については、負債がある場合に貯蓄する世帯の割合が低くなっているが、割合の水準については、負債がない場合と大きな違いはない。一方、就業している高齢独立世帯については、負債がある場合に、貯蓄する世帯の割合が高まっている(表 5-11-10 を参照)。負債の返済は貯蓄として認識されることから、非就業の高齢独立世帯については、負債の有無と貯蓄行動の関係について、さらなる分析が必要となる。

5-5-6 公的年金以外の所得と貯蓄

高齢独立世帯について、公的年金以外の収入の有無と貯蓄割合について分析する。具体的には、公的年金以外の収入を企業・個人年金の有無、財産収入の有無、仕送り金の有無にそれぞれ区分し、高齢独立世帯の貯蓄する世帯の割合を分析する。

まず、企業・個人年金の有無、財産収入の有無で区分した場合、就業、非就業ともに、これらの収入がある世帯の貯蓄の割合が高くなることが確認できる(表 5-11-11、表 5-11-12 を参照)。反対に仕送り金がある場合には、就業、非就業ともに、貯蓄する世帯の割合が低くなる。具体的には、仕送り金がある場合の貯蓄する世帯の割合は、非就業の場合で 27.47%、就業の場合で 36.45%となる(表 5-11-13 を参照)。仕送り金は、企業・個人年金や財産収入と異なり家計の赤字を補填する役目であることが示唆されている。

5-5-7 小括

本節では、どのような高齢者が貯蓄する傾向にあるのかを明らかにするために、高齢独立世帯を所得階層や資産階層、年齢、世帯属性等で区分した上で、貯蓄する世帯の割合を算出し、分析した。分析を通じ、所得階層が高いほど、また、資産階層が高いほど、概ね貯蓄する世帯の割合が高いことを確認した。また、年齢との関係においても、年齢階層が上がるほど、もしくは、期待余命が短くなるほど、概ね貯蓄する世帯の割合が高くなることが観察できた。世帯類型については、夫婦世帯や単身男性世帯の貯蓄する世帯の割合が高いことが確認できた。子どもの有無については、子どもがいる世帯の方が貯蓄をする割

合が高まることが観察された。さらに、持ち家がある場合、企業・個人年金や財産収入がある場合に、貯蓄をする世帯の割合が高くなることを確認した。

一方、高額医療がある場合、仕送り金がある場合には、貯蓄する世帯の割合が低くなることが観察された。なお、要介護の有無については、貯蓄する世帯の割合に影響を与えていないことを確認した。

本節の分析は、一時点のデータに基づき、どのような高齢者が貯蓄をしているのか示したものであり、そこから得られる情報に限界があるのも事実である。しかし、本節の分析では、年齢階層が高くなるほど貯蓄する世帯の割合が高くなることを指摘したが、これは、日本におけるライフ・サイクル仮説を支持する先行研究が多い中で¹⁴⁸、ライフ・サイクル仮説が必ずしも日本に適用できない可能性があることを示したことになる。いずれにせよ、パネル調査等を通じた更なる研究が必要となる。

5-6 まとめ

本章は、2009年の『全国消費実態調査』の個票を用いて、先行研究を踏まえながら非消費支出及び消費支出の値に所要の調整を加え、世帯の1か月当たり収入・支出差額を算出することで、高齢者の貯蓄額を算出し、どのような高齢者が貯蓄をする傾向にあるのかを明らかにした。本章の主な分析結果は、(1) 高齢者世帯のうち、夫婦世帯及び単身世帯（以下、高齢独立世帯）は、平均的には就業している場合は貯蓄し、非就業の場合は資産を取り崩すこと、(2) 非就業の場合の資産取り崩し額は月1.44万円と、『全国消費実態調査』の公表資料で示されている月9.75万円より明らかに小さいこと、(3) 高齢者とその子どもが同居している世帯（以下、高齢者同居世帯）の同居高齢者は、就業・非就業にかかわらず、概ね貯蓄していること、(4) 高齢独立世帯については、所得階層が高いほど、資産階層が高いほど、年齢階層が高いほど、概ね貯蓄をする世帯の割合が高くなること、(5) 高齢独立世帯について子どもの有無で区分すると、子どもがいる場合に貯蓄する世帯の割合が高くなること、となる。もちろん、『全国消費実態調査』の回答者という限定的かつ几帳面な方向にサンプリングバイアスのあるデータで分析しているため、ある種の逆選択として、資産の取り崩し額が下振れしている可能性もある。

今後の課題として、本章では、『全国消費実態調査』では自営業等の「勤労者以外の世帯」について、非消費支出のデータが調査されていないため、本章では分析対象から除外しており、「勤労者世帯」と「無職世帯」の非消費支出についても、税・社会保険料の平均値を『国民生活基礎調査』に合わせる形で調整している。この点については、田中他(2013)で行われているように、収入や世帯属性から理論的に税・社会保険料の金額を推計し、可処分所得

¹⁴⁸ 例えば、Horioka(2010)を参照。

を計算する方法を用いれば、「勤労者以外の世帯」の貯蓄額を算出でき、「勤労者世帯」と「無職世帯」についても、税・保険料の調整の妥当性を検討することができる。

また、本章では配偶者の有無による貯蓄行動の違いは分析したものの、配偶者の年齢については特段考慮にいれなかった。子孫の消費・余暇からも効用を得るという王朝モデルの考え方を応用すれば、配偶者が若年であればあるほど、遺産として配偶者に遺す動機も考えられる。そのような切り口を取り入れて分析することも、今後の課題である。

本章では、非就業の高齢独立世帯の資産取り崩し額について、先行研究や政府統計と大きく異なる結果を示し、また、年齢階層が高くなるほど貯蓄する世帯の割合が高まることを示した。今後の課題は残されるものの、高齢者の貯蓄行動は社会保障政策と密接に結びついていることを踏まえれば、本章で示した分析結果は今後の政策議論に貢献するものであろう。

5-7 第5章図表

図5-1 高齢者世帯の1か月平均収入及び支出(二人以上の高齢勤労者世帯)

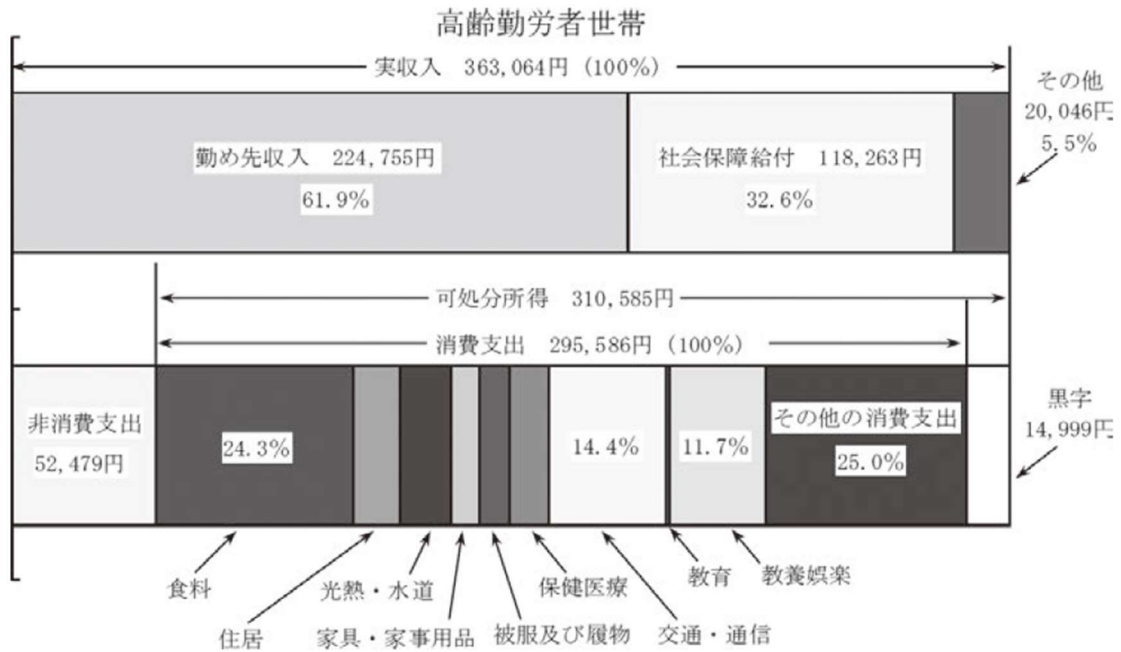


図5-2 高齢者世帯の1か月平均収入及び支出(二人以上の高齢無職世帯)

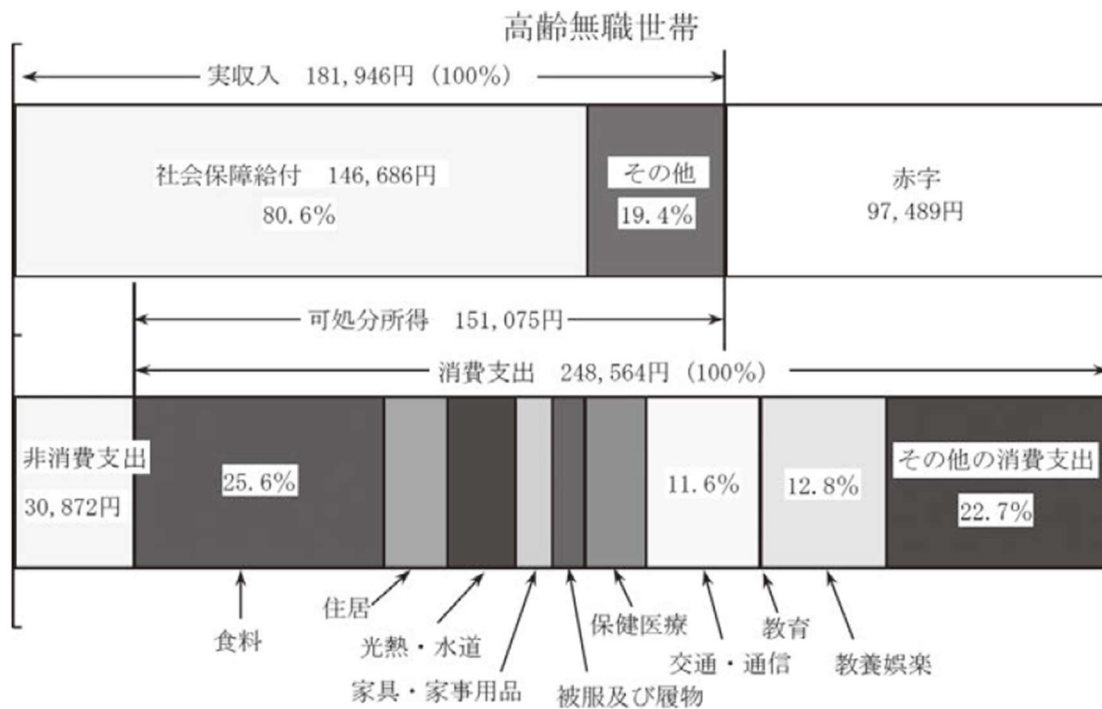
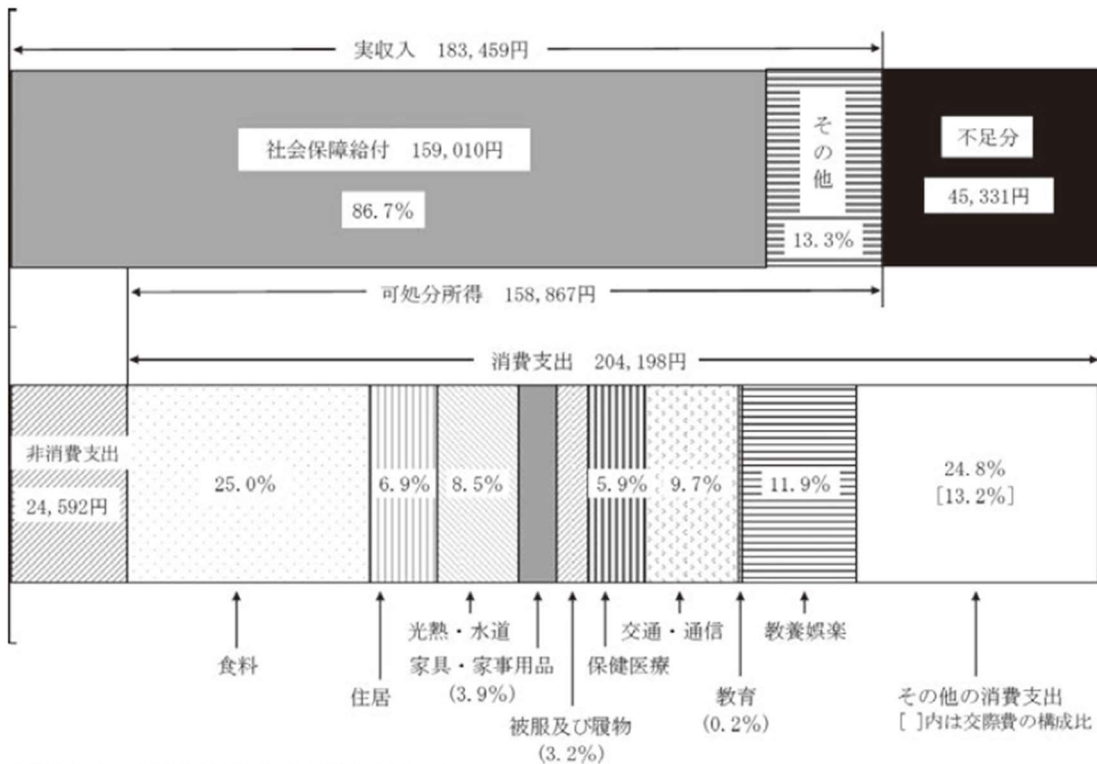


図5-3 高齢無職世帯の家計収支(総世帯)



(出所)平成21年家計調査年報 I 家計収支編 p. 44

表5-1 『全国消費実態調査』の概要

	総務省『全国消費実態調査』
調査目的	国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。
調査頻度	5年おきに実施
調査対象	全国の世帯 (約 57,000 世帯, うち単身世帯 4,400 世帯)
調査事項	家計簿：勤労者世帯及び無職世帯は収入と支出, 個人営業世帯などの勤労者以外の世帯は支出のみ 耐久財等調査票：全ての調査世帯 年収・貯蓄等調査票：全ての調査世帯 世帯票：全ての調査世帯
調査時期	家計簿： 二人以上世帯は9-11月の3ヶ月間, 単身世帯は10-11月の2ヶ月間 耐久財等調査票：10月末現在 年収・貯蓄等調査票： 年間収入は過去1年分(前年12月～当年11月), 貯蓄・借入金残高は11月末現在 世帯票：二人以上世帯は9月1日現在, 単身世帯は10月1日現在
調査方法	調査世帯が記入の上、調査員が回収する。
調査系統	都道府県・市町村からの調査員

(出所)大野他(2014)の表2をもとに作成

表5-2 先行研究が利用している統計の比較

	『全国消費実態調査』	『家計調査』	『国民生活基礎調査』	『金融資産選択調査』
実施主体	総務省	総務省	厚生労働省	旧郵政省郵政研究所
実施時期	5年おきに実施	毎月実施	3年おきに実施 (大規模調査)	2年おきに実施
第1回の調査年	1959年	1953年	1986年	1988年
直近公表の調査年	2009年	2012年(年報)	2010年 (大規模調査)	2006年 (以降,調査継続せず)
調査対象世帯数	約57,000世帯	約9,000世帯	約36,000世帯 (所得・貯蓄票)	約19,000世帯
単身世帯を含むか	含む	含む	含む	含む
住宅・宅地の資産額情報を含むか	含む	含まない	含まない	含まない
利用されている論文	Hayashi et al. (1988), 大野他 (2013a), 八代・前田 (1994)	Horioka (2006), Horioka (2010), 大野他 (2013a)	大竹 (1991), 大野他 (2013a)	ホリオカ他 (1996)

(出所) 各実施主体のホームページを参照の上, 筆者作成

表5-3 データセットの選定

世帯数	総世帯	うち二人以上世帯	うち単身世帯
提供データ	52,787	48,828	3,959
年間収入不詳世帯	—	1,285	—
調査期間中に世帯構成等が変更された世帯	—	157	—
単身赴任・出稼ぎ世帯	—	137	—
家計を主に支える家族が不在の世帯	—	637	—
分析対象	50,571	46,860	3,711

(出所) 平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成

表5-4 世帯分布のクロス集計

(注) 資産階層 (単位: 万円)

資産階層	以上	未満
1	～	150
2	150	300
3	300	450
4	450	600
5	600	750
6	750	900
7	900	1,200
8	1,200	1,500
9	1,500	2,000
10	2,000	3,000
11	3,000	4,000
12	4,000	5,000
13	5,000	10,000
14	10,000	～

5-4-1 全世帯における世帯主年齢階層と資産階層のクロス集計

5-4-1-1 金融資産+実物資産

割合		純資産階層														Total	世帯数
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
世帯主年齢 (歳)	～29	56.26%	16.15%	6.59%	1.94%	2.97%	3.95%	1.76%	2.77%	2.96%	2.28%	1.30%	0.56%	0.38%	0.13%	100.00%	2,779
	30～34	32.84%	10.75%	9.39%	6.05%	4.73%	3.90%	6.25%	5.88%	5.16%	6.92%	3.14%	2.47%	2.11%	0.41%	100.00%	3,281
	35～39	24.96%	7.66%	6.16%	5.10%	5.54%	3.98%	9.51%	6.87%	7.30%	9.90%	5.18%	2.36%	4.52%	0.97%	100.00%	4,150
	40～44	22.27%	4.91%	6.19%	4.56%	3.85%	3.75%	7.50%	5.70%	9.08%	12.92%	7.28%	3.72%	7.03%	1.25%	100.00%	4,080
	45～49	17.82%	4.19%	3.35%	3.64%	4.27%	3.67%	5.33%	6.01%	9.90%	15.13%	9.07%	6.94%	8.33%	2.35%	100.00%	3,962
	50～54	13.37%	3.41%	3.39%	3.60%	3.40%	3.44%	5.53%	6.04%	9.49%	15.50%	10.93%	6.56%	11.32%	4.02%	100.00%	4,137
	55～59	9.25%	2.09%	2.82%	2.40%	2.43%	2.71%	5.55%	5.83%	9.09%	15.16%	10.57%	8.72%	17.58%	5.80%	100.00%	5,049
	60～64	7.39%	1.87%	1.65%	2.93%	1.93%	2.06%	4.04%	4.49%	7.31%	14.73%	13.52%	9.37%	20.54%	8.17%	100.00%	6,037
	65～69	5.86%	1.95%	1.65%	1.75%	2.22%	2.06%	4.36%	5.04%	8.87%	15.15%	12.41%	10.39%	20.80%	7.49%	100.00%	5,934
	70～74	8.06%	1.50%	1.88%	2.28%	1.81%	2.59%	4.75%	4.83%	8.50%	14.62%	11.74%	8.52%	18.66%	10.26%	100.00%	4,885
	75～	6.51%	2.19%	1.92%	1.95%	2.44%	1.49%	4.61%	4.97%	8.54%	15.43%	11.38%	9.32%	20.58%	8.68%	100.00%	6,276
Total		15.64%	4.29%	3.61%	3.12%	3.06%	2.86%	5.34%	5.32%	8.08%	13.26%	9.56%	6.95%	13.68%	5.23%	100.00%	50,571

5-4-1-2 金融資産のみ

割合		金融純資産階層														Total	世帯数
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
世帯主年齢 (歳)	～34	49.86%	17.68%	10.42%	6.04%	4.21%	2.73%	3.15%	1.77%	1.91%	1.48%	0.37%	0.17%	0.14%	0.07%	100.00%	6,060
	35～39	27.34%	14.96%	12.02%	9.46%	7.57%	5.54%	9.02%	4.19%	3.54%	4.46%	0.99%	0.46%	0.42%	0.04%	100.00%	4,150
	40～44	24.33%	10.05%	11.47%	8.75%	8.24%	5.20%	9.53%	5.84%	6.31%	5.55%	2.20%	1.18%	1.14%	0.21%	100.00%	4,080
	45～49	23.29%	7.88%	8.64%	7.54%	7.31%	5.70%	9.57%	6.77%	8.17%	7.57%	3.24%	2.40%	1.80%	0.12%	100.00%	3,962
	50～54	22.26%	7.20%	7.17%	7.91%	6.73%	5.72%	8.87%	7.63%	8.38%	8.64%	4.52%	2.28%	2.10%	0.60%	100.00%	4,137
	55～59	19.71%	6.33%	6.32%	6.74%	5.27%	5.46%	8.60%	7.61%	8.63%	10.28%	5.93%	3.47%	5.17%	0.48%	100.00%	5,049
	60～64	16.63%	5.44%	5.48%	5.66%	4.31%	4.48%	7.71%	7.23%	8.60%	13.05%	8.64%	4.24%	7.31%	1.21%	100.00%	6,037
	65～69	15.52%	5.97%	6.17%	4.86%	5.11%	4.49%	8.14%	6.45%	8.79%	13.52%	7.93%	4.63%	7.37%	1.04%	100.00%	5,934
	70～74	19.55%	6.75%	5.95%	5.95%	5.70%	4.15%	8.47%	7.27%	8.04%	11.20%	5.77%	4.12%	5.83%	1.24%	100.00%	4,885
	75～	17.38%	6.94%	6.80%	5.81%	6.05%	4.49%	7.83%	6.76%	8.99%	11.30%	6.37%	3.88%	6.01%	1.39%	100.00%	6,276
	Total		23.65%	8.86%	7.85%	6.66%	5.86%	4.68%	7.89%	6.10%	7.17%	8.94%	4.83%	2.80%	4.02%	0.69%	100.00%

(出所)平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成

5-4-2 高齢独立世帯における世帯主年齢階層と資産階層のクロス集計

5-4-2-1 金融資産+実物資産

割合		純資産階層														Total	世帯数
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
世帯主年齢 (歳)	65～69	7.16%	2.28%	2.04%	2.07%	2.03%	2.07%	4.19%	4.98%	9.40%	14.78%	12.57%	10.94%	20.58%	4.91%	100.00%	2,838
	70～74	9.29%	1.65%	2.18%	2.53%	1.94%	2.86%	4.97%	4.61%	8.94%	14.41%	12.39%	8.94%	16.94%	8.35%	100.00%	2,729
	75～	7.01%	2.60%	1.86%	2.30%	2.71%	1.49%	4.84%	5.13%	8.80%	16.29%	12.40%	9.29%	18.83%	6.46%	100.00%	3,775
	Total	7.72%	2.23%	2.01%	2.30%	2.28%	2.07%	4.68%	4.93%	9.02%	15.29%	12.45%	9.69%	18.81%	6.54%	100.00%	9,343

5-4-2-2 金融資産のみ

割合		金融純資産階層														Total	世帯数
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
世帯主年齢 (歳)	65～69	15.29%	6.14%	6.53%	4.43%	4.16%	4.59%	8.15%	6.84%	9.29%	14.07%	8.00%	4.79%	7.05%	0.66%	100.00%	2,838
	70～74	19.93%	7.40%	5.83%	6.03%	5.56%	3.92%	9.22%	7.25%	7.91%	11.28%	5.63%	4.05%	5.18%	0.82%	100.00%	2,729
	75～	18.10%	7.23%	5.72%	5.90%	6.68%	4.40%	8.06%	7.05%	9.06%	10.86%	6.71%	3.82%	5.50%	0.90%	100.00%	3,775
	Total	17.78%	6.95%	6.00%	5.49%	5.58%	4.32%	8.43%	7.05%	8.79%	11.96%	6.79%	4.18%	5.88%	0.81%	100.00%	9,343

(出所)平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成

5-4-3 高齢独立世帯における所得階層と資産階層のクロス集計

5-4-3-1 金融資産+実物資産

割合		純資産階層														Total	世帯数
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
所得階層 (万円)	～99	15.31%	5.44%	3.02%	9.70%	5.55%	4.27%	8.53%	3.92%	6.50%	12.74%	9.67%	4.89%	3.92%	6.54%	100.00%	589
	100～199	20.60%	4.35%	3.04%	3.21%	3.06%	2.82%	7.91%	6.50%	11.10%	14.34%	7.80%	5.78%	5.71%	3.78%	100.00%	1,871
	200～299	6.63%	2.54%	3.02%	2.27%	3.27%	2.66%	4.53%	6.94%	10.15%	16.37%	13.01%	9.78%	14.49%	4.33%	100.00%	2,453
	300～399	2.47%	1.19%	1.35%	1.32%	1.33%	1.52%	3.80%	4.35%	9.88%	18.85%	15.34%	11.88%	22.12%	4.60%	100.00%	2,152
	400～499	1.60%	0.35%	0.52%	0.86%	0.88%	0.81%	2.86%	2.94%	7.17%	14.28%	15.84%	13.23%	31.34%	7.33%	100.00%	1,159
	500～599	1.69%	0.15%	0.31%	0.36%	0.53%	0.47%	1.89%	1.79%	5.84%	13.07%	13.04%	11.38%	36.97%	12.50%	100.00%	541
	600～699	0.00%	0.00%	0.47%	0.47%	0.16%	1.20%	0.00%	1.97%	4.38%	7.42%	10.31%	12.24%	44.53%	16.86%	100.00%	275
	700～	0.81%	0.65%	0.30%	0.00%	0.27%	0.51%	0.93%	1.06%	2.84%	6.90%	9.47%	7.97%	36.33%	31.97%	100.00%	304
	Total	7.72%	2.23%	2.01%	2.30%	2.28%	2.07%	4.68%	4.93%	9.02%	15.29%	12.45%	9.69%	18.81%	6.54%	100.00%	9,343

5-4-3-2 金融資産のみ

割合		金融純資産階層														Total	世帯数
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
所得階層 (万円)	～99	42.32%	10.95%	5.26%	11.11%	3.76%	3.45%	8.00%	2.81%	3.43%	4.90%	3.13%	0.39%	0.52%	0.00%	100.00%	589
	100～199	34.43%	10.76%	8.42%	7.11%	6.48%	4.13%	7.80%	7.43%	4.71%	4.47%	1.87%	1.37%	0.97%	0.06%	100.00%	1,871
	200～299	18.33%	9.03%	7.54%	5.60%	7.39%	4.73%	8.96%	7.05%	8.99%	11.35%	4.92%	2.44%	3.37%	0.31%	100.00%	2,453
	300～399	8.52%	5.10%	5.27%	5.04%	5.90%	4.71%	9.23%	8.01%	10.79%	15.65%	8.72%	6.03%	6.49%	0.54%	100.00%	2,152
	400～499	5.41%	3.33%	4.32%	3.65%	3.84%	4.86%	8.32%	8.12%	11.61%	18.32%	11.92%	6.35%	9.31%	0.65%	100.00%	1,159
	500～599	6.57%	1.73%	2.40%	2.91%	2.16%	2.52%	9.82%	6.99%	11.44%	17.51%	10.76%	9.38%	14.55%	1.26%	100.00%	541
	600～699	4.59%	0.79%	2.70%	2.28%	3.87%	4.34%	5.27%	2.70%	12.55%	15.16%	13.81%	9.27%	19.75%	2.91%	100.00%	275
	700～	7.99%	0.78%	1.00%	1.50%	1.07%	2.29%	3.90%	6.11%	9.72%	13.39%	12.55%	7.78%	21.26%	10.67%	100.00%	304
	Total	17.78%	6.95%	6.00%	5.49%	5.58%	4.32%	8.43%	7.05%	8.79%	11.96%	6.79%	4.18%	5.88%	0.81%	100.00%	9,343

(出所)平成21年『全国消費実態調査』の調査データより作成

5-4-4 非就業の高齢独立世帯における所得階層と資産階層のクロス集計

5-4-4-1 金融資産+実物資産

割合		純資産階層														Total	世帯数
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
所得階層 (万円)	～99	15.43%	4.44%	3.05%	10.61%	5.37%	3.74%	8.46%	4.19%	6.67%	13.24%	9.54%	3.95%	4.19%	7.14%	100.00%	517
	100～199	18.50%	4.52%	3.08%	3.34%	2.70%	2.60%	8.10%	6.65%	11.22%	14.81%	8.49%	6.45%	5.44%	4.11%	100.00%	1,599
	200～299	4.50%	2.19%	2.83%	2.34%	2.80%	2.49%	4.21%	6.64%	10.62%	16.28%	13.46%	10.77%	16.09%	4.81%	100.00%	2,018
	300～399	1.87%	0.67%	0.97%	1.09%	1.28%	1.46%	3.59%	4.33%	9.05%	18.90%	15.65%	12.31%	23.93%	4.89%	100.00%	1,699
	400～499	0.43%	0.04%	0.10%	0.70%	0.59%	0.42%	2.11%	1.80%	6.23%	13.52%	16.17%	14.44%	34.36%	9.10%	100.00%	815
	500～599	0.44%	0.00%	0.18%	0.00%	0.20%	0.44%	1.64%	1.17%	3.66%	9.45%	13.25%	11.28%	41.76%	16.51%	100.00%	338
	600～699	0.00%	0.00%	0.00%	0.48%	0.00%	0.42%	0.00%	1.47%	4.62%	4.12%	8.73%	11.30%	50.53%	18.33%	100.00%	147
	700～	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.87%	1.51%	0.37%	4.69%	6.84%	9.11%	37.24%	39.37%	100.00%	128
	Total	6.93%	2.08%	1.93%	2.48%	2.13%	1.95%	4.72%	4.93%	8.99%	15.27%	12.68%	10.11%	19.05%	6.75%	100.00%	7,262

5-4-4-2 金融資産のみ

割合		金融純資産階層														Total	世帯数
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
所得階層 (万円)	～99	43.87%	10.13%	3.88%	10.76%	4.11%	3.77%	8.65%	3.07%	3.49%	3.96%	3.32%	0.42%	0.56%	0.00%	100.00%	517
	100～199	32.67%	10.86%	8.60%	7.41%	6.48%	4.09%	8.35%	7.97%	5.14%	3.89%	2.05%	1.47%	0.97%	0.04%	100.00%	1,599
	200～299	15.34%	8.54%	7.53%	6.07%	7.72%	5.07%	9.25%	6.66%	9.24%	12.42%	5.28%	2.77%	3.75%	0.37%	100.00%	2,018
	300～399	7.41%	4.45%	4.49%	4.70%	5.99%	4.33%	9.22%	8.39%	10.84%	16.55%	9.24%	6.71%	7.01%	0.66%	100.00%	1,699
	400～499	4.19%	2.66%	3.20%	3.57%	2.93%	3.49%	7.88%	7.94%	12.09%	19.09%	13.52%	7.28%	11.31%	0.83%	100.00%	815
	500～599	5.05%	1.08%	0.89%	2.20%	1.43%	2.86%	9.45%	7.18%	10.97%	16.56%	13.36%	11.05%	16.16%	1.76%	100.00%	338
	600～699	5.60%	0.71%	2.81%	0.95%	5.15%	0.88%	3.65%	3.19%	10.28%	16.56%	16.08%	8.15%	21.10%	4.88%	100.00%	147
	700～	6.44%	0.89%	1.03%	0.62%	0.92%	0.86%	2.69%	5.35%	8.93%	10.96%	14.62%	6.56%	25.48%	14.65%	100.00%	128
	Total	17.25%	6.91%	5.79%	5.72%	5.78%	4.15%	8.63%	7.17%	8.72%	11.90%	7.04%	4.31%	5.84%	0.80%	100.00%	7,262

(出所)平成21年『全国消費実態調査』の調査データより作成

5-4-5 就業の高齢独立世帯における所得階層と資産階層のクロス集計

5-4-5-1 金融資産+実物資産

割合		純資産階層														Total	世帯数
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
所得階層 (万円)	～99	14.07%	16.26%	2.68%	0.00%	7.48%	9.92%	9.31%	1.06%	4.71%	7.38%	11.14%	14.95%	1.04%	0.00%	100.00%	59
	100～199	37.61%	2.94%	2.65%	2.19%	5.98%	4.68%	6.32%	5.30%	10.09%	10.58%	2.16%	0.36%	7.96%	1.17%	100.00%	240
	200～299	19.43%	4.63%	4.19%	1.85%	6.06%	3.74%	6.48%	8.79%	7.38%	16.93%	10.32%	3.87%	4.89%	1.46%	100.00%	410
	300～399	5.25%	3.55%	3.08%	2.40%	1.56%	1.84%	4.76%	4.40%	13.67%	18.66%	13.90%	9.89%	13.78%	3.28%	100.00%	448
	400～499	4.79%	1.21%	1.70%	1.28%	1.67%	1.90%	4.92%	6.07%	9.72%	16.36%	14.93%	9.94%	23.05%	2.48%	100.00%	363
	500～599	4.02%	0.44%	0.54%	1.04%	1.13%	0.53%	2.37%	2.94%	9.89%	19.81%	12.65%	11.56%	28.07%	5.03%	100.00%	221
	600～699	0.00%	0.00%	1.06%	0.44%	0.37%	2.18%	0.00%	2.59%	4.07%	11.60%	12.31%	13.42%	36.95%	15.00%	100.00%	142
	700～	1.45%	1.16%	0.53%	0.00%	0.47%	0.92%	0.98%	0.71%	4.78%	8.63%	11.54%	7.07%	35.61%	26.16%	100.00%	199
	Total	11.09%	2.84%	2.35%	1.50%	2.91%	2.57%	4.49%	4.93%	9.17%	15.35%	11.48%	7.91%	17.80%	5.62%	100.00%	2,081

5-4-5-2 金融資産のみ

割合		金融純資産階層														Total	世帯数
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
所得階層 (万円)	～99	25.64%	19.70%	20.04%	14.81%	0.00%	0.00%	1.02%	0.00%	2.79%	14.95%	1.04%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%	59
	100～199	48.71%	9.91%	6.98%	4.70%	6.51%	4.42%	3.28%	3.00%	1.26%	9.16%	0.40%	0.51%	0.97%	0.19%	100.00%	240
	200～299	36.26%	11.93%	7.57%	2.80%	5.41%	2.71%	7.22%	9.36%	7.48%	4.94%	2.78%	0.45%	1.08%	0.00%	100.00%	410
	300～399	13.63%	8.09%	8.88%	6.63%	5.49%	6.46%	9.31%	6.22%	10.55%	11.49%	6.30%	2.87%	4.07%	0.00%	100.00%	448
	400～499	8.73%	5.15%	7.39%	3.88%	6.33%	8.60%	9.52%	8.60%	10.28%	16.20%	7.53%	3.79%	3.83%	0.16%	100.00%	363
	500～599	9.41%	2.95%	5.20%	4.21%	3.52%	1.89%	10.53%	6.65%	12.30%	19.28%	5.91%	6.26%	11.56%	0.33%	100.00%	221
	600～699	3.32%	0.90%	2.57%	3.97%	2.26%	8.72%	7.31%	2.08%	15.42%	13.39%	10.94%	10.67%	18.05%	0.41%	100.00%	142
	700～	9.21%	0.69%	0.98%	2.19%	1.19%	3.42%	4.85%	6.70%	10.33%	15.30%	10.93%	8.73%	17.94%	7.54%	100.00%	199
	Total	20.04%	7.13%	6.88%	4.54%	4.74%	5.06%	7.57%	6.52%	9.11%	12.17%	5.71%	3.65%	6.05%	0.83%	100.00%	2,081

(出所)平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成

5-4-6 高齢独立世帯における世帯類型と資産階層のクロス集計

5-4-6-1 金融資産+実物資産

割合		純資産階層														Total	世帯数
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
世帯類型	夫婦	3.66%	1.45%	1.39%	1.57%	1.78%	1.85%	4.20%	4.46%	8.63%	16.56%	13.79%	10.80%	23.07%	6.80%	100.00%	4793
	単身男性	19.09%	3.69%	2.24%	5.74%	2.05%	1.87%	2.89%	5.14%	9.89%	10.64%	10.67%	6.55%	13.17%	6.36%	100.00%	1,258
	単身女性	9.29%	2.80%	2.82%	2.04%	3.09%	2.45%	6.06%	5.55%	9.25%	15.21%	11.18%	9.27%	14.76%	6.22%	100.00%	3,292
	Total	7.72%	2.23%	2.01%	2.30%	2.28%	2.07%	4.68%	4.93%	9.02%	15.29%	12.45%	9.69%	18.81%	6.54%	100.00%	9,343

5-4-6-2 金融資産のみ

割合		金融純資産階層														Total	世帯数
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
世帯類型	夫婦	11.02%	5.44%	5.28%	5.37%	5.54%	4.43%	9.26%	7.08%	10.47%	13.91%	8.71%	5.20%	7.37%	0.95%	100.00%	4793
	単身男性	33.65%	9.39%	6.12%	6.90%	4.78%	3.12%	3.15%	7.25%	6.31%	10.53%	2.81%	1.17%	4.58%	0.25%	100.00%	1,258
	単身女性	21.55%	8.22%	7.00%	5.14%	5.97%	4.62%	9.23%	6.92%	7.30%	9.66%	5.51%	3.86%	4.20%	0.82%	100.00%	3,292
	Total	17.78%	6.95%	6.00%	5.49%	5.58%	4.32%	8.43%	7.05%	8.79%	11.96%	6.79%	4.18%	5.88%	0.81%	100.00%	9,343

(出所)平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成

表5-5 「年収調査票」・「家計簿」と公的年金収入

	年収調査票	家計簿
公的年金のある世帯数 (割合)	12,181 (94.27%)	11,641 (90.09%)
公的年金のない世帯数 (割合)	741 (5.73%)	1,281 (9.91%)
公的年金のある世帯の月平均年金額 (万円)	20.86	15.54

(出所) 平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成

表5-6 非消費支出の調整

(単位:円)

		25～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
勤労	全国消費実態調査	78,435	57,296	45,989	33,626	38,741
	国民生活基礎調査	105,552	89,022	59,623	67,070	96,572
	倍率 (国民 / 全消)	1.35	1.55	1.30	1.99	2.49
非勤労	全国消費実態調査	18,901	20,950	25,578	22,205	19,746
	国民生活基礎調査	18,730	21,084	28,494	24,350	27,278
	倍率 (国民 / 全消)	0.99	1.01	1.11	1.10	1.38

(出所) 平成21年『全国消費実態調査』の個票データ及び平成22年国民生活基礎調査の個票データより作成

表5-7 消費支出の調整

(単位:円)

	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
全国消費実態調査	209,420	243,023	260,794	284,996	317,254
家計消費状況調査	212,344	245,123	289,333	313,794	358,180
倍率 (家消 / 全消)	1.01	1.01	1.11	1.10	1.13
	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳～	全体
全国消費実態調査	326,516	304,218	273,511	222,732	260,787
家計消費状況調査	366,696	339,916	325,162	264,251	297,173
倍率 (家消 / 全消)	1.12	1.12	1.19	1.19	1.14

(出所) 平成21年『全国消費実態調査』の個票データ及び平成21年家計消費状況調査年報より作成

表5-8 高齢独立世帯の平均貯蓄額

(単位:万円)

			平均貯蓄額	標準誤差	サンプル(世帯)			
夫婦・単身の別	高齢独立世帯 (夫婦世帯及び単身世帯)		全体	▲ 0.91	0.17	9,343		
			就業	1.37	0.44	2,081		
			非就業	▲ 1.44	0.18	7,262		
	夫婦世帯		全体	▲ 0.47	0.23	7,469		
			就業	1.58	0.54	1,836		
			非就業	▲ 1.13	0.25	5,633		
	単身世帯		全体	全体	▲ 1.37	0.27	1,874	
				就業	0.97	0.74	245	
				非就業	▲ 1.74	0.29	1,629	
			単身男性		全体	0.07	0.69	348
					就業	3.23	1.52	60
					非就業	▲ 0.54	0.77	288
			単身女性		全体	▲ 1.92	0.29	1,526
					就業	▲ 0.12	0.83	185
					非就業	▲ 2.18	0.31	1,341

(出所)平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成

表5-9 親世代と子世代が同居している世帯の平均貯蓄額
(親世代:就業・非就業区分せず)

5-9-1 子世代:夫婦・未婚の区分なし

A. Nuclear (includes singles)

(単位:万円)

	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85 +	All
平均貯蓄額	4.68	7.85	9.55	12.46	12.43	12.68	8.89	▲ 2.55	▲ 2.01	▲ 1.09	▲ 0.28	0.77	0.28	5.14
標準誤差	0.49	0.30	0.30	0.33	0.40	0.47	0.59	0.39	0.36	0.28	0.33	0.42	0.63	0.11
世帯人員 (人)	1.64	2.50	3.05	3.18	3.11	2.81	2.04	1.65	1.59	1.55	1.50	1.40	1.32	2.20
うち未婚者 (人)	0.69	0.38	0.26	0.25	0.25	0.25	0.36	0.42	0.42	0.45	0.50	0.50	0.50	0.39
うち25歳未満 (人)	0.36	0.89	1.31	1.43	1.36	1.05	0.40	0.07	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.59
サンプル (世帯)	946	2,533	3,696	3,486	3,087	2,676	2,193	2,753	3,090	2,886	2,109	1,017	334	30,806

B. Extended

(単位:万円)

	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85 +	All
平均貯蓄額	14.13	8.41	8.23	8.75	13.36	16.50	15.22	1.94	2.13	▲ 0.45	▲ 1.67	n.a.	n.a.	10.72
標準誤差	0.89	0.83	0.71	0.77	0.78	0.90	1.08	1.49	1.09	2.18	7.03	n.a.	n.a.	0.30
世帯人員 (人)	2.94	3.06	3.21	3.47	3.86	3.78	3.29	2.97	2.82	2.79	2.90	n.a.	n.a.	3.30
うち未婚者 (人)	0.96	0.87	0.82	0.70	0.50	0.33	0.30	0.22	0.24	0.21	0.10	n.a.	n.a.	0.64
うち25歳未満 (人)	0.06	0.20	0.34	0.63	0.94	0.84	0.40	0.08	0.01	0.00	0.00	n.a.	n.a.	0.42
うち親の数 (人)	1.84	1.74	1.70	1.54	1.42	1.27	1.19	1.11	1.05	1.00	1.00	n.a.	n.a.	1.52
親の年齢 (歳)	57.84	61.88	65.98	70.41	75.08	78.83	83.01	86.43	90.41	93.50	96.02	n.a.	n.a.	70.97
サンプル (世帯)	1,097	1,194	1,207	1,022	994	952	793	466	261	85	18	n.a.	n.a.	8,089

C. Extended minus Nuclear

(単位:万円)

	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85 +	All
平均貯蓄額	9.45	0.57	▲ 1.31	▲ 3.71	0.93	3.82	6.33	4.49	4.14	0.65	▲ 1.39	n.a.	n.a.	5.59
世帯人員 (人)	1.30	0.56	0.16	0.29	0.75	0.97	1.26	1.32	1.23	1.24	1.40	n.a.	n.a.	1.10
うち未婚者 (人)	0.27	0.49	0.57	0.45	0.25	0.09	▲ 0.06	▲ 0.19	▲ 0.18	▲ 0.24	▲ 0.40	n.a.	n.a.	0.25
うち25歳未満 (人)	▲ 0.30	▲ 0.70	▲ 0.97	▲ 0.80	▲ 0.42	▲ 0.21	▲ 0.00	0.01	▲ 0.00	▲ 0.00	0.00	n.a.	n.a.	▲ 0.17

(出所)平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成

5-9-2 子世代:夫婦

A. Nuclear (includes singles)

(単位:万円)

	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85 +	All
平均貯蓄額	6.39	9.94	10.41	14.78	14.47	15.29	13.18	▲ 1.21	▲ 1.88	▲ 0.67	0.51	2.13	3.41	7.65
標準誤差	0.57	0.36	0.33	0.37	0.45	0.52	0.63	0.48	0.46	0.36	0.47	0.54	0.98	0.14
世帯人員 (人)	3.01	3.35	3.66	3.77	3.68	3.32	2.59	2.11	2.02	2.00	2.00	2.00	2.00	2.91
うち未婚者 (人)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
うち25歳未満 (人)	1.12	1.37	1.66	1.78	1.68	1.32	0.59	0.11	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.91
サンプル (世帯)	761	2,266	3,371	3,156	2,756	2,427	1,915	2,349	2,591	2,367	1,655	742	206	26,562

B. Extended

(単位:万円)

	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85 +	All
平均貯蓄額	12.86	16.29	14.02	17.80	18.95	21.10	18.70	2.51	1.16	▲ 0.42	▲ 2.99	n.a.	n.a.	15.06
標準誤差	3.68	2.19	1.47	1.36	1.16	1.16	1.38	1.86	1.31	2.65	8.08	n.a.	n.a.	0.52
世帯人員 (人)	4.86	4.99	5.23	5.40	5.10	4.49	3.74	3.22	3.05	3.00	3.00	n.a.	n.a.	4.37
うち未婚者 (人)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	n.a.	n.a.	0.00
うち25歳未満 (人)	1.42	1.50	1.74	1.99	1.76	1.23	0.56	0.10	0.01	0.00	0.00	n.a.	n.a.	1.10
うち親の数 (人)	1.62	1.50	1.50	1.41	1.34	1.26	1.19	1.12	1.03	1.00	1.00	n.a.	n.a.	1.28
親の年齢 (歳)	57.91	61.98	64.89	70.30	74.84	78.74	82.92	86.11	90.13	93.61	95.95	n.a.	n.a.	77.58
サンプル (世帯)	57	177	245	351	544	678	590	363	206	69	15	n.a.	n.a.	3,295

C. Extended minus Nuclear

(単位:万円)

	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85 +	All
平均貯蓄額	6.47	6.35	3.61	3.01	4.48	5.81	5.53	3.72	3.04	0.25	▲ 3.50	n.a.	n.a.	7.41
世帯人員 (人)	1.85	1.64	1.57	1.63	1.43	1.17	1.15	1.11	1.02	1.00	1.00	n.a.	n.a.	1.47
うち未婚者 (人)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	n.a.	n.a.	0.00
うち25歳未満 (人)	0.30	0.13	0.07	0.22	0.08	▲ 0.09	▲ 0.03	▲ 0.01	▲ 0.01	▲ 0.00	0.00	n.a.	n.a.	0.19

(出所)平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成

5-9-3 子世代:未婚者

A. Nuclear (includes singles)

(単位:万円)

	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85 +	All
平均貯蓄額	3.90	4.49	7.03	5.43	6.39	4.66	1.36	▲4.41	▲2.19	▲1.60	▲1.08	▲0.14	▲1.21	1.19
標準誤差	1.07	0.68	0.80	0.75	0.89	1.20	1.57	0.79	0.60	0.48	0.50	0.74	0.87	0.23
世帯人員 (人)	1.02	1.14	1.27	1.39	1.41	1.22	1.07	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.09
うち未婚者 (人)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
うち25歳未満 (人)	0.02	0.14	0.27	0.39	0.41	0.22	0.07	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.09
サンプル (世帯)	185	267	325	330	331	249	278	404	499	519	454	275	128	4,244

B. Extended

(単位:万円)

	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85 +	All
平均貯蓄額	14.19	7.27	6.98	4.82	7.74	7.36	7.12	▲0.04	5.13	▲0.53	9.65	n.a.	n.a.	8.24
標準誤差	0.91	0.89	0.80	0.89	0.95	1.19	1.33	1.70	1.74	2.72	5.41	n.a.	n.a.	0.37
世帯人員 (人)	2.85	2.78	2.78	2.64	2.61	2.35	2.25	2.08	2.11	2.00	2.00	n.a.	n.a.	2.69
うち未婚者 (人)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	n.a.	n.a.	1.00
うち25歳未満 (人)	0.00	0.01	0.04	0.04	0.12	0.06	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00	n.a.	n.a.	0.03
うち親の数 (人)	1.85	1.77	1.74	1.60	1.49	1.28	1.21	1.08	1.11	1.00	1.00	n.a.	n.a.	1.66
親の年齢 (歳)	57.84	61.86	66.22	70.46	75.31	79.01	83.22	87.52	91.27	93.08	96.67	n.a.	n.a.	67.19
サンプル (世帯)	1,040	1,017	962	671	450	274	203	103	55	16	3	n.a.	n.a.	4,794

C. Extended minus Nuclear

(単位:万円)

	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85 +	All
平均貯蓄額	10.29	2.78	▲0.05	▲0.61	1.35	2.70	5.76	4.37	7.32	1.06	10.73	n.a.	n.a.	7.05
世帯人員 (人)	1.83	1.64	1.50	1.25	1.19	1.12	1.18	1.07	1.11	1.00	1.00	n.a.	n.a.	1.59
うち未婚者 (人)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	n.a.	n.a.	0.00
うち25歳未満 (人)	▲0.02	▲0.13	▲0.24	▲0.35	▲0.30	▲0.16	▲0.03	▲0.01	▲0.00	0.00	0.00	n.a.	n.a.	▲0.06

(出所)平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成

表5-10 親世代と子世代が同居している世帯の平均貯蓄額
(親世代:非就業のみ)

5-10-1 子世代:夫婦・未婚の区分なし

A. Nuclear (includes singles)

(単位:万円)

	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85 +	All
平均貯蓄額	4.68	7.85	9.55	12.46	12.43	12.68	8.89	▲2.55	▲2.01	▲1.09	▲0.28	0.77	0.28	5.14
標準誤差	0.49	0.30	0.30	0.33	0.40	0.47	0.59	0.39	0.36	0.28	0.33	0.42	0.63	0.11
世帯人員 (人)	1.64	2.50	3.05	3.18	3.11	2.81	2.04	1.65	1.59	1.55	1.50	1.40	1.32	2.20
うち未婚者 (人)	0.69	0.38	0.26	0.25	0.25	0.25	0.36	0.42	0.42	0.45	0.50	0.50	0.50	0.39
うち25歳未満 (人)	0.36	0.89	1.31	1.43	1.36	1.05	0.40	0.07	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.59
サンプル (世帯)	946	2,533	3,696	3,486	3,087	2,676	2,193	2,753	3,090	2,886	2,109	1,017	334	30,806

B. Extended

(単位:万円)

	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85 +	All
平均貯蓄額	▲2.01	2.28	4.23	8.00	11.64	14.86	13.84	1.38	2.02	▲0.45	▲1.67	n.a.	n.a.	8.11
標準誤差	1.75	1.21	0.77	0.87	0.82	0.94	1.10	1.56	1.10	2.18	7.03	n.a.	n.a.	0.36
世帯人員 (人)	2.89	3.02	3.24	3.46	3.74	3.69	3.18	2.94	2.82	2.79	2.90	n.a.	n.a.	3.33
うち未婚者 (人)	0.90	0.84	0.81	0.69	0.53	0.35	0.32	0.23	0.24	0.21	0.10	n.a.	n.a.	0.53
うち25歳未満 (人)	0.13	0.24	0.37	0.64	0.87	0.78	0.31	0.05	0.01	0.00	0.00	n.a.	n.a.	0.48
うち親の数 (人)	1.66	1.63	1.67	1.51	1.39	1.26	1.20	1.12	1.05	1.00	1.00	n.a.	n.a.	1.38
親の年齢 (歳)	61.71	63.89	67.42	70.96	75.23	78.96	83.15	86.50	90.46	93.50	96.02	n.a.	n.a.	75.79
サンプル (世帯)	157	370	658	786	818	797	682	435	258	85	18	n.a.	n.a.	5,064

C. Extended minus Nuclear

(単位:万円)

	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85 +	All
平均貯蓄額	▲6.68	▲5.56	▲5.31	▲4.46	▲0.80	2.19	4.96	3.93	4.03	0.65	▲1.39	n.a.	n.a.	2.97
世帯人員 (人)	1.24	0.52	0.19	0.28	0.63	0.88	1.15	1.28	1.23	1.24	1.40	n.a.	n.a.	1.13
うち未婚者 (人)	0.21	0.46	0.55	0.44	0.28	0.11	▲0.04	▲0.19	▲0.18	▲0.24	▲0.40	n.a.	n.a.	0.14
うち25歳未満 (人)	▲0.23	▲0.66	▲0.93	▲0.79	▲0.48	▲0.27	▲0.09	▲0.02	▲0.00	▲0.00	0.00	n.a.	n.a.	▲0.11

(出所)平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成

5-10-2 子世代:夫婦

A. Nuclear (includes singles)

(単位:万円)

	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85 +	All
平均貯蓄額	6.39	9.94	10.41	14.78	14.47	15.29	13.18	▲ 1.21	▲ 1.88	▲ 0.67	0.51	2.13	3.41	7.65
標準誤差	0.57	0.36	0.33	0.37	0.45	0.52	0.63	0.48	0.46	0.36	0.47	0.54	0.98	0.14
世帯人員 (人)	3.01	3.35	3.66	3.77	3.68	3.32	2.59	2.11	2.02	2.00	2.00	2.00	2.00	2.91
うち未婚者 (人)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
うち25歳未満 (人)	1.12	1.37	1.66	1.78	1.68	1.32	0.59	0.11	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.91
サンプル (世帯)	761	2,266	3,371	3,156	2,756	2,427	1,915	2,349	2,591	2,367	1,655	742	206	26,562

B. Extended

(単位:万円)

	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85 +	All
平均貯蓄額	8.80	11.66	10.26	16.73	16.27	19.05	16.92	1.64	1.02	▲ 0.42	▲ 2.99	n.a.	n.a.	12.76
標準誤差	3.54	3.59	1.89	1.53	1.28	1.22	1.44	1.96	1.32	2.65	8.08	n.a.	n.a.	0.58
世帯人員 (人)	4.72	4.73	5.15	5.36	5.04	4.42	3.63	3.18	3.05	3.00	3.00	n.a.	n.a.	4.20
うち未婚者 (人)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	n.a.	n.a.	0.00
うち25歳未満 (人)	1.27	1.43	1.75	1.99	1.74	1.18	0.45	0.06	0.01	0.00	0.00	n.a.	n.a.	0.98
うち親の数 (人)	1.45	1.32	1.41	1.37	1.30	1.25	1.19	1.12	1.03	1.00	1.00	n.a.	n.a.	1.23
親の年齢 (歳)	61.06	64.26	66.34	70.68	75.01	78.83	83.09	86.20	90.19	93.61	95.95	n.a.	n.a.	79.35
サンプル (世帯)	19	67	135	273	420	550	491	336	204	69	15	n.a.	n.a.	2,579

C. Extended minus Nuclear

(単位:万円)

	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85 +	All
平均貯蓄額	2.41	1.73	▲ 0.15	1.94	1.80	3.76	3.75	2.85	2.90	0.25	▲ 3.50	n.a.	n.a.	5.11
世帯人員 (人)	1.71	1.38	1.48	1.59	1.36	1.10	1.04	1.07	1.02	1.00	1.00	n.a.	n.a.	1.30
うち未婚者 (人)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	n.a.	n.a.	0.00
うち25歳未満 (人)	0.15	0.07	0.08	0.22	0.06	▲ 0.15	▲ 0.15	▲ 0.05	▲ 0.01	▲ 0.00	0.00	n.a.	n.a.	0.06

(出所)平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成

5-10-3 子世代:未婚者

A. Nuclear (includes singles)

(単位:万円)

	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85 +	All
平均貯蓄額	3.90	4.49	7.03	5.43	6.39	4.66	1.36	▲ 4.41	▲ 2.19	▲ 1.60	▲ 1.08	▲ 0.14	▲ 1.21	1.19
標準誤差	1.07	0.68	0.80	0.75	0.89	1.20	1.57	0.79	0.60	0.48	0.50	0.74	0.87	0.23
世帯人員 (人)	1.02	1.14	1.27	1.39	1.41	1.22	1.07	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.09
うち未婚者 (人)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
うち25歳未満 (人)	0.02	0.14	0.27	0.39	0.41	0.22	0.07	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.09
サンプル (世帯)	185	267	325	330	331	249	278	404	499	519	454	275	128	4,244

B. Extended

(単位:万円)

	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85 +	All
平均貯蓄額	▲ 3.20	0.51	2.81	4.12	7.57	7.16	7.39	0.52	5.14	▲ 0.53	9.65	n.a.	n.a.	4.01
標準誤差	1.89	1.23	0.83	1.01	1.01	1.28	1.39	1.69	1.76	2.72	5.41	n.a.	n.a.	0.41
世帯人員 (人)	2.69	2.69	2.79	2.62	2.59	2.33	2.24	2.09	2.11	2.00	2.00	n.a.	n.a.	2.57
うち未婚者 (人)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	n.a.	n.a.	1.00
うち25歳未満 (人)	0.01	0.01	0.05	0.04	0.11	0.05	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	n.a.	n.a.	0.05
うち親の数 (人)	1.68	1.68	1.74	1.58	1.48	1.27	1.22	1.09	1.11	1.00	1.00	n.a.	n.a.	1.52
親の年齢 (歳)	61.78	63.82	67.68	71.08	75.42	79.20	83.27	87.52	91.29	93.08	96.67	n.a.	n.a.	72.65
サンプル (世帯)	138	303	523	513	398	247	191	99	54	16	3	n.a.	n.a.	2,485

C. Extended minus Nuclear

(単位:万円)

	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85 +	All
平均貯蓄額	▲ 7.10	▲ 3.98	▲ 4.22	▲ 1.31	1.18	2.50	6.03	4.93	7.34	1.06	10.73	n.a.	n.a.	2.82
世帯人員 (人)	1.66	1.56	1.52	1.23	1.18	1.10	1.17	1.07	1.11	1.00	1.00	n.a.	n.a.	1.47
うち未婚者 (人)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	n.a.	n.a.	0.00
うち25歳未満 (人)	▲ 0.02	▲ 0.13	▲ 0.22	▲ 0.35	▲ 0.30	▲ 0.17	▲ 0.04	▲ 0.01	▲ 0.00	0.00	0.00	n.a.	n.a.	▲ 0.05

(出所)平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成

表5-11 高齢独立世帯の貯蓄割合

(注)4 分位の区切り

(単位:万円)

	非就業	就業
所得第1分位	180 未満	254 未満
所得第2分位	180～	254～
所得第3分位	271～	373～
所得第4分位	372～	514～
金融純資産第1分位	311 未満	230 未満
金融純資産第2分位	311～	230～
金融純資産第3分位	1,050～	945～
金融純資産第4分位	2,349～	2,277～

5-11-1 所得階層

所得4分位	非就業					就業				
	1	2	3	4	Total	1	2	3	4	Total
取崩世帯	69.97%	49.69%	46.93%	36.84%	50.67%	62.19%	44.97%	43.54%	25.44%	43.92%
貯蓄世帯	30.03%	50.31%	53.07%	63.16%	49.33%	37.81%	55.03%	56.46%	74.56%	56.08%
世帯数	1,759	1,866	1,805	1,832	7,262	509	530	520	522	2,081

5-11-2 資産階層

金融純資産4分位	非就業					就業				
	1	2	3	4	Total	1	2	3	4	Total
取崩世帯	55.39%	53.34%	49.62%	44.41%	50.67%	47.83%	48.10%	42.98%	36.82%	43.92%
貯蓄世帯	44.61%	46.66%	50.38%	55.59%	49.33%	52.17%	51.90%	57.02%	63.18%	56.08%
世帯数	1,815	1,791	1,834	1,822	7,262	514	523	522	522	2,081

5-11-3 年齢階層

年齢階層	非就業				就業			
	65～69	70～74	75～	Total	65～69	70～74	75～	Total
取崩世帯	58.70%	52.07%	45.33%	50.67%	41.84%	44.66%	48.53%	43.92%
貯蓄世帯	41.30%	47.93%	54.67%	49.33%	58.16%	55.34%	51.47%	56.08%
世帯数	1,808	2,171	3,283	7,262	1,117	547	417	2,081

5-11-4 期待余命階層

期待余命	非就業				就業			
	期待余命 20年以上	期待余命 10～20年 未満	期待余命 10年未満	Total	期待余命 20年以上	期待余命 10～20年 未満	期待余命 10年未満	Total
取崩世帯	57.77%	47.66%	45.66%	50.67%	43.52%	43.57%	58.37%	43.92%
貯蓄世帯	42.23%	52.34%	54.34%	49.33%	56.48%	56.43%	41.63%	56.08%
世帯数	2,314	4,180	767	7,262	1,270	757	54	2,081

5-11-5 世帯類型

世帯類型	非就業				就業			
	夫婦	単身男性	単身女性	Total	夫婦	単身男性	単身女性	Total
取崩世帯	47.82%	43.97%	56.74%	50.67%	42.16%	36.09%	52.63%	43.92%
貯蓄世帯	52.18%	56.03%	43.26%	49.33%	57.84%	63.91%	47.37%	56.08%
世帯数	3,487	1,015	2,760	7,262	1,359	235	487	2,081

5-11-6 子どもの有無

子供の有無	非就業					就業				
	なし	あり (徒歩5分圏内)	あり (片道1時間未満)	あり (片道1時間以上)	Total	なし	あり (徒歩5分圏内)	あり (片道1時間未満)	あり (片道1時間以上)	Total
取崩世帯	55.69%	49.13%	50.75%	48.54%	50.67%	52.13%	45.52%	43.52%	40.49%	43.92%
貯蓄世帯	44.31%	50.87%	49.25%	51.46%	49.33%	47.87%	54.48%	56.48%	59.51%	56.08%
世帯数	1,228	1,275	2,695	2,064	7,262	230	392	822	637	2,081

5-11-7 要介護の有無

要介護の有無	非就業			就業		
	なし	あり	Total	なし	あり	Total
取崩世帯	50.61%	51.58%	50.67%	43.91%	44.40%	43.92%
貯蓄世帯	49.39%	48.42%	49.33%	56.09%	55.60%	56.08%
世帯数	6,775	487	7,262	2,034	47	2,081

5-11-8 高額医療の有無

高額医療	非就業			就業		
	なし	あり	Total	なし	あり	Total
取崩世帯	49.86%	74.30%	50.67%	42.99%	84.82%	43.92%
貯蓄世帯	50.14%	25.70%	49.33%	57.01%	15.18%	56.08%
世帯数	7,020	242	7,262	2,034	47	2,081

5-11-9 持ち家の有無

持ち家の有無	非就業			就業		
	なし	あり	Total	なし	あり	Total
取崩世帯	64.25%	47.95%	50.67%	53.90%	41.16%	43.92%
貯蓄世帯	35.75%	52.05%	49.33%	46.10%	58.84%	56.08%
世帯数	1,213	6,049	7,262	452	1,629	2,081

5-11-10 負債の有無

負債の有無	非就業			就業		
	なし	あり	Total	なし	あり	Total
取崩世帯	50.47%	52.50%	50.67%	45.42%	37.89%	43.92%
貯蓄世帯	49.53%	47.50%	49.33%	54.58%	62.11%	56.08%
世帯数	6,542	720	7,262	1,667	414	2,081

5-11-11 企業・個人年金の有無

企業・個人年金	非就業			就業		
	なし	あり	Total	なし	あり	Total
取崩世帯	53.16%	45.49%	50.67%	47.21%	38.50%	43.92%
貯蓄世帯	46.84%	54.51%	49.33%	52.79%	61.50%	56.08%
世帯数	4,902	2,360	7,262	1,296	785	2,081

5-11-12 財産収入の有無

財産収入	非就業			就業		
	なし	あり	Total	なし	あり	Total
取崩世帯	53.02%	44.55%	50.67%	45.91%	38.40%	43.92%
貯蓄世帯	46.98%	55.45%	49.33%	54.09%	61.60%	56.08%
世帯数	5,253	2,009	7,262	1,529	552	2,081

5-11-13 仕送り金の有無

仕送り金	非就業			就業		
	なし	あり	Total	なし	あり	Total
取崩世帯	49.92%	72.53%	50.67%	43.00%	63.55%	43.92%
貯蓄世帯	50.08%	27.47%	49.33%	57.00%	36.45%	56.08%
世帯数	7,021	241	7,262	1,988	93	2,081

(出所)表5-11-1～表5-11-13 まで、平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成

表5-12 所得階層と資産階層の貯蓄割合のクロス集計

4分位	非就業					就業				
	1	2	3	4	Total	1	2	3	4	Total
1	34.42%	24.60%	30.47%	15.60%	30.03%	37.65%	29.97%	48.48%	43.98%	37.81%
	887	464	304	104	1,759	243	139	76	50	509
2	48.70%	49.26%	52.59%	51.54%	50.31%	63.85%	58.15%	42.63%	53.04%	55.03%
	521	569	457	319	1,866	159	157	141	73	530
3	56.17%	55.51%	50.01%	52.41%	53.07%	61.95%	55.89%	53.82%	57.52%	56.46%
	273	473	539	520	1,805	65	153	160	142	520
4	72.71%	62.64%	60.18%	63.70%	63.16%	74.41%	71.39%	78.98%	73.01%	74.56%
	134	285	535	878	1,832	47	74	145	256	522
Total	44.61%	46.66%	50.38%	55.59%	49.33%	52.17%	51.90%	57.02%	63.18%	56.08%
	1,815	1,791	1,834	1,822	7,262	514	523	522	522	2,081

(出所)縦が所得、横が資産の4分位。4分位の区切りは表5-11を参照。%表示は貯蓄割合、数値は世帯数。平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成。

表5-13 貯蓄階層と資産階層の世帯分布のクロス集計

割合		金融純資産階層					Total	世帯数
		1	2	3	4			
貯蓄階層 (万円)	～ - 20	11.38%	17.18%	32.09%	39.35%	100.00%	556	
	- 20～ - 10	16.18%	27.62%	29.47%	26.73%	100.00%	902	
	- 10～ - 5	25.47%	27.86%	23.71%	22.96%	100.00%	1,071	
	- 5～0	36.30%	28.61%	20.53%	14.55%	100.00%	2,084	
	0～5	30.54%	25.73%	23.35%	20.39%	100.00%	2,099	
	5～10	18.39%	26.42%	27.84%	27.35%	100.00%	1,275	
	10～20	16.09%	19.08%	27.49%	37.34%	100.00%	1,027	
	20～	9.48%	14.71%	24.32%	51.49%	100.00%	327	
	Total	24.73%	25.27%	24.98%	25.02%	100.00%	9,343	

(出所)4 分位の区切りは表5-11 を参照。平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成

表5-14 世帯主年齢と所得階層、資産階層の貯蓄割合のクロス集計

5-14-1 年齢階層と所得階層

年齢階層	非就業					就業				
	1	2	3	4	Total	1	2	3	4	Total
65～69	21.90%	43.72%	40.64%	58.24%	41.30%	39.07%	54.25%	55.48%	76.74%	58.16%
	429	433	497	449	1,808	220	273	299	326	1,117
70～74	32.92%	45.49%	51.80%	60.19%	47.93%	42.74%	50.66%	62.47%	69.45%	55.34%
	513	534	569	555	2,171	161	135	128	124	547
75～	32.49%	56.35%	62.41%	67.82%	54.67%	29.45%	61.54%	51.35%	73.46%	51.47%
	817	899	739	828	3,283	128	123	93	72	417
Total	30.03%	50.31%	53.07%	63.16%	49.33%	37.81%	55.03%	56.46%	74.56%	56.08%
	1,759	1,866	1,805	1,832	7,262	509	530	520	522	2,081

5-14-2 期待余命階層と所得階層

期待余命	非就業					就業				
	1	2	3	4	Total	1	2	3	4	Total
20年以上	17.54%	39.06%	41.31%	56.83%	42.23%	34.91%	49.56%	56.06%	73.57%	56.48%
	369	465	710	770	2,314	217	283	371	398	1,270
20年未満	33.98%	53.30%	58.45%	66.43%	52.34%	42.64%	61.14%	56.61%	76.73%	56.43%
	1,121	1,141	947	972	4,180	257	236	146	119	757
10年未満	30.76%	57.28%	75.19%	81.96%	54.34%	20.08%	64.91%	100.00%	100.00%	41.63%
	269	261	148	90	767	34	11	3	5	54
Total	30.03%	50.31%	53.07%	63.16%	49.33%	37.81%	55.03%	56.46%	74.56%	56.08%
	1,759	1,866	1,805	1,832	7,262	509	530	520	522	2,081

5-14-3 年齢階層と資産階層

年齢階層	非就業					就業				
	1	2	3	4	Total	1	2	3	4	Total
65～69	34.93%	35.65%	41.56%	49.25%	41.30%	56.96%	55.11%	57.05%	62.87%	58.16%
	370	404	466	569	1,808	243	281	282	310	1,117
70～74	43.90%	46.13%	49.14%	53.43%	47.93%	43.84%	56.89%	59.84%	64.28%	55.34%
	594	536	549	492	2,171	160	142	128	117	547
75～	49.31%	52.21%	56.23%	61.73%	54.67%	53.69%	35.69%	53.70%	62.85%	51.47%
	851	851	819	761	3,283	111	100	112	95	417
Total	44.61%	46.66%	50.38%	55.59%	49.33%	52.17%	51.90%	57.02%	63.18%	56.08%
	1,815	1,791	1,834	1,822	7,262	514	523	522	522	2,081

5-14-4 期待余命階層と資産階層

期待余命	非就業					就業				
	1	2	3	4	Total	1	2	3	4	Total
20年以上	38.01%	37.01%	42.92%	47.80%	42.23%	51.72%	56.61%	56.19%	59.81%	56.48%
	414	531	637	732	2,314	241	325	345	359	1,270
20年未満	46.86%	48.76%	53.72%	61.02%	52.34%	53.83%	47.50%	57.32%	69.68%	56.43%
	1,142	1,030	1,024	984	4,180	254	176	169	158	757
10年未満	45.22%	59.57%	58.09%	59.13%	54.34%	35.90%	16.01%	84.99%	100.00%	41.63%
	259	229	174	106	767	19	21	8	5	54
Total	44.61%	46.66%	50.38%	55.59%	49.33%	52.17%	51.90%	57.02%	63.18%	56.08%
	1,815	1,791	1,834	1,822	7,262	514	523	522	522	2,081

(出所)4 分位の区切りは表5-11を参照。%表示は貯蓄割合、数値は世帯数。平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成。

表5-15 世帯類型と所得階層, 資産階層の貯蓄割合のクロス集計

5-15-1 世帯類型と所得階層

世帯類型	非就業					就業				
	1	2	3	4	Total	1	2	3	4	Total
夫婦	23.20%	40.86%	49.00%	61.74%	52.18%	31.12%	50.65%	55.68%	72.30%	57.84%
	198	484	1,223	1,581	3,487	131	312	449	466	1,359
单身男性	39.11%	57.35%	69.02%	83.52%	56.03%	58.87%	67.68%	41.29%	100.00%	63.91%
	345	370	201	100	1,015	62	120	35	18	235
单身女性	28.57%	52.26%	57.74%	64.61%	43.26%	36.46%	53.56%	81.83%	89.85%	47.37%
	1,216	1,012	381	151	2,760	315	98	35	38	487
Total	30.03%	50.31%	53.07%	63.16%	49.33%	37.81%	55.03%	56.46%	74.56%	56.08%
	1,759	1,866	1,805	1,832	7,262	509	530	520	522	2,081

5-15-2 世帯類型と資産階層

世帯類型	非就業					就業				
	1	2	3	4	Total	1	2	3	4	Total
夫婦	51.41%	50.53%	51.26%	54.75%	52.18%	55.68%	56.53%	55.08%	62.60%	57.84%
	581	852	982	1,073	3,487	212	351	382	414	1,359
单身男性	46.06%	50.63%	65.37%	76.68%	56.03%	60.38%	39.89%	88.39%	80.90%	63.91%
	416	230	197	172	1,015	126	41	39	29	235
单身女性	39.04%	40.72%	44.56%	50.88%	43.26%	42.06%	43.28%	52.34%	59.67%	47.37%
	819	709	655	577	2,760	176	131	102	78	487
Total	44.61%	46.66%	50.38%	55.59%	49.33%	52.17%	51.90%	57.02%	63.18%	56.08%
	1,815	1,791	1,834	1,822	7,262	514	523	522	522	2,081

(出所)4 分位の区切りは表5-11 を参照。% 表示は貯蓄割合、数値は世帯数。平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成。

表5-16 子どもの有無と所得階層、資産階層の貯蓄割合のクロス集計

5-16-1 子どもの有無と所得階層

子供	非就業					就業				
	1	2	3	4	Total	1	2	3	4	Total
なし	27.67%	51.88%	47.22%	65.99%	44.31%	45.93%	23.33%	49.39%	81.83%	47.87%
	449	353	237	189	1,228	75	59	51	45	230
あり (徒歩5分圏内)	27.45%	50.55%	54.78%	63.79%	50.87%	18.61%	53.13%	62.17%	77.25%	54.48%
	252	328	330	366	1,275	82	106	102	101	392
あり (片道1時間未満)	32.61%	48.99%	53.64%	61.03%	49.25%	47.34%	53.10%	52.57%	72.13%	56.48%
	642	675	724	653	2,695	205	205	199	214	822
あり (片道1時間以上)	30.16%	50.80%	53.89%	64.16%	51.46%	31.04%	70.41%	59.73%	74.09%	59.51%
	415	511	513	624	2,064	146	160	168	163	637
Total	30.03%	50.31%	53.07%	63.16%	49.33%	37.81%	55.03%	56.46%	74.56%	56.08%
	1,759	1,866	1,805	1,832	7,262	509	530	520	522	2,081

5-16-2 子どもの有無と資産階層

子供	非就業					就業				
	1	2	3	4	Total	1	2	3	4	Total
なし	40.96%	35.88%	46.71%	55.34%	44.31%	42.60%	30.20%	48.27%	72.75%	47.87%
	353	315	272	288	1,228	51	55	75	49	230
あり (徒歩5分圏内)	47.18%	50.58%	45.81%	59.62%	50.87%	40.67%	50.18%	57.72%	68.20%	54.48%
	293	343	320	320	1,275	84	103	116	89	392
あり (片道1時間未満)	46.80%	47.63%	52.33%	50.51%	49.25%	53.01%	57.34%	56.88%	58.62%	56.48%
	707	681	662	645	2,695	211	203	185	224	822
あり (片道1時間以上)	42.40%	49.73%	52.40%	59.22%	51.46%	59.71%	53.57%	61.10%	63.84%	59.51%
	462	453	581	569	2,064	169	162	146	160	637
Total	44.61%	46.66%	50.38%	55.59%	49.33%	52.17%	51.90%	57.02%	63.18%	56.08%
	1,815	1,791	1,834	1,822	7,262	514	523	522	522	2,081

(出所)4 分位の区切りは表5-11 を参照。%表示は貯蓄割合、数値は世帯数。平成21年『全国消費実態調査』の個票データより作成。

第5章補論 高齢者同居世帯の貯蓄額の算出手法

5-4節の高齢者同居世帯の貯蓄額の算出については、Hayashi et al. (1988)の手法を用いた。具体的には、以下のような手法となる。

25歳以上の未婚者または夫婦の組を一つの「世代」と定義する。世代の年齢は、未婚者なら本人の年齢、夫婦であれば夫の年齢を指す。Nuclearは、子ども(25歳未満の構成員)がいるかどうかに関わらず、一つの世代の未婚者または夫婦から構成される世帯である。Extendedは、25歳未満の構成員がいるかどうかに関わらず、二つの世代の未婚者または夫婦から構成される世帯である。したがって、三つの世代が同居する世帯、配偶者・父母・子ども・孫以外の親族、または親族以外の同居人がいる世帯、夫側の親世代と妻側の親世代の両者が同居している世帯はExtendedに含まない。これらの定義に従い、世代(Extendedは子世代)の年齢階層ごとに可処分所得、消費支出、貯蓄率等を見たのが第5章補論表である。この表のB: Extendedの平均値からA: Nuclearの平均値を差し引いたCが、Extended内の親世代について推定された貯蓄額などの平均値となる。これを高齢者同居世帯の貯蓄額とした。

第5章補論 表 Hayashi et al.(1988) p. 470-471 TABLE III A

AGE PROFILE OF INCOME, EXPENDITURE, AND WEALTH BY FAMILY TYPE

	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85+	All
A. Nuclear (includes singles)														
No. households	3676	5061	5909	5538	4880	3667	2571	2013	1570	1144	599	159	37	36823
Family size	1.9	3.2	3.7	3.8	3.6	3.0	2.2	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	3.0
Disposable income	272	345	404	466	523	540	484	368	295	255	215	189	163	411
Consumption expenditure	249	319	364	405	444	428	391	312	258	232	206	194	180	356
Savings rate (%)	9	8	10	13	15	21	19	15	13	9	4	-3	-10	13
Net financial assets	112	103	70	129	269	448	700	810	751	668	597	700	413	295
Wealth	402	1003	1623	2253	2773	3033	3399	3438	3364	3064	2829	2584	2056	2170
Cross-section growth rate (%)		18.3	9.6	6.6	4.2	1.8	2.3	0.2	-0.4	-1.9	-1.6	-1.8	-4.6	
Wealth growth rate (%)	5.8	2.7	2.4	2.7	2.9	3.7	2.7	1.6	1.1	0.8	0.3	-0.2	-0.8	
B. Extended														
No. households	933	1309	1867	1703	1385	900	416	159	40	5	0	0	0	8717
Family size	4.0	5.2	5.5	5.4	5.1	4.4	3.6	3.1	2.9	3.0	n.a.	n.a.	n.a.	4.9
Number of parents	1.8	1.6	1.5	1.3	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	1.2	n.a.	n.a.	n.a.	1.4
Age of parents	57	63	67	71	74	78	81	85	87	88	n.a.	n.a.	n.a.	69
Disposable income	603	560	570	591	527	648	639	534	420	362	n.a.	n.a.	n.a.	595
Consumption expenditure	484	459	478	508	523	533	489	455	399	312	n.a.	n.a.	n.a.	494
Savings rate (%)	20	18	16	14	17	18	23	15	5	14	n.a.	n.a.	n.a.	17
Net financial assets	544	427	474	455	551	666	1114	1188	859	952	n.a.	n.a.	n.a.	501
Wealth	3845	3630	4166	4277	4520	4653	4898	5217	4276	4544	n.a.	n.a.	n.a.	4234
Cross-section growth rate (%)		-1.1	2.8	0.5	1.1	0.6	1.0	1.3	-4.0	1.2	n.a.	n.a.	n.a.	
Wealth growth rate (%)	3.1	2.8	2.2	2.0	2.3	2.5	3.1	1.5	0.5	1.1	n.a.	n.a.	n.a.	
C. Extended minus Nuclear														
Disposable income	331	214	166	125	103	108	156	166	125	107	n.a.	n.a.	n.a.	184
Consumption expenditure	235	140	113	103	79	105	99	143	141	80	n.a.	n.a.	n.a.	138
Savings rate (%)	29	35	32	18	24	3	37	14	-13	25	n.a.	n.a.	n.a.	25
Net financial assets	433	324	404	326	282	217	414	379	108	283	n.a.	n.a.	n.a.	205
Wealth	3443	2627	2544	2024	1747	1620	1499	1780	912	1481	n.a.	n.a.	n.a.	2065
Cross-section growth rate (%)		-4.5	-0.8	-5.3	-4.4	-2.1	-2.5	4.6	-35.5	33.4	n.a.	n.a.	n.a.	
Wealth growth rate (%)	2.8	2.8	2.1	1.1	1.4	0.2	3.8	1.3	-1.8	1.8	n.a.	n.a.	n.a.	

Note. Income expenditure, and assets in ten thousand yen. Disposable income excludes transfers from outside the household, and consumption excludes regular remittance. Wealth is net financial assets plus the value of housing and rental properties. Rows labeled "cross-section growth rate" report the growth rate per year of the cross-section profile (change in logs) right above them. "Wealth growth rate" is the ratio of the savings rate to the wealth-disposable income ratio. The age of parents is the age of the parent if there is only one parent, and the age of the father if both father and mother are alive. The cross-section growth rate of wealth is converted to an annual rate using the ages of parents of the adjoining intervals (see Section 3 of text for more precise details)

第6章 住民税「非納税義務者」と所得税「非納税者」の相違

—「税務データを用いた分配側GDPの試算」の再試算—

6-1 はじめに

本章では、住民税「非納税義務者」と所得税「非納税者」の相違について明確にしたうえで、「民間給与実態統計調査」(国税庁)を用いて分析している藤原・小川(2016)における税務データを用いた分配側GDPの試算の再試算を行った。

本章の分析の結果、まず、①主に住宅ローン控除等で所得税「非納税者」となった場合は住民税「非納税義務者」にはならないこと、②2014年の「国民生活基礎調査」(厚生労働省)における日本の平均世帯人員は2.49人である中で住民税「非納税義務者」となる給与収入金額は3人世帯であっても約191.5万以下であること及び③「民間給与実態統計調査」から推計した一人当たり平均給与収入の金額を住民税「非納税義務者」に乗じて計算するうえで、所得税「非納税者」のうち200万円超から1,000万円以下のサンプルは除外することが適切である旨を指摘した。そのうえで、藤原・小川(2016)における税務データを用いた分配側GDPを再試算した結果、藤原・小川(2016)では実績値に対する試算値は1994～2014年の21年間平均で9.4兆円上振れている一方、実績値に対する本章の試算値では1994～2014年の21年間平均で0.6兆円の上振れに留まった。また、試算値を実績値で除して求めた「乖離率」で見ると、藤原・小川(2016)では1994～2014年の21年間平均は104.4%であったのに対し、本章の試算値では100.4%となった。

本章の構成は以下のとおりである。まず、6-2節においては住民税「非納税義務者」と所得税「非納税者」の特徴と相違点について整理し、「民間給与実態統計調査」についても概要を確認する。続く6-3節では、藤原・小川(2016)で提示された税務データを用いた分配側GDPの試算を再試算する。6-4節は、本章のまとめである。6-5節には、本章の図表をまとめる。

6-2 「非納税義務者」・「非納税者」及び「民間給与実態統計調査」の整理

6-2-1 住民税「非納税義務者」と所得税「非納税者」の特徴と相違点

6-2-1-1 住民税「非納税義務者」の特徴¹⁴⁹

個人住民税は、1月1日時点でその市区町村に住所を有する者に対し、当該住所地の地方公共団体が課税する。地方税制上、所得に応じた負担を求める「所得割」と、所得にかかわらず定額の負担を求める「均等割」、金融税制に関する「利子割」「配当割」及び「株式譲渡

¹⁴⁹ 本節は、2022年6月30日時点の総務省ホームページにおける「地方税制の概要」の記述を参照としている。(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/149767_03.html)

所得割」の3種類が存在する。金融税制については分離課税となるため、本章では給与収入が関係する所得割及び均等割における非納税義務者の要件に関し、制度の特徴を確認する。

まず、地方税法第24条の5及び295条の規定に基づき、生活保護法による生活扶助受給者及び障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の者については、所得割と均等割の両方が免除され、非納税義務者となる。上記に該当しない場合は、地方税法附則3の3の規定に基づき、独身であれば前年の合計所得金額が45万円以下の者、扶養親族を有している場合は前年の合計所得金額が $(1 + \text{扶養人数}) \times 35 \text{万円} + 42 \text{万円}$ 以下の者は、所得割のみ非納税義務者となる。一方、所得割と均等割の両方につき非納税義務者となるのは、地方税法第295条、同施行令47の3及び同施行規則9の3の規定に基づき、独身であれば前年の合計所得金額が45万円以下の者、扶養親族を有している場合は前年の合計所得金額が $(1 + \text{扶養人数}) \times 35 \text{万円} + 21 \text{万円}$ 以下の者となる。

すなわち住民税が非納税義務者となるためには、地方税法上、原則的に、収入と家族構成によって決定される。本章において、住民税「非納税義務者」は、所得割と均等割の両方につき非納税義務者となる給与収入の水準の者を指すこととする。

6-2-1-2 所得税「非納税者」の特徴¹⁵⁰ 国税である所得税において、納税義務者は、所得税法第5条に規定されている。しかしながら、同法は、主に居住・非居住での納税義務を定めているものであり、地方税法のように家族構成による非納税義務者の規定は存在しない。したがって、所得税法に基づいた計算¹⁵¹の結果、納税する金額がゼロな場合を本章では「非納税者」と定義する。「民間給与実態統計調査」において「第16表 給与階級別の納税者数・非納税者数」が公表されているが、ここでいう「非納税者」も、同様の定義となっている。

6-2-1-3 住民税「非納税義務者」と所得税「非納税者」の相違点

住民税における「非納税義務者」と所得税における「非納税者」の大きな相違点は、住民税はもっぱら家族構成に依る一方、所得税は家族構成以外の社会保険料控除・医療費控除・住宅ローン控除等の様々な制度を総合勘案する必要がある点である。

ここで、例えば①収入は給与収入200万円のみ、②本人+専業主婦/主夫+8歳の子どものという家族構成、③支払っている社会保険料は給与収入の18.3%を労使折半、④障碍等の地方税法上の非納税義務者の特例には該当しないケースを考える。

まず住民税においては、給与所得控除は68万円¹⁵²のため、給与所得は132万と計算される。一方で、非納税義務者となるか否かの判断である家族構成の要素は、世帯人数3人×35

¹⁵⁰ 本節は、2022年6月30日時点の国税庁ホームページを参照としている。(https://www.nta.go.jp/)

¹⁵¹ 具体的には、各種の収入から給与所得控除や必要経費を差し引いて合計所得金額を計算し、その金額から社会保険料控除や配偶者控除等の各種所得控除を差し引き、所定の税率を乗じて算出された税額から住宅ローン控除等の税額控除を差し引いて、納付税額を計算する。

¹⁵² 地方税法上、給与収入金額200万円×30%+8万円、で計算される。

万+21万=126万と計算される。この家族構成の要素から算出した126万円よりも、合計所得金額の方が大きいため、このケースでは、住民税「非納税義務者」とはならない。

一方で、所得税においては、給与所得控除は住民税同様68万円のため、給与所得は132万と計算される。一方で、所得控除として扶養控除が38万円、配偶者控除が38万円、基礎控除が48万あるため人的控除が124万円、ここに社会保険料控除の被保険者負担分が18.3万円加算されるため、所得控除合計は142.3万円となる。この所得控除合計よりも、合計所得金額の方が小さいため、課税標準がゼロとなり、したがって非納税者に該当する。

このように、住民税「非納税義務者」かつ所得税「非納税者」であるケースは存在する。よって、一般に、所得税「非納税者」となる人数は、住民税「非課税世帯」に該当する人数よりも相当程度多いと解される。しかしながら、藤原・小川(2016)においては、分配側GDPの試算上、「民間給与実態統計調査」より計算した所得税「非納税者」の一人当たり平均給与の金額を、住民税「非納税義務者」全体に乗じて計算している。本来は所得税が課税される一定水準の給与収入がありながら、所得住宅ローン控除等の原則として所得税のみに該当する減税措置により所得税「非納税者」になっている者も含む給与収入の平均値を、住民税「非納税義務者」に乗じて計算してしまうのは、過大推計と言わざるを得ない。

6-2-2 「民間給与実態統計調査」とは

6-2-2-1 「民間給与実態統計調査」の概要¹⁵³

ここで、藤原・小川(2016)における分配側GDPの試算上、重要な金額の出所となっている「民間給与実態統計調査」について、まずは制度の概要を確認する。「民間給与実態統計調査」は、統計法に基づく基幹統計「民間給与実態統計」の作成を目的とする調査である。

「民間給与実態統計」は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。昭和23年分の調査を旧大蔵省主税局で行っていたものを、翌年の昭和24年分調査から国税庁が行うこととなり、以後毎年国税庁が実施している。

主な特色としては、以下の3点が指摘される。まず、従事員1人の事業所から従事員5,000人以上の事業所まで広く調査していることである。次に、給与階級別、性別、年齢階層別及び勤続年数別による給与所得者の分布が分かることである。最後に、企業規模別(事業所の属する企業の組織及び資本金階級別)に給与の実態が分かることである。

調査対象は、各年12月31日現在の源泉徴収義務者である民間事業所に勤務している給与所得者で、実際の所得税の納税の有無を問わない。すなわち、いわゆる「103万円の壁」の範囲内でアルバイトをしている場合も集計対象となっている。

「令和2年分 民間給与実態統計調査」の母集団事業所数は352万1,631事業所であり、

¹⁵³ 本節の記述は、主に国税庁ホームページに掲載されている「民間給与実態統計調査の概要」及び「国税庁70年史 第13章 統計」を元に作成している。

類似する賃金関連の基幹統計である「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）及び「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）と比べ、より広い母集団¹⁵⁴で、かつ、より小規模な事業所も対象としている。

6-2-2-2 「民間給与実態統計調査」の留意すべき特徴

「民間給与実態統計調査」は、国税庁が実施しているとはいえ、統計法に基づく統計調査である。行政記録情報としての税務データであれば、国税庁が、国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現という所掌事務の遂行のため、税務調査等により相当程度正確性が担保されているという解釈も成り立ち得る。しかし、「民間給与実態統計調査」は、統計法に基づく統計調査である以上、他の公的統計同様、統計が有する特徴やバイアスが存在する。

「民間給与実態統計調査」の回答を手書きでする場合、上部にある給与収入の欄は金額を埋めるものの、下部にある税額の欄に転記を失念した場合も、非納税者としてカウントされる。よって、特に、高所得階層にも関わらず非納税者となっている層を学術研究に利用する際は、特に留意する必要があるといえる。

6-3 「税務データを用いた分配側GDPの試算」の再試算

6-3-1 「税務データを用いた分配側GDPの試算」の概要

藤原・小川（2016）は、税務データ等を用いて分配側GDPを試算し、試算値は内閣府が公表する分配側GDP推計値¹⁵⁵（以下、実績値）よりも上振れしていることを示している。そのうち、最も上振れ要因となっているのは、「賃金・俸給の試算値」である。よって、本章では、この「賃金・俸給の試算値」に絞って議論を行う。藤原・小川（2016）によれば、実績値に対する試算値は1994～2014年の21年間平均で9.4兆円上振れており、最も乖離幅が大きい2008年は試算値の方が15.1兆円高くなっている。試算値を実績値で除して求めた「乖離率」で見ると、1994～2014年の21年間平均は104.4%、最も乖離率が大きい2008年は106.9%となっている。この論文では、個人住民税課税対象者と非課税対象分に区分し、丁寧に分析しており、特に、税務データという一般に信頼性が高いとされるデータを利用している点も非常に評価すべき点であると考えられる¹⁵⁶。

¹⁵⁴ 株式会社メトリクスワークコンサルティング（2021）によると、「毎月勤労統計調査」及び「賃金構造基本統計調査」の事業所母集団データベースは133万事業所となっている。

¹⁵⁵ 内閣府が公表する分配側GDP推計値の計算方法は、内閣府が公表する「国民経済計算推計手法解説書（年次推計編）2015年（平成27年）基準版」に詳細に記載されている。分配GDPは「雇用者報酬＋営業余剰・混合所得＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税－補助金」で計算される。このうち、最も割合が大きい項目は「雇用者報酬」である。2021年12月に内閣府が公表した2020年度国民経済計算年次推計において、1994～2020年度の平均でGDP全体における雇用者報酬の占める割合は51.9%となっている。この雇用者報酬は、原則的には「毎月勤労統計」（厚生労働省）から得られる「一人当たりの現金給与（賃金）」と、「国勢調査」（総務省）や「労働力統計」（総務省）等から得られる「雇用者数」を産業別にそれぞれ推計し、両者を掛け合わせて現金給与額を算出している。

¹⁵⁶ Saito(2017)等、複数の学術論文でも引用されている。

6-3-2 「税務データを用いた分配側GDPの試算」の再試算

6-3-2-1 「民間給与実態統計調査」における所得税の非納税者の一人当たり給与

藤原・小川（2016）では、個人住民税非課税対象分の推計に関し、「労働力調査」等を用いて推計した所得税の非納税者数に、「民間給与実態統計調査」を用いて推計した所得税の非納税者の一人当たり給与を乗じて推計している。しかしながら、この「民間給与実態統計調査」を用いて推計した所得税の非納税者の一人当たり給与は、大幅に過大推計である可能性がある。

まず、藤原・小川（2016）の手法により「民間給与実態統計調査」における2014年の一人当たり給与収入を計算したものが、表6-1である。1年間を通じて勤務した給与所得者以上は175万5,521円、1年未満勤続者は47万3,190円と計算され、これは藤原・小川（2016）で示されている金額と一致する¹⁵⁷。ここで、計算の元となっている「民間給与実態統計調査」第16表を抜粋したものが表6-2であるが、全ての給与階級における非納税者を合計した計数を用いていることが分かる。果たして「900万円超～1,000万円以下」等の給与階級の非納税者の計数も含めることは、妥当といえるであろうか。例えば、2021年の確定申告作成コーナーで所得税額を計算すると、給与収入が1,000万円の場合、給与所得は805万円となる。所得控除を基礎控除のみ、税額控除は特になしとした場合の納付すべき税額は、112万8,300円となる。もちろん、社会保険料控除、扶養控除、配偶者控除及び医療費控除等の所得控除を適用する納税者は多いといえるが、給与所得805万円から所得控除の合計を差し引いて税額が発生しないケースはほぼあり得ない¹⁵⁸といえる。

所得税額が発生しない可能性があるとすれば、税額控除である「住宅ローン控除」の適用2年目以降で、控除証明書を提出することで年末調整しているケースである。この場合、「民間給与実態統計調査」の対象となる納税者で数十万円の税額控除を適用することは可能となる。しかしながら、この場合、単に所得税が非納税者となるだけで、住民税非課税世帯とはならないため、個人住民税非課税対象分の給与収入推計に用いることは不適切といえる。

個人住民税で所得割・均等割とも非納税義務者となる水準は、独身であれば給与収入100万円¹⁵⁹以下、2人世帯であれば同146万¹⁶⁰以下、3人世帯であれば約191.5万¹⁶¹以下である。2014年の「国民生活基礎調査」によれば、日本における平均世帯人員は2.49人であり、住民税非課税世帯のみが平均して4人以上の世帯人員であることは考えにくい。

¹⁵⁷ 藤原・小川（2016）では、1年間を通じて勤務した給与所得者以上は175.6万円、1年未満勤続者は47.3万円と記載されており、百円未満は公表されていないが、公表部分は完全に一致している。

¹⁵⁸ 扶養控除は一般的に1人38万円であるため、20人以上扶養していれば、理論的には所得税の非納税者となり得るが、現実的とはいえない。

¹⁵⁹ 給与収入が100万円の場合、給与所得控除が55万円のため所得金額は45万円、これは地方税法で定める45万円以下となるため、非納税義務者となる。

¹⁶⁰ 給与収入が146万円の場合、給与所得控除が55万円のため所得金額は91万円、これは地方税法で定める $(35 \times 2) + 21 = 91$ 万円以下となるため、非納税義務者となる。

¹⁶¹ 給与収入が191.5万円の場合、給与所得控除が65.45万円のため所得金額は126.05万円、これは地方税法で定める $(35 \times 2) + 21 = 91$ 万円以下となるため、非納税義務者となる。

以上のデータから見て、住民税の非納税者数に乗じるべき平均給与収入は、「民間給与実態統計調査」のうち、2014年において所得が200万円以下の非納税の給与所得者数及び給与額を用いて計算することが妥当と考えられる。一人当たり給与収入を計算した結果が、表6-3である。この表3にあるとおり、1年未満勤続者は42万8,132円であり、藤原・小川(2016)による手法による一人当たり給与47.1万円の90.9%と、ほぼ同水準に推計された。一方、1年間を通じて勤務した給与所得者以上は96万4,676円とであり、藤原・小川(2016)による手法による一人当たり給与175.6万円の54.9%と、大幅に低い金額となった。

この要因は、当然ながら、藤原・小川(2016)では、「民間給与実態統計調査」における非納税者のうち給与収入200万円超から1,000万円以下のサンプルを含めて一人当たり給与収入を計算していることに依る。このような計算方法は、藤原・小川(2016)で2014年に301万人と推計している「所得税ありかつ住民税なし」の者に乗じるのであれば、一定の妥当性があると考えられる余地もある。しかしながら、藤原・小川(2016)では2014年で965万人と推計している「所得税なし給与所得者数」に乗じており、大幅な過大推計となっていることが指摘できる。

6-3-2-2 「税務データを用いた分配側GDPの試算」の再試算

以上から、本章では、藤原・小川(2016)における個人住民税非課税対象分の推計と比し、大幅に乖離があった所得税の非納税者の一人当たり給与のうち1年間を通じて勤務した給与所得者分のみを変更して再試算をする。推計式であらわすと、以下ととおりとなる。

藤原・小川(2016)の手法による一人当たり給与の推計式：

$$\left(\text{Salary}_{\text{Under}200}^t + \text{Salary}_{\text{Over}200}^t \right) \div \left(\text{Population}_{\text{Under}200}^t + \text{Population}_{\text{Over}200}^t \right)$$

本章の手法による一人当たり給与の推計式：

$$\text{Salary}_{\text{Under}200}^t \div \text{Population}_{\text{Under}200}^t$$

※ $\text{Salary}_{\text{Under}200}^t$ ：t年における給与階級200万円以下の給与額

$\text{Salary}_{\text{Over}200}^t$ ：t年における給与階級200万円超の給与額

$\text{Population}_{\text{Under}200}^t$ ：t年における給与階級200万円以下の給与所得者数

$\text{Population}_{\text{Over}200}^t$ ：t年における給与階級200万円超の給与所得者数

本推計式を用いて、藤原・小川(2016)及び本章の手法による「民間給与実態統計調査」における1994～2014年における1年間を通じて勤務した給与所得者の一人当たり給与収入を計算したものが、表6-4である。

「税務データを用いた分配側GDPの試算」の再試算、すなわち藤原・小川(2016)で推計された賃金・俸給を再試算するためには、表6-4で求めた各一人当たり給与収入を、1

年間を通じて勤務した個人住民税非課税対象者数に乗じて、金額を算出する必要がある。1年間を通じて勤務した個人住民税非課税対象者数の推計方法は、藤原・小川（2016）の補論2に説明があるものの、人数に関しては2014年の965万人のみ記載されており、他の年分の具体的な人数は分からない。そこで、まずは1994～2014年の全年分に関して965万人と仮定して、1年間を通じて勤務した個人住民税非課税対象者の賃金・俸給を試算する。

「税務データを用いた分配側GDPの試算」における賃金・俸給を再試算して整理したものが、図6-1及び表6-6-1である。賃金・俸給の試算値は、実績値に対し、1994～2014年の21年間平均で0.6兆円の上振れに留まる。試算値を実績値で除して求めた「乖離率」で見ると、1994～2014年の21年間平均は100.4%に留まった。

一方で、藤原・小川（2016）の補論2での説明を元に、1年間を通じて勤務した個人住民税非課税対象者数を推計したものが、表6-5である。2014年の人数が、藤原・小川（2016）では965万人である一方、表5では992万人であり、若干の差異¹⁶²はあるものの、試算値の比較に大きな影響を与えるような乖離ではない。表5を用いて1年間を通じて勤務した個人住民税非課税対象者数まで加味して「税務データを用いた分配側GDPの試算」における賃金・俸給を再試算して整理したものが、図6-2及び表6-6-2である。賃金・俸給の試算値は、実績値に対し、1994～2014年の21年間平均で1.2兆円の上振れに留まる。試算値を実績値で除して求めた「乖離率」で見ると、1994～2014年の21年間平均は100.6%に留まった。ただし、図6-1と図6-2を比較すると、1年間を通じて勤務した個人住民税非課税対象者数の推計を加味することは論旨には影響を与えないため、図6-1の結果を本章での結論とする。

6-4 おわりに

本章では、住民税「非納税義務者」と所得税「非納税者」の相違について明確にしたうえで、「民間給与実態統計調査」を用いて分析している藤原・小川（2016）における税務データを用いた分配側GDPの試算の再試算を行った。

本章の分析の結果、まず、①主に住宅ローン控除等で所得税「非納税者」となった場合は住民税「非納税義務者」にはならないこと、②2014年の「国民生活基礎調査」（厚生労働省）における日本の平均世帯人員は2.49人である中で住民税「非納税義務者」となる給与収入金額は3人世帯であっても約191.5万以下であること及び③「民間給与実態統計調査」から推計した一人当たり平均給与収入の金額を住民税「非納税義務者」に乗じて計算するうえで、

¹⁶² 藤原・小川（2016）の論文から読み取れる個人住民税非課税対象者数の推計方法を忠実に実行したものが本稿推計である。藤原・小川（2016）では、本稿の表5のように詳細な推計ステップを記載している訳ではないため、乖離理由がどこに所在するのかわからない。しかしながら、本稿の方が個人住民税非課税対象者数は多く推計されるため、藤原・小川（2016）の分配側GDPが過大であるという本稿の指摘には、大きな影響を与えるものではない。

所得税「非納税者」のうち 200 万円超から 1,000 万円以下のサンプルは除外することが適切である旨を指摘した。そのうえで、藤原・小川（2016）における税務データを用いた分配側 GDP を再試算した結果、藤原・小川（2016）では実績値に対する試算値は 1994～2014 年の 21 年間平均で 9.4 兆円上振れている一方、実績値に対する本章の試算値では 1994～2014 年の 21 年間平均で 0.6 兆円の上振れに留まった。また、試算値を実績値で除して求めた「乖離率」で見ると、藤原・小川（2016）では 1994～2014 年の 21 年間平均は 104.4%であったのに対し、本章の試算値では 100.4%となった。

本章の試算結果では、内閣府が公表する分配側 GDP の実績値とそれほど差が無いといえる。当然、内閣府が公表する分配側 GDP の実績値が必ずしも真実をあらわしているという保証はない。しかしながら、地方税法上の住民税「非納税義務者」と、所得税法上の所得税「非納税者」という、類似してはいるものの、厳密には性質が異なる計数を推計に使用する際は、そのデータの特性をよく熟知し、かつ特性を踏まえた調整を行う必要があるといえる。前述のとおり、「民間給与実態統計調査」は、国税庁が実施しているとはいえ、統計法に基づく統計調査である。行政記録情報としての税務データであれば、国税庁が、国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現という所掌事務の遂行のため、税務調査等により相当程度正確性が担保されているという解釈も成り立ち得る。しかし、「民間給与実態統計調査」は、統計法に基づく統計調査である以上、他の公的統計同様、統計が有する特徴やバイアスを加味して利活用することが望まれる。

現在、経済政策の決定において、EBPM¹⁶³が中心的テーマの 1 つとなっている。しかしながら、本章の分析から、各種政府統計や行政記録情報をエビデンスとして政策立案する際は、前提として当該データに対する正しい理解に努め、必要な調整を施すことに留意する必要があることが示唆される。

¹⁶³ EBPM とは、Evidence-based Policymaking の略称のことであり、エビデンス（根拠、証拠）に基づく政策立案のことをさす。明確な契機となったのは、2016 年秋に GDP 等の経済統計の見直しを行う統計改革とセットで EBPM の検討を進めることと指摘される。詳細な経緯は、三輪（2020）等参照。

6-5 第6章図表

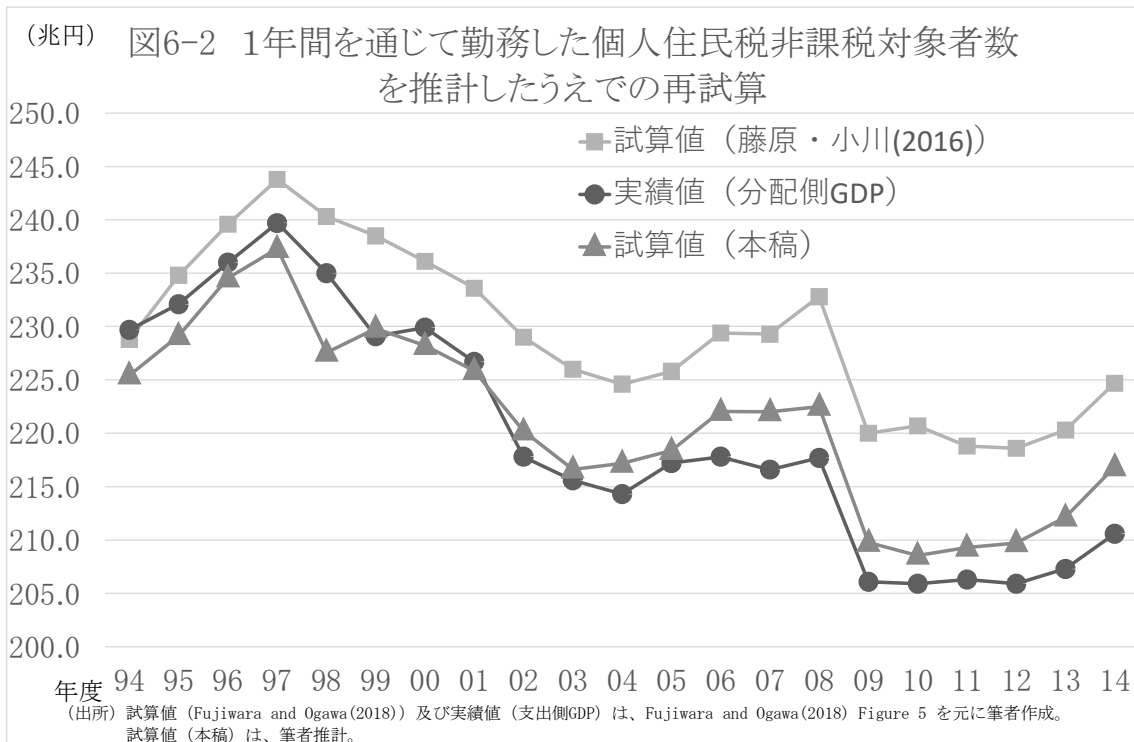
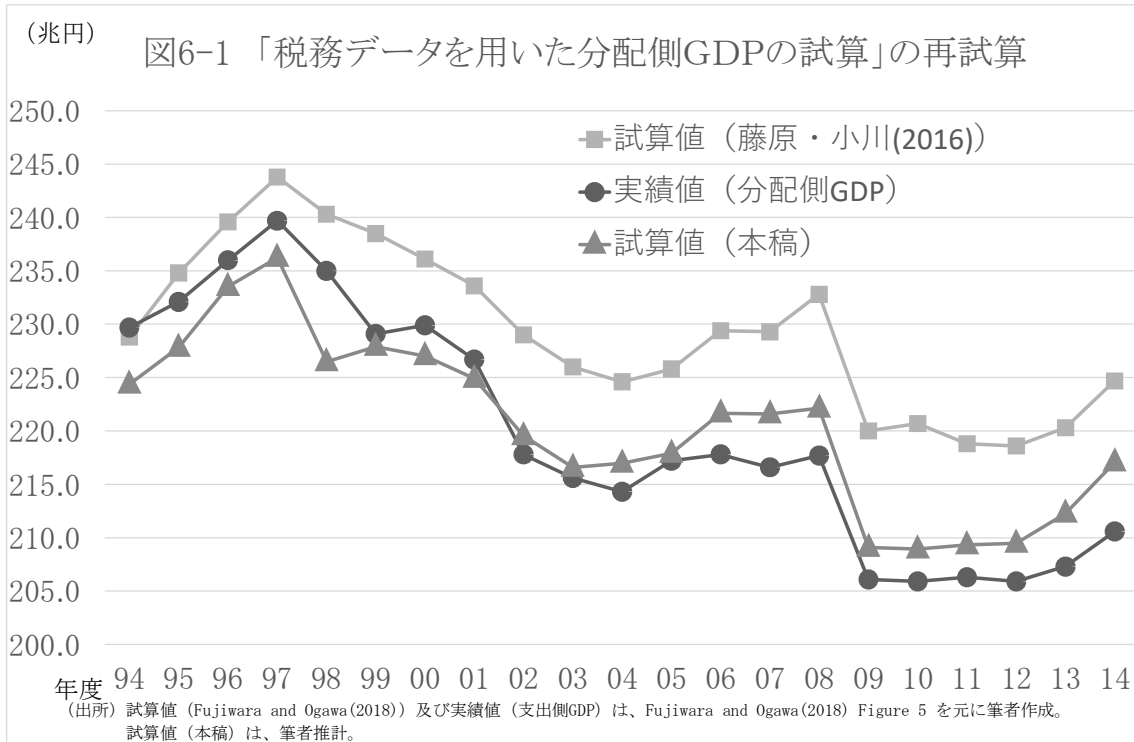


表6-1 藤原・小川(2016)の手法による「民間給与実態統計調査」における2014年の一人当たり給与収入

	1年間を通じて勤務した給与所得者	1年未満勤続者
① 非納税の給与所得者数合計 (単位:人)	7,303,256	4,338,097
② 非納税の給与額合計 (単位:100万円)	12,821,019	2,052,745
③ 一人当たり給与額推計 (②÷①、単位:円)	1,755,521	473,190

(出所)①及び②は、「民間給与実態統計調査」第16表「給与階級別の納税者数・非納税者数」の計数。③は、②を①で除して筆者推計。

表6-2 「民間給与実態統計調査」第16表 給与階級別の納税者数・非納税者数 抜粋

区分 給与階級	合計			区分 給与階級	合計			
	納税者	非納税者	計		納税者	非納税者	計	
	人	人	人		百万円	百万円	百万円	
給 与 所 得 者 数	100万円以下	561,890	3,615,716	4,177,606	100万円以下	431,533	2,951,879	3,383,412
	200 "	5,337,351	1,876,985	7,214,336	200 "	8,188,849	2,346,796	10,535,644
	300 "	7,565,204	463,614	8,028,818	300 "	19,058,676	1,149,025	20,207,701
	400 "	7,851,960	388,852	8,240,812	400 "	27,475,579	1,368,189	28,843,768
	500 "	6,182,088	450,702	6,632,790	500 "	27,661,820	2,025,497	29,687,317
	600 "	4,170,766	331,097	4,501,863	600 "	22,867,809	1,802,301	24,670,110
	700 "	2,669,688	134,697	2,804,385	700 "	17,273,861	865,060	18,138,922
	800 "	1,860,739	35,223	1,895,962	800 "	13,889,116	258,772	14,147,889
	900 "	1,243,852	5,947	1,249,799	900 "	10,537,321	49,654	10,586,975
	1,000 "	821,008	423	821,431	1,000 "	7,775,472	3,845	7,779,317
1,500 "	1,483,416	-	1,483,416	1,500 "	17,539,640	-	17,539,640	
2,000 "	305,993	-	305,993	2,000 "	5,246,806	-	5,246,806	
2,500 "	94,661	-	94,661	2,500 "	2,108,839	-	2,108,839	
2,500万円超	110,800	-	110,800	2,500万円超	4,527,942	-	4,527,942	
計	40,259,416	7,303,256	47,562,672	計	184,583,263	12,821,019	197,404,281	

(出所)「民間給与実態統計調査」(国税庁)第16表

表6-3 本稿の手法による「民間給与実態統計調査」における2014年の一人当たり給与収入

	1年間を通じて勤務した給与所得者	1年未満勤続者
④ 200万円以下の非納税の給与所得者数 (単位:人)	5,492,701	4,269,105
⑤ 200万円以下の非納税の給与額 (単位:100万円)	5,298,675	1,828,508
⑥ 200万円以下の一人当たり給与額推計 (⑤÷④、単位:円)	964,676	428,312

(出所)④及び⑤は、「民間給与実態統計調査」第16表「給与階級別の納税者数・非納税者数」の計数。⑥は、⑤を④で除して筆者推計。

表6-4 藤原・小川(2016)及び本稿の手法による「民間給与実態統計調査」における1994～2014年における1年間を通じて勤務した給与所得者の一人当たり給与と収入

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
① 非納税の給与所得者数合計 (単位:人)	464,023	579,851	570,432	565,773	10,601,573	6,203,314	6,067,333	6,276,755	6,644,827	6,994,715	6,452,505
② 非納税の給与額合計 (単位:100万円)	6,325,691	9,253,782	9,005,521	9,758,694	26,585,142	12,883,095	11,810,345	11,927,732	13,107,570	13,884,357	11,558,315
③ 一人当たり給与額推計 (②÷①、単位:円)	1,362,701	1,658,428	1,578,135	1,726,555	2,507,660	2,078,421	1,946,546	1,900,302	1,972,598	1,984,978	1,791,291
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	
① 非納税の給与所得者数合計 (単位:人)	641,1374	6,557,172	6,618,786	7,508,062	8,227,245	7,972,697	7,124,413	7,180,919	7,485,396	7,303,256	
② 非納税の給与額合計 (単位:100万円)	11,493,384	11,687,183	11,767,187	15,658,356	17,414,985	17,569,069	13,824,072	13,721,441	13,438,486	12,821,019	
③ 一人当たり給与額推計 (②÷①、単位:円)	1,792,692	1,782,351	1,777,847	2,085,539	2,116,746	2,203,654	1,940,380	1,910,820	1,795,294	1,755,521	
	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
④ 200万円以下の非納税の給与所得者数 (単位:人)	3,711,050	4,048,543	4,146,196	4,086,823	5,617,188	3,933,827	4,107,913	4,286,357	4,338,971	4,568,061	4,679,654
⑤ 200万円以下の非納税の給与額 (単位:100万円)	3,356,648	3,787,059	3,931,806	3,854,233	6,039,644	3,854,304	4,132,133	4,271,267	4,307,965	4,607,496	4,685,688
⑥ 200万円以下の一人当たり給与額推計 (⑤÷④、単位:円)	904,501	935,413	948,292	943,088	1,075,208	979,785	1,005,896	1,001,151	992,854	1,008,633	1,001,289
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	
④ 200万円以下の非納税の給与所得者数 (単位:人)	4,614,490	4,749,910	4,808,451	5,005,530	5,292,056	4,987,048	4,979,300	5,119,666	5,556,124	5,492,701	
⑤ 200万円以下の非納税の給与額 (単位:100万円)	4,494,156	4,663,813	4,710,652	4,897,010	5,213,528	4,910,423	4,772,584	4,940,117	5,357,755	5,298,675	
⑥ 200万円以下の一人当たり給与額推計 (⑤÷④、単位:円)	973,923	981,874	979,661	978,320	985,161	984,635	958,485	964,930	964,297	964,676	

(出所) ①、②、④及び⑤は、「民間給与実態統計調査」第1表「給与所得者の数・非納税者数」の計数、③は、②を④で除して、⑥は、⑤を④で除して筆者推計。

表6-5 1年間を通じて勤務した個人住民税非課税対象者数の推計

単位：人

計算式	個人住民税の納税義務者		納税者数		非納税者数		1年を通じて勤務者数合計 $1 \times ⑦ + ② \times ⑤ \div ⑤ + ⑥ \times 2$	1年未満勤務者数合計 $③ + ② - ⑦$	労働力人口 原資料より	個人住民税の非納税義務者数 $⑨ - (⑦ + ⑧) \div 2$	個人住民税の非納税義務者うち1年を通じて勤務者数 $⑩ \times ⑤ \div (⑤ + ⑥ \times 2)$	所得税納税義務「なし」又は「失格者」のうち1年を通じて勤務継続者数 $⑨ \times ⑤ \div (⑤ + ⑥ \times 2)$	1年間を通じて勤務した個人住民税非課税対象者数 $⑪ + ⑫$
	所得税納税義務「あり」又は「有資格者」	所得税納税義務「なし」又は「失格者」	1年を通じて勤務	1年未満勤務者	1年を通じて勤務	1年未満勤務者							
1994	43,985,742	1,167,379	39,084,354	3,608,120	4,642,023	2,823,494	37,656,965	7,496,156	52,358,333	10,953,290	6,810,704	526,678	7,337,382
1995	44,254,056	954,445	38,813,918	4,074,788	5,579,851	3,130,404	37,024,426	8,184,075	52,628,333	11,511,870	7,374,585	449,777	7,824,363
1996	44,006,268	1,680,383	39,189,358	3,758,755	5,706,432	3,355,138	37,695,687	7,990,964	53,222,500	11,531,331	7,261,739	772,255	8,034,004
1997	44,506,737	1,774,446	39,610,474	3,971,502	5,652,773	3,286,363	37,893,100	8,388,083	53,912,500	11,825,358	7,477,911	820,461	8,298,372
1998	44,735,967	1,649,413	34,843,977	3,120,577	10,601,573	4,116,717	38,868,620	7,516,760	53,678,333	11,051,333	7,960,270	928,398	8,888,667
1999	44,563,277	1,740,804	38,780,475	4,014,482	6,203,314	3,651,692	37,719,095	8,584,986	53,307,500	11,295,912	7,110,300	799,510	7,909,811
2000	43,502,737	2,199,556	38,871,734	3,906,835	6,067,333	3,846,061	37,191,656	8,510,637	53,559,167	12,112,192	7,413,072	969,910	8,382,982
2001	43,443,440	2,057,955	38,819,785	3,969,722	6,276,755	3,890,930	36,985,814	8,515,581	53,689,167	12,445,562	7,682,943	918,816	8,601,759
2002	43,036,677	2,120,475	38,079,244	4,098,981	6,644,827	3,788,813	36,403,472	8,753,680	53,317,500	12,537,188	7,984,505	990,700	8,975,205
2003	42,197,181	2,221,524	37,666,519	4,044,364	6,994,715	3,835,263	35,797,032	8,621,673	53,348,333	13,240,465	8,551,567	1,059,575	9,611,142
2004	42,040,311	2,317,367	38,077,687	3,990,580	6,452,505	3,946,582	35,797,813	8,559,865	53,548,333	13,470,588	8,358,333	1,042,323	9,400,656
2005	43,112,590	2,060,135	38,524,523	4,030,411	6,411,374	3,882,605	36,584,369	8,588,356	53,928,333	13,049,786	8,127,767	931,698	9,059,465
2006	44,360,220	2,143,766	38,287,954	4,381,507	6,557,172	3,802,295	37,090,950	9,413,036	54,776,667	12,979,199	8,215,368	992,605	9,207,974
2007	44,933,980	2,169,729	38,805,910	4,107,318	6,618,786	3,794,348	38,094,677	9,009,032	55,369,167	12,769,974	8,116,838	1,010,803	9,127,642
2008	45,030,243	2,683,062	38,364,810	4,501,925	7,508,062	4,374,944	37,709,941	10,003,364	55,457,500	12,745,877	8,053,251	1,239,061	9,292,313
2009	44,860,176	3,031,953	36,829,235	4,121,526	8,227,245	4,635,838	38,081,411	9,810,718	54,892,500	11,905,730	7,614,921	1,425,495	9,040,416
2010	43,202,014	3,460,414	37,547,128	4,160,321	7,972,697	4,594,960	36,972,449	9,689,979	54,998,333	13,180,895	8,361,724	1,607,496	9,969,220
2011	42,932,165	3,602,011	38,532,800	4,121,351	7,124,413	4,636,826	36,931,683	9,602,493	55,120,833	13,387,904	8,109,771	1,564,954	9,674,725
2012	43,494,441	3,077,426	38,375,092	4,097,487	7,180,919	4,640,773	37,183,059	9,388,808	55,130,000	13,252,537	8,050,065	1,342,372	9,392,437
2013	43,863,153	3,091,131	38,968,815	4,204,677	7,485,396	4,491,682	37,482,678	9,471,606	55,666,667	13,448,186	8,404,804	1,404,984	9,809,788
2014	44,183,617	3,003,808	40,259,416	4,277,400	7,303,256	4,338,097	37,813,202	9,374,223	56,130,000	13,629,687	8,550,646	1,372,862	9,923,508

(出所) ①及び②：「市町村税課税状況等の調査」(総務省) 第12表(2001年以前は第13表) 給与所得の収入金額等に関する調査 ※2010年以前は冊子より計数入手
 ③、④、⑤及び⑥：「民間給与実態統計調査」(国税庁) 第16表 給与階級別の納税者数・非納税者数 その1及びその2より ※1998年以前は冊子より計数入手
 ⑦：「労働力調査」(総務省) 長期時系列表1 a-1 主要項目 の月次データの年平均値を筆者作成
 ⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫：藤原・小川(2016) 補論2を参考に筆者作成

表6-6-1 「税務データを用いた分配側GDPの試算」の再試算

	「民間給与実態統計調査」における 1年間を通じて勤務した給与所得者 のうち非納税者の一人当たり給与額		1年間を通じて勤務した 個人住民税非課税対象者数	1年間を通じて勤務した 個人住民税非課税対象者に関する 税務データを用いた分配側GDPの試算			税務データを用いた分配側GDPの試算	
	全所得階級から算出 (藤原・小川 (2016)の手法)	給与収入200万円 以下から算出 (本稿の手法)	藤原・小川(2016)ある 2014年の人数965万人を 全年分に適用	全所得階級から算出 (藤原・小川 (2016)の手法)	給与収入200万円 以下から算出 (本稿の手法)	調整すべき差額	藤原・小川(2016)	本稿
	(1)	(2)	(3)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
計算式	本稿表4 ③より転記	本稿表4 ⑥より転記	藤原・小川(2016)より	(1)×(3)	(2)×(3)	(6)-(5)	Fujiwara and Ogawa(2018) Figure 5より転記	(8)+(7)
単位	円	円	人	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
1994	1,362,701	904,501	9,650,000	13.2	8.7	-4	228.8	224.4
1995	1,658,428	935,413	9,650,000	16.0	9.0	-7	234.8	227.8
1996	1,578,135	948,292	9,650,000	15.2	9.2	-6	239.6	233.5
1997	1,726,355	943,088	9,650,000	16.7	9.1	-8	243.8	236.2
1998	2,507,660	1,075,208	9,650,000	24.2	10.4	-14	240.3	226.5
1999	2,078,421	979,785	9,650,000	20.1	9.5	-11	238.5	227.9
2000	1,946,546	1,005,896	9,650,000	18.8	9.7	-9	236.1	227.0
2001	1,900,302	1,001,151	9,650,000	18.3	9.7	-9	233.6	224.9
2002	1,972,598	992,854	9,650,000	19.0	9.6	-9	229.0	219.5
2003	1,984,978	1,008,633	9,650,000	19.2	9.7	-9	226.0	216.6
2004	1,791,291	1,001,289	9,650,000	17.3	9.7	-8	224.6	217.0
2005	1,792,652	973,923	9,650,000	17.3	9.4	-8	225.8	217.9
2006	1,782,351	981,874	9,650,000	17.2	9.5	-8	229.4	221.7
2007	1,777,847	979,661	9,650,000	17.2	9.5	-8	229.3	221.6
2008	2,085,539	978,320	9,650,000	20.1	9.4	-11	232.8	222.1
2009	2,116,746	985,161	9,650,000	20.4	9.5	-11	220.0	209.1
2010	2,203,654	984,635	9,650,000	21.3	9.5	-12	220.7	208.9
2011	1,940,380	958,485	9,650,000	18.7	9.2	-9	218.8	209.3
2012	1,910,820	964,930	9,650,000	18.4	9.3	-9	218.6	209.5
2013	1,795,294	964,297	9,650,000	17.3	9.3	-8	220.3	212.3
2014	1,755,521	964,676	9,650,000	16.9	9.3	-8	224.7	217.1

(出所) 筆者作成

表6-6-2 1年間を通じて勤務した個人住民税非課税対象者数を推計したうえでの再試算

	「民間給与実態統計調査」における 1年間を通じて勤務した給与所得者 のうち非納税者の一人当たり給与額		1年間を通じて勤務した 個人住民税非課税対象者数	1年間を通じて勤務した 個人住民税非課税対象者に関する 税務データを用いた分配側GDPの試算			税務データを用いた分配側GDPの試算	
	全所得階級から算出 (藤原・小川 (2016)の手法)	給与収入200万円 以下から算出 (本稿の手法)	藤原・小川(2016)の 手法に基づいて 筆者推計	全所得階級から算出 (藤原・小川 (2016)の手法)	給与収入200万円 以下から算出 (本稿の手法)	調整すべき差額	藤原・小川(2016)	本稿
	(1)	(2)	(3)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
計算式	本稿表4 ③より転記	本稿表4 ⑥より転記	本稿表5 ●より転記	(1)×(3)	(2)×(3)	(6)-(5)	Fujiwara and Ogawa(2018) Figure 5より転記	(8)+(7)
単位	円	円	人	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
1994	1,362,701	904,501	7,337,382	10.0	6.6	-3	228.8	225.4
1995	1,658,428	935,413	7,824,363	13.0	7.3	-6	234.8	229.1
1996	1,578,135	948,292	8,034,004	12.7	7.6	-5	239.6	234.5
1997	1,726,355	943,088	8,298,372	14.3	7.8	-6	243.8	237.3
1998	2,507,660	1,075,208	8,888,667	22.3	9.6	-13	240.3	227.6
1999	2,078,421	979,785	7,909,811	16.4	7.7	-9	238.5	229.8
2000	1,946,546	1,005,896	8,382,982	16.3	8.4	-8	236.1	228.2
2001	1,900,302	1,001,151	8,601,759	16.3	8.6	-8	233.6	225.9
2002	1,972,598	992,854	8,975,205	17.7	8.9	-9	229.0	220.2
2003	1,984,978	1,008,633	9,611,142	19.1	9.7	-9	226.0	216.6
2004	1,791,291	1,001,289	9,400,656	16.8	9.4	-7	224.6	217.2
2005	1,792,652	973,923	9,059,465	16.2	8.8	-7	225.8	218.4
2006	1,782,351	981,874	9,207,974	16.4	9.0	-7	229.4	222.0
2007	1,777,847	979,661	9,127,642	16.2	8.9	-7	229.3	222.0
2008	2,085,539	978,320	9,292,313	19.4	9.1	-10	232.8	222.5
2009	2,116,746	985,161	9,040,416	19.1	8.9	-10	220.0	209.8
2010	2,203,654	984,635	9,969,220	22.0	9.8	-12	220.7	208.5
2011	1,940,380	958,485	9,674,725	18.8	9.3	-9	218.8	209.3
2012	1,910,820	964,930	9,392,437	17.9	9.1	-9	218.6	209.7
2013	1,795,294	964,297	9,809,788	17.6	9.5	-8	220.3	212.1
2014	1,755,521	964,676	9,923,508	17.4	9.6	-8	224.7	216.9

(出所) 筆者作成

第7章 中国における幸福感とは何か？

—中国総合社会調査 (CGSS) および日本版総合的社会調査 (JGSS) のマイクロデータを用いた分析—¹⁶⁴

7-1 はじめに

近年、国連等の国際機関においても、幸福度指標の作成を通じて、幸福の全体図を描き出そうとする試みが進められている¹⁶⁵。日本においても、内閣府が2010年12月に「幸福度に関する研究会」を立ち上げられ、近年も2019年以降「満足度・生活の質に関する調査」¹⁶⁶を公表する等、GDPといった物的・数量的な側面だけではなく、幸福感といった質的・主観的尺度も活用することで政策運営に活かす取り組みがなされている。

その中で、本章は、中国総合社会調査 (以下、CGSS) のマイクロデータを用いて、中国における主観的な幸福感の要因と経年の変化を分析することを目的としている¹⁶⁷。また、日本版総合的社会調査 (以下、JGSS) の利用可能な最新年分¹⁶⁸である JGSS-2012 のマイクロデータを用いた分析も併せて行い、中国と日本の文化的な違いを比較検証する¹⁶⁹。

Easterlin の一連の研究において、幸福感は必ずしも所得増加や経済発展に伴って増加す

¹⁶⁴ 本章は、2017年12月刊行の中国経済経営学会「中国経済経営研究」第1巻第2号 (通巻2号) pp. 18-37 に掲載された米田・黎 (2017) を加筆・修正したものである。2017年度中国経済経営学会春季研究集会 (2017年7月1日 (土) 於 愛知大学名古屋キャンパス) において討論者を引き受けてくださった孟哲男先生 (大阪商業大学) 及び査読プロセスの中で頂戴したエディター及びレフェリーの皆さまのコメントに感謝する。

¹⁶⁵ 国連では、2012年以降、毎年「世界幸福度調査 (World Happiness Report)」を公表している。2022年3月に公表された最新ランキングでは、146か国中、1位フィンランド、2位デンマーク、3位アイスランドとなっており、日本は54位であった。なお、2011年に国王夫妻が来日して一躍有名になった「幸せの国・ブータン」は、2013年の世界幸福度調査では8位であったものの、2019年の世界幸福度調査では156か国中95位となり、以降、世界幸福度調査のランキングに登場していない。ただし、1972年にブータン国王の提唱で「国民総幸福量 (Gross National Happiness)」の調査行つて国の政策に反映させており、早くから幸福度に着目した先駆的な国といえる。

¹⁶⁶ 内閣府では、2018年9月に (株) サーベイリサーチセンター (以下「SRC」) への業務委託を行い、SRC の下で、「満足度・生活の質指標群に関する研究会」を立ち上げ、約1万人規模のWEB調査 (満足度・生活の質に関する調査) を行った。同研究会は、大守隆座長 (科学技術振興機構 社会技術研究開発センター)、猪狩廣美先生 (聖学院大学政治経済学部特任教授 (当時))、小塩隆士先生 (一橋大学)・白石小百合先生 (横浜市立大学)・土屋隆裕先生 (横浜市立大学) が構成員となっており、経済学・データサイエンスの分野の専門家の叡智が集結されている。

¹⁶⁷ 本章では、実際に聴取が行われた期間が属する年分を調査名の後に記載して標記する。例えば「CGSS-2003」は、2003年に実施された中国総合社会調査のデータを表し、また「JGSS-2012」は2012年に実施された日本版総合的社会調査のデータをさす。

¹⁶⁸ 本章は、2017年度中国経済経営学会春季研究集会 (2017年7月1日 (土) 於 愛知大学名古屋キャンパス) で報告するために作成されたものであり、その時点での入手可能な最新年分のデータとなる。

¹⁶⁹ CGSS や JGSS は、必ずしも経済分析やEBPMにおける政策活用に利用されているわけではない。しかしながら、国連の「世界幸福度調査」は2012年以降公表、内閣府の「幸福度に関する研究会」が2010年12月に立ち上げである中で、2000年代から大規模マイクロ・データが存在することは、非常に価値が高いといえる。2000年代における中国の高度経済成長の中で、物的な側面だけではなく、幸福感という質的な側面を分析することは重要であり、また、日本と比較することで更なる分析の広がり生まれる。

るわけではないという“Easterlin Paradox”が指摘されて以降、幸福感の要因に関する研究がさかんに行われている。現在は、Easterlin (1995) で提示された「相対所得仮説」を支持する研究が蓄積されてきている(例えば、Diener & Oishi (2000)、Oshio et al. (2011))。しかし、中国の幸福感に関する研究に絞ると、必ずしも所得要素だけとは限らない。羅 (2009) は絶対所得と相対所得の両方ともが幸福感に正に相関することを結論とする一方、所得以外の要因も考えられるとも指摘している。また Knight et al. (2009) は中国の農村部について検証し、所得以外の心理健康や医療に対する満足度等も幸福感に影響することを示した。また、Knight 先生は、中国においては居住している場所が決定的に重要である点も強調している。中国の内陸部と沿岸部では、大きな経済的・文化的格差が存在していることが、その背景に考えられる。馬 (2015) では、幸福感に対する職種および地域別にみたジニ係数の影響の重要性が指摘されている。刘他 (2012) では、戸籍類型が「城镇(都市)」の場合に有意に幸福感が上昇することを指摘している。

ここで、Hofstede (1984) では、「5次元モデル」を用いて国による文化の違いを定量的・体系的にスコア化して比較し、主観的感情における文化的背景の重要性を指摘している。文化的背景が異なれば、人々の主観的な幸福感に対する捉え方も異なっていると考えられる。そこで本章では、CGSS-2013 を用いて幸福感を分析した黎 (2017) の手法を参考に、利用可能な全ての年分のCGSSデータ¹⁷⁰を用いて、「中国における幸福感とは何か?」について順序プロビットモデルにより分析を行う。また、JGSS-2012 についても同様の手法で分析を行い、CGSS-2012 と比較することにより、幸福感に対する中国と日本での考え方の違いを考察する。

過去の先行研究を参考に、説明変数としては以下の14種類を使用する。すなわち、絶対所得、相対所得(対数)¹⁷¹、年齢、年齢の二乗、身体健康、心理健康、社交活動(人間関係)、性別ダミー(男性をベースとして女性ダミーを設定)、婚姻状況ダミー(未婚をベースとし既婚ダミー・離婚ダミー・死別ダミーを設定)、学歴ダミー(高卒以下をベースとして大学専科以上ダミーを設定)、居住地(沿海部をベースとして内陸(地方)ダミーを設定)、就業状況ダミー(就労をベースとし定年退職ダミー・無職ダミーを設定)、社会的地位の自己評価および各省におけるジニ係数¹⁷²、である。

¹⁷⁰ 本章作成時点においては、CGSS-2003・2004・2005・2006・2008・2010・2011・2012・2013 が公表されている。本章では、「等価世帯所得」を計算するうえで世帯人数のデータが必要となる。公表データのうちCGSS-2004・2010・2011は、公表データから世帯人数データが欠落しているため、分析対象から除外する。また、CGSS-2006は、世帯人数データは欠落しているものの世帯構成員の情報は存在するため、そこから世帯人数データを作成することは可能である。しかし、世帯構成員の全てが網羅的に聴取されているか不明であるため、明示的に世帯人数を聴取しており他の年分と比較可能性が担保されているCGSS-2003・2005・2008・2012・2013の5年分を分析対象とする。

¹⁷¹ 本章における絶対所得と相対所得には、世帯所得を世帯人数の平方根で除して求める「等価世帯所得」を使用する。なお、絶対所得と相対所得を共に実額値とした場合、両者の相関係数はどの年でも0.9を超えるため、多重共線性の問題が発生する可能性が高い。よって、黎(2017)や小塩・浦川(2012)に倣い、相対所得については対数差分値を用いる。

¹⁷² ジニ係数は各省におけるものを使用する一方、相対所得は4節(1)で後述するとおり年齢・学歴・性別・地域別に区分した24グループの準拠集団対するものを使用している。そのため、両者を同時に説明変数として使用しても問題はない。実際、どの年分のデータセットにおいても、相関係数は多重共線

以上により順序プロビットモデルで回帰分析を行った結果から、主に以下の3点が指摘できる。まず相対所得は、CGSS-2003・2005・2008・2012・2013の全てのデータに関して、正に有意となっている。これは、Easterlin (1995) が提示している「相対所得仮説」を支持するものといえる。次に絶対所得について、CGSS-2003・2008は負に有意となっており、他の年分は有意ではない。絶対所得は、相対所得同様、一般的には正に有意になるものと考えられる。しかし、中国における持続的な高度経済成長の中で名目の所得に対する信頼が薄まり、相対所得に重きを置くようになってきているものと解される。最後に各省におけるジニ係数について、全て有意であるものの、CGSS-2003・2005とCGSS-2008・2012・2013で係数が逆になっている。一般的に、所得格差を表す指標であるジニ係数は、幸福感に負の影響を与えると解される。しかしながら、中国全体が急速に経済発展し、世界における存在感も高まっている中では、一部起業家に富が集中し貧富の差が拡大したとしても、社会全体を覆う期待感や起業による一攫千金の機会等により幸福感が上昇する可能性が示唆されている。

一方、JGSS-2012とCGSS-2012の比較においては、以下の3点が特に興味深い。まず、日本では相対所得・絶対所得とも幸福度に有意な影響を与えていない。これは、日本では親しい間柄でも自分の所得を他者に示すことは稀で相対所得を実感する局面が少ないことが起因していると考えられる¹⁷³。次に、日本では大学ダミーが有意ではない。これは、日本では大学進学率が高く、また高卒アルバイトでも十分な賃金稼得が可能¹⁷⁴な状況であるため、相対的に大学進学の評価が低いことが原因と解される。最後に離婚・死別ダミーについて、中国では離婚ダミーは有意ではなく死別ダミーは5%水準で有意に正である一方、日本は両方とも1%水準で強く負に有意であり、文化的な違いがあると考えられる。この結果をそのまま考察すると、日本では離婚・死別が幸福感に大きなマイナスを与える文化であると考えられるが、一般的には中国の方が家族を大切にす気持ちは強いことが知られており、やや違和感のある結果となっている。これは、中国では家族愛が強いが故に、離婚・死別を経験しても他の家族・親類が精神的に支えるため、幸福感に与えるマイナスの影響が相当程度緩和されているものと解釈すれば、妥当な結果といえる。

本章の構成は、以下のとおりである。まず7-2節において、先行研究をサーベイしたうえで本研究の特徴を述べる。7-3節では、本章で用いる分析手法およびデータセットを説明す

性が疑われるレベルには達していない。

¹⁷³ 相対所得仮説は、仮説とはいえ、世界各国のデータでも実証されている。今回、相対所得仮説が有意でなかった理由には、サンプル数の少なさも考えられる。特にJGSS-2012は、分析可能データ数が3,388であり、これを様々な変数で細分化するため、特定の条件に合致する者が僅かという場合もあるため、結果の解釈には留意が必要といえる。

¹⁷⁴ 日本における2012年の最低賃金時給は、749円である(全国加重平均値。東京都では837円)。1日8時間、月に25日勤務すると仮定すると、年間で約180万円(東京都では201万円)となり、特別な技術を持たない高卒アルバイトが最低賃金時給で労働したとしても、生活するには十分な賃金が稼得可能であるといえる。なお、2017年の最低賃金時給は、848円(全国加重平均値。東京都では958円)であり、また例えば東京都における牛丼店での深夜アルバイトでは、時給1,625円で求人されることも珍しくはない。仮に時給が1,625円として同様に計算すると、年間稼得額は390万円となる。一方、中国では、そもそも日本のようにアルバイト形態で仕事を行える機会が非常に少なく、特に技術を持たない高卒以下の者が日本のような水準の賃金を稼得することは、非常に難しい状況である。

る。続く7-4節では、分析で使用する説明変数と幸福度の関係を分析したうえで、本章が提示したモデルによる分析結果の示し、結果の考察を行う。7-5節は、本章のまとめである。7-6節には、本章の図表をまとめる。

7-2 先行研究から得た知見と本研究の特徴

7-2-1 先行研究のサーベイ

前節で指摘したとおり、「Easterlin Paradox」が指摘されて以降、幸福感¹⁷⁵に関する心理学や経済学などの研究が盛んに行われている。前節で示した研究以外では、まず小塩・浦川（2012）は日本のインターネット調査のデータに基づき、相対所得仮説の有無について検証している。Antinyan A（2016）は南コーカサス地域の幸福感と収入の関係を検証し、主に社会心理学において注目される上方比較と下方比較の両方が幸福感に影響すると結論づけている。日本における分析では、宍戸・佐々木（2011）はJGSS-2000・2001・2002・2003・2005・2006・2008・2010のデータを累積してサンプル数を増やしつつ年代効果も考慮した分析を行い、客観的な所得の多寡よりも周囲の人々（準拠集団）と比較した所得水準の相対的な位置の認知により強く影響を受けることを強調している。黎（2017）は、これらの分析を踏まえ、中国における人々の幸福感を分析する際は、「経済改革・対外開放政策（改革・開放政策）」の一環として「経済特区」「経済技術開発区」が設定され経済発展が著しい沿海部と、そうではない内陸部に分けて分析する必要性を強調し、併せて省別に分けた詳細な分析も行っている。

7-2-2 本研究の特徴

本章の大きな特徴としては、①複数時点のデータを用いて中国における幸福感に関する経年変化を検証していること、②CGSSのデータを詳細に分析していること、および③JGSS-2012との比較を行っていること、の3点が挙げられる。

1点目の「複数時点のデータを用いて中国における幸福感に関する経年変化を検証していること」は、CGSSを用いた幸福度に関する分析は、叶・冯（2014）、Oshio et al.（2011）、覃他（2014）、黎（2017）等いくつか存在するが、それぞれCGSS-2006・2008・2013の単年データを使用した分析である。刘他（2012）は、CGSS-2003・2005・2006・2008・2010を用いた分析であるがデータを累積して分析しており、また相対所得等の重要な変数が考慮されていない。CGSS-2012・2013といった新しいデータまで用いて、かつ相対所得等の重要な説明変数も含め各調査時点で分析し頑健性を確認している研究は、本章が初めてである。

次に2点目の「CGSSのデータを詳細に分析していること」について、本章では回帰分析

¹⁷⁵ 幸福感の他に、幸福度、主観的厚生、happiness、subjective well-being等、様々な呼称が存在する。

に先立って、説明変数と幸福度との関係を1つずつ分析している。この検討の過程で示す分布統計としての図表についても、大きな価値があると解している。

最後に3点目の「JGSS-2012との比較を行っていること」について、Oshio et al. (2011)ではCGSS-2006とJGSS-2006の比較分析を行っているものの、両者のデータを用いた比較分析はそれほど多くは存在しない。少なくとも、CGSS-2012とJGSS-2012を比較検討した論文は、本章が初めてである¹⁷⁶。

7-3 分析方法

7-3-1 分析手法

本章の分析は、主観的な幸福度を被説明変数とし、説明変数は先行研究に倣い、絶対所得、相対所得(対数)、年齢、年齢の二乗、身体健康、心理健康、社交活動(人間関係)、性別ダミー(男性をベースとして女性ダミーを設定)、婚姻状況ダミー(未婚をベースとし既婚ダミー・離婚ダミー・死別ダミーを設定)、学歴ダミー(高卒以下をベースとして大学専科以上ダミーを設定)、居住地(沿海部をベースとして内陸(地方)ダミーを設定)、就業状況ダミー(就労をベースとし定年退職ダミー・無職ダミーを設定)、社会的地位の自己評価および各省におけるジニ係数の14種類の説明変数を用いた重回帰分析を行う¹⁷⁷。本章で使用するCGSSデータは、各自の主観的な幸福度が1から5までの5段階で表されているため、順序プロビットモデルを用いて分析を行う¹⁷⁸。回帰分析は、本章で精査した説明変数の頑健性を検討するため、調査年ごとに行う¹⁷⁹。

¹⁷⁶ JGSS-2012のデータ配布が東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター(SSJDA; Social Science Japan Data Archive)から開始されたのが2016年10月12日であり、本章はいち早くそのデータを利用し、分析を行った。

¹⁷⁷ 説明変数と幸福度との関係については、続く4節(1)にて詳細に分析する。

¹⁷⁸ 回帰モデルについて、黎(2017)や小塩・浦川(2012)では順序プロビットモデルが採用されている一方、Oshio et al. (2011)や馬(2015)等では順序ロジットモデルを用いて分析している。両者は確率分布関数として正規分布を選ぶかロジスティック分布を選ぶかの違いがあるが、本章では両方のモデルで分析した結果、大きな差異は生じなかったため、正規分布を仮定した順序プロビットモデルでの分析のみを紹介する。なお、安川武彦(2002)等で指摘されているように、順序付きの離散データの分析では、その前提条件として「平行性の仮定(equal slope assumption)または「比例オッズ性(proportional odds assumption)と呼ばれる仮定が満たされているかどうかを十分に検証する必要がある。本章の分析では、データ制約によりその検証をする前に分析を終えてしまっているため、結果の解釈には注意が必要といえる。

¹⁷⁹ 宍戸・佐々木(2011)や劉他(2012)では、複数時点のデータを累積し、調査年別のダミー変数を入れて分析を行っている。このような手法も当然考えられるが、本章の回帰分析で用いたCGSSデータのサンプル数は4,404~10,151であり、各年一定程度のサンプル数が確保されている。本章は、説明変数を丁寧に精査することが大きな特徴の1つであるため、各年の結果を比較することにより説明変数の頑健性を検討することが可能なよう、調査年ごとに回帰分析を行う方法を採用する。

7-3-2 データセット¹⁸⁰

CGSS は、中国の居住者を対象として、人口統計学的特徴や社会意識などについてのデータを収集する目的で実施されている社会学的調査である。この調査は、中国人民大学中国調査とデータセンター（中国人民大学中国調査与数据中心）が、無作為抽出された18歳以上の成人¹⁸¹を対象に、直接面接方式により実施されている。

抽出方法は、層化抽出法および確率比例抽出（PPS）によって行われている。層化抽出は、具体的には、一層目で直轄市、省都、副省級都市の36市から抽出必須地域を5つ選定して抽出し、二層目で非必須地域を抽出する。確率比例抽出は、人口規模および人口密度に応じて抽出を行っている。層化抽出の抽出必須地域は、GDP、教師の人数、外国直接投資額より因子分析し、5位以上の都市である。2013年の調査における抽出必須都市は、上海、北京、広州、深圳、天津となっている。非必須地域は、区と県に分け、人口密度、非農業人口比率、一人当たりのGDPで因子分析し、最終的に区を19層、県を31層に区分して各層において抽出する。

なお、抽出されたサンプルについて、回答がない場合は追加的に抽出した別のサンプルの回答を充当し、各省に割り当てられたサンプル数を確保している点に留意が必要である。これは、現実には回答率を100%にするのが困難である一方、データセット全体における地域によるサンプルの偏りを避けるためであり、サンプリングバイアスが起ることを防ぐために、必要に応じてサンプル数を増加させているものである。

この調査は、2003年から毎年実施され、調査対象となる地域は全国31か所の省・市・自治区¹⁸²の都市部および農村部¹⁸³である。CGSSの調査結果は、インターネットを介して提供されており、社会学や経済学などの調査において広く利用されている。なお、CGSSは2006年から、JGSS、韓国社会総合調査（KGSS）、中国台湾社会変遷調査（TSCS）と協力し、東アジア社会調査（EASS）プロジェクトを始めている。

¹⁸⁰ 本章は日本語の論文であるため、JGSSに関する説明はJGSSのWEBサイトに譲る。また、CGSSに関する本節の記述は、黎（2017）を参考に作成している。より詳細なCGSSの説明については、CGSSのWEBサイトを参照されたい。

JGSS : <http://jgss.daishodai.ac.jp/english/index.html>

CGSS : <http://www.chinagss.org/index.php?r=index/index&hl=en>

¹⁸¹ 日本における成人の定義は20歳であるが、中国においては18歳となっている。また、CGSS-2003については、調査対象年齢は18歳から69歳に限定されている。

¹⁸² 香港、マカオおよび台湾は、そもそもCGSSの調査対象外となっている。

¹⁸³ CGSS-2003については、農村部は調査対象外となっており、都市部のサンプルのみとなっている。この点につき、サンプルの属性を区分して分析する方法も考えられるが、都市部のみを比較する分析ないしCGSS-2003を除外した分析となり、限定的な研究に留まってしまう。そこで本章では、都市と農村の実質的な区分は、所得・地域等の他の説明変数でコントロール可能と考え、特段の区別はしないものとして分析を行う。

7-4 分析結果

7-4-1 説明変数と幸福度との関係についての分析

本節では、まず説明変数と幸福度との関係について分析を行う。それに先立って、まず被説明変数である幸福度に関する状況を確認する。主観的幸福度の推移および内訳を整理したものが、図 7-1¹⁸⁴および表 7-1 である。CGSS-2003 では平均 3.27 であった主観的幸福度は、CGSS-2005 では平均 3.41、CGSS-2008 では平均 3.71、CGSS-2012 では平均 3.81 と年々上昇しており、内訳を見ても、幸福度 1・2 および 3 と回答する人数は年々減少し、一方幸福度 4・5 と回答する人数は年々増加している。これは、中国における急速な経済成長と世界における存在感の上昇が、国民全体の幸福感上昇に寄与しているものと考えられる。一方、CGSS-2012 から CGSS-2013 にかけては、幸福度はほぼ横ばいとなっている。

7-4-2 相対所得の計算方法

ここから、各説明変数と幸福度との関係についての分析に移る。まず「相対所得 5 分位」の推移を示したものが、図 7-2 である。

相対所得を計算するうえでの準拠集団の平均所得の計算方法は、以下の通りである。まず属性について、Oshio et al. (2011) では年齢 5 区分、学歴 3 区分、性別 2 区分という 3 つの属性に注目し、計 30 グループ (5×3×2) の準拠集団を設定している。一方、黎 (2017) では、更に地域という属性を追加し、年齢を 3 区分、学歴 2 区分に変更して、計 24 グループ (3×2×2×2) の準拠集団に分類している。本章では、地域の重要性も加味した黎 (2017) に基づいて相対所得の計算を行う。具体的には、以下のように各属性を区分する。まず、年齢に関しては、10・20・30 代、40・50 代、60 代以上の 3 グループに区分する。30 代を 10・20 代と同一グループにしたのは、10・20 代のサンプル数が少ないことに起因し誤った分析結果となることを避けるためである。次に学歴では、中国では「大学专科卒」以上の学歴が重視されるという一般的な共通認識を踏まえ、大卒专科以上と高校卒業以下の学歴の 2 つに区分する。次に性別は、男女 2 つに区分する。最後に地域については、「沿海部」と「内陸部」の 2 つに区分する¹⁸⁵。沿海部は、上海市、北京市、天津市、浙江省、江蘇省、広東省、福建省、遼寧省、山東省、河北省、广西壮族自治区 (広西チワン族自治区) の計 11 の市および省、内陸部は重慶市、湖北省、湖南省、吉林省、黒竜江省、安徽省、山西省、江西省、陝西省、四川省、河南省、青海省、云南省、貴州省、甘肅省、海南省、内蒙古自治区、寧夏回族自治区および新疆维吾尔自治区 (新疆ウイグル自治区) の計 19 の市・省および自治区として分類する¹⁸⁶。なお、チベット自治区については、CGSS-2003・2005・2008・2012・

¹⁸⁴ 本節での図については、比較が容易なよう、縦軸の幸福度の最小値は 2.5、最大値は 4.3 に固定する。また表については、紙幅の関係上、必要に応じて示すに留める。

¹⁸⁵ 地域について、中国では、地方出身者は上海等の戸籍を手に入れることは相当に困難であるため、実際の居住地だけでなく、出身地の違いも重要といえる。ただし、CGSS のデータセット上、出身地を正確に把握する術がないため、居住地のみを用いて分析する。

¹⁸⁶ 沿海部と内陸部の分け方について、「沿海部」という字面を重視する場合、海岸線のある地域を指すため、北京市はそれに含まれない。しかし北京市は、海岸線があり沿海部とされる河北省と天津市に囲まれている地理関係にある。よって、経済・文化のスピルオーバー効果を考慮し、本章では北京市をも沿

2013のどのデータにおいても存在しないため、本章の分析から除外している。

相対所得は、どの年分においても所得分位が高くなるほど幸福度の平均値が高まる傾向が見られる。これは、Easterlin (1995) が提示している「相対所得仮説」を支持するものといえる。

7-4-3 その他の説明変数

次に、「絶対所得5分位」、「身体健康」、「心理健康」、「社交活動」、「学歴（高卒以下・大卒以上）」、「居住地（沿海部・内陸部）」¹⁸⁷の6項目の推移を示したものが、図7-3、7-4、7-5、7-6、7-7及び7-8である。

この6項目については、相対所得5分位同様、概ねどの年分も一般的に好ましいと考えられる状況になるほど幸福度が上昇する傾向を示している。

次に「性別」の推移を示したものが図7-9であるが、平均的幸福度という観点では男女ほぼ同一であった。しかし、男性に比べ女性は学歴や所得が平均的に低いことはCGSSデータ上も指摘することができ、幸福感には学歴や所得が正の影響を与えることを考えると、幸福感は女性の方が高いという多くの先行研究を支持しているとも考えられる。

次に「年齢」の推移を示したものが、図7-10である。年齢は、概ね多くの先行研究と同じ傾向を示している。すなわち、若い頃は比較的高いものの、40～50歳代で下がり、高齢になると再び上昇する傾向がある。よって、本章でも年齢および年齢の二乗項を説明変数として加える¹⁸⁸。

次に「就業状況（就労・定年退職・無職）」の推移を示したものが、図7-11である。就業状況は、無職の幸福度は比較的低く、定年退職は高くなる傾向がある。

次に「婚姻状況（未婚・既婚・離婚・死別）」の推移を示したものが、図7-12である。婚姻状況については、既婚が未婚をやや上回り、両者に比べ死別は一段階幸福度が低く、離婚はその死別よりも更に幸福度が低い結果となっている。

次に「社会的地位の自己評価」の推移を示したものが、図7-13である。社会的地位の自己評価については、概ね区分が上がるほど幸福度も高まる傾向がある。

次に、「各省におけるジニ係数」に関し、まずは全国平均幸福度と全国ジニ係数の推移を示したものが、図7-14-1である。この図7-14-1を見る限り、全国平均幸福度と全国ジニ係

海部に分類した。なお、経済学における多くの研究では、例えば潘・李(2007)、齐他(1999)、万・张(2008)、马他(2014)および日置(2004)等、北京市を沿海部に入れて分析をしている。

¹⁸⁷ 31の省・市・自治区に分けてダミーを設定して分析をした結果、一般的な傾向として指摘できる点はなかったため、本章においては沿海部および内陸部の二区分を用いる。なお、個別に着目すると、広東省と新疆维吾尔自治区が特に興味深い。広東省の最新データであるCGSS-2013では、平均等価世帯所得は63,665元(28省・市・自治区中、2位)、ジニ係数は0.34(同3位)にもかかわらず幸福度は3.24(同28位、最下位)となっている。一方、新疆维吾尔自治区における最新データのCGSS-2012では、平均等価世帯所得は17,995元(29省・市・自治区中、18位)、ジニ係数は0.49(同23位)であるが、幸福度は4.34(同1位)となっている。なお、居住地だけでなく、出身地の違いも重要

¹⁸⁸ 具体的には、若い頃から40～50歳代にかけて下がる効果を「年齢」で、40～50歳代から高齢にかけて再び上昇する効果を「年齢の二乗項」で説明する。

数は、明確な負の相関関係があるといえる。一方、各年における幸福度と各省におけるジニ係数の散布図を描いたものが、図 7-14-2、7-14-3、7-14-4、7-14-5 及び 7-14-6 である。2005 年は明確な負の関係があるものの、他の年分についてはそのような傾向はない。但し、明確な正の傾向があるわけでもないため、馬（2015）の指摘も踏まえ、本章では説明変数に加えるものとする。

7-4-4 回帰式およびデータ総数との分析可能データ数

回帰式は、幸福度を SWI 、自らの絶対所得を y_f とし、 y_f と準拠集団の平均所得の対数差分である相対所得を y_r 、他の制御変数を X_n とすると、以下のとおりとなる。

$$SWI = f(y_f, y_r, X_n)$$

各年の CGSS データにつき、幸福度および上述 13 種類の説明変数の全てを回答しているサンプルのみを分析対象とする。具体的な各年のデータ総数および分析可能データ数は、以下のとおりである。

CGSS-2003：データ総数 5,894、分析可能データ数 4,404（データ総数の約 75%）

CGSS-2005：データ総数 10,372、分析可能データ数 9,683（データ総数の約 93%）

CGSS-2008：データ総数 6,000、分析可能データ数 5,591（データ総数の約 93%）

CGSS-2012：データ総数 11,765、分析可能データ数 10,151（データ総数の約 86%）

CGSS-2013：データ総数 11,438、分析可能データ数 9,687（データ総数の約 85%）

データ総数の少なくとも 4 分の 3 以上が分析可能データとして残っており、データ処理上も特段恣意的な操作はしていないため、統計的に偏りのないデータセットでの分析が可能な状況であると解される。

7-4-5 回帰結果

以上を踏まえ、順序プロビットモデルで調査年分ごとに回帰分析を行う¹⁸⁹。回帰結果をまとめたものが、表 6 である。

この回帰結果から、主に以下の 3 点が指摘できる。まず相対所得は、CGSS-2003・2005・2008・2012・2013 の全てのデータに関して、正に有意となっている。これは、Easterlin(1995) が提示している「相対所得仮説」を支持するものといえる。次に絶対所得について、CGSS-

¹⁸⁹ 「Stata 14」を用いて、回帰分析には「oprobit」、ジニ係数計算には「ineqdeco」のコマンドを使用。なお、クロスセクション分析では自由度修正済決定係数は概ね 0.1 程度以上が望ましいとされているが、本章で示した 6 つのクロスセクション分析における自由度修正済決定係数の平均は 0.1076 となっている。

2003・2008 は負に有意となっており、他の年分は有意ではない。絶対所得は、相対所得同様、一般的には正に有意になるものと考えられる。しかし、中国における持続的な高度経済成長の中で名目の所得に対する信頼が薄まり、相対所得に重きを置くようになってきているものと解される。最後に各省におけるジニ係数について、全て有意であるものの、CGSS-2003・2005 と CGSS-2008・2012・2013 で係数が逆になっている。一般的に、所得格差を表す指標であるジニ係数は、幸福感に負の影響を与えると解される。しかしながら、中国全体が急速に経済発展し、世界における存在感も高まっている中では、一部起業家に富が集中し貧富の差が拡大したとしても、社会全体を覆う期待感や起業による一攫千金の機会等により人々の幸福感は上昇する可能性が示唆されている。

一方、JGSS-2012 と CGSS-2012 の比較においては、以下の3点が特に興味深い。まず、日本では中国とは逆に、相対所得・絶対所得とも幸福度に有意な影響を与えていない。これは、日本では親しい間柄でも自分の所得を他者に示すことは稀で相対所得を実感する局面が少ないことが起因していると考えられる¹⁹⁰。次に、日本では大学ダミーが有意ではない。これは、日本では大学進学率が高く、高卒アルバイトでも十分な賃金を得ることが可能な状況であるため、相対的に大学進学の評価が低いことが原因と解される。最後に離婚・死別ダミーについて、中国では離婚ダミーは有意ではなく死別ダミーは5%水準で有意に正である一方、日本は両方とも1%水準で強く負に有意であり、文化的な違いがあると考えられる。この結果をそのまま考察すると、日本では離婚・死別が幸福感に大きなマイナスを与える文化であると考えられるが、一般的には中国の方が家族を大切に作る気持ちが強いことが知られており、やや違和感のある結果となっている。これは、中国では家族愛が強いが故に、離婚・死別を経験しても他の家族・親類が精神的に支えるため、幸福感に与えるマイナスの影響が相当程度緩和されているものと解釈すれば、妥当な結果といえる。

7-5 おわりに

本章は、CGSS のマイクロデータを用いて、中国における主観的な幸福感の要因と時系列の変化を分析し、また JGSS の利用可能な最新年分である JGSS-2012 のマイクロデータを用いた分析も併せて行い、中国と日本の文化的な違いを比較検証した。

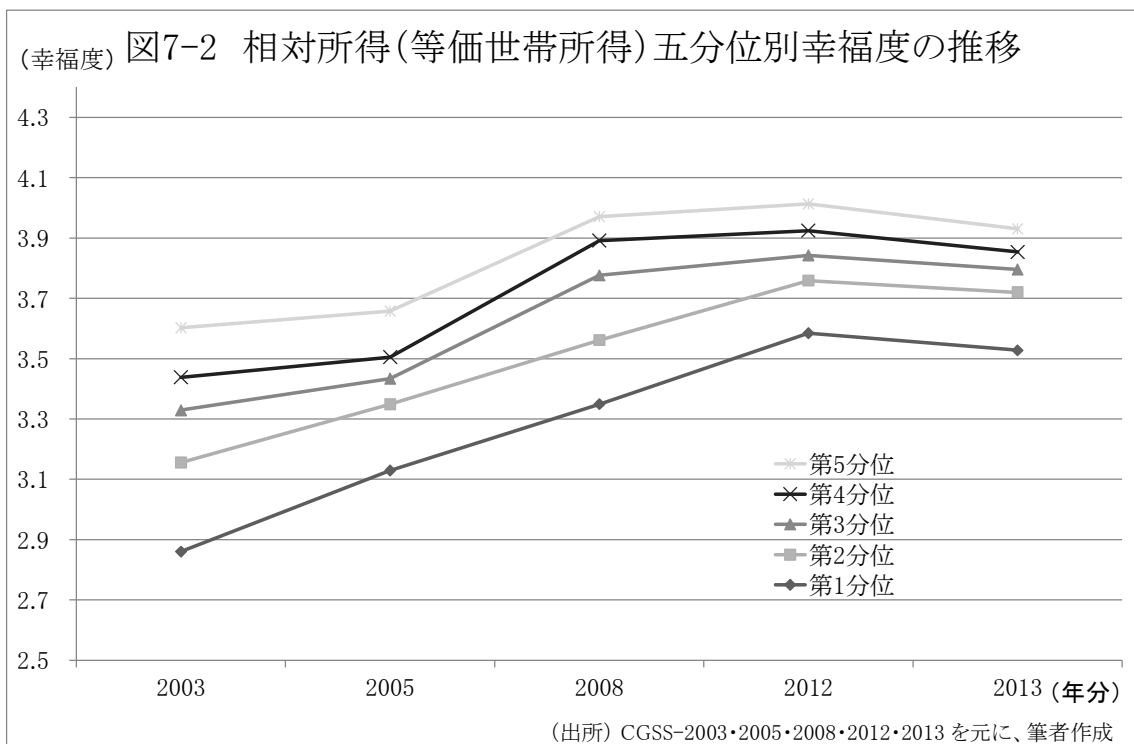
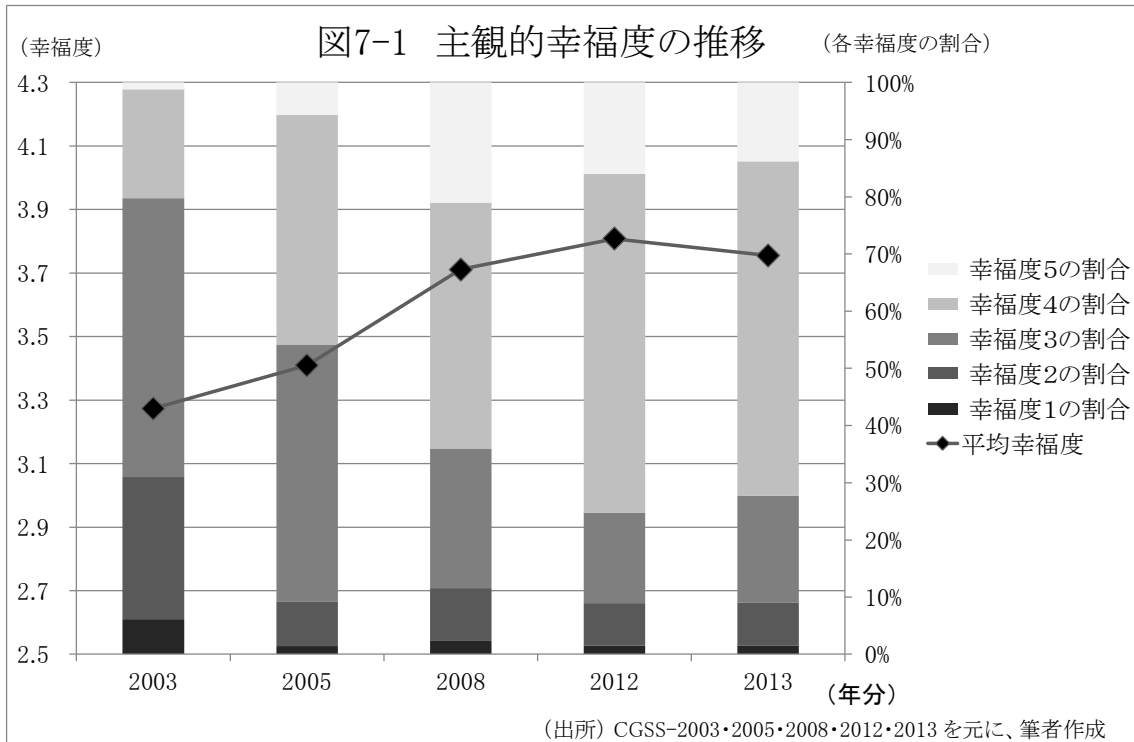
CGSS の分析に関しては、主に、相対所得が本章における全ての分析対象データに関して正に有意となっていること、絶対所得が CGSS-2003・2008 は負に有意となっており他の年分は有意ではないこと、および各省におけるジニ係数について、CGSS-2003・2005 と CGSS-2008・

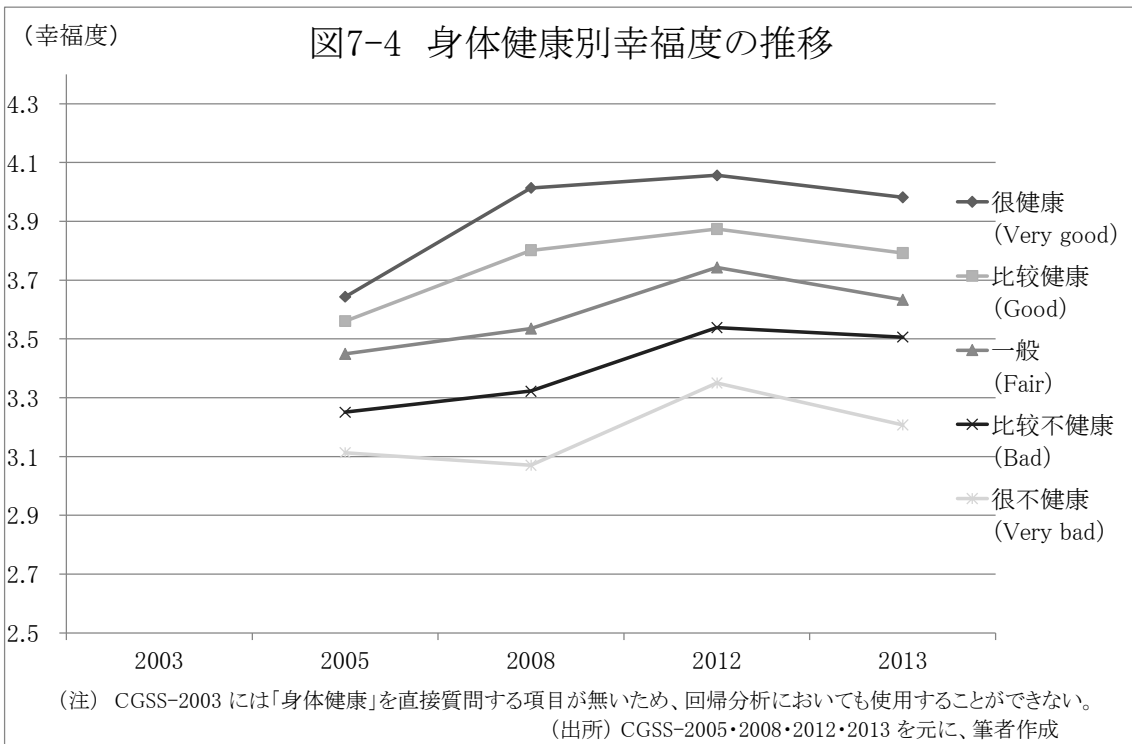
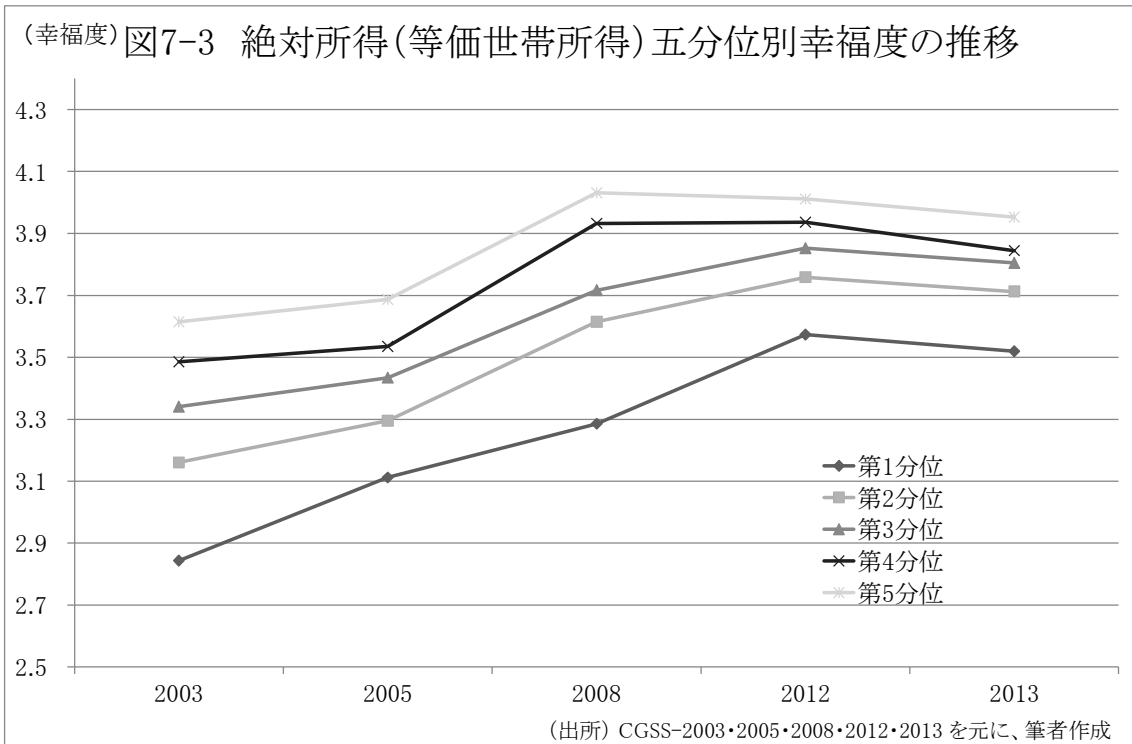
¹⁹⁰ 相対所得仮説は、仮説とはいえ、世界各国のデータでも実証されている。今回、相対所得仮説が有意でなかった理由には、サンプル数の少なさも考えられる。特に JGSS-2012 は、分析可能データ数が 3,388 であり、これを様々な変数で細分化するため、特定の条件に合致する者が僅かという場合もあるため、結果の解釈には留意が必要といえる。

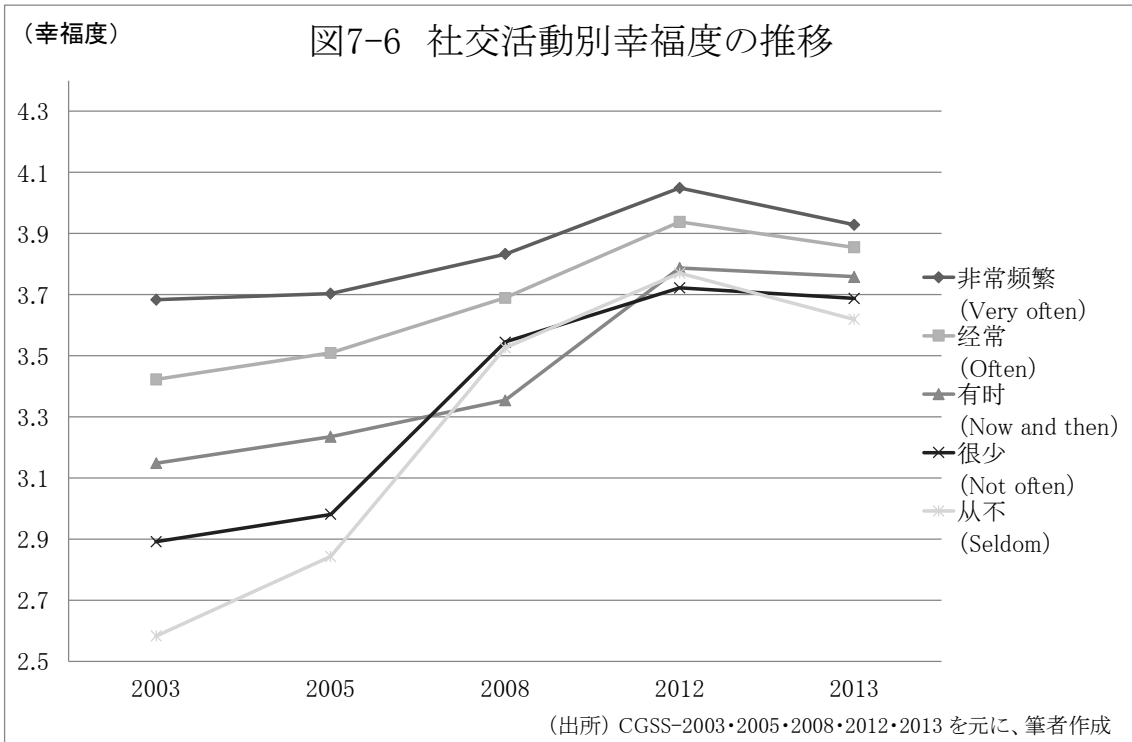
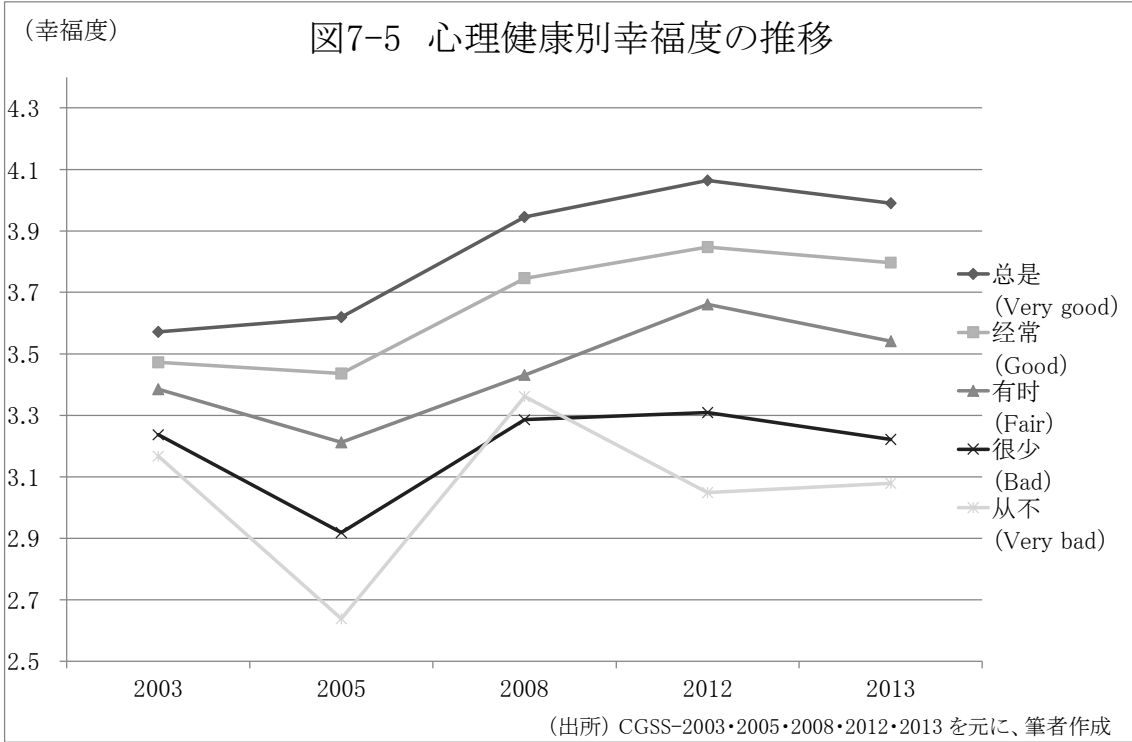
2012・2013 で係数が逆になっていることの3点を指摘した。特に3点目については、一般的な経済理論や馬（2015）等の先行研究と相違する部分があるが、近年中国全体が急速に経済発展し、世界における存在感も高まっている中では、一部起業家に富が集中し貧富の差が拡大したとしても社会全体を覆う期待感や起業による一攫千金の機会等により幸福感は上昇する可能性があるということを指摘することができたため、非常に意義のある結果であると解する。

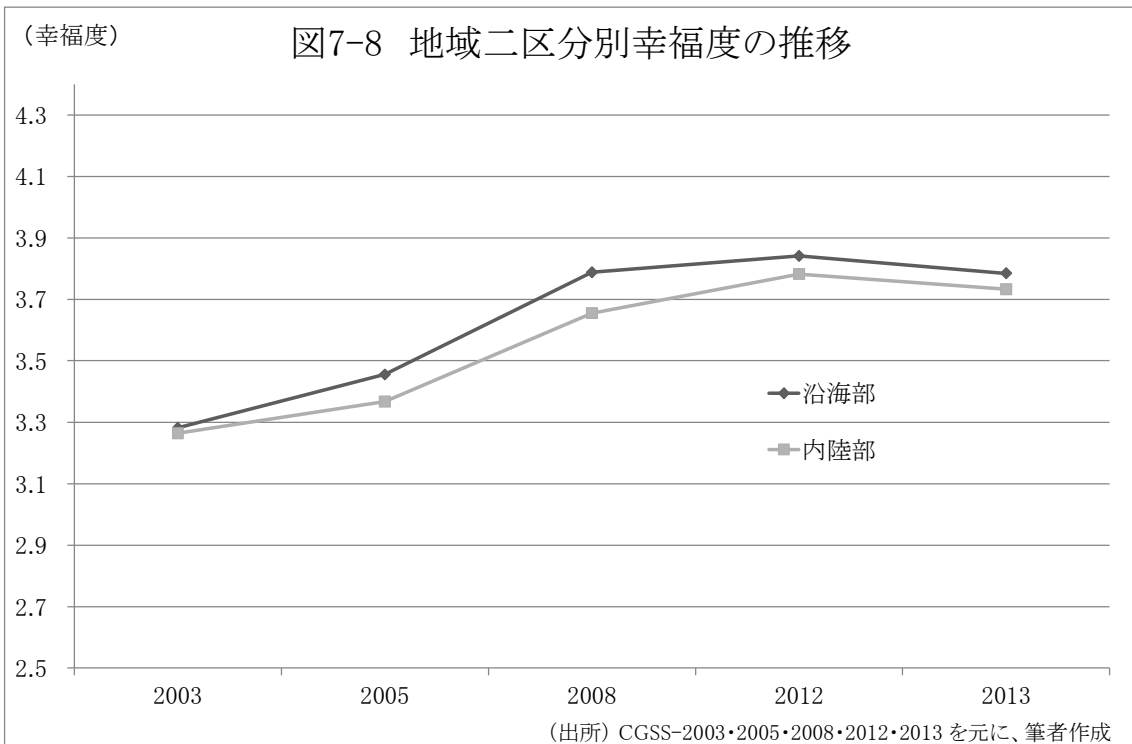
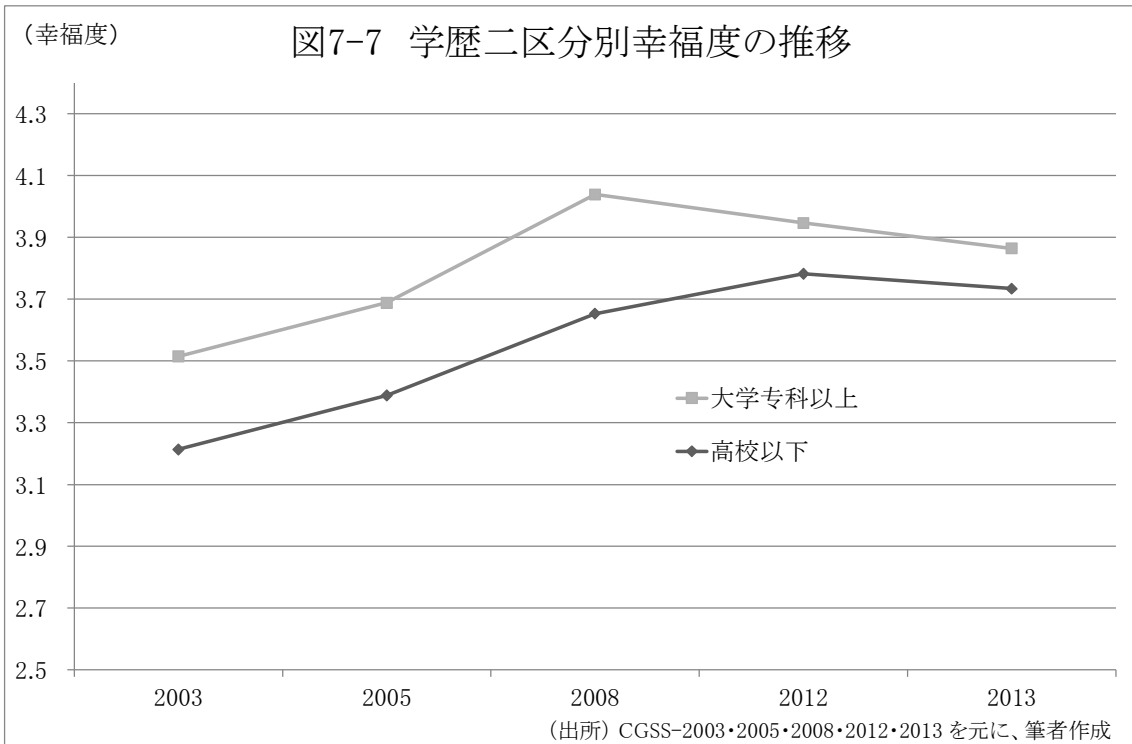
一方、JGSS-2012 と CGSS-2012 の比較においては、日本では相対所得・絶対所得とも有意な影響を与えていないこと、日本では大学ダミーが有意ではないこと、中国と日本では離婚・死別が幸福感に与える影響が大きく異なる文化的背景が存在すると推測されること、の3点を指摘した。しかし、小塩・浦川（2012）等、日本においても「相対所得仮説」が成立すると指摘する研究は多く存在する。また、大竹・富岡（2011）等では、日本においては未婚に比べ既婚の方が正に有意（より幸福である）とする一方、本章における JGSS-2012 の分析では未婚に比べ既婚の方が負に有意（より不幸せである）という結果となっている。これは、JGSS-2012 のサンプル数が 3,388 とやや少ないことに起因している可能性がある。よって、宍戸・佐々木（2011）のように累積複数時点のデータを累積してサンプル数を増やす手法を試すことや、他の年分の JGSS も分析し頑健性を確認することが今後の課題である。

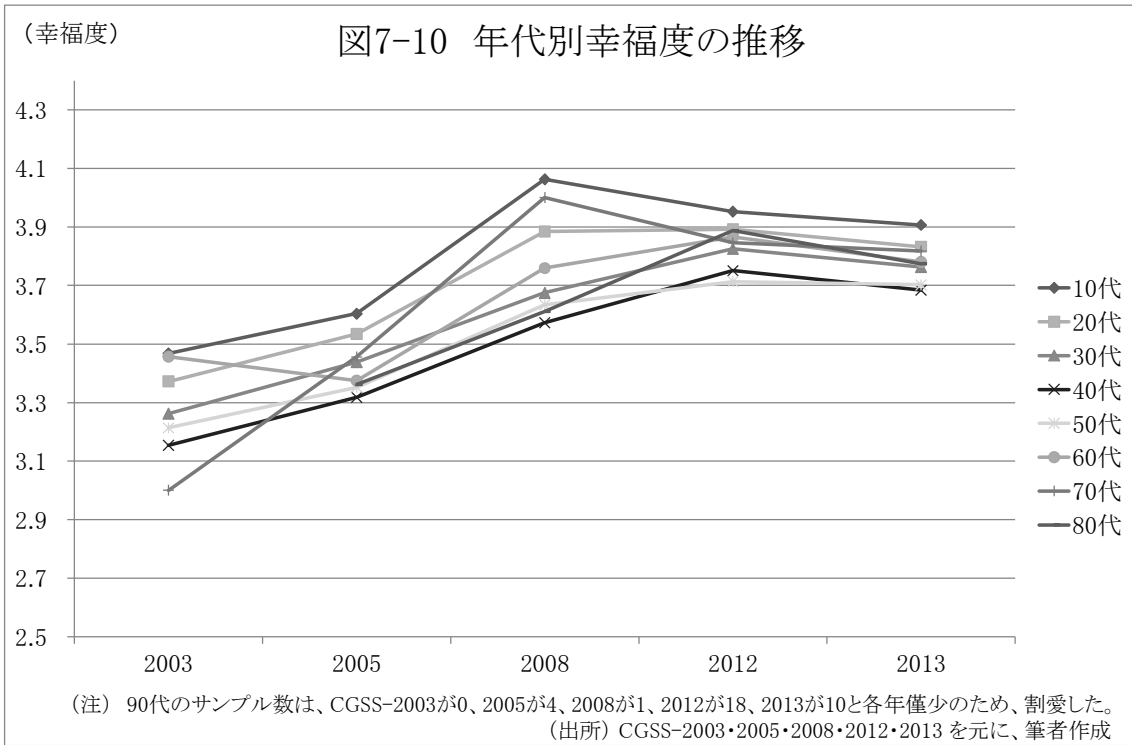
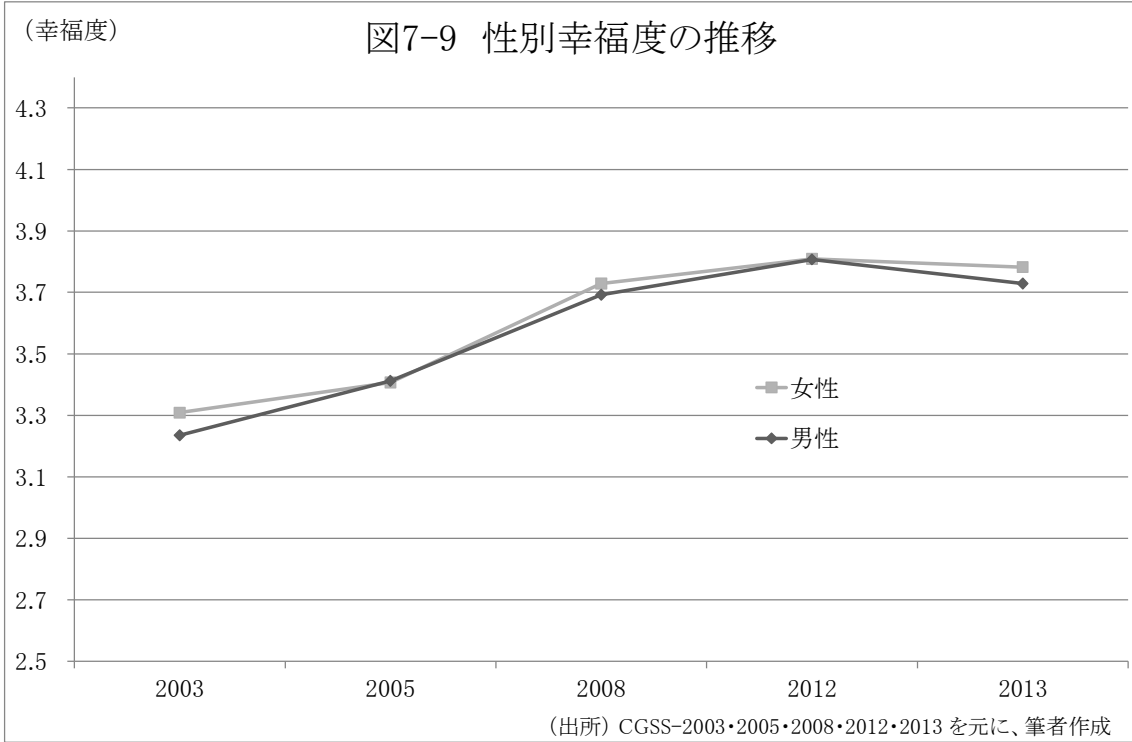
7-6 第7章図表

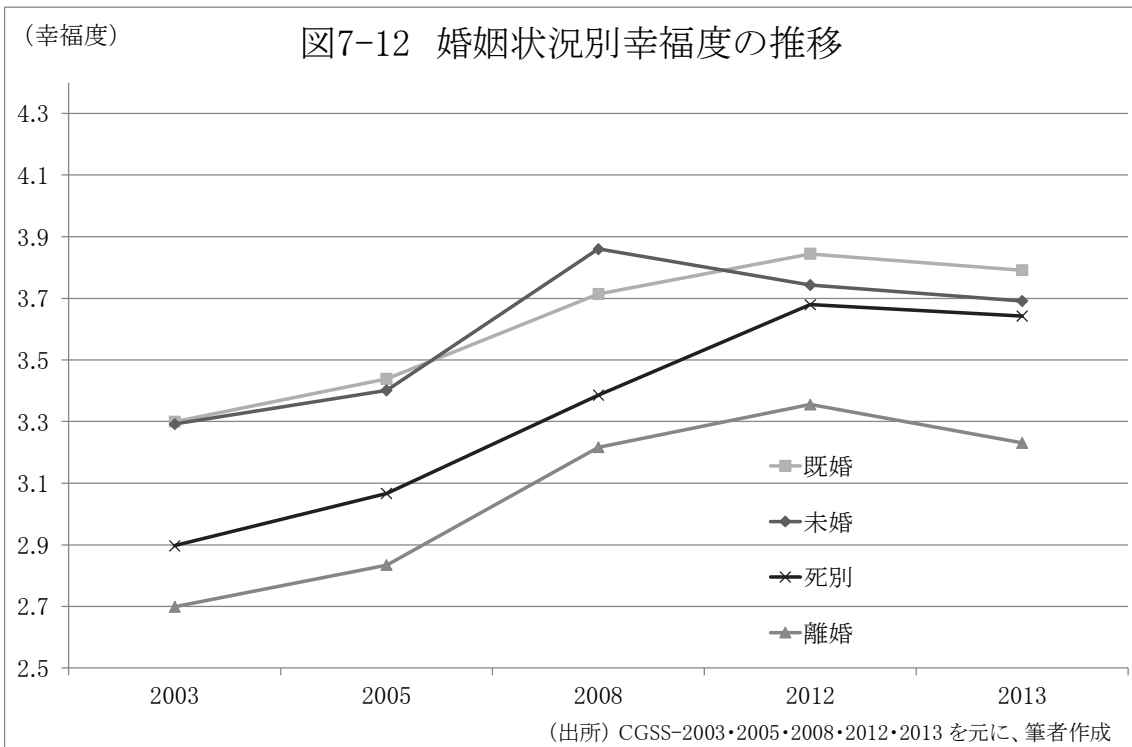
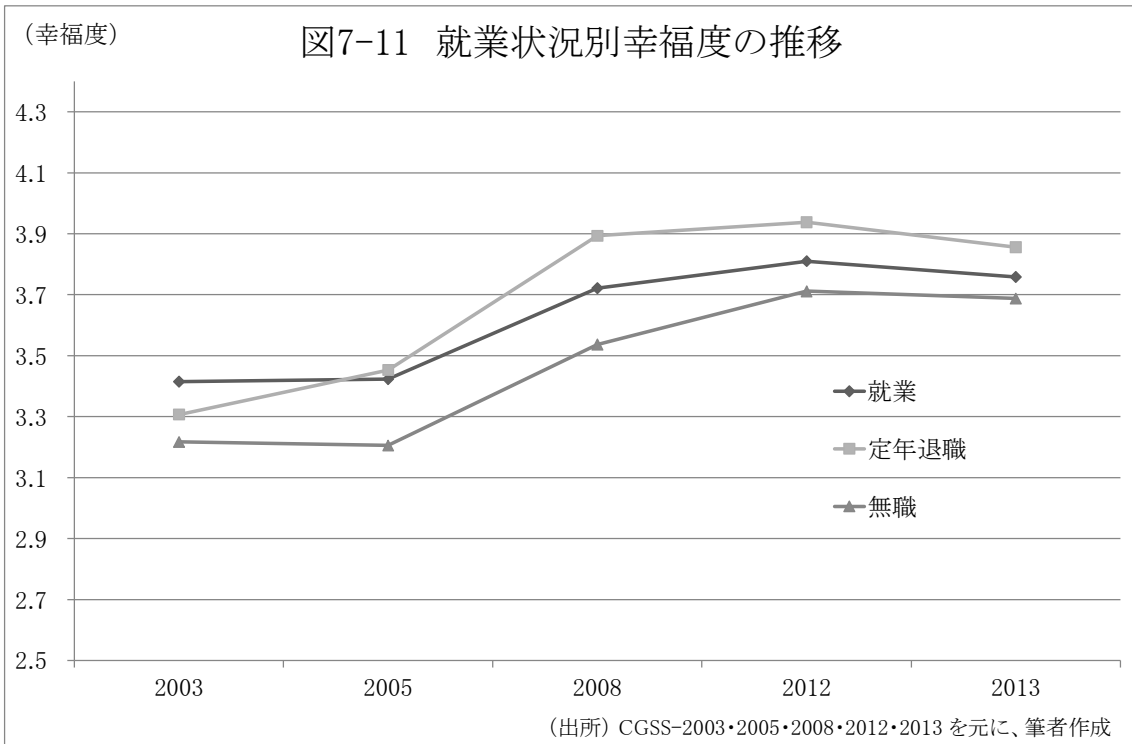












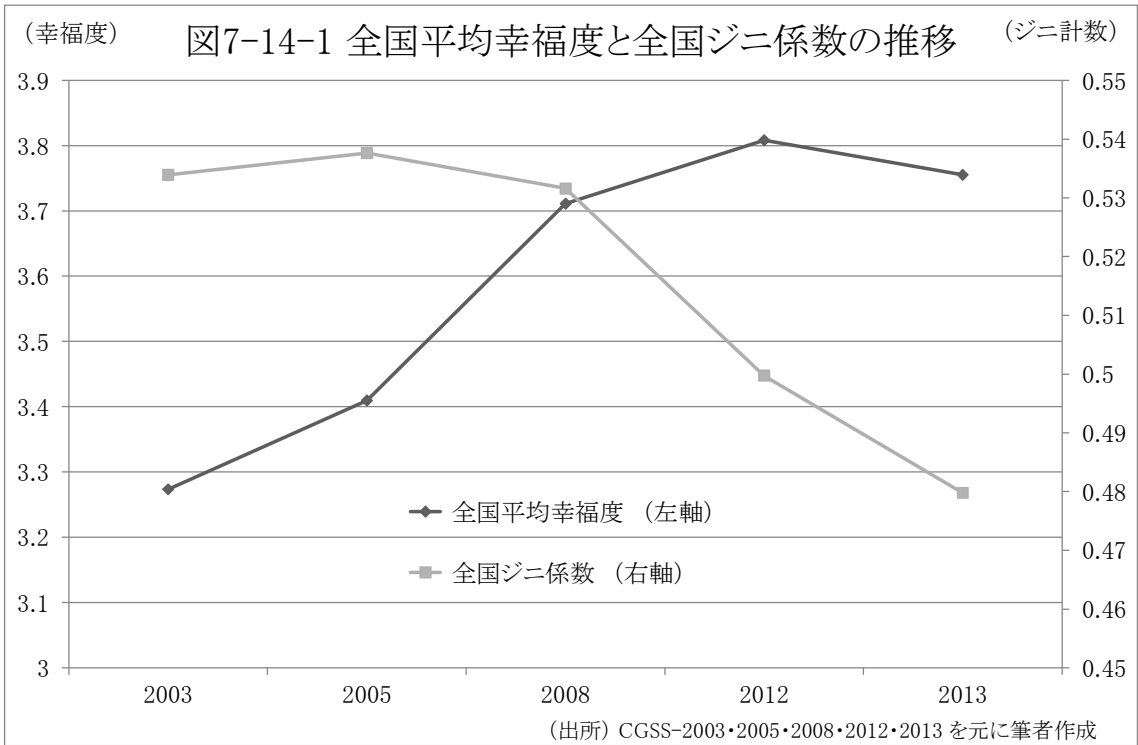
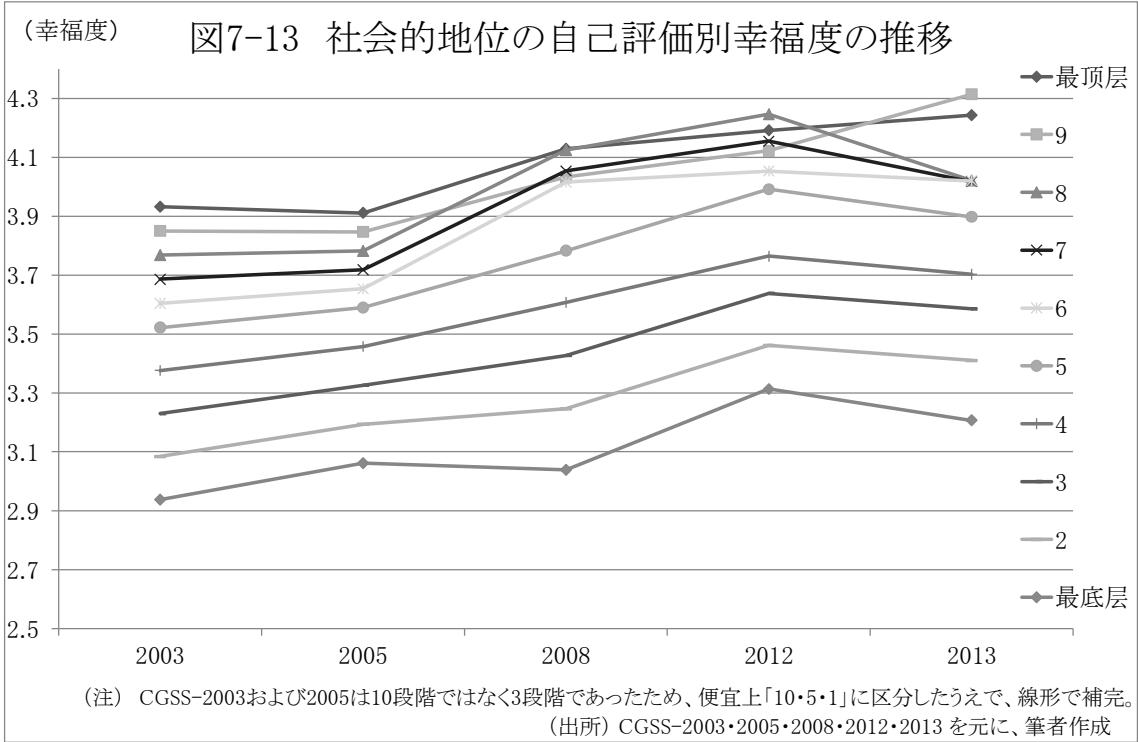


図7-14-2 幸福度と省別ジニ係数の散布図 (CGSS-2003)

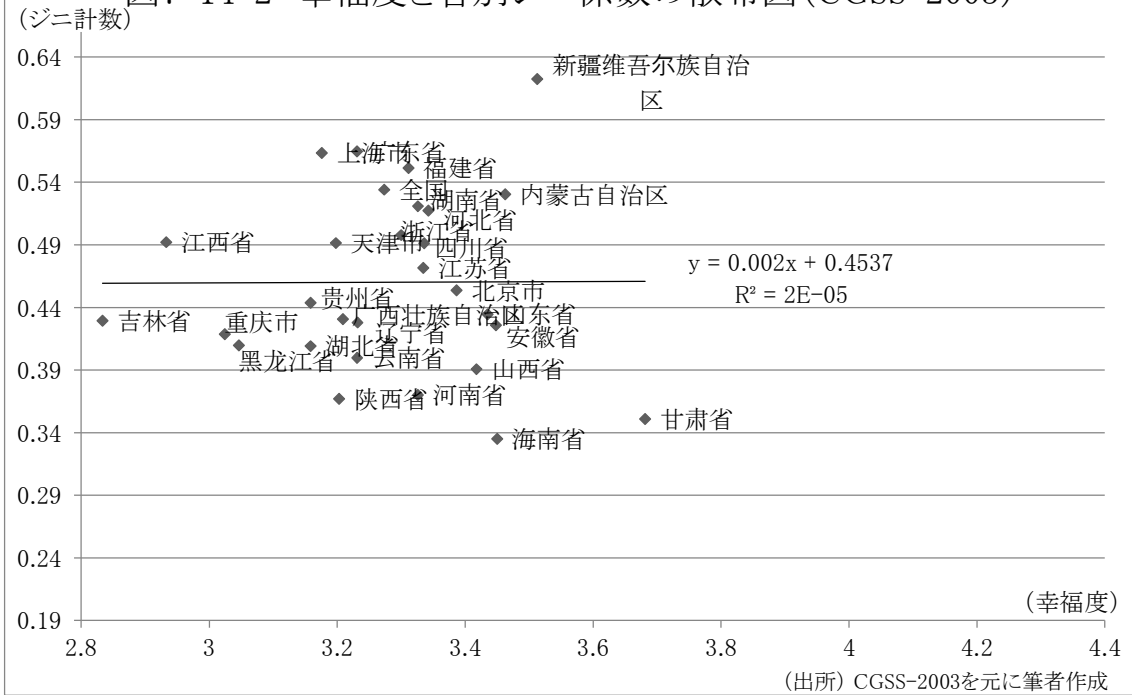
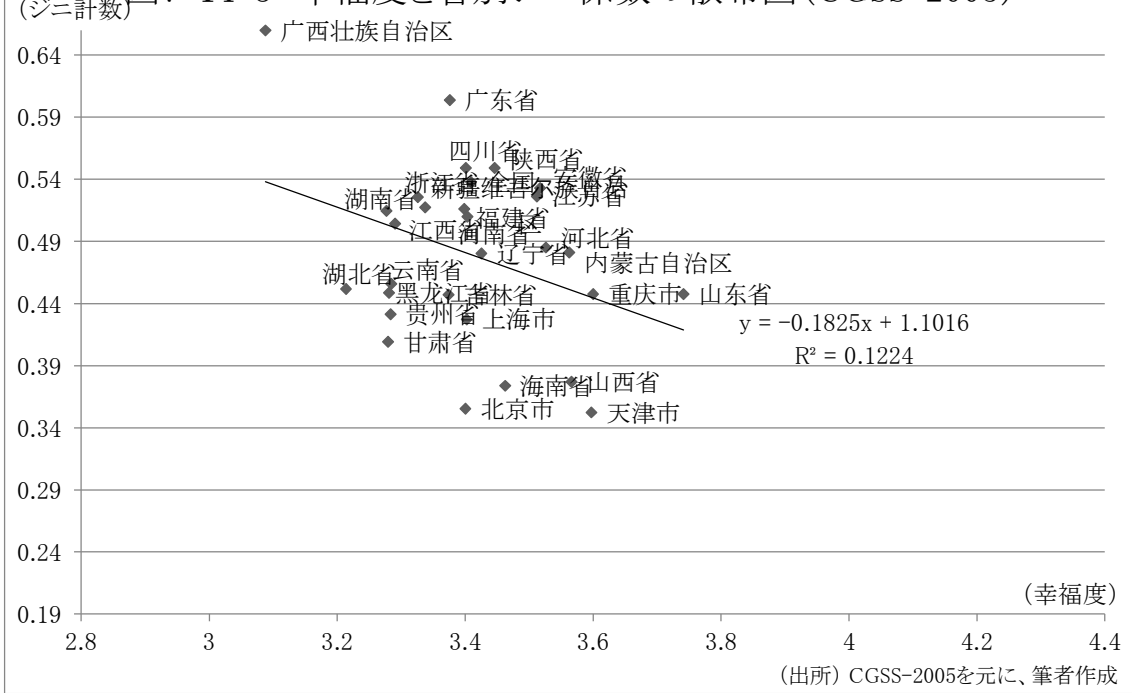
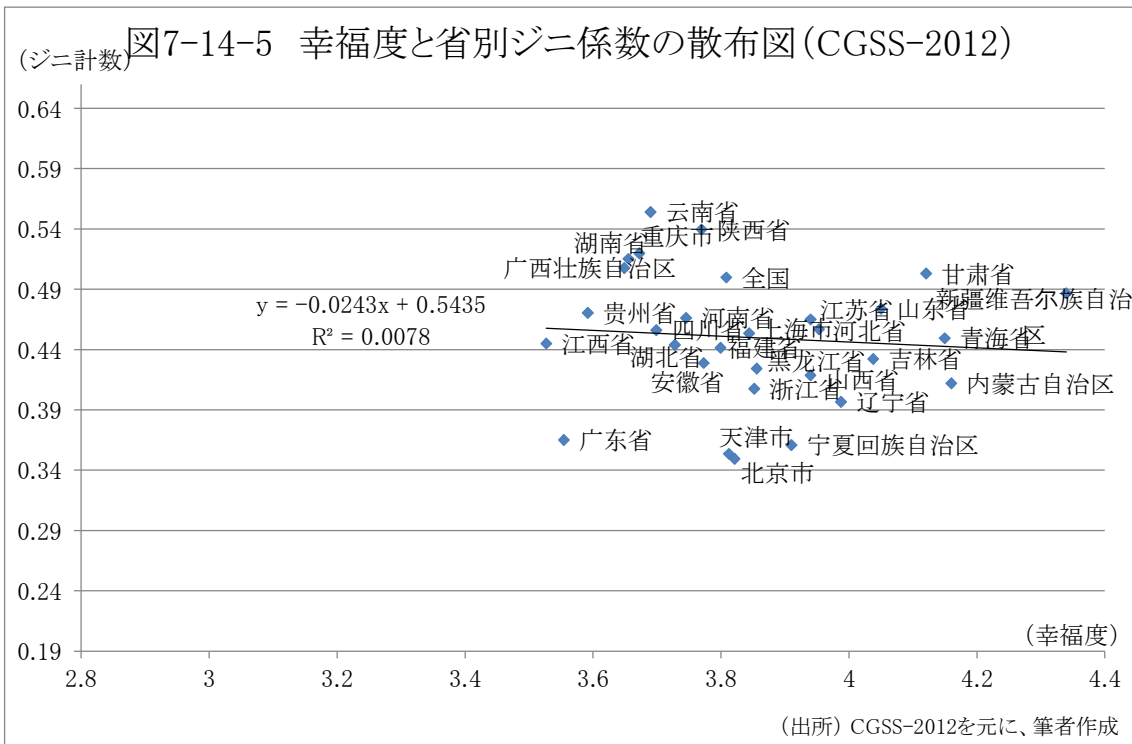
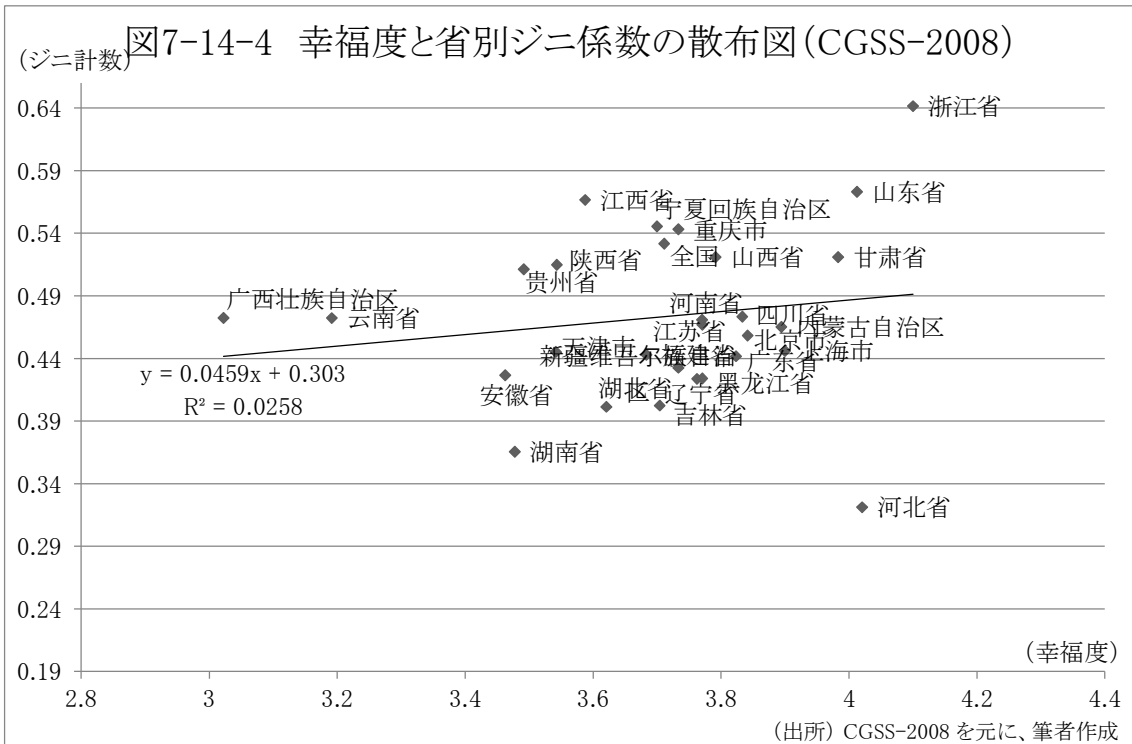


図7-14-3 幸福度と省別ジニ係数の散布図 (CGSS-2005)





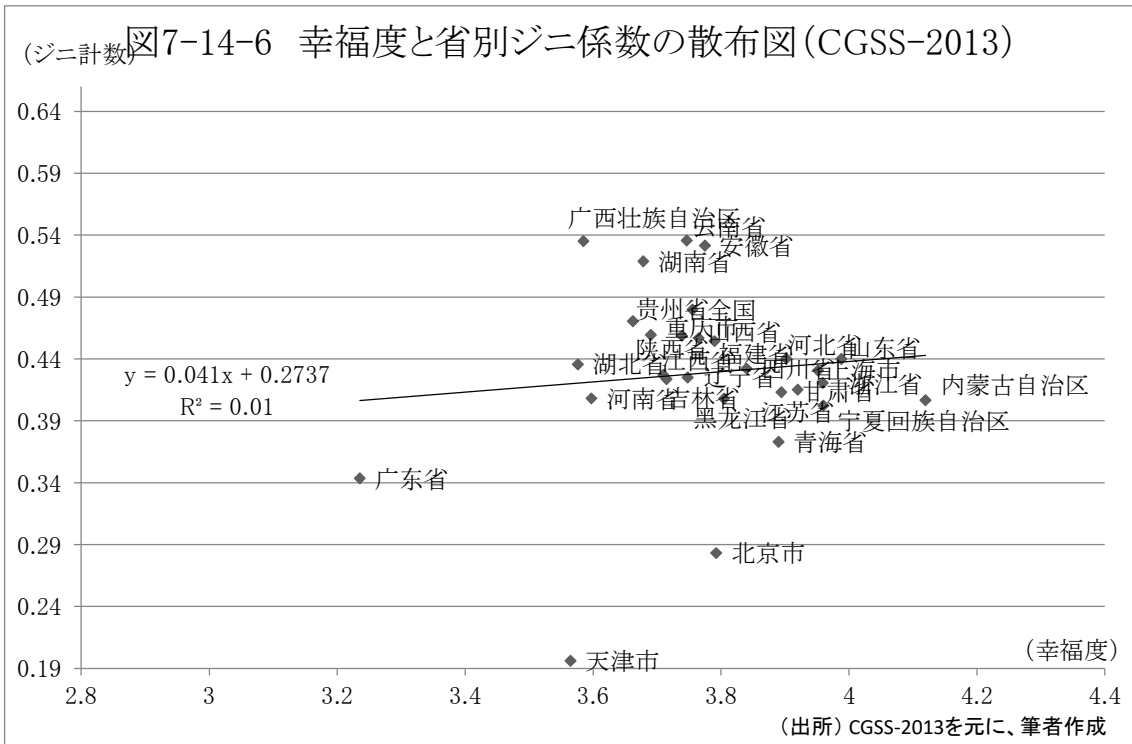


表7 回帰分析結果

	CGSS										JGSS	
	2003		2005		2008		2012		2013		係数	標準偏差 有意水準
	係数	標準偏差 有意水準	係数	標準偏差 有意水準	係数	標準偏差 有意水準	係数	標準偏差 有意水準	係数	標準偏差 有意水準		
絶対所得	0.00	0.00 ***	0.00	0.00	0.00	0.00 **	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
相対所得(対数)	0.33	0.03 ***	0.21	0.02 ***	0.15	0.02 ***	0.10	0.02 ***	0.14	0.02 ***	-0.01	0.05
年齢	-0.08	0.01 ***	-0.05	0.01 ***	-0.05	0.01 ***	-0.03	0.00 ***	-0.04	0.00 ***	-0.05	0.01 ***
年齢の2乗	0.00	0.00 ***	0.00	0.00 ***	0.00	0.00 ***	0.00	0.00 ***	0.00	0.00 ***	0.00	0.00 ***
身体健康	—	—	0.10	0.01 ***	0.20	0.02 ***	0.13	0.01 ***	0.13	0.01 ***	0.32	0.02 ***
心理健康	0.09	0.03 ***	0.17	0.01 ***	0.15	0.02 ***	0.22	0.01 ***	0.22	0.01 ***	0.26	0.02 ***
社交活動(人間関係)	0.27	0.02 ***	0.27	0.02 ***	0.10	0.02 ***	0.04	0.01 ***	0.07	0.01 ***	0.40	0.02 ***
女性ダミー	0.15	0.03 ***	0.03	0.02	0.07	0.03 **	0.07	0.02 ***	0.11	0.02 ***	0.05	0.05
既婚ダミー	0.30	0.08 ***	0.50	0.05 ***	0.21	0.06 ***	0.31	0.05 ***	0.24	0.05 ***	-0.39	0.08 ***
離婚ダミー	-0.26	0.14 *	-0.16	0.11	-0.13	0.12	-0.10	0.09	-0.26	0.09 ***	-0.52	0.08 ***
死別ダミー	-0.05	0.14	0.08	0.08	-0.11	0.10	0.12	0.07 *	0.06	0.07	-0.75	0.07 ***
大卒ダミー	0.27	0.04 ***	0.29	0.05 ***	0.25	0.05 ***	0.05	0.04	0.09	0.04 ***	-0.06	0.05
内陸(地方)ダミー	-0.11	0.04 ***	-0.07	0.02 ***	-0.04	0.03	0.05	0.03 *	-0.06	0.03 **	-0.12	0.05 *
定年退職ダミー	-0.10	0.07	-0.03	0.04	0.02	0.06	-0.02	0.04	-0.05	0.04	-0.02	0.07
無職ダミー	-0.15	0.07 ***	-0.11	0.04 **	-0.08	0.04 *	0.03	0.03	0.02	0.03	0.02	0.05
社会的地位の自己評価	0.38	0.03 ***	0.42	0.02 ***	-0.14	0.01 ***	0.15	0.01 ***	0.14	0.01 ***	0.26	0.03 ***
省ごとのジニ係数	-0.62	0.30 **	-0.52	0.17 ***	0.49	0.24 **	0.43	0.25 *	1.96	0.17 ***	0.04	0.31
Pseud R ²	0.11		0.12		0.08		0.08		0.08		0.18	
対数尤度	-4709.40		-9791.33		-6902.76		-10682.18		-10190.51		-3557.44	
サンプル数	4,404		9,683		5,591		10,151		9,687		3,388	

注1) CGSSとJGSSは、調査主体やサンプル数が異なるため単純比較できないが、質問項目は手法は概ね同一であり、対比可能であると考えられる。
注2) JGSS-2013における「省ごとのジニ係数」欄の数値は、5段階で回答する「居住地域の規模」に応じたジニ係数を適用させ計算したものである。

(出所) CGSS-2003,2005,2008,2012,2013 および JGSS-2012 を元に筆者作成

終章 総括

本論文は、各章において、各種政府統計及び行政記録情報等の個別データを含む各データの特性を踏まえた調整を実施し、データ整備を行ったうえで分析を行った。第1章では、「SDDS プラス」の要請に答え得る四半期別一般政府収支（実物取引）の推計手法を開発し、実際に試算を行うこと通じて推計手法の妥当性の検証を行った。第2章では、2001～2019年度の金融機関別の住宅ローン利子の金額を示し、そのうえで、推計値をSNA上の実績値と比較し、推計精度を確認した。第3章では、1990年代以降の所得税収変動要因について、国民生活基礎調査の個票データを用いて定量的な分析を示した。第4章では、1994～2015年での「家計調査」とSNAの家計貯蓄率の乖離について、概ね説明可能であることを示した。第5章では、2009年の『全国消費実態調査』の個票を用いて、非消費支出及び消費支出の値に所要の調整を加え、どのような高齢者が貯蓄をする傾向にあるのかを明らかにした。第6章では、住民税「非納税義務者」と所得税「非納税者」の相違について明確にしたうえで、「民間給与実態統計調査」を用いて分析している藤原・小川（2016）における税務データを用いた分配側GDPの試算には過大推計の可能性がある点を指摘した。第7章では、JGSS-2012とCGSS-2012の比較においては、中国と異なり日本では相対所得・絶対所・大学ダミー等が有意ではないという文化的背景が存在すると推測されることについて指摘した。

EBPMを推進するためには、各種政府統計及び行政記録情報等の特性に関する整備の研究蓄積が積み重なり、広く学術の場でも特性や調整方法が共有されることが望ましいと考える。森川（2017）において、政策実務者自身EBPが実行されていないことを認識しており、EBPの慣行や組織風土が政策現場に乏しいことが指摘されている。より多くの人々に信頼される社会科学としての定量的分析となるためには、優れた理論モデルとともに、特性を調整したデータが必須である。未調整データで分析した「エビデンス」による誤った政策立案がなされないよう、引き続きEBPM推進としての各種政府統計及び行政記録情報の特性を踏まえた整備に関し、微力を捧げ、貢献してまいりたい。

参考文献

<英文>

- Ando, A. and Modigliani, F. (1963) "The "Life Cycle" Hypothesis of Saving: Aggregate Implications and Tests," *American Economic Review*, 53(1), pp.55-84.
- Antinyan, A. (2016) "Reference Group Income and Subjective Well-Being: Empirical Evidence from Low-Income Transition Economies," *Social Indicators Research*, 127(3), pp.1333-1348.
- Bosworth, Barry P., Burtless, G. and Sabelhaus, J. (1991) "The Decline in Saving: Evidence from Household Surveys," *Brookings Papers on Economic Activity*, 22(1), pp.183-241.
- Diener, E. and Oishi, S. (2000) "Money and Happiness: Income and Subjective Well-Being Across Nations," paper presented at *Culture and subjective well-beings*, pp.185-218.
- EC, IMF, OECD, UN and WB (2009) "System of National Accounts 2008," European Communities, UN website:<https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/sna2008.asp>, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development, United Nations and World Bank.
- Easterlin, R. A. (1995) "Will Raising the Incomes of All Increase the Happiness of All?," *Journal of Economic Behavior and Organization*, 27(1), pp.35-47.
- Fujiwara, H., and Ogawa, Y. (2018) "Estimating Japan's Gross Domestic Income Based on Taxation Data," *The Japanese Economic Review*, 69(4), pp.394-413.
- Hara, R., Unayama, T. and Weidner, J. (2016) "The Wealthy Hand to Mouth in Japan," *Economics Letters*, 141(C), pp.52-54.
- Hausman, J. K. , Unayama, T. and Wieland, J. (2019) "Abenomics, the Housing Market, and Consumption," *Keizai Bunseki [The Economic Analysis]*, 200(2), pp.37-62.
- Hayashi, F., Ando, A. and Ferris, R. (1988) "Life Cycle and Bequest Savings A Study of Japanese and US Households Based on Data from the 1984 NSFIE and the 1983 Survey of Consumer Finances," *Journal of the Japanese and International Economies*, 2(4), pp.450-491.
- Hayashi, F., Ito, T. and Slemrod, J. (1988) "Housing Finance Imperfections, Taxation, and Private Saving: A Comparative Simulation Analysis of the United States and Japan," *Journal of the Japanese and International Economies*, 2(3), pp.215-238.
- Hofstede, G. (1984) "Culture's Consequences: International Differences in Work-Related Values," paper presented at *SAGE Publications*.

- Horioka, C. Y. (2006) "Do the Elderly Dissave in Japan?," paper presented In: *Long-run Growth and Short-run Stabilization: Essays in Memory of Albert Ando* (ed. Lawrence R. Klein), pp.129-136.
- Horioka, C. Y. (2010) "The (Dis)saving Behavior of the Aged in Japan," *Japan and the World Economy* 22(3), pp.151-158.
- IMF (2013) "Quarterly Government Finance Statistics - Guide for Compilers and Users," IMF website: <https://www.imf.org/external/pubs/ft/gfs/manual/gfs.htm>, International Monetary Fund.
- IMF (2014) "Government Finance Statistics Manual 2014 (GFSM 2014)," IMF website: <https://www.imf.org/external/pubs/ft/gfs/manual/gfs.htm>, International Monetary Fund.
- IMF (2015) "The Special Data Dissemination Standard Plus Guide for Adherents and Users," paper presented at *International Monetary Fund*.
- Kaplan, G. and Violante, G. (2014) "A Model of the Consumption Response to Fiscal Stimulus Payments," *Econometrica*, 82(4), pp.1199-1239.
- Knight, J., Lina, S. and Gunatilaka, R. (2009) "Subjective Well-Being and its Determinants in Rural China," *China Economic Review*, 20(4), pp.635-649.
- Nakazawa, M., Kikuta, K. and Yoneta, Y. (2018) "The Saving Behavior of Elderly People in Japan: Analysis Based on Micro-Data from the National Survey of Family Income and Expenditure," *Public Policy Review*, 14(4), pp.691-730.
- Oshio, T., Nozaki, K. and Kobayashi, M. (2011) "Relative Income and Happiness in Asia: Evidence from Nationwide Surveys in China, Japan, and Korea," *Social Indicators Research*, 104(3), pp.351-367.
- Saito, M. (2017) "Central Banknotes and Black Markets: The Case of the Japanese Economy During and Immediately After World War II." Hitotsubashi University, Graduate School of Economics Discussion Paper, No.2017-01, pp.1-40.
- Stephens, M. Jr. and Unayama, T. (2011) "The Consumption Response to Seasonal Income: Evidence from Japanese Public Pension Benefits," *American Economic Journal: Applied Economics*, 3(4), pp.86-118.
- Unayama, T. and Yoneta, Y. (2018) "The Discrepancy Between the Household Saving Rates in Micro and Macro Statistics: An Adjustment Method," *Public Policy Review*, 14(4), pp.765-776.
- Yoneta, Y. (2018) "Mortgage Rate in Japan during the 2000s: The Role of FISIM," (in Japanese), Mimeo.

< 中文 >

- 刘军强·熊谋林·苏阳 (2012) 「经济增长时期的国民幸福感—基于 CGSS 数据的追踪研究」
『中国社会科学』.
- 罗楚亮 (2009) 「绝对收入, 相对收入与主观幸福感——来自中国城乡住户调查数据的经验分析」
『财经研究』.
- 马涛·张雪·马萍 (2014) 「中国沿海—内陆要素跨区流动的统计测度」『统计与决策』.
- 潘文卿·李子奈 (2007) 「中国沿海与内陆间经济影响的反馈与溢出效应」『经济研究』.
- 齐艺莹·张少杰 (1999) 「沿海与内陆高新技术产业开发区经济效益比较研究」『数量经济技术
经济研究』.
- 覃一冬·张先锋·满强 (2014) 「城市规模与居民主观幸福感—来自 CGSS 的经验证据」『财贸研
究』.
- 万广华·张茵 (2008) 「中国沿海与内地贫困差异之解析 : 基于回归的分解方法」『经济研
究』.
- 叶初升·冯贺霞 (2014) 「城市是幸福的“围城”吗?——基于 CGSS 数据对中国城乡幸福悖论
的一种解释」『中国人口·资源与环境』.

< 邦文 >

- 岩本康志·尾崎哲·前川裕貴 (1995) 『『家計調査』と『国民経済計算』における家計貯蓄
動向の乖離について (1) —概念の相違と標本の偏りの問題の検討—』『フィナンシャル
・レビュー』通巻第 35 号, pp. 1-32.
- 上田淳二·杉浦達也·古財篤 (2010) 「所得税の税収変動要因と税収調達力の分析」『KIER
Discussion Paper Series』No. 1003, pp. 1-59.
- 上野俊介·三谷将大 (2013) 「2008SNA 及び四半期別財政統計に係る米国、カナダ等の動向
—米国、カナダ出張報告—」『季刊国民経済計算』No. 151, 内閣府経済社会総合研究所国
民経済計算部編.
- 宇南山卓 (2009) 「SNA と家計調査における貯蓄率の乖離—日本の貯蓄率低下の要因—」,
『RIETI Discussion Paper Series』10-J-003, pp. 1-46.
- 宇南山卓 (2015) 「消費関連統計の比較」『フィナンシャル・レビュー』通巻第 122 号,
pp. 59-79.
- 宇南山卓·米田泰隆 (2018) 「日本の「家計調査」と「国民経済計算 (SNA)」における家計
貯蓄率の乖離—1994 年から 2015 年における日本の家計貯蓄率低下要因—」『フィナンシ
ャル・レビュー』通巻 134 号, pp. 191-205.
- 大竹文雄 (1991) 「遺産動機と高齢者の貯蓄・労働供給」『経済研究』42 巻 1 号, pp. 21-30.
- 大竹文雄·齊藤誠 (1999) 「所得不平等化の背景とその政策的含意: 年齢階層内効果、年齢
階層間効果、人口高齢化効果」『季刊社会保障研究』第 35 巻第 1 号, pp. 65-76.
- 大竹文雄·富岡淳 (2011) 「不平等と幸福度」『日本の幸福度—格差・労働・家族』.

- 大野太郎・中澤正彦・松田和也・菊田和晃・増田知子 (2014) 「家計の税・保険料負担：『全国消費実態調査』を用いた計測」『フィナンシャル・レビュー』通巻第 118 号, pp. 77-94.
- 大野太郎・中澤正彦・三好向洋・松尾浩平・松田和也・片岡拓也・高見澤有一・蜂須賀圭史・増田知子 (2013a) 「家計の所得・消費・貯蓄：『全国消費実態調査』『家計調査』『国民生活基礎調査』の比較」『KIER Discussion Paper Series』No. 1307, pp. 1-80.
- 大野太郎・中澤正彦・三好向洋・松尾浩平・松田和也・片岡拓也・高見澤有一・蜂須賀圭史・増田知子 (2013b) 「家計の税・保険料負担：『全国消費実態調査』『家計調査』『国民生活基礎調査』の比較」『KIER Discussion Paper Series』No. 1309, pp. 1-80.
- 大守隆 (2002) 「GDP 四半期速報の推計手法に関する統計学的一考察」『ESRI Discussion Paper Series』No. 13.
- 小塩隆士・浦川邦夫 (2012) 「主観的厚生に関する相対所得仮説の検証：幸福感・健康感・信頼感」『経済研究』Vol. 63, pp. 42-55.
- 株式会社メトリクスワークコンサルタンツ (2021) 「賃金関連統計の比較検証に関する調査研究報告書」『総務省統計委員会』, pp. 1-72.
- 川口大司 (2013) 「賃金」『日本労働研究雑誌』No. 633, pp. 14-17.
- 河越正明・前田佐恵子 (2013) 「家計行動と SNA～SNA 分布統計を用いた分析例～」『New ESRI Working Paper』No. 28, pp. 1-32.
- 作間逸雄 (2014) 「「貴重品」概念の検討」『Economic Bulletin of Senshu University』Vol. 49 No. 2, pp. 1-16.
- 宍戸邦章・佐々木尚之 (2011) 「日本人の幸福感：階層的 APC Analysis による JGSS 累積データ 2000-2010 の分析」『社会学評論』62(3), pp. 336-355.
- 鈴木俊光 (2018) 「分配 QNA における家計貯蓄率とその変動要因に関する国際比較」『2018 年度統計関連学会連合大会報告集』.
- 高田悠矢・竹内維斗文・吉岡徹哉 (2014) 「分配側 GDP・家計所得支出勘定における四半期速報の検討状況について」『季刊国民経済計算』No. 155, pp. 117-136.
- 高山憲之 (1992) 『ストック・エコノミー』東洋経済新報社.
- 高山憲之・有田富美子 (1996) 「同居高齢者の経済状況」『経済研究』47(2), pp. 144-157.
- 多田隼士・三好向洋 (2015) 「家計収入の把握」『フィナンシャル・レビュー』通巻第 122 号, pp. 25-39.
- 田近栄治・八塩裕之 (2008) 「所得税改革—税額控除による税と社会保険料負担の一体調整—」『季刊社会保障研究』vol. 44, pp. 291-306.
- 田中聡一郎・四方理人・駒村康平 (2013) 「高齢者の税・社会保障負担の分析—『全国消費実態調査』の個票データを用いて—」『フィナンシャル・レビュー』通巻第 115 号, pp. 117-133.
- 中澤正彦・菊田和晃・米田泰隆 (2018) 「高齢者の貯蓄の実態—『全国消費実態調査』の個票による分析—」『フィナンシャル・レビュー』通巻 134 号, pp. 133-166.

- 中澤正彦・松田和也・米田泰隆・菊田和晃（2014）「国民生活基礎調査の個票データによる
所得収変動要因等の定量的分析」『フィナンシャル・レビュー』通巻 134 号, pp.78-95.
- 浜田浩児（2007）「家計調査とマクロ統計の比較と整合化」御船美智子/家計経済研究所編
『家計研究へのアプローチ』第 4 章, ミネルヴァ書房.
- 浜田浩児（2012）「2009 年 SNA 分布統計の推計：2000 年代後半における国民経済計算ベ
ースの所得・資産分布」『季刊 国民経済計算』No. 148, pp. 1-60.
- 日置史郎（2004）「中国の地域格差と沿海地域から内陸地域への浸透効果：地域間産業連関分
析による一考察」『比較経済体制学会年報』Vol. 41. No. 1, pp. 27-78.
- 藤原裕行・小川泰堯（2016）「税務データを用いた分配側 GDP の試算」『日本銀行ワーキン
グペーパーシリーズ』No. 16-J-9, pp. 1-95.
- ホリオカ、チャールズ・ユウジ（1996）「貯蓄と遺産・相続の経済学」高山憲之・チャール
ズ・ユウジ・ホリオカ・太田清編『高齢化社会の貯蓄と遺産・相続』pp. 2-8, 日本評論社.
- ホリオカ、チャールズ・ユウジ・春日教測・山崎勝代・渡部和孝（1996）「高齢者の貯蓄行
動『日本の高齢者は貯蓄を取り崩しているか？—マイクロ・データによる分析を踏まえて』,
高山憲之・チャールズ・ユウジ・ホリオカ・太田清編『高齢化社会の貯蓄と遺産・
相続』pp. 55-111, 日本評論社.
- ホリオカ、チャールズ・ユウジ・渡部和孝（1998）「日本人の目的別貯蓄額—1994 年の『家
計における金融資産選択に関する調査』からのマイクロ・データを用いた推計」チャール
ズ・ユウジ・ホリオカ・浜田浩児編『日米家計の貯蓄行動』, 日本評論社.
- 馬欣欣（2015）「中国における医療保険制度の加入と主観的幸福度—男女別・就業部門別・
地域別分析」『中国の公的医療保険制度の改革』京都大学学術出版会.
- 前田佐恵子（2015）「家計の金融資産・負債について」『フィナンシャル・レビュー』通巻第
122 号, pp. 80-102.
- 三輪芳朗（2000）「日本政府の EBPM 推進の取り組み, その開始から現状に至る過程— 大橋
弘編 [2020]『EBPM の経済学：エビデンスを重視した政策立案』（東京大学出版会）の刊行
を契機に —」『経済学論集』83-1, pp. 55-122.
- 森川正之（2017）「エビデンスに基づく政策形成」に関するエビデンス」『RIETI Policy
Discussion Paper Series』17-P-008, pp. 1-25.
- 八塩裕之（2005）「所得税の限界税率変化が課税所得に与える効果—日本の事業所得者のケ
ース—」『一橋論叢』第 134 巻第 6 号平成 17 年 12 月号, pp. 1135-1158.
- 八代尚宏・前田芳昭（1994）「日本における貯蓄のライフ・サイクル仮説の妥当性」『日本経
済研究』No. 27, pp. 57-76.
- 安川武彦（2002）「平行性の仮定と格付けデータ：順序ロジットモデルと逐次ロジットモデ
ルによる分析」『統計数理』第 50 巻第 2 号, pp. 201-216.
- 矢田晴那（2010）「政策分析ツールとしてのマイクロ・シミュレーションの研究」『フィナン
シャル・レビュー』通巻第 104 号, pp. 189-219.

- 吉沢裕典・小林裕子・野木森実（2014）「日本における生産側四半期 GDP 速報の開発に向けて—英国・米国における推計の検証と導入に向けた検討」『季刊国民経済計算』No. 155, pp. 95-116.
- 吉田有祐・多田洋介（2013）「我が国国民経済計算における四半期税込等の発生主義による記録について—2008SNA 等を踏まえた試論—」, 『季刊国民経済計算』No. 152, pp. 25-48.
- 米田泰隆（2013）「1990 年代以降の所得税収変動要因についての定量的分析—国民生活基礎調査の個票データを用いたマイクロ・シミュレーション—」『ファイナンス』通巻 572 号, pp. 69-76.
- 米田泰隆（2017）「日本のミクロとマクロにおける家計貯蓄率の乖離—「家計調査」と「国民経済計算（SNA）」の分析を通して—」『2016 年度一橋大学大学院経済学研究科修士課程学位論文』 pp. 1-35.
- 米田泰隆（2019）「四半期別一般政府収支の推計手法の開発—IMF「SDDS プラス」への対応に向けて—」『季刊国民経済計算』No. 165, pp. 15-33.
- 米田泰隆（2021）「2000 年代の日本経済における住宅ローンの金利の分析—FISIM の観点から—」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』 pp. 101-112.
- 米田泰隆・黎翰丹（2017）「中国における幸福感とは何か？—中国総合社会調査（CGSS）および日本版総合的社会調査（JGSS）のマイクロデータを用いた分析—」『中国経済経営研究』通巻 2 号, pp. 18-37.
- 黎翰丹（2017）「幸福感の決定要因—中国沿海部と内陸部の違いについて—」『一橋大学大学院経済学研究科修士課程学位論文』.